

平成23年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
3	3	木	本会議（招集日）	<ul style="list-style-type: none"> ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針） ・一部議案審議 	全員協議会	
	4	金	休 会			
	5	土	休 会			
	6	日	休 会			
	7	月	休 会			
	8	火	休 会			
	9	水	休 会			
	10	木	本会議（2日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（6人） 		
	11	金	本会議（3日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・一般質問（4人） 	全員協議会	
	12	土	休 会			
	13	日	休 会			
	14	月	本会議（4日目）	<ul style="list-style-type: none"> ・総括質疑、委員会付託 常任委員会		
	15	火	常任委員会			
	16	水	常任委員会			
	17	木	常任委員会			
	18	金	休 会			
	19	土	休 会			
	20	日	休 会			
	21	月	休 会			
	22	火	休 会			

月	日	曜	日	程	備	考
	23	水	議会運営委員会		全員協議会	
	24	木	休 会			
	25	金	本会議（最終日） ・ 常任委員長審査報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案審議 ・ 陳情 ・ 発議 ・ 報告 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会			

平成23年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成23年 3月 3日

閉会 平成23年 3月25日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案3	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	23.03.03	23.03.25	原案可決	総務
4	さつま町環境基本条例の制定について	〃	〃	〃	文教厚生
5	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
6	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	〃	〃	〃	〃
7	さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
8	さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
9	平成23年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	3 常任
10	平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	文教厚生
11	平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
12	平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
13	平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
14	平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
15	平成23年度さつま町水道事業会計予算	〃	〃	〃	建設経済
16	平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
17	さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について	〃	〃	可決	総務
18	町道路線の廃止又は認定について	〃	23.03.03	〃	—
19	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	同意	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案20	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	23.03.03	23.03.03	同意	—
21	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	〃	〃	〃	—
22	さつま町土地開発基金条例の一部改正について	23.03.25	23.03.25	原案可決	—
23	平成22年度さつま町一般会計補正予算(第11号)	〃	〃	〃	—
24	平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃	〃	—
25	平成22年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	—
26	平成22年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	—
27	平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算(第4号)	〃	〃	〃	—
28	平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃	〃	—
29	平成22年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	〃	〃	〃	—
30	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
31	患者監視装置(生体情報モニタ)購入契約の締結について	〃	〃	可決	—
H21 陳情 6	川内原発3号機増設に係る環境影響評価の県民合意を図るとともに、増設反対を求める意見書の採択について	21.06.17	継続審査		総務
H22 陳情 10	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する陳情書	22.12.06	23.03.25	採択	文教厚生
発議 1	東北地方太平洋沖地震に関する決議	23.03.25	〃	原案可決	—
発議 2	さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について	〃	〃	〃	—
発議 3	町長の専決処分事項の指定について	〃	〃	〃	—
発議 4	「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書(案)の提出について	〃	〃	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
報告 1	平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について	23.03.03	23.03.25	報告済	
報告 2	平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	〃	〃	〃	
	議員派遣の件	23.03.25	〃	決定	
	閉会中の継続審査・調査について	〃	〃	〃	

平成23年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○3月3日(第1日)

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について (提案説明)	6
議案第 4号 さつま町環境基本条例の制定について (提案説明)	6
議案第 5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について (提案説明)	6
議案第 6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について (提案説明)	6
議案第 7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について (提案説明)	6
議案第 8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について (提案説明)	6
議案第 9号 平成23年度さつま町一般会計予算 (提案説明)	6
議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 (提案説明)	6
議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 (提案説明)	6
議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算 (提案説明)	6
議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算 (提案説明)	6
議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 (提案説明)	6
議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算	6

(提案説明)		
議案第16号	平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算	6
(提案説明)		
議案第17号	さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について	6
(提案説明)		
議案第18号	町道路線の廃止又は認定について	18
(提案説明)		
議案第19号	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	19
(提案説明)		
議案第20号	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	19
(提案説明)		
議案第21号	さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について	19
(提案説明)		
報告第1号	平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号)について	21
(内容説明)		
報告第2号	平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	21
(内容説明)		
散 会		22

○3月10日(第2日)

一般質問表		23
会議を開催した年月日及び場所		25
出欠席議員氏名		25
出席事務局職員		25
出席説明員氏名		25
本日の会議に付した事件		26
開 議		27
一 般 質 問		27
新改 秀作議員		27
さつま町地域公共交通総合連携計画について		
米丸 文武議員		33
鳥獣被害防止計画と今後の対策について		
農産物の6次産業化の取り組みについて		
森山 大議員		42
地域医療の確保対策について		
健康づくり対策について		
平田 昇議員		49
庁舎建設について		
食の自立支援事業(給食サービス)の在り方について		
川口 憲男議員		59

景観づくりについて	
内田 芳博議員	7 0
地域資源の活用について	
高齢者の住宅問題について	
延 会	7 7
○3月11日（第3日）	
一般質問表	7 9
会議を開催した年月日及び場所	8 1
出欠席議員氏名	8 1
出席事務局職員	8 1
出席説明員氏名	8 1
本日の会議に付した事件	8 2
開 議	8 3
一 般 質 問	8 3
楠木園洋一議員	8 3
健康づくりについて	
奥さつま米のブランド化について	
県の空き施設の利活用について	
新改 幸一議員	9 2
行政サービスの推進について	
桑園 憲一議員	9 7
林業振興施策について	
農用地の保全対策について	
岩元 涼一議員	1 0 2
町管理施設の長寿命化対策について	
子ども図書館の運営について	
散 会	1 1 1
○3月14日（第4日）	
会議を開催した年月日及び場所	1 1 3
出欠席議員氏名	1 1 3
出席事務局職員	1 1 3
出席説明員氏名	1 1 3
本日の会議に付した事件	1 1 4
議案付託表	1 1 5
開 議	1 1 8
議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	1 1 8
(質疑・委員会付託)	
議案第 4号 さつま町環境基本条例の制定について	1 1 8
(質疑・委員会付託)	
議案第 5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 1 8

(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	1 1 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について	1 1 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について	1 1 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9号 平成23年度さつま町一般会計予算	1 1 9
(総括質疑・委員会付託)	
議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 3 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 3 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 3 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	1 3 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 3 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算	1 3 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算	1 3 3
(総括質疑・委員会付託)	
議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について	1 3 3
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 3 4

○3月25日(第5日)

会議を開催した年月日及び場所	1 3 5
出欠席議員氏名	1 3 5
出席事務局職員	1 3 5
出席説明員氏名	1 3 5
本日の会議に付した事件	1 3 6
開 議	1 3 7
議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	1 3 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 4号 さつま町環境基本条例の制定について	1 3 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 3 7
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について	1 3 7

	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7 号	さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8 号	さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9 号	平成 2 3 年度さつま町一般会計予算	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 0 号	平成 2 3 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 1 号	平成 2 3 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 2 号	平成 2 3 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 3 号	平成 2 3 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 4 号	平成 2 3 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 5 号	平成 2 3 年度さつま町水道事業会計予算	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 6 号	平成 2 3 年度さつま町簡易水道事業会計予算	1 3 7
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 1 7 号	さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について	1 4 9
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 2 2 号	さつま町土地開発基金条例の一部改正について	1 5 0
	(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 2 3 号	平成 2 2 年度さつま町一般会計補正予算 (第 1 1 号)	1 5 0
	(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 2 4 号	平成 2 2 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号)	1 5 0
	(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 2 5 号	平成 2 2 年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 5 0
	(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 2 6 号	平成 2 2 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)	1 5 0
	(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 2 7 号	平成 2 2 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 4 号)	1 5 0
	(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 2 8 号	平成 2 2 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号)	1 5 0
	(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 2 9 号	平成 2 2 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号)	

.....	1 5 0
(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 0 号 さつま町教育委員会委員の任命について	1 7 4
(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 3 1 号 患者監視装置(生体情報モニタ)購入契約の締結について	1 7 5
(提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
平成 2 2 年陳情第 1 0 号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対す る陳情書	1 7 8
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第 1 号 東北地方太平洋沖地震に関する決議	1 7 9
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第 2 号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について	1 8 1
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第 3 号 町長の専決処分事項の指定について	1 8 1
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第 4 号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書 (案)の提出について	1 8 3
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 1 号 平成 2 2 年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予 算(第 2 号)について	1 8 3
(質疑)	
報告第 2 号 平成 2 3 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算につい て	1 8 3
(質疑)	
議員派遣の件	1 8 6
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について	1 8 6
(決定)	
閉 会	1 8 6

平成23年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成23年3月3日

平成23年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成23年3月3日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 平木場達郎君	議事係主査 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	建設課長 三浦広幸君
介護保険課長 中村慎一君	耕地林業課長 山口良一君
健康増進課長 村山茂樹君	商工観光課長 赤崎敬一郎君
環境課長 貴島晃人君	水道課長 脇黒丸猛君
総務課長 紺屋一幸君	企業誘致対策室長 湯下吉郎君
財政課長 下市真義君	
税務課長 萩原康正君	

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 4号 さつま町環境基本条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 9 議案第 7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について
- 第10 議案第 8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について
- 第11 議案第 9号 平成23年度さつま町一般会計予算
- 第12 議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第13 議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第14 議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第15 議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第16 議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第17 議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算
- 第18 議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第19 議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について
- 第20 議案第18号 町道路線の廃止又は認定について
- 第21 議案第19号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第22 議案第20号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第23 議案第21号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第24 報告第 1号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算(第2号)について
- 第25 報告第 2号 平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第2回さつま町議会定例会を開会します。

本日の会議に、農業委員会会長から本定例会に欠席する旨、また教育委員会委員長から本日の会議に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、16番、市来修議員及び17番、新改幸一議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月25日までの23日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月25日までの23日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので、口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明をします。

鹿児島県町村議会議長会の第62回定期総会が、平成23年2月24日、奄美市において開催されました。総会では、会務報告並びに平成21年度決算及び23年度事業計画、予算等が承認、決定されたほか、新時代に対応した地方自治の確立を推し進めるべく8項目の決議が出されました。また、環太平洋連携協定（TPP）交渉への対応に関する特別議決もあわせて行われたところであります。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体等の監査結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。

また、さつま町教育委員会から、事務事業及び教育委員会活動、自己点検評価、結果等の報告がありましたので、お配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。

町長の報告を許します。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、別冊で、13ページから印刷してお配りしてあるところでございますが、九州新幹線全線開業に向けた本町の特産品の販路拡大と観光PR及び12月27日に行いました空港バス停留所の新設に関する要望並びに2月7日に行われましたダム発電関係市町村全国協議会理事会について、補足して報告をいたします。

昨年9月、本町観光夢大使として委嘱をいたしました風月堂の馬場甚史朗社長に、本町特産品のPRと販路拡大について御協力のお願いをしておりましたところ、鹿児島中央駅新幹線コンコース内の改札口近くの、最も目につきやすい場所にあります「The さつま」、いわゆる土産品店でございますが、それと同じコンコース内にありますイタリアレストラン「葡萄乃樹」内に町内の特産品のPR及び販売について御提案をいただきまして、すぐさま九州新幹線全線開業に合わせて出店できるように、関係部署に指示をいたしておったところでございます。

その後、1月末にJA北さつまと馬場社長など関係者との協議の結果、28品目の取り扱いがまとまりまして、2月18日から「The さつま」の一角にさつま町特産品コーナーを常設をしまして、本町の特産品、あるいは観光ポスターの掲示、あるいはこのガイドブックなどの展示もできることとなったところでございます。

今後は、まず、この「The さつま」を本町のアンテナショップとしまして、積極的に活用しながら、さらなるPRを図ってまいりたいと考えております。

また、九州新幹線全線開業の記念イベントが、博多駅の「さくらフェア」というのが3月5日から6日まで2日間ありますので、これは3月3日に博多駅のJR九州ホールがグランドオープンということになっておりますけれども、この3月5日から6日の2日間にかけて、さつま町から20名、五ツ太鼓等の参加をいたしまして、両日ともに20分間のステージを使いまして、太鼓の披露とかあるいはPRを行って会場内でチラシ等の配布を行う予定でございます。

それから、鹿児島県内の新幹線の停車駅でございます、鹿児島中央駅、川内駅、出水駅におきまして、イベントが行われる予定でございます。川内駅のイベントにおきましては、3月の12日それから13日、2日間でございますが、川内駅の西口駅前広場で行われますので、観光宣伝と「ちくりん鍋」の参加をする予定にいたしております。

それから、出水駅のイベントにおきましては、同じく3月の12日から13日、さつま町からは物販を行うことにいたしております。工芸センターの特産品、それから6次産業化で進めておりました中で、本町の農産物を利用しましたドレッシング、「さつまのかほり」を作製をされました杉田さん、こういう皆さん方が参加して、また農政課のほうも参加をいたしましてPRに努めていきたいと思っております。

それから、同じく鹿児島中央駅の関係につきましては、3月12日、チラシの配布を行うことで計画をいたしております。

新しく、この「さつま」という、こういう配布用のパンフレットの袋とか、あるいはこれまで作成をいたしました本町の観光宣伝のいろんなパンフレット、それからさつまのイベントだより、当面行われます、泊野の観光たけのこ園のオープン、それから鶴田の上野さんちの岩つつじの満開のチラシとか、あるいはこの5月の3日のさつま町の「春まつり」、それと5月の14日ある

いはこの20日から始まる「ホテル舟」、こういったことを中心に宣伝をしたいと思っております。あわせて、さつま町の優良住宅の案内ということで、佐志のニュータウン、それから鶴田の赤坂ニュータウン、湯田原のニュータウン、そのほか町内の住宅団地のチラシも一緒にPRをしながら、分譲の促進を図っていきたいと思っておりますのでございます。

なお、ポスターも新しく作成をいたしたところでございます。（資料を示す）これはまだ実物大よりもちょっと小さいですけど、これより大きくなるわけでありましたが、こういうさつま町の個性と申しますと、やっぱりこの「ホテル舟」であるというふうなことで、これを大きくアピールをしていきたいと思っておりますのでございます。

そのほかにも、早掘りタケノコの関係、西郷梅、それからちくりん鍋、温泉、それからガラス工芸館、こういったものがございまして、こういったことを主要な駅、博多、小倉、長崎、佐賀、大分、熊本、鹿児島中央、そういったところに5月の1日から30日までの1カ月間掲示をしていくように、JRとは協議をいたしておるところでございます。

そのほかの新大阪あるいは広島、岡山ということがございまして、それについても随時協議をして掲示をしていきたい、PRにつなげていきたい、と思っておりますのでございます。

次に、12月27日に行いました南国交通株式会社への要望についてであります。これについては、エアポートシャトルバスの停留所の新設について要望を行ったものでございます。

町民の利便性と観光案内所の有効活用を図る観点から、宮之城鉄道記念館前に空港バスの停留所を新設いただくように、中尾町議会議長、小牧商工会長、そして先にお亡くなりになりました上大迫観光協会長と一緒に、南国交通株式会社の今村社長にお会いしまして、要望を行なってきたところでございます。

今村社長の回答では、前向きに検討をしていきたいというようなことでございましたが、既に、社長自ら、先日現地やコースを視察されまして、その際役場にも立ち寄っていただきまして、新しいダイヤ改正がある4月に検討をしていきたいとの前向きな考え方のことをお示しをいただいたところでございます。

次に、2月7日のダム発電関係市町村全国協議会理事会で報告されました、水力発電施設周辺地域交付金の見直しについてであります。この交付金の見直しについては、これまで随時報告をしてきておりましたが、2月の7日の全国理事会において最終報告がありましたので、御報告をいたします。

今回の見直しによりまして、交付期間が30年間、いわゆる満了の年というのが平成22年度、今年度で終わりということでございましたので、これが失効するということになりますと、非常に財政的にも負担が大きくなるというようなことでございましたので、強く要望を重ねてまいっておったところでございますが、結果的に、さらに10年間延長するということがございます。したがって、30年間が40年間ということになったところでございます。

なお、交付金の単価につきましても、当初現行の1キロワット時7.5銭を3分の1にするというような案でございましたけれども、2.5銭まで引き下げるということでございましたが、これが1キロワット時5.9銭まで、いわゆる78.7%まで回復をすることになりました。

また、平成23年度は、激減緩和措置を講じるということになったところでございます。これによりまして、1市町村当たりの最低補償額におきましても、当初の、現行の450万円を300万円まで引き下げるという案から、440万円のところまでこの引き下げがとどまったということでございます。

本町の場合も、これまでの2,790万円というのが、当初の案では730万円、約2,000万円の減額、74%減という、非常に厳しい見込みでありましたけれども、結果的に1,860万

円、3分の2のところでは落ち着くというところになったところでございます。

全国の469市町村が危機意識を持って、私も鹿児島県のこの協議会の会長という立場から、全国の協議会の役員の方々と一緒になって強力に関係先に要請を行ってきたところ、事情を酌み取っていただいたということは、大変ありがたく思った次第でございます。

以上で、町長の報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第6「議案第4号 さつま町環境基本条例の制定について」、日程第7「議案第5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第8「議案第6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第9「議案第7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について」、日程第10「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第11「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」、日程第12「議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第13「議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第14「議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第15「議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第16「議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第17「議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算」、日程第18「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算」、日程第19「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第5「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から日程第19「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」まで、以上の議案15件を一括して議題とします。

各議案について町長の提案理由並びに平成23年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平成23年3月議会定例会の開会に当たりまして、私の町政運営についての基本的な考え方を明らかにいたしますとともに、平成23年度予算を初めとする諸議案について、その概要を御説明申し上げます。

昨年、宮崎県での口蹄疫の発生による「緊急事態宣言」の発令や、ことしに入ってから出水市での「高病原性鳥インフルエンザ」の発生による感染拡大阻止に向けて迅速な初動防疫措置の実施体制を確立してまいりました。また、さつま町合併5周年という記念すべき年に合わせ、記念式典や郷土芸能祭など多くの町民の御参加をいただき、盛大かつ成功裏にとり行うことができました。

さらに、町政の羅針盤となるべき総合振興計画後期基本計画の策定を行い、平成23年度から平成27年度までの5カ年間の基本的な施策を推進することといたしました。その中で、3つのチャレンジ、まちづくり重点プロジェクトとして「元気」農林・商工業のまちづくり、「安心」健康と福祉のまちづくり、「郷土愛」ふるさとに自信と誇りを持てるまちづくり、の3つを掲げまして、そのキーワードは「人づくりと地域資源の活用」と決めました。

これらの実現のため、私の町政運営の基本である3つの姿勢のもとリーダーシップを発揮し、マニフェストの4本柱の戦略宣言の一層の推進を図り、「町民が夢と希望の持てる元気なまち」を目指して、力強く前進する年にしてまいりたいと決意を新たにいたしております。

御承知のように、一昨年、歴史的な政権交代が行われ、さらには、昨年の参議院議員選挙において野党が過半数を占めるという、衆参ねじれ現象となったことから、今日、政局は混迷の度を一層増しております。新政権においては、地方の自己決定、自己責任による「地域主権」という考え方や、「新しい公共」に係る取り組みを進めることとされており、それぞれの自治体による独自の取り組みが求められております。

国の予算においては、「デフレからの脱却」「国民の生活を第一に」などの理念のもと、「新成長戦略」を着実に推進することとし、成長と雇用拡大を実現するとの基本的な考え方により、前年度をわずかながら上回る予算規模となっております。また、歳入面では、企業収益の回復等により税収の増加も期待される一方で、社会保障費や公債費が高い水準で推移することが予想され、依然として厳しい財政状況となっております。

我が町においても、今、「変わる勇氣、変える元気」こそ「大胆改革さつま」推進の基本であり、すべての町民が共通した課題として認識することが必要であります。老若男女を問わず、町民の一人一人が能力を十分に発揮できる社会の実現こそ、真の安らぎや豊かさを実感できるまちであると考えており、昨年、策定いたしました「第2次行政改革大綱」を基本とし、無駄を排除し、財政の健全化をなお一層進めてまいり所存であります。

特に、定員管理につきましては、職種ごとの定数管理、権限移譲等による事務量の増加、本庁舎建設に伴う組織機構の見直しなどを踏まえ、新たに平成26年度を目標とする「定員管理計画」を策定し、適正管理に努めることといたします。

また、公の施設のあり方、管理のあり方につきましては、現在プロジェクトチームで精査中ですが、早い機会に施設ごとの整理を行い、管理経費の削減につなげていきたいと考えております。

それでは、本年度の主な事務事業や推進方策について御説明申し上げます。

第1に「豊かな地域資源を核とした活力ある産業のまち」であります。農業・農村の役割は、生命の源である「食」の生産を営み、水、緑、環境の保全等多面的機能を有しています。しかしながら、国内の現状は、農業従事者の減少と高齢化を初め、農地面積、農業生産額、農業所得の減少などが進み、地域コミュニティの維持が困難となっている地域もあります。一方ではTPP・WTOなどの国際的農産物貿易交渉において、門戸開放への圧力もあり、産業としての持続が危ぶまれています。

このように、内外を取り巻く危機的な状況を克服し、農業・農村、農業者が未来に明るい展望

を抱けるような環境づくり、再生が急務となっています。このようなことから、農業・農村環境の維持保全を図るため、昨年度から第3期としてスタートしました「中山間地域等直接支払制度」における各集落協定の目標達成への取り組みをより一層支援してまいります。また、有害鳥獣の被害が深刻化いたしておりますので、農家の生産意欲を高めるため、電気さく設置助成事業を拡充し、被害抑止・農地保全に力を注いでまいります。

水田・畑地農業対策については、本年度から本格的に始まる「農業者戸別所得補償制度」の活用促進を図るとともに、米を取り巻く今後の環境整備については、関係機関等で研究・検討を進め、農家の所得向上に努めてまいります。

梅については、ここ数年、気象条件等により生産の不安定が続いていることから、スプリングラーの試験展示圃設置など、生産安定対策への取り組みを進めてまいりましたが、本年度も梅振興会の組織強化や「薩摩西郷梅」のブランドづくりのため新たな支援をしてまいります。また、ナシ・キンカン・カボチャ・里芋などの地域特産品に、加工・流通・販売までつなげる6次産業化をさらに推進し、農家所得向上に努めてまいります。

農畜産物の有利販売のため、JA北さつまと連携したトップセールスを実施し、「薩摩のさつま」ブランドの確立に取り組んでまいります。お茶につきましては、さつま町茶生産協会と連携をし、昨年4月から始めた婚姻届出者への「お茶と急須セット」の贈呈を引き続き行い、リーフ茶の消費拡大に努めてまいります。

畜産振興についてであります。昨年、宮崎県で「口蹄疫」が発生しましたが、懸命の防疫作業により、本県への侵入を阻止することができました。これを教訓として、かねてからの防疫徹底の指導に努めてまいります。

肉用牛振興対策については、優良雌牛の保留導入や肥育素牛導入に対する町単独補助制度により経営の維持・拡大を図るとともに、多頭飼育農家を対象とした畜産基盤再編総合整備事業により飼料生産基盤や農業用施設等の整備を促進し、「さつま牛」のブランド確立に努めてまいります。

なお、伊佐市も含めた「子牛せり市」が本年5月から毎月本町で行われるため、市況の活気が期待されているところであります。また、平成24年度に長崎県において、「第10回全国和牛能力共進会」が開催されることから、大会に向けた取り組みを関係機関・団体と一体となって進めてまいります。

次に、担い手の確保と集落営農の推進につきましては、JA北さつま及び県とのワンフロア化を継続し、制度、技術、経営面で専門性の高い指導や情報提供など、機能性の高い支援を行ってまいります。特に、集落営農につきましては、発展的な活動に取り組んでいる集落を特定し、重点的かつ具体的な支援を行い、経営体としての基盤の確立と生産性の向上を図ってまいります。

農業基盤の整備であります。本年度は、県営中山間地域総合整備事業により、柏原地区及び宮之城地区におきましては、「圃場整備地区の補完工」、「農道・集落道整備」、「用排水施設整備」及び「イノシン、シカ害の防護さく整備」を実施してまいります。また、基幹農道船木地区、家畜市場前の農道でございますが、引き続き整備をするとともに、団体営事業としまして平川下地区のため池整備を引き続き実施してまいります。

次に、林業関係であります。世界的な低炭素社会づくりの動きや、国の林業木材産業活性化政策の積極的な推進等により、林業振興に明るい兆しも見え始めているところであります。コンクリート社会から木の社会への変革を目指して、国が新たに作成した「森林・林業再生プラン」に基づき、本町の森林整備においても、集約的な森林施業の推進や、効率的な林道等の路網整備の促進に努めてまいります。

また、近年の国産タケノコの需要拡大や、本町へのチップ工場の立地・稼働という追い風を逃さないよう、豊富な竹資源を生かした竹材の生産・活用促進や、四季を通じたタケノコ生産への取り組みの強化により、竹の産地づくりを図ってまいります。

次に、商工業振興につきましては、昨年度に引き続き小売業等店舗改装支援事業など、町商工会と連携しながら商工業の支援を行ってまいります。あわせて、買い物支援事業システムにつきましても検討を進めてまいります。また、本年度新たに、旅館業等の施設整備に対する補助事業を創設し、町内宿泊施設の環境整備による観光客受け入れの支援をしてまいります。

雇用対策では、ふるさと雇用再生特別基金事業と緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、9事業で延べ26名の雇用確保に努めてまいります。

次に、観光についてであります。九州新幹線全線開業を本町観光客受け入れのチャンスととらえ、町観光協会と一体となって、大型観光ポスター、観光ガイドブック、ラジオ放送の宣伝媒体、鹿児島中央駅でのアンテナショップ等を活用するとともに、観光キャンペーン推進事業に取り組んでまいります。

また、昨年創設した「さつま観光夢大使」の活動とあわせ、町民一体となったおもてなしのできるまちづくりを進めてまいります。そのほか、コンベンションタウンの推進につきましても、スポーツ合宿のまちや幅広い文化活動、各種会合も開催できる「さつま町」をPRするとともに、関係機関との連携強化を図りながら、積極的な誘致活動と情報発信に努めてまいります。

次に、企業誘致対策であります。昨年企業立地促進制度の拡充を行いました。そのことが功を奏したこともあって、3企業の立地協定が実現をいたしました。引き続き情勢を見きわめ、企業訪問を積極的に行いながら、企業ニーズに対応したきめ細かいサービスとアフターフォローを推進し、あわせて雇用機会の確保を図ってまいります。

次に、土地開発公社保有の分譲宅地の販売については、7区画の処分ができましたが、本年度もトップセールスやチラシ折り込み、住宅メーカー訪問など販売促進活動を活発化し、町の助成策等をPRしながら早期の処分・販売促進に努めてまいります。また、工業団地など造成単価の高騰対策としての町資金運用についても引き続き実施してまいります。

第2に「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち」であります。本町の健康づくりの指針であります「健康さつま21」に基づき、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを効果的に推進するため、「栄養・食生活」など7つの領域にわたり、引き続き健康相談、訪問指導、各種健診及び各種がん検診等を実施します。

また、本年2月の町民大会で宣言した「健康づくり推進のまち」に基づき、「健康づくりコーディネーター」を新たに設置し、各種研修会等の企画・実践により、町民のすべてが健康と食に関心を持ち、健康で自立した生きがいの持てる生活が送れるよう積極的に推進してまいります。昨年から実施しておりますヒブワクチンなどの任意予防接種助成につきましては、本年度も継続して実施するとともに、国の補助金を活用して接種助成率の上乗せを行ってまいります。

また、本年度から新規事業として「こうのとり支援事業」を実施し、不妊治療費の助成を行い、少子化対策に努めてまいります。なお、地域医療の核である薩摩郡医師会病院の医師確保については、喫緊の課題でありますので、医師会、行政機関、住民代表等による「地域医療を考える懇話会」を設置し、対策を講じてまいります。

次に、高齢者福祉についてであります。本町の高齢化率は35%台を推移しながら、町民の約3人に1人が65歳以上という超高齢社会が続いております。その中で、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯も5,000人を超え、町全体の約22%を占めていることから、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていただけることが何より求められております。

したがって、福祉サービス等の情報提供とともに、災害時要援護者登録制度の推進、公民会福祉無線の整備、見守り体制を主体としたネットワークづくりの支援強化など、住民の協働による地域福祉社会実現に、さらに取り組みを進めてまいります。また、地域における「助け合い」、共助に結びつく組織づくりのため、地区または公民会を単位とした「福祉部」の設置を引き続き推進してまいります。

本年度は、第4期高齢者福祉計画の3年目になりますが、平成24年度から3カ年間で期間とする第5期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画を策定することにしております。変革する地域社会に相応した計画を策定し、思いやりと温かさがはぐくむ地域福祉創造のまちづくりを目指す所存であります。

次に、児童福祉であります。次世代を担う子どもたちの成長を社会全体で支えることを目的に、子ども手当が創設されてから2年目を迎えようとしております。子育てに対する経済的な負担感は大きく、町におきましても引き続き「すこやか子育て支援手当」や多子世帯を含めた保育料の軽減措置を実施し、子どもたちが健やかに成長できる環境と経済的負担の軽減に努めてまいります。

また、障害者福祉につきましては、本年度は第3期障害福祉計画を策定し、障害福祉の充実に努めてまいります。新たな取り組みとしまして、近年増加しつつある発達障害の支援策として、本町内での療育の実施が長年の課題でありましたが、いよいよ本年度児童デイサービスが実現する運びとなりました。可能性を秘めた子どもの一人一人の発達を見きわめ、個別的・集団的に必要な療育を行い、個々の成長・発達を促すことで就学の間へつなげていけるものと信じております。

さらなる住民サービスの向上を図るため、本年4月から新たに旅券事務の申請・交付業務を開始いたします。これにより、より身近な場所でパスポートの申請・交付が可能となりますので、町民の利便性が図られるものと思っております。

次に、人権同和対策であります。人権問題を全町民の課題としてとらえ、「さつま町人権尊重のまち宣言」、「さつま町人権擁護に関する条例」、「さつま町人権教育推進計画」を基本に、同和問題を初め、障害者・女性・子ども・外国人等に対する人権意識の高揚に努め、思いやりと優しさに満ちたまちづくりのために、さらなる努力を傾注してまいります。

第3に「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」であります。

平成22年3月に策定しました「さつま町教育振興基本計画」の基本理念「時代の変化に主体的に対応できる人間性豊かでたくましい人材の育成」、「さつま町の教育的な伝統や風土を生かした活力ある教育活動の推進」を踏まえ、各施策を実施し、その具現化に努めてまいります。

社会教育の推進につきましては、特に将来を担っていく健全な青少年の育成が重要であります。地域や各種団体と連携して社会全体で青少年を育成していくことはもちろんであります。家庭教育におきましても、親子のふれあいのあり方などが子どもの将来の成長に大きな影響を与えると言われております。

そのため、読書による心豊かな子どもづくりの取り組みとしまして、ブックスタート事業や図書室における読書活動に加え、「子ども図書館」の整備により幼少の頃から読書に親しむ活動とふれあい交流の促進に努めてまいります。そして、これらを効果的に推進するため、読書活動推進協議会（仮称）を立ち上げ、幅広く意見も伺いながら進めてまいります。

また、「さつまの日」の推進を図るとともに、地域活動や生涯学習等の拠点施設であります公民館等につきましても、そのあり方等につきましても、検討をしてまいります。

社会体育の振興では、本年度は「町民体育祭」を開催いたしますとともに、昨年、口蹄疫の影

響でやむなく中止しました「NHKラジオ体操・みんなの体操会」を7月の27日に本町で開催し、運動による健康や体力づくりの推進を行い、また県民体育大会ラグビー競技が本町で開催されますので、その支援に努めてまいります。

次に、学校教育についてであります。ふるさと「さつま町」の教育的素材を生かした教育、いわゆる郷土教育を「さつま学」と銘打ち充実させるとともに、学力の一層の定着、豊かな人間性をはぐくむ道徳教育の充実、気力・体力の向上などを図りながら、「たくましく志の高い児童生徒」の育成に努めてまいります。

このため、各学校においては、「早寝・早起き・朝ごはん」等を実践するなど、私のマニフェストの趣旨を生かした特色ある教育活動に対しては、引き続き財政的な特別支援を行うとともに、地域や保護者に信頼される学校づくりを進めてまいります。

また、読書が、児童生徒の豊かな感性をはぐくむために重要な意義を持つことから、「さつま読書のすすめ」としまして作成しました学年別の推薦図書を中心に、読書活動の充実も図ってまいります。さらに、小学校と中学校との授業や体験活動の交流を図り、小中連携教育の一層の充実にも努めてまいります。公立幼稚園につきましても、教育活動の充実を図り、保護者の子育て支援に資するよう一層充実した取り組みを進めてまいります。

次に、学校施設・設備等の整備についてであります。耐震化を進め、安全・安心な施設の整備や設備品等の整備を進め、児童生徒が安心して学べる教育環境の充実を進めてまいります。学校再編につきましては、平成21年6月に答申された「さつま町立小中学校の規模等の適正化について」を尊重しながら、具体的な実施方策を検討してまいります。

学校給食は、児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであります。このため、単に学校給食のみならず、食生活の果たす役割への理解が家庭にもつながるよう取り組みを進めてまいります。

また、「地産地消」に向けた取り組みを関係機関と連携しながら、一層の推進を図ってまいりますとともに、給食センターの統廃合についても、児童生徒の推移を見きわめ、具体的な方策等を検討してまいります。

次に、文化の振興についてであります。すぐれた芸術鑑賞機会の拡充や地域に根ざした心豊かで個性ある文化活動を推進するとともに、青少年を初め、だれもが郷土に愛着と誇りを持てるよう、郷土の歴史や伝統的な文化に触れ、学ぶ「さつま学」の充実に向けた取り組みを、学校や各文化団体等と連携して進めてまいります。各地域に受け継がれている郷土芸能につきましては、引き続き保存会等の保存・伝承の取り組みを支援してまいります。

また、歴史資料や文化財につきましては、先人の貴重な財産として保存に努めるとともに、歴史資料センターは交流拠点としての活用も図ってまいります。

第4に「自然と調和した便利で快適なまち」であります。道路は、豊かな地域社会、活力ある町民生活を支える根幹となるものであります。地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら、計画的な道路整備に努めるとともに、地域高規格道路「北薩横断道路」の早期開通に向け、「薩摩道路」から「泊野道路」間の調査区間への早期格上げについて、関係各機関との連携を図りながら引き続き努力してまいります。

町営住宅につきましては、佐志ニュータウンに町営住宅2棟4戸の建てかえを行い、また、既設町営住宅の長寿命化計画を策定して、早期の管理・修繕を行うことで、更新コストの削減を目指しながら、快適で安心して暮らせるよう良好な住環境の整備に努めてまいります。

河川激特事業につきましては、本年度で橋梁などの一部を除き、各事業計画区域において工事が完了いたします。また、鶴田ダム再開発事業が本格的に工事着手されますので、工事の促進と

あわせ「さつま町安全安心会議」を軸に、各関係機関と連携を密にし、住民のさらなる安全対策及び情報提供に努めてまいります。

次に、消防業務についてであります。火災予防対策の強化を図るため、防火思想の一層の普及に努めるとともに、住宅用火災警報器の設置状況は県内トップであります。引き続き設置促進を図ってまいります。救急業務につきましては、増加する救急搬送の実態を踏まえ、真に必要な救急活動の啓発とともに、救命率の向上を図るため、住民に対する応急手当の普及を推進し、救急救命士のさらなる資質の向上に努めてまいります。

また、地域防災力の充実強化を図るため、消防団車庫や消防車両及び資機材等の更新を行うなどの施設整備を進めるとともに、各分団に設置いたしました消防災害支援隊との連携に努めてまいります。近年、予測困難な局地的な豪雨によりまして、住民の生命・財産が脅かされる災害が各地で発生をしていることから、防災関係機関との緊密な連携を深めるとともに、自主防災組織の育成強化や防災訓練の充実に努めてまいります。

県内においては、高齢者が犠牲になる交通事故が7割を占め、高齢化率の高い本町においては、事故の増加が危惧される場所であり、警察署、交通安全協会等関係機関と連携した町民総ぐるみの交通安全運動を展開してまいります。防犯事業におきましては、公民会で設置する防犯灯のうち、新たにLEDで整備する場合には、補助限度額を増額して補助を行ってまいります。

なお、昭和56年以前に建築された木造住宅の地震による倒壊の被害を防ぐため、耐震診断と耐震改修工事の費用に対する補助制度を新たに創設し、安全・安心なまちづくりに努めてまいります。

第5に「人々の生活視点から創る環境美化の町」であります。

地球規模の環境の変化に伴い、環境問題に対する関心が高まっておりますが、本町においても環境保全に対する取り組みを総合的かつ計画的に推進する必要から、環境基本条例を制定し、町民全体の環境意識高揚にさらに努力してまいります。

環境センターやクリーンセンターについては、施設設置後10年以上経過し、毎年大規模な修繕を実施しているところではありますが、効率的な運転管理に努め、経費削減を図るために、平成24年度からクリーンセンターの一部を民間へ委託する計画で、本年度その準備を進めてまいります。また、ごみ処理の業務委託については、競争原理の観点から契約方法を見直すことで事務を進めているところでもあります。

ごみの減量化の取り組みについては、蛍光管の回収を新たに始めるとともに、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、不法投棄の監視や回収等についても取り組んでまいります。河川の浄化対策としての小型合併処理浄化槽の設置補助につきましては、引き続き実施し、単独処理浄化槽の撤去費に対する補助についても取り組んでまいります。

第6に「住民と行政が協働するまち」であります。

各区公民館にお願いしました「地域づくり活性化計画」が町内全地域で策定が完了する機に合わせて、これまでの「地域活動支援事業」を「地域元気再生事業」に衣がえし、従来の地域支援事業を「地域活性化型事業」に、元気再生事業に係る事業を「提案公募型事業」に整理いたしまして、共生・協働による活力ある地域づくりや、地域の課題解決、また、地域の創造的な事業を支援し、元気のある地域づくりを推進してまいります。

次に、地方交通対策の関係であります。地域の基盤である公共交通の利便性の向上を図り、活用することで地域力の維持・向上につなげることが求められております。特に、高齢化が進行している中での買い物、通院等の移動手段として公共交通の重要性が高まっております。持続可能な公共交通体系を実現するため、策定中の「地域公共交通総合連携計画」に基づき、効率性・

利便性の高い新たな交通手段をことし秋からの運行を目指して努力してまいります。

次に、テレビ難視聴解消対策については、本年7月24日からデジタル放送完全移行に向けて、国・県と連携しながら難視聴対策を進めてきたところではありますが、引き続き完全移行後の難視聴が生じないよう関係機関と連携した対策を講じてまいります。

次に、新庁舎建設についてであります。昨年10月に策定した「基本構想・基本計画」に基づき準備を進めており、具体的には、本年4月から「庁舎建設推進室」の体制を整備し、学識経験者や大学の専門家の意見をお聞きしながら、設計業者の選定を初め、基本設計及び実施設計を行ってまいります。

次に、交流事業であります。昨年11月、青森県鶴田町との友好交流協定の締結を行いました。本年度は道の駅「あるじゃ」の10周年記念事業への本町特産品の出展と「さつま町コーナー」の新設をしていただくことから、本町特産品販売所との物産を主体とした交流を図ってまいります。中種子町とは、引き続き青少年交流を継続してまいります。

次に、平成23年度予算編成の概要について申し上げます。

平成23年度の地方財政は、企業収益の回復等により、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加する一方、社会保障関係費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、定員削減等による給与関係経費が減少してもなお、依然として大幅な財源不足が生じるものと見込まれております。

このため、「財政運営戦略」に定める中期財政フレーム及び「概算要求組みかえ基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、地方の一般財源総額について、実質的に平成22年度の水準を下回らないよう確保することとされたところであります。

これまで財政の健全化を図るべく、行政改革を推進し、人件費、公債費2億7,400万円の縮減等により、経常収支比率98.0%から91.4%に、実質公債費比率18.5%が18.0%となり、平成22年度は国が示す18%以下に確実に好転する見通しであります。一方、年度間の財政調整を図るための基金や特定目的基金についても新たに7億1,700万円の積み増しを行ったところでありますが、平成22年度においても積み立てを行って安定的な財政運営に努めております。

このような状況を踏まえながら、私にとりまして2度目の当初予算編成となったわけではありますが、今回の当初予算は、総合振興計画の後期基本計画の重点プロジェクトを基本としながら、町政マニフェストに掲げております4本柱の戦略プロジェクトを中心に、年間予算を編成いたしました。平成23年度さつま町一般会計予算の総額は、127億8,600万円で、昨年度に比較いたしまして0.4%、5,400万円の減となったところであります。

これまで財政の健全化に向けて、予算規模の縮減に努めてまいりましたところ、社会保障関連経費の自然増や議会議員の年金廃止に伴う議会議員の共済費4,116万8,000円などの増加要因がある中で、人件費・公債費等の義務的経費の削減が一段と図られたことなどから、前年度を下回る予算規模となったところであります。しかしながら、実質的には23年度事業と執行が重なる22年度国の補正予算関係事業費を加えますと、1.8%の増となるものであります。

予算の性質別内訳は、義務的経費が76億6,907万5,000円で、1.3%、1億283万1,000円の減、投資的経費が12億3,117万1,000円で、0.4%、458万1,000円の増、物件費などその他の経費が38億8,575万4,000円で、1.2%、4,425万円の増となっております。

歳入面におきましては、先ほども申し述べましたとおり、国において、地方の一般財源総額について、昨年度並みには確保対策が図られたところであります。地方交付税については1.0%、

5,956万3,000円の増、県支出金については11.1%、1億394万9,000円の増、また繰入金は47.1%、1億660万円の増とするなどの一方で、町債については、大幅な減額となった臨時財政対策債の影響から20.6%、2億9,830万円の減となっております。

「大幅な」の前のところに「町債については」をちょっと挿入をいただきたいと思います。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が31億9,769万3,000円で全体の25%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が95億8,830万7,000円で、75%となっております。繰入金の増と町債の減で若干自主財源比率が好転したかに見えますが、まだまだ依存財源の体質にあるところであります。

財政運営を取り巻く環境は、国や地域経済環境の急激な好転は望めない中で、また、混迷が続く国会運営の影響で、国の予算や予算関連法案の行方が把握できないなど、厳しい状況に置かれておりますが、引き続き行財政改革を推し進め、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、特別会計の関係でございますが、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。国民の生命と健康を支える医療制度は、年金制度と並ぶ社会保障の基盤であります。近年、急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境は大きく変化しております。

さらに後期高齢者医療制度の見直しなど、医療制度改革が進められてきております。このような中、本年度の予算総額は31億6,607万8,000円で、前年度の当初予算と比較して224万円、0.1%の減となり、この主な要因は、保険給付費等の減によるものであります。

「特定健康診査・特定保健指導」事業につきましては、健診の本人負担額の無料化を図りまして、そしてまた健康づくり推進員によります健診受診のお願いや医療機関からの未受診者の情報提供をいただくなど、積極的に受診率の向上に努めてまいります。また、人間ドック受診助成事業については、昨年度から実施しておりますPETドックやその他の人間ドックを積極的に実施し、生活習慣病等の早期発見・早期治療を行うことで医療費の縮減を図ります。

本町の国保医療費の関係につきましては、1人当たり医療費が依然として高い傾向にあり、昨年度は再び国の高医療市町村の指定を受けることになりました。医療費の増加は国保財政を圧迫し、保険税にはね返ることになりますので、今後におきましても、国保財政安定を図るための収納率向上対策はもちろんのこと、高医療市町村からの脱却を目指した医療費適正化の取り組みを実施してまいります。

次に、高齢者医療制度関係についてであります。

平成20年度から、75歳以上が加入する「後期高齢者医療制度」が始まり、今年は4年目となります。この制度は、県内全市町村が参加する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」が運営を行いますが、市町村業務とされている届け出等の受付事務、保険料の普通徴収の業務、保健事業等の実施及び制度改正の周知・広報なども行いながら、円滑な事業運営に努めてまいります。

本年度の「後期高齢者医療事業特別会計」の予算総額は3億103万円で、前年度当初予算と比較して320万3,000円、1.05%の減となり、この主な要因は広域連合納付金の減によるものであります。また、「老人保健医療特別会計」につきましては、昨年度で終了し、今後同会計の精算業務に係る予算は一般会計で対応をいたします。

次に、介護保険事業特別会計予算についてであります。

本町におきましては、65歳以上の1号被保険者が減少する中、75歳以上の後期高齢者人口はここ数年のうちにピークを迎えようとしております。人口構成の高年齢化が進み、要支援・要介護認定者数も増加傾向にあり、平成21年度の報酬アップの影響から介護サービス給付費も大き

く増加をしてきている状況にあります。このため、予算総額を28億3,822万6,000円とし、前年度対比1億399万2,000円、3.8%増といたしましたが、財源不足に係る県財政安定化基金からの借入れを予定いたしております。

主には介護サービス給付費の伸びを加味した予算編成となったところですが、第4期介護保険事業計画の3年目に当たり、計画に基づいた介護及び予防サービス給付に努めるとともに、地域包括支援センターの機能充実と関係機関との連携を深め、運動・口腔機能向上、栄養改善などの介護予防事業、認知症対策、在宅家族介護者への支援等に取り組み、またあわせて介護予防に係るボランティア等の養成並びに第5期介護保険事業計画の策定に取り組みをいたしてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は2,425万9,000円で、前年度対比53万1,000円、2.1%の減となっております。要支援1・2の介護認定者に対して、状態の改善や重度化予防等に係るケアマネジメントを実施するもので、適切な介護予防サービスを利用できるよう支援してまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算であります。

本年度の予算総額は4,310万1,000円で、前年度の当初予算と比較して40万円、0.9%の減となっており、歳出の約7割が公債費の償還金となっております。今後とも加入戸数の促進に努めてまいります。

次に、企業会計の「水道事業」についてであります。

給水人口の減少及び節水意識の高揚などに伴いまして、有収水量の減少により、給水収益が年々減少している中で、水道サービスの質の向上を図るとともに、企業として経済性・効率性を発揮し、健全な事業運営に努めてまいります。

まず、水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務予定量を、給水戸数4,667件、総給水量107万2,398立方メートルを予定し、予算額を、収益勘定で収入総額1億4,833万1,000円、支出総額1億3,326万4,000円と定めております。

また、資本勘定においては、収入総額1,318万5,000円、支出総額8,948万9,000円と定め、不足する額7,630万4,000円につきましては、当年度分の損益勘定留保資金などで補てんすることとしており、激特事業にかかわる宮之城橋、宮都大橋及び山崎橋等の配水管本設工事の整備等を予定いたしております。

次に、簡易水道事業会計予算についてであります。

本年度の業務量を、給水戸数5,664件、総給水量124万970立方メートルを予定し、予算額を、収益勘定で収入総額2億4,209万2,000円、支出総額2億3,281万2,000円と定めております。

資本勘定においては、収入総額7,510万5,000円、支出総額1億9,532万4,000円と定め、不足する額1億2,021万9,000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしており、県道薩摩祁答院線及び町道戸子田熊田線配水管改良工事等を計画しています。

以上、平成23年度の町政運営と各会計の概要を述べましたが、本町には豊かで多様な自然、歴史や文化が存在し、さらには資質に富んだ人材にも恵まれており、未来に向けて明るい材料が数多くあります。町政の運営に当たりましては、これらの資源や人材を十分に活用しながら町民の皆様の幅広い御意見を大切に、「最小の経費で最大の効果」を念頭に、重点的かつ効率的な行財政運営に努め、私自身が先頭に立ち、職員と一丸となって諸課題に取り組み、町政の着実な推進に向けて全力を傾注し努力してまいります。

議会を初め、町民の皆様方のなお一層の御理解と御支援をお願い申し上げ、施政方針と予算の概要についての説明とさせていただきます。

続きまして、各議案の提案理由を説明申し上げます。議案第3号から議案第17号まで一括提案を申し上げますが、それでは、予算外議案についての説明であります。

まず、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。これにつきましては、依然として厳しい本町の雇用経済情勢を考慮し、また、公約でもありましたので、町長の給料月額20%、そしてまた、副町長、教育長についても同様に協力をいただくということでありましたので、それぞれ減額を、23年4月以降も引き続き減じようとするため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第4号 さつま町環境基本条例の制定について」であります。これは、本町の環境の保全について基本理念を定め、町、事業者及び町民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めることによりまして、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって町民が健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的として、本条例を新たに制定しようとするものであります。

次に、「議案第5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。

これは、健康づくりコーディネーター、環境審議会委員及び選挙の投開票事務に従事する者に対する報酬を定めるとともに、各種委員等の報酬を適正な額に改めようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。これは、人事院勧告に基づき、本町職員等に係る期末手当及び勤勉手当の支給率を改めるため、関係条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について」であります。これは、神の湯ふれあい公園の管理運営を、指定管理者から町の直営にすることに伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」であります。

これは、鶴田ダムヘラブナ岬公園の管理運営を、指定管理から町の直営とすることに伴い、本条例の一部を改めようとするものであります。

次に、「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」であります。これは、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、さつま町が管理する健康ふれあい公園について、さつま町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により、当該施設の管理を行わせる指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

各課長の説明を続けます。

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定」につきまして、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、「議案第4号 さつま町環境基本条例の制定について」を御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

続きまして、「議案第5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきまして御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（山口 良一君）

「議案第7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について」、内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○商工観光課長（赤崎敬一郎君）

それでは、「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」であります。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは続きまして、「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、「議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、引き続きまして「議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後 1 時 5 分とします。

休憩 午前 11 時 59 分

再開 午後 1 時 05 分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の議案説明を続けます。

○介護保険課長（中村 慎一君）

次に、「議案第 13 号 平成 23 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、「議案第 14 号 平成 23 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第 15 号 平成 23 年度さつま町水道事業会計予算」について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第 16 号 平成 23 年度さつま町簡易水道事業会計予算」について内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画課長（湯下 吉郎君）

議案書の 17 ページをお開きください。「議案第 17 号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっています各議案に対する審議は、3 月 14 日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第 20 「議案第 18 号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第 20 「議案第 18 号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第 18 号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、道路改良及び道路台帳整備に伴う路線の廃止及び認定をしようとするものであります。

道路法第 8 条第 1 項及び第 10 条第 1 項の規定により、町道路線の廃止及び認定をしようとする

るため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第18号 町道路線の廃止又は認定について」内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は、これを可決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第18号 町道路線の廃止又は認定について」は可決されました。

△日程第21「議案第19号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第22「議案第20号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」、日程第23「議案第21号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第21「議案第19号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」から日程第23「議案第21号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの議案3件を一括して議題とします。

提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

議案第19号から21号まで、提案理由の説明を申し上げます。

まず、「議案第19号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち仮屋努氏が、平成23年5月9日付をもって任期満了になることに伴い、引き続き仮屋努氏を選任しようとするものであります。

次に、「議案第20号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち河野武雄氏が、平成23年5月9日付をもって任期満了になることに伴い、新たに楠木園建雄氏を選任しようとするものであります。

次に、「議案第21号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」であります。

さつま町固定資産評価審査委員会委員のうち山口純一氏が、平成23年5月9日付をもって任期満了になることに伴い、新たに堅山修啓氏を選任しようとするものであります。

以上、3件につきましては、いずれも地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては、税務課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○税務課長（萩原 康正君）

それでは、議案第19号から21号まで、固定資産評価審査委員会委員の選任についての議案3件の内容について、御説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの議案3件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

関連して1点だけお伺いしておきたいと思います。前の全員協議会で説明があったときに、不服申し立て等はないということだったんですが、非常に大事な委員だと思うんです。今度の報酬改定で、日額5,500円を4,700円に改定するということですが、責任の重さと、それからして、それで適当と課長として思われているのかどうか、1点だけ確認をしておきたいと思います。

○税務課長（萩原 康正君）

ただいまの麥田議員のほうからありましたように、平成6年に家屋について不服申し立てが1件ございまして、その後、不服申し立ては出ていないわけでございます。ただいまありましたように、委員の、もしそういう不服申し立てが出てきたときの決定の責任というのは非常に大きいわけでございますが。

ほかの報酬の5,500円を4,700円に一律に下げているわけでございますけれども、責任そのものは確かに重いと思っておりますけれども、現在のところ4,700円ではないかということで、改定をお願いしているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案3件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案3件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから順番に討論、採決を行います。

まず、議案第19号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第19号を採決します。

本案は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第19号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

次に、議案第20号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

本案は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第20号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

次に、議案第21号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

本案は、これを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第21号 さつま町固定資産評価審査委員会委員の選任について」は同意することに決定しました。

△日程第24「報告第1号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、日程第25「報告第2号 平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第24「報告第1号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第25「報告第2号 平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」、以上の議案2件を一括して議題とします。

内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第1号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び「報告第2号 平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」につきまして、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき提出がありましたので、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、それぞれ別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

それでは、「報告第1号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「報告第2号 平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」、内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告第1号及び報告第2号に対する質疑は、3月25日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。3月10日は、午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日は、これで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後1時51分

平成23年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成23年3月10日

平成23年第2回定例会一般質問
平成23年3月10日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(6) 総務常任 委員会代表 新改 秀作	1 さつま町地域公共交通総合連携計画について (1) 今後の公共交通政策の指針となるさつま町地域公共交通総合連携計画について伺う ① 利用者の把握状況は ② 予約受付のオペレーターの配置について ③ 既存の定期バス路線とデマンド交通の乗り継ぎ等について、町交通全体のシミュレーションをどのように考えているか ④ 初期投資の考え方について（デマンド交通用の車の配置等） ⑤ 実証運行の考え方について ⑥ デマンド交通の周知対策と利用方法について
2	(4) 建設経済常任 委員会代表 米丸 文武	1 鳥獣被害防止計画と今後の対策について (1) 平成21年度から23年度までを計画期間と定めた「さつま町鳥獣被害防止計画」が最終年度を迎えるが、この推進状況と見直し及び今後の鳥獣被害防止対策について伺う 2 農産物の6次産業化の取り組みについて (1) 施政方針の中で、農家所得向上のための6次産業化を積極的に推進する旨の考えが示されているが、具体的な取り組みについて伺う
3	(1) 森山 大	1 地域医療の確保対策について (1) 鹿児島県医師会と薩摩郡医師会との現地懇談会を踏まえた今後の地域医療の課題と対策等について ① 懇談会の協議経過を踏まえ町長の総合的な所感を伺う ② 県医師会への要望に対して答弁された内容に関し町長の所感を伺う ③ 町単独による医師、看護師の確保対策を講じる考えはないか伺う ④ 多重複受診に対し施策を講じる考えはないか伺う 2 健康づくり対策について (1) 「健康づくり推進の町宣言」に対する今後の具体的施策を伺う

<p>順 番</p>	<p>(議席番号) 質 問 者</p>	<p>質 問 事 項 ・ 要 旨</p>
<p>4</p>	<p>(8) 平田 昇</p>	<p>1 庁舎建設について (1) 国や地方自治体等、極めて厳しい財政事情にある中で、当町が進めている庁舎建設に対し一抹の不安を感じる。町民に対し、建設計画概要を広く周知し理解を求めるべきと考えるが、町長の考えを伺う</p> <p>2 食の自立支援事業（給食サービス）の在り方について (1) 給食サービス利用者のこまやかな要望に対応するために、広く町内業者に委託する考えはないか伺う</p>
<p>5</p>	<p>(5) 川口 憲男</p>	<p>1 景観づくりについて (1) 新幹線全線開通や河川激特事業による築堤、分水路工事の完成など、地域発展の大きな転換期を迎える中、各地域が持つ特徴ある景観資源を保全、育成することにより交流人口の増加が図られ経済的波及が進むものとする。町長は、今後の景観行政施策をどのように進めるのか、次の2点について伺う ① 河川景観の活用策、自然を生かした景観整備、保全の施策は ② 行政と住民が一丸となった景観整備、資源の維持・保存のまちづくりは</p>
<p>6</p>	<p>(14) 内田 芳博</p>	<p>1 地域資源の活用について (1) 昭和56年、菱刈町（現伊佐市）においては推定金埋蔵量250トンの鉱脈を当て、現在採掘がなされているところであるが、昭和40年閉山した永野金山の再掘削促進について伺う</p> <p>2 高齢者の住宅問題について (1) 高齢化の進行により、高齢化率50%を超える地域もある中、取り分け一人暮らし高齢者への対策が急がれるが、次の点について町長の考えを伺う ① 対象高齢者の状況把握とその対策は ② 町中央への住居移転施策は考えられないか</p>

平成23年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開議期日 平成23年3月10日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	耕地林業課長	山口良一君
健康増進課長	村山茂樹君	農政課長	平田孝一君
福祉課長	二階堂清一君	商工観光課長	赤崎敬一郎君
建設課長	三浦広幸君		
総務課長	紺屋一幸君		
財政課長	下市真義君		
企画課長	湯下吉郎君		

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1、一般質問を行います。一般質問は一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含めて60分とし、質問回数の制限はありません。

なお、代表質問にあつては、質問回数は3回までとなっておりますので、申し添えます。質問通告に従って発言を許可します。

まず総務常任委員会を代表して6番、新改秀作議員の発言を許します。6番、新改秀作議員。

〔新改 秀作議員登壇〕

○新改 秀作議員

おはようございます。通告に従いまして、さつま町地域公共交通総合連携計画について、総務常任委員会の代表質問を行います。

全国的に高齢化の進む中で、我が町も例外に漏れず、高齢化が増加する傾向にあります。しかも2025年には、いわゆる団塊の世代と言われる方々が75歳になられ、高齢化率もピークになると予想されます。そうした中で高齢者の方々の交通手段をどうするか、移動手段をどうするかということは、社会情勢からも高齢者福祉の観点からも重要な要素になってまいります。

先般、町当局から提案されました地域公共交通総合連携計画につきまして、過疎化が進む集落等におきましては、福祉サービスの一環としてもすばらしい企画と思います。交通手段のない高齢者の方々や今後運転免許証の返納方においても頼もしいことと考えられます。しかしながら、町の計画しているデマンド交通につきましては、私たち総務常任委員会としても疑問が幾つかあり、その当委員会といたしまして質問をいたします。

第1点目ではありますが、計画に当たり利用者がおよそどれぐらいいるのか、大事な要素であります。実際に運行は開始しても現実に利用する人が少ないと意味がないわけでございます。独居老人や免許を持っていない住民おおよその利用者の人数を把握しているのか、伺います。

2点目といたしまして、予約受付のオペレーターの配置について、どのように考えておられるのか伺います。

第3点目といたしまして、既存の定期バス路線とデマンド交通の乗り継ぎ等について、町全体のシミュレーションをどのように考えているのか伺います。

第4点といたしまして、初期投資の考え方でございますけども、スタートに当たっての初期投資やデマンド交通用の車の配置はどのように考えているのか伺います。

第5点目といたしまして、実証運行の考え方についてであります。当局は、11月あるいは秋から実証運行を開始する予定だが、全町一気に計画導入する考えなのか、デマンド交通については、部分的に実証運行を導入した方がよいのではないかと伺います。

6点目といたしまして、デマンド交通の周知対策と利用方法についてであります。デマンド交通といっても住民のほとんどがどういうものか知らないと思います。実証運行前に十分説明をしなければならぬ。各地区の公民館あたりで説明会を開いても、実際に利用するような方々はその公民館までの移動手段がないような方々であります。各公民館まで出向いて細やかな説明をする必要があるのではないかと、以上6点について1回目の質問を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕
〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。総務常任委員会を代表いたしましての新改秀作議員からの質問にお答えをさせていただきます。

さつま町地域公共交通総合連携計画についての中で、6点ほどの御質問でございますが、まず利用者の把握状況はという質問でありますけれども、今回の計画書の策定に当たりましては、地区別の将来推計高齢者人口、あるいはバスの将来利用者の予測数等を把握した上で取り組んでいくところでございます。

また平成22年3月時点での交通弱者、いわゆる非免許者の状況等も把握いたしておるところであります。免許保有者が現在1万6,961名ということでございます。全体の68%ですが、非保有者の方が7,918名、32%。内訳は、18歳未満が3,771名、全体の15%。18歳から80歳未満の方が1,073名、4%。80歳以上の方が3,074名、12%となっております。

近年高齢者が当事者となって交通事故が増えているというようなことでございまして、もう交通安全上免許を返納したいという方が年々増えております。昨年も64名、その前も90人ぐらいいらっしゃったようでございますが、非常に高齢者の非保有者が年々増加の傾向にあるということでございます。こういうことで、交通に対するこの問題というのは、喫緊の課題ということが言えるかと思っております。

次に、2番目の予約受付オペレーターの配置の関係でございますが、運行開始時に当たりましては、交通事業者の負担も大きくて、予約事務の負担軽減を図る観点からもオペレーターの配置を入れるということも一つのメリットではあるかと考えます。

また一方では、一部地域のみこのデマンド運行を実施をするということでございますので、例えばオペレーターを配置をするようになりますと、やはり事前に予約をしなければならないということですから、やはり24時間体制、そういう体制も必要ではないかと思っております。そうなりますと、やはり交代制を入れなければならないという事態も発生する。そういう面からはオペレーターの導入費用というのは高コストになることが予測をされます。

そういうことで、利用者の面から行きますと、オペレーターがいらっしゃると、オペレーターからまたそれぞれご利用いただく各交通事業者のほうにまた連絡をしなければならないという手間が出てまいります。

そしてまた、いわゆるオペレーターを置かないで、今までの交通事業者のほうに、タクシー業者さん等に直接、今までいろんなつながりというんですか、こういうお得意さんというんですか、自分が利用しているところに直接電話をして予約をするということが、かえってこの利便性のほうは高まるんじゃないかと思っております。非常にこの使い勝手もいいのかという問題もあります。

そういうことで、オペレーターを配置することに当たっては、メリット、デメリットございますので、今後より効率的な運用を含めまして、慎重に研究、検討してまいりたいと思っております。

次に、3番目の既存の定期バス路線とデマンド交通の乗り継ぎ等について、町全体のシミュレーションをどう考えていくかということでございます。これは非常に重要な課題になってくるかと思っております。町内間を移動しておりますコミュニティーバス、この運行が今ございます。それからデマンド運行をしますと、幹線と言われる生活交通路線、あるいは自主路線であります

大村巡回線とか、胡麻目から宮之城線、こういった路線との乗り継ぎをいかにうまくやっていくかということは非常に大切なことと考えているところでございます。

現在、自治体間を移動する手段としまして、生活交通路線であります空港バス線、大口宮之城線、薩摩川内から入来、宮之城線、岩崎バスのネットワークであります。それから鹿児島中央駅から宮之城線、これはJRバスで。こういう運行がされておりますので、これらの路線については今のところ非常に計上の赤字というのが発生しておりますので、その不足額はすべて国県の補助金によりまして、補てんをして運行をされている状況でございます。

補助金額というのが、すべての路線を含めると1,000万円を超えているということでございますので、こういった課題も残っております。また空港バス線、大口宮之城線については、経常収入というのが20分の11を下回っておりますために、あわせて町が継ぎ足し補助を行っている状況であります。この金額は年々増えているという状況であります。

また民間が自主的に町内間を運行する自主路線につきましても、赤字運営の状態が続いていると聞き及んでいるところであります。こうした路線と競合するような非効率な運行はやっぱり避けるべきであるというふうに考えております。やはりこの乗り継ぎをうまくすることによって、またそういった路線との基幹線との乗客は増えるということにやっていかないと、同じ路線で競合するような形になると非常に問題が発生をするのではないかと考えております。

その辺の交通結節点においては、待合所の整備を図るなどしまして、利用者が非常に利用しやすい促進策を検討をしてみたいと思っておりますのでございます。国が定めるこの公共交通のあり方等に対しましても、地域の幹線と、枝線との役割のすみ分けというのをやって、持続可能な地域の公共交通体系の構築を図るというのが方針でございますので、やはりこういった方向に沿ってやらなければならないと思っております。

次に、4番目のデマンド交通用の車の配置等を含めた初期投資の考え方についてであります。これについては交通事業者を選定をする際に、購入をせずに交通事業者の既存の車両で運行したほうが、安価で運行ができるのか、それとも町のほうでいろんな事業とかあるいは起債を活用して、交通事業者に貸与をする、そういうほうが安くつくのか、その辺は比較検討をしなければならないと、そういった上で判断をしてみたいと思っております。

次に、実証運行の考え方でございますが、計画書においては、平成23年度から随時町内を運行する計画でございます。一方では、実証運行をスタートするに当たりましては、計画書では南国交通株式会社に委託しているコミュニティーバスの運行を大きく見直すということになりますので、やはり同社が今まで運行しております、先ほど申し上げました自主路線への影響ということも当然予測をされるところであります。

したがって、今後はやはり同社と十分調整をする必要があると、これが非常に当面する大きな課題になっているということでございます。これによって、計画が大きく変わることも予測をされますので、できることなら自主路線でありますこれについては、何とか南国交通さんのほうで維持をしていただく、このことが今後の計画を順調に進める一つの方策であると思っております。

こうした動きを踏まえまして、町内すべての同時運行を原則としてはやりたいのですが、やはりこの辺の調整というのがどうなるかによって、非常に微妙なところが出てまいります。したがって、場合によっては、部分的に、こういう路線との関係のない新しい交通空白地を見るような路線とかそういうようなところについては部分的なところから先に運行を実施をしていくということも含めながら検討をしていきたいと思っております。

次に、デマンド交通の周知対策と利用方法についてであります。本当に新しい交通体系の導入

ということになりますので、やはり利用をしていただく皆さん方にいかに周知を図っていくか、御理解をいただくかということが必要でございます。これは先ほどもありましたとおり、なかなか説明会をしようにも集まってもらえないような非常に難しい問題を抱えておるようでありますから、これについてはこの周知対策というのはいろんな手立てを考えていかなければ徹底をしないのかなと思っているところでございます。

防災行政無線はもちろんでありますけれども、広報誌とか、あるいは病院とか買い物等に行かれるときでも、チラシの配布とか、あるいは運行バス内でのそういう周知対策を図っていくとか、いろんな手立てを考えていきたいと思っております。とにかく新しい形に変わるとなると、戸惑いというのは当然出てくるかと思いますが、そういうことにならないように事前に十分この周知を図っていく必要があるかと思っているところでございます。

最後に、今回の地域公共交通総合連携計画におきましては、3年をめどに実証運行の検証評価を行うということにいたしておりますので、外的な要因、児童生徒の減少とか、あるいは新しい交通空白地帯が発生をするかどうかという問題、それと内的な要因、利用なしの停留所が発生する、あるいは新たな交通需要者の発生があるとか、こういったことが考えられますので、目標達成に向けた見直しというのは当然として検討していく計画でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○新改 秀作議員

今町長から6点について回答いただいたわけでございますけれども、2回目ですので、まずは予約受付のオペレーターの配置でございますけれども、既存のタクシー業者にオペレーターをお願いすると今町のほうでは検討されているようですけれども、タクシー業者の電話番号の方が一人で通常の受付からルート設定、あるいは運転手への連絡までと、それが可能かと。

通常のタクシー業務とあわせて、デマンド交通の予約受付とした場合に、作業もしなければならぬわけでございますけれども、業者の都合により、デマンド交通が運行されないという可能性はないものか、これが1点目でございます。

2点目ですけれども、一番私たちの委員会であったのが、このバス路線とのデマンド交通の乗り継ぎの問題でございました。民間が自主的に運営している路線と競合するということで、民間のバス路線は継続されることを優先したような計画であるようであるわけでございます。デマンド交通を利用する方は、現在の既存のバスの利用をしている方とはまた年齢層が違うわけでございます。

既存のバス路線の利用者は、ほとんどが中学校、高校生の通学、あるいは高齢者でもまだ元気のある方々ではないかと思えます。足腰の弱い高齢者が、バスの乗り継ぎをしてまで中心部にいらっしゃるものか、高齢者の方々は乗り降りも大変であるといった方々が年々増えてくるんじゃないかと、これが委員会の中で出たことでもございました。

この計画は、住民目線からの計画であると考えているのか、あるいはバス会社をつぶしてはいけないとか、タクシー会社からの目線に、計画になっていないかと。これでは住民サービスの向上にはつながらないのではないかと。利用者も増えないし、いずれバス会社も路線撤退をしなければならない可能性もあるんじゃないかということでございました。

いろいろ調べてみますと、岡山県総社市では、路線バス事業者は、撤退の意向を示していないにもかかわらず、行政主導で交通体制の見直しを実施しているところがございます。現在ある市内5路線のうち利用者が少ない2路線はデマンド交通に移行し、残り3路線については、午前8時前の早朝と午後5時以降の夕方の通勤時間帯の路線バスは継続し、日中の時間帯はデマンド交通でカバーするといったようなことをこの総社市ではやっているわけでございます。

時間帯によって、時間帯で分けるということで、路線バスは通勤通学、デマンド交通は高齢者の交通手段を確保した、そういったような役割分担を実現しようとしているわけでございます。これがことしの4月からやろうというようになっていっているようでございます。さつま町でも日中運行されている路線バスについても、ほとんど乗車はしていない状態ではないかと思えます。こういった形でこの計画も検討すべきじゃないかと思えますので、この辺も答弁をお願いいたします。

次に、初期投資でございますけれども、今町長の答弁でも余剰分を使ってデマンド交通を考えているというようなことがありましたけれども、デマンド交通分については町で購入し、準備すべきであると。業者の都合や、場合によっては、タクシー自体が残っていないときにデマンド交通の依頼もあるかもしれないし、デマンド分については町で購入し、確実な運行配置をすべきであると思えますけれども、この辺についても答弁をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

まず、オペレーターの関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、確実に今そのオペレーターを配置したほうがいいのか、あるいは直接交通事業者のほうにお願いしたほうがいいのか、いずれにしても、デメリット、メリットがありますので、その辺はいろいろ比較検討をこれからしなければならぬと思っております。

ただ、初めてのことでありますから、専門的なオペレーターを配置をした場合に、先ほどから申し上げますとおり、やはり事前予約になってますから、例えば役場にそういう係を専門的に臨時職員でも置いてやろうかとなると、やっぱり申込者というのは夜なんかもあるわけですから、ずっとお一人の人が24時間勤務するわけにはまいりませんので、やっぱり2人は必要だろうと。そうなったときに人件費的なコストが出てくる、そういう問題が1つあります。

そしてまた、各交通事業者に直接お願いしたら、そこまで業務量というのは、デマンドを利用される方というのはそうまで多くないかと思っております。それで今までの通常のタクシー用とプラスアルファの仕事になりますけれども、それが過重になって、いろいろ事務的に輻輳するところまではいかないのかなと思っております。

やっぱり利用者の便も、かねがね使っているタクシー業者さんに「あしたはどこどこにお願いします」とかいう予約が直接できるわけでありまして、オペレーターを使ったら、オペレーターに頼んで、またオペレーターがそれぞれの交通事業者へお願いせないかんといいのも出てまいりますし、そういうコスト的な問題はあります。

それで、その辺は今後いろんな関係機関のところとも、どういう形が一番当初の段階では必要なのかというのは詰める必要があると思っております。そういう経費的なコストの問題とか総合的に判断をしながら、決めてまいりたいと思うところでございます。

それから乗り継ぎですね。これは本当、利便性を感じるかどうかというのが一番大きな課題になるかと思っておりますので。

例えばデマンドだったら、今までバス停とかそういう時間帯のところに行かなければならないというところですが、予約制になりますと、我が家近くまでタクシー等が参りますから、それから今走っておりますそういうところのバス停まで行ってもらうということになるかと思っておりますので。その辺は利便性は、今までとしたら高まっていくのかなと思っております。

要は、乗り継ぎの時間帯ですよ。それまで走っているその時間にうまく乗り継ぎができるような体制を、やっぱりどこの路線についても考えていく必要があるかと思っておりますので、その辺は十分考慮をする必要があるかと思っておりますので、この交通対策協議会の中でも一番その辺が論点となっておりますので、これについては今後も引き続きそういう方向で進めてまいりたいと思うところでございます。

それから、車を町で、例えば買って、そういう関係の交通事業者のほうにお願いするという方法もあります。そしてまた、今持っているしゃいます各交通事業者の車をうまく活用してフル活用していただく、そのこともある面においては経費の節減になるわけでございますから。

新たに、場合によっちゃ交通事業者もちょっと足らんから、新しく車を買わにやいかんなど、そういうことになったらその分がいわゆる運賃にはね返るということも考えられますので、その辺は今のところでは、タクシー業者等が持っている余剰分を使ってデマンド交通を考えていると。例えばジャンボタクシーとかありますので、そういったことの利用を考えていきたいということでございますが。

この辺ももっともっとまだ詰める必要がありますので、これもやはり今度の過疎債の関係の適用もありますので、その辺は町で買って、あるいは対応したほういいのか、この辺を比較検討をやっぱりしなければ、まだ詰める段階にあるかと思っているところでございまして、まだ、どうしますというところまでは行っておりません。

○新改 秀作議員

先ほど今2問目の回答漏れですけども、この岡山県の総社市の朝と晩とのこの問題ですね。その役割分担の、この問題は、町長検討してみるお考えはありますか。これは2回目の答弁漏れでお願いします。

○議長（中尾 正男議員）

乗合バスとのすみ分けを、時間帯で。路線バスとの運用を。

○町長（日高 政勝君）

総社市とこの町との条件というか、ちょっと全く一緒なのかどうかというのがありますが、今回本町においては、コミュニティーバスのところにこういったあれを走らせたいということでありますけれども。

確かにこの通院、通学生もおりますので、その辺は定時的なところもありますので、南国交通が今走っておりますが、その辺の調整というのは当然と出てまいりますので、その辺のコミュニティーバス自体町がお願いしているわけでありまして、その辺は通常の自主路線とは違いますので、その辺はうまく調整をしながら進めてまいりたいと思っております。

○新改 秀作議員

いろいろ町長の答弁も聞いておりますけれども、この計画自体が非常にタクシー業者、あるいは既存のバス会社、非常に配慮したような感じがして、委員会でも何でそこまでせないかんのかなという意見も相当あったわけでございますけれども、思い切った町長独自の考え方もあってもいいのかな、そこまで配慮すべきかなという意見も相当あったようでございます。その辺もよく検討して見ていただきたいと思うことであります。

3回目にちょっと行きますけれども、デマンド交通を導入する効果についてですね。デマンド交通等の公共交通を整備し、高齢者の外出する機会を増やすことは脳の活性化につながり、家でこたつに入ってテレビを見ていても、決して脳の活性化にはならないわけでございます。外出するという行為が増えたということは、温泉に行ったり、あるいはマッサージに行ったりということも考えるわけでございます。

そのことで、例えば町全体の医療費が下がるということにつながるものではないかと思えます。また、住民同士の交流が図られ、高齢者の免許返納が増えて、交通事故が減少にもつながるなどデマンド交通を導入することはいろんな相乗効果が出てくると思えます。

デマンド交通を含めた地域公共交通については、あくまでも交通弱者からの目線で、システムを構築しなければならないわけでございます。苦情にもしっかり対応する必要があります。タク

シー業者をつぶしてはいけないとか、既存のバス路線を傷つけてはいけないとか、事業者や行政側からの目線では利用者は増えないわけで、継続も難しい。交通弱者が何を望むかを的確に把握しながら運行して行く必要があるわけでございます。

そのためには、もちろん統計を取るのも必要であります。統計を分析することがさらにサービス向上につながっていくのではないかと思うわけでございます。実証運行までにはまだ時間がありますので、この辺を十分検討されまして、実証運行からこの計画が成功するように要請するわけでございますけれども、最後にこの効果について、町長のどのようなお考えなのか、思いをもう1回伺いたいしまして、一応委員会の質問といたします。

○町長（日高 政勝君）

基本的に今回のこの公共交通活性化協議会で話し合いをしてもらっておるのは、とにかくやっぱりこれだけ高齢化が進んで、交通の利便性が非常に弱まっていると、不便だというような実態がございますので、そういった皆さん方が本当に買い物にしろ、病院に行く方にしろ、もっともっと便利になってほしいという願いがありますので、そこは何とか解消したいと、解決をしたいと。そういう思いで今回町内のこういった交通体系を見直しをしていこうというのが基本的な考え方でございます。

タクシー業者のためとか、あるいは規定のバス路線の維持のためとか、そういうことは全く考えておりませんので、あくまでも基本は、ここの地域に住んでいる皆さん方が、先ほどから申しますとおり、利便性を高めていただく、そのことが基本でございます。今までこういう交通の路線も入ってない空白地帯もありますので、そういうところまでジャンボタクシー、いわゆるこのデマンドが走って、利便性を高めていこうというのが基本でございます。

例えば、規定路線を撤廃するとなると、すべてやっぱりデマンドということになる。例えば今この町内だけでとどまるんじゃなくて、鹿児島に行ったり、あるいは川内に行ったり、大口に行く、そういう路線があるわけですから、その辺まで撤退してもらおうと、それなら隣接の町に、あるいは鹿児島に、川内に、大口に行かないかんときに全く交通の便がないということになりますので、それはやっぱり残していかないと。

町内だけでものごとを考えておっては、さらに町民の皆さん方に不便をかけるということになりますので、そういう路線についてはやっぱり維持存続をしてもらいたいと。そして、そのための利用は、やっぱりこのデマンドを通じて利用を増やしていかないと。

赤字もどんどん増えていきますから、それでも少しでも利用を増やして赤字も減らしていきましょうと、そういう基本的な考え方がございますので、その辺は誤解のないようにしていただきたいと思っておりますのでございます。

とにかく実証運行もしながら、今ありましたとおり、データもとりながら、どういうことをした方が一番利便性があって利用増が図れるかということについては、十分やっていく決意でございますので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、新改秀作議員の質問を終わります。

次は、建設経済常任委員会を代表して4番、米丸文武議員の発言を許します。4番、米丸文武議員。

〔米丸 文武議員登壇〕

○米丸 文武議員

どうもおはようございます。

私ども建設経済常任委員会では、昨年11月9日から11日にかけて、和歌山県の日高

川町、それから滋賀県の東近江市、奈良県宇陀市において、有害鳥獣の被害防止並びに狩猟鳥獣肉をジビエへの活用と、農産物の6次産業と集落営農に取り組む農事組合法人の状況調査を実施してまいりました。これらの調査も踏まえまして、通告に従いまして質問をさせていただきたいと思っております。

まず本町でも、平成21年度からの鳥獣被害防止計画が策定されておりまして、平成21年から23年度までを計画期間と定めた「さつま町鳥獣被害防止計画」が平成23年に最終年度を迎えますが、この進捗状況と見通し及び今後の鳥獣被害防止対策についてお伺いをさせていただきます。

本町の有害鳥獣の被害防止計画の中で、今後の取り組み方針ということで全般的事項を5項目挙げてございます。

1つ目に、地域の意識改革による被害防除体制の確立に向け、取り組むと。2番目に、捕獲と防除の両面から被害防止対策を推進。3番目に、有害鳥獣の生息状況と生態調査を関係機関と連携して進める。4番目に、捕獲に従事する狩猟免許者の育成を図る。5番目が、食肉の加工販売等、捕獲鳥獣の処理対策の調査研究を進めるという、この以上の5項目を挙げて諸対策を講じてきておられるところでございますが。

これまで猟友会の協力を得ながら、銃猟、わな猟による捕獲が積極的に実施され、特に本年度はイノシシと二ホンジカについては、計画を大幅に上回る捕獲がなされております。しかしながら農作物の被害が軽減されたという関係者からの声は聞こえてまいりません。このような中で、鳥獣被害防止計画に定めてあります有害鳥獣ごとの被害の軽減目標値に対する達成状況と今後の見通しについてお伺いをいたします。

次に、これまでも電気さく等の設置補助や有害鳥獣捕獲報償費など、鳥獣被害防止を図るための対策がなされておりますが、これらのほかに新たな対策や助成措置等の検討がなされているものかどうかお伺いをいたします。

また、これらの対策を進める上で猟友会の協力が不可欠であります。猟友会の高齢化と狩猟免許取得者の減少により会員が減少しているとのことですが、現状と今後の対応策についてお伺いをいたします。

また、平成23年度当初予算に、鳥獣被害防止対策協議会交付金が計上されており、この中には野生ザルの生息状況調査が含まれておりますが、調査の内容についてお伺いします。

2番目に、農産物の6次産業化の取り組みについてでございますが、町長は23年度施政方針の中で、ナシ、キンカン、カボチャ、里芋などの地域特産品に加工流通販売までをつなげる6次産業化をさらに推進し、農家所得向上に努めると述べておられますが、具体的な進め方や目標についてお伺いしまして1回目の質問といたします。

〔米丸 文武議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

建設経済常任委員会の代表質問ということで、米丸文武議員の鳥獣被害防止についての御質問にお答えをさせていただきます。

平成21年度末に県の承認を受けました被害防止計画に基づきまして、本年度から国の補助事業であります鳥獣被害防止総合対策交付金事業を実施をしているところでございます。県の補助金交付決定がことしの1月10日にということになった関係もございまして、今年度の事業は、実質2月、3月の実施となったところでございます。

さて、御質問の被害防止計画に定めてあります被害の軽減目標の達成状況と今後の見通しにつ

いてであります。平成20年度の現状値に対しまして、平成21年度はニホンザルと野ウサギ、アナグマを除く獣類につきましては、被害額、被害面積ともに減少をしております。これは電気さくによる侵入防止効果の影響によるものが大きいと思われるところでございます。

鳥類につきましては、スズメ、ハトの被害は減少しておりますけれども、依然としてカラス、ヒヨドリによる被害が後を絶たない、そういう状況になっております。今後も同じような傾向が続くと予想されますので、捕獲わなの設置や花火による追い払い等の対策を強化していきたいと思っております。

次に、今後の新たな対策、助成措置についてでございますが、一つは鳥獣の追い払いの花火の配布を行ってまいります。追い払いの花火につきましては、全国的に相次いだ花火事故によりまして、手帳交付という規制がかけられておりましたけれども、県の通知によりまして、火薬量が10グラム以下の場合には規制を受けないと、そういうことで利用、使用ができるということでございますので、こういった該当する商品を取り寄せまして、実証試験を行ったところでございます。

その結果、威力的には従来の商品と遜色のないことが判りましたので、花火講習会事業等の内容を変更しまして、サル被害地区へ追い払い効果実証試験用としまして配布をすることにしております。

2つ目につきましては、狩猟免許取得講習会の受講者への助成を実施をしまして、免許をとりやすい環境づくりをしたいと思います。農家の方々が自ら農地を守るための免許取得を促進をしております。

猟友会の狩猟者の登録数が現在192名ということでございますが、このうち捕獲隊員は154名、平均年齢は63.8歳ということで高齢化も進んでおります。登録者数も年々減少している状況でございますので、こういった講習会受講者の新規取得者に向けて、講習会の助成を新たな対策として実施をしたいと思います。

平成23年度の計画のサルの生息状況調査でございますが、被害地域への農家への聞き取り調査、被害地域及び誘導域の解析のためのデータ集積等、季節ごとに行う予定でございます。

次に、農産物の6次産業化の取り組みについてでございます。このことにつきましては私の掲げましたマニフェスト、あるいはこの平成23年度の施政方針並びに町の総合振興計画、大きい基本計画のまちづくり重点プロジェクトでございます「元気」農林商工業のまちづくりの中でも計画の柱として位置づけまして進めているところであります。

本町の農産物は、良質なものが非常に豊富に生産されておるところでございます。さらに農家所得の向上とか、農産物の付加価値を高めた販売を進めるために、この6次産業化の推進を進めているところでございます。

これまでの経過としましては、梅の関係、これについてはもういろんな加工が始まって、西郷梅としまして売り出しをもうやっているところでございます。ゴボウにつきましても、既に加工を進めております。ナシにつきましても、これもジュースとか、生ジュースとかいろいろやっております。これも進めております。

カボチャにつきましても、先日実施をいたして、これの売り出しも考えております。これについては、もう特産品開発協議会を設立をいたしておりますので、重点作物を主体としまして、特産品化への取り組みをさらに進めてまいります。

また、昨年度町の農産物加工施設の備品等も整備をいたしまして、加工品をつくれる体制を整えたところでございますので、さらに利用促進が図られますように、いろいろ関係のところには広報誌とかあるいは町民の皆さん方への周知をしてきたところでございます。

その中で新たに加工グループも誕生いたしました。町内の農産物を活用したドレッシング等を商品開発されまして、今後自分たちの加工施設をもって製造や販売活動し、全国的に展開をしていきたいという考えをお持ちでございます。

さらに、これまでの関係では、自らの施設において農産物加工を手がけ販売活動をされている加工グループにおきましても、より充実した施設で商品の生産を行い、販売拡大をしたいと、そういう意欲的な計画も取り組みもされておられるところでございます。6次産業化の促進に対しまして、加工施設の整備あるいは商品開発、販売先の確保、こういうことが大事であります。

特に加工施設の整備につきましては、建物、加工備品等に多額の費用を要します。そこで平成23年度におきましては、積極的に農産加工品の生産に取り組まれるグループ等に対しまして、事業規模によりまして国や県単の事業というのがございますので、そういった活用をしていただきまして、促進を図ってまいりたいと思っております。また、町の単独事業としまして、平成23年度当初予算に農産物加工施設整備事業として、新しく加工施設の整備の支援をするということで、創設をいたしております。

6次産業化の進め方については、町内の農産物を活用し加工を目指す農業者、団体、現役で農産物加工を行っている個人あるいはグループ、そのほかの農産物加工品の流通販売等にかかわっている方々を対象にしまして、仮称さつま町農産加工懇話会なるものを設けまして、いろいろ情報交換とか、試作、検討を行って、総合的な皆さん方の所得向上を目指していきたいと考えているところでございます。

それから、農産加工を目指す個人、団体等に対しまして、加工技術あるいは流通販売並びに経営のノウハウ等につきましても定期的な講習会を開催しまして、6次産業化のさらなる促進を図ってまいります。

なお、国におきましても、地域資源を活用した農林漁業者等による新しい事業の創設など、それから地域の農林水産物の利用促進に関する法律というのが、今度制定され施行されましたので、この制度につきましても本町に活用できるものについては、積極的に導入をして、こういった皆さん方の意欲を高めていきたいと思っております。以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

ただいま町長から答弁をいただいたところでございます。まず有害鳥獣の関係についてでございますが、計画をいたしまして県のいろいろな許可がことしの1月というようなことで、2月、3月の実施となったということで、数値に対する実績というものは答弁をしていただけなかったところでございますけれども、22年度のイノシシ、シカの捕獲頭数は、わな等を活用されまして、相当数実績が計画よりも上がっているように思います。

だから、この計画ではなくて、従来のやり方、わな等の対策というようなことでもあるかというふうに思っておりますが、22年度は実に150に対してイノシシが約300、299頭ですかね。シカが200に対しまして300というような、そういう実績が上がっているようにも聞いていますが、ニホンザルにおいても4頭の捕獲はされたように聞いております。

そのような中で、確実に実績も上がってきているというふうには思っておるところでございますが、先ほども申し上げましたとおり、実際の被害が軽減されたというような動向、なかなか住民の方々からも聞かないわけでございます。

また一方では、野生のシカにしても、イノシシにしても、ニホンザルにしてもそうですが、頭数が増えているということだけはどんどん目に入ってきているところでございます。達成状況等につきましては、今後の対策に大いに期待をしたいと思っております。

現在電気さく等の設置補助、それから有害鳥獣捕獲補償等以外の新たな対策とか助成措置とか、そういうようなものはされなかったかということでございますが。まず、どのようなことをお聞きしたいかと言いますと、緩衝帯の設置や環境警備隊の追い払いなど、有害鳥獣が人里に近づけない抑止効果を目指した取り組み等についての検討はされていないのかどうかということですね。

2番目に、鳥獣のえさとなる管理の行き届かないカキ、ミカン等の不要果樹の伐採で、鳥獣にとって魅力のない集落づくりの検討などはどうなったのだろうかというふうに思うところでございます。

3回しかできませんので、一挙に質問事項を申し上げてまいりたいと思いますが、猟友会や狩猟免許取得者の現状と今後の対応策という中で、先ほども答弁にございましたけれども、地域の中で年齢の若い人の多くは会社に勤めておられたり、あるいはまた兼業農家でありまして、昼間の狩猟が可能な人には限界があるのではないだろうかというふうに思いますが、このような点についてはどのように考えておられるのかどうか。

それから2番目に、当委員会で調査した奈良県宇陀市では、狩猟者を育成するために狩猟免許取得者に1万円の補助が行われておりますが、本町の有害鳥獣の防止協議会での狩猟免許取得講習会受講助成はどのような内容のことを計画されているものか、お伺いをしたいと思います。

引き続きまして、鳥獣被害防止対策協議会交付金のうち野生ザルの生息状況調査の内容については、今答弁いただいたところでございますが、私どもの調査しました例等のことで申し上げてみたいと思いますが。

奈良県宇陀市と三重県の名張市で、圏域を越えた広域対策協議会を設置して、被害防止体制の整備や個体数増加に伴う被害拡大を防ぐために、NPO法人サルどこネットを連携して生息状況調査及び群れのバランスを維持できるように発信器を取りつけて補体する管理も実施されています。また、群れの移動状況の把握により適切な防除につなげているが、このような取り組みというようなものについての検討はされなかったのかどうかということ。

それから、さつま町の被害防止計画で有害鳥獣被害対策、実施隊に関する事項で、今後ニホンザルの捕獲専門の実施隊の編制を検討しているという項目がうたってございますが、この専門の実施隊の編制については、まだ検討の段階に至っていないのかどうか。次に、捕獲した鳥獣肉の処理に関する事項でございますが、捕獲した有害鳥獣は原則として捕獲後速やかに埋設処理する、処分することとなっております。

また、イノシシとニホンジカについては、従来から個人による食肉利用がなされておるので、あわせてさらに民間施設を活用した解体、加工販売について、関係機関と連携しながら研究を進めるというふうにも記述がされておりますが、建設経済常任委員会で調査しました和歌山県の日高川町の鳥獣肉、ジビエの食材活用の状況も報告いたしましたけれども、本町での研究はどの程度進んでいるのか、お伺いをして2回目の質問とさせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

私のほうから、二、三お答えをさせていただき、あとは担当課長のほうから答弁をさせたいと思います。有害鳥獣計画をつくりましてから、もうとにかく力を入れて、今の被害を減少せにゃいかんというようなことで一生懸命取り組みをしておるところでございますが、先ほども議員のほうからございましたところですが、イノシシについても平成20年度の被害額等が2,300万ぐらいありましたが、21年度では1,600万、1,700万ぐらいに落ちてきておるところでございます。

それから、ニホンジカにつきましても、20年度のところで2,450万の被害でございますが、21年度においては1,950万台というところまで落ち込んでおります。ただ、先ほどあ

りましたとおり、ニホンザルの関係ですね、これは170万の被害が185万ぐらいということで、若干増えてきております。あとは野ウサギ等についても400万の被害が250万に減ってきている。

それから、タヌキについても370万が260万という形でございます。スズメにつきましても400万台が260万というところまで来ておるところです。そのほかのアナグマとかカラス、先ほどもおっしゃいましたヒヨドリ、こういったところがやはり被害が増えているというような状況でございます。

とにかく被害のそういう減少については、いろんな手だてをしながら進めていきたいと思っております。とにかく近づけない工夫ということ、やっぱり山が、いわゆるこういう鳥類、あるいはイノシシ、シカ等が生息しにくい環境になってきている。木の値段が低迷して山の手入れをしないということになって、間伐もしないで下草も生えないというような状況で、動植物の生息環境が悪くて里までおりにくくなるといったことがありますので。

やはりしっかりと除間伐の推進をする必要もございまして、またやっぱり山からおりにくくなるような植生というんですか、そういうことも今後皆伐が済んだら、やはり実のなる木を植えるとか、広葉樹にするとか、そういう配慮も必要かなと思っております。それでまた、えさ場をつくらないと、確かにこういうことが、集落を挙げてこの問題については考えていかないと。

やっぱり、サルにしても、なり物、カキとかそういうものがいつまでもなっとつたら、そこに食べにおりにくくなるということもありますし。やはりそういうえさになるようなものを、草についてもですが、草刈りとか、そういうようなところ、えさ場をなくするということが、集落を全体で取り組んでいかないと、個人個人ではなかなか。

すきまがあるとおりにくくなるわけですから、集落全体でそういうことを取り組んでいく。これはやっぱりお互いの被害を防ぐための取り組みが必要ですので、これについては今後集落ぐるみの取り組みとして、啓発も進めていきたいと思っております。

それと助成の関係につきましては、今受講料が1万2,200円ですかね、これに対して県が2,200円、いわゆるテキスト代を補助しております。残り1万円というのがございまして、できたらこの分の半分ぐらいは町から助成しましょうということにしていきたいと思っております。別途試験料というのが5,200円必要ですけど、これについては個人が頑張ってください、やっぱりそういう必要もあるかと思っております。

それから、有害鳥獣を処理する場所ですが、これについては過去におきましても町内の地区において、どうしてもそういう処理場をつくって食肉の処理加工をしながら、販売につなげていったら駆除も進むんじゃないかと。そういう考え方に立って視察もされた経緯がございます。

しかし、現実的にそういう設備施設をつくるとなると、だれがどうやっていくかというところまでなかなか一歩進まないところがございました。その辺のところは今後の推移等も見ると必要はあるかと思っておりますけれども、とにかくイノシシについては、需要があるということではありますが、シカについてはなかなか需要先が余らないということ。

今、菱刈等においては、こういったシカのレシピも増やして販路拡大したいという動きも出ておりますけれども、実態としてはなかなか需要に結びつかない。

そしてまた処理場をつくったときに、短時間に1時間以内にやっぱり処理をしないとしないといけないのがございますし、処理をしたいろんな動物の血とか、その辺の処理をどうするかという問題も出てくるかと思っておりますので、それは今後そういう希望がある地域が出たら、お互いに研究をしながら、できるものはしたいと思っておりますけれども、そこまで踏み込んだところまではいって

りません。

○耕地林業課長（山口 良一君）

昼間の猟の関係でございますけれども、今、銃猟でされる方、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、捕獲隊員が154名いらっしゃいます。非常に高齢化している。63歳以上ということで、もう職に就かれていない方も中にはたくさんいらっしゃいますので、できるだけ昼間、もちろん昼間ですけれども、被害報告があったら即猟友会のほうにお願いをしている、指示をしているところでもありますので。

大型獣になると、共同でないとなかなか捕獲はできないということもありますので、その地域の班が出動できない場合には、隣接する班等にも協力をもらいながら、一応被害があったら出動していただくということで、連携を取りながら実施をしているということでございます。

ただ、非常に銃の規制も厳しくなっておりまして、今その銃の所持をされる方も年々減少しておりますから、今後は非常にまたこれも厳しくなってくるんじゃないかなというふうに考えておりますので、また対策も必要になってくるかなというふうに考えているところでもあります。

それから、猿の調査の関係でありますけれども、今委員長のほうからありましたように、今回の調査は群れの1匹を捕獲をしまして、その捕獲をした猿に発信器をつけて、その行動を調査するという、いわゆるテレメトリー調査というふうに言っておりますけど、その調査も含んでおりまして、そういうのを含めながら猿の動向調査を進めているということにしているところでもあります。

それから、猿の専門の実施隊の関係でありますけれども、いわゆる銃殺というのはなかなか厳しいところがありますので、ほかの関係のところの調査をしまして、いわゆる捕獲ですね。捕獲箱による捕獲についても、そういう実施隊ということで対応ができるということになっておるようでございますので、そういう体制での実施隊というのができないか研究をしてみたいというふうに思っているところです。

○農政課長（平田 孝一君）

鳥獣害被害防止の関係で、新たな対策や助成措置等は考えなかったかということでございますが、先ほど町長のほうから23年度におきましては、22年の10月から11月にかけて、農家の皆さんに電気さく等の設置希望調査をいたしまして、大分要望は出てまいりまして、今回の23年の当初では一応、イノシシを18基、シカ用を29基、合計47基、計上させていただきました。予算にいたしまして207万円であります。

22年度の実績につきましては、イノシシ用が6基、シカ用が17基、合計23基でございます。補助金ベースで105万円でありました。これからいきますと、約倍の補助金も計上させていただいたところでもあります。

それと、鳥類、カラス、ヒヨドリ等の被害がやはり増えているということで、空から来るものはなかなか難しいということですが、やはり銃器による捕獲といいますか、そういったことしか考えられないのかなと思います。それとネット等を使った防止、そういったことも関係機関とまた協議をして、今後また有効な対策がとれないか検討させていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

その隣接市町村との連携とか、そういうのは検討なされるわけですか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

振興局管内での連携というのは、かねがねいろんな機会を県を通じてもやっておりますけれども、振興局を越えますと、なかなか難しいといいますか、かねがねのあれがないんですが、必要があれば県を通じて、そういう連携もとれるようになっていきます。特に、伊佐との関係について

は、要請があればそれなりの対応してまいりたいと。

○米丸 文武議員

3回ということでございますので、次にまいりたいと思います。有害鳥獣につきましてはそれぞれ取り組んでいただいておりますし、また今町長も答弁がございましたけれども、今後取り組まないかんことがたくさんあるだろうと思いますので、ぜひそのように進めていただきたいと思います。

次に、農産物の6次産業化についてでございますが、23年度の施政方針並びに町の総合振興計画後期基本計画のまちづくりの重点プロジェクトであるという「元気」農林・商工業のまちづくりの中でも計画の柱として位置づけを進めていきたいと、農家所得の向上や農産物の付加価値を高めた販売を進めるために、6次産業化の推進を図っていくとの答弁であったわけですが。

これまで重点作物としてまいりましたウメ、ゴボウ、ナシ、カボチャ等を活用した特産品開発協議会については、特産品開発の協議会を設立して、特産品会を受けて取り組んでいるとのことで、またその実績等についても報告があったところでございます。

現在どれぐらいの加工グループの方々があられまして、また個人で取り組まれている方、また集落営農ですか、農業法人とか、そういうような方々が取り組んでおられるのか。どれぐらいの活用がなされているのか。販売高、それから販売をされている範囲、要するに町内か町外県外かというようなことも含めまして、そのような状況についてはどのように把握されているのかどうか。

それから2番目に、23年度予算に水田重点作物助成でゴボウ、里芋、カボチャの定着化を図るために栽培研修、それから特産品開発の加工技術の取得研修に要する経費の助成や農産物加工施設等整備事業に要する経費等が計上されておりますが、具体的にどのような計画をなされているものかどうか。

3番目に、作付面積の面からも、水稻、要するに米の生産が多いわけですが、米の6次産業化については、どのように考えておられるものか、お伺いを申し上げます。

4番目に、6次産業化法が国のほうでも1日施行されましたけれども、集落営農組織、また農業法人、グループ・個人による独自産業化に国も支援するとなっております。私どもの調査しました滋賀県の東近江市の農事組合法人の取り組みは大いに参考になる先進的事例と思っております。ぜひさつま町の集落営農組織などへの推進が必要ではないかというふうに思われるところでございますが、町長はいかがお考えなのか、お伺いをいたします。

最後に、農業農村環境の維持保全及び農家の所得向上を図るための各種農業振興策が講じられてきておりますが、丹精込めてつくった農作物が毎年のように有害鳥獣に荒らされることによって、耕作生産意欲が失われ、やがては耕作放棄地となり有害鳥獣が人里に近づいてくるという悪循環を招いているものと考えます。

このようなことから、効果的な有害鳥獣対策が講じられることによって、各種の農業振興に対する施策も生かされてくるのではないかと考えます。ぜひこれらのことを踏まえまして、平成24年度以降の有害鳥獣被害の防止計画策定の検討にあたっては、実情を的確に踏まえた実行性のある計画策定を望むものでございます。

また、私たちの基幹産業である農業は、今国際的経済の変化に伴いまして大変厳しい状況におかれております。住民が農業で安心して生活できる、若者が農業で家庭を支え、子供たちを育てていけるような所得の確保ができる農業の振興と支援策を展開されることを強く要望しまして、3回目の質問にさせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

私のほうから二、三お答えしまして、また関係の課長のほうからあとは答弁をさせていただきます。

6次産業化の関係でございますが、ことしの3月の1日から地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出と地域農林水産物の利用促進に関する法律、いわゆる6次産業化法というのが施行になるところでございます。この中で、各都道府県に新商品開発あるいはマーケティングのノウハウなどの専門的な知識を有する6次産業化プランナーを配置をするということでございます。

県にこの方を配置をするということですので、県域大変広うございますが、やはり6次産業化をとらえてやっているのがさつま町で、今一生懸命やっているところは、県内は、そこまで余り聞いておりませんので、できるだけこういうプランナーに来ていただきまして、いろいろノウハウを、いろんなことを教えていただいて、加工グループの皆さん方が本当に意欲を持って取り組んで、新しい商品開発に向けて頑張っていたいただければありがたいと思っております。

それから、この有害鳥獣の関係でございます。本当にこれだけ毎年被害が出ますと、せっかく一生懸命生産をされた農作物が、もう販売もできない、食料にもできないという非常に悲惨な状況がございますので。

何とか被害を最小限に食いとめる、このことが我々に課せられた責務でございますので、次なる平成24年度からの有害鳥獣被害の防止計画につきましては、議員御指摘のとおり、実態に即した非常に実効のあがるような取り組みというのを、さらに研究検討を進めて実施をしていきたいと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

まず加工グループの関係でございますが、私どもの農政課のほうで一応把握しております加工グループが9グループございます。船木区公民館の加工あるいは泊野林産グループ、四季彩会、鶴田食生活改善グループ、観音滝農産加工グループ、Helloさつま、ゆとりグループ、明日見グループ、そして昨年設置していただきましたソース工房エンジェルハウス、この9つが現在あります。

主に生産されたものにつきましては、直売所等で販売されておりますが、いろいろな物産展、あるいはイベント等にもいろいろ出品をしていただいているところであります。販売金額等については、私どものところでまだ掌握はいたしておりません。

それと、この9グループの中から、今農産加工場を利用して製品づくりをされているんですが、23年度に独立して自分で加工場を設置したいということで、1グループ県単事業を使いまして、ことし実施をするということで未確定事業で現在上げておりますが、そういった事業費で大体460万円ぐらいで、加工場あるいは中の備品まで整備をしたいというような希望もございますので、そういったことも支援をしていきたいと思っております。

それとまた、4月の広報誌からこういったグループをシリーズでご紹介して、町民の方々に町内の農産物を使って加工されているグループもPRをしていきいと、考えているところであります。それと予算の関係であります。本年度特産品のそういった振興対策事業で計上いたしております。

重点作物関係につきましては、ことしから新たに戸別所得補償制度が畑作まで含めた関係で、ちょっと制度が変わりました。そういった関係で今回制度の重点作物を進められる上で、国の対象にならない分、地域で振興する作物、そういったものに対する助成ということで、今回まだ未

確定な部分がありましたので、計上させていただいたところであります。

それと、町の重点作物を振興するための予算が主であります。新たにことしの新規事業といたしまして、野菜関係では、ジャンボインゲン、白ネギなど、新たな作物ということで、そういった実証圃を設けていきたいということで、これを3カ所。

それと、薩摩西郷梅の、去年も晩霜害を受けまして、生産者の方々が気落ちしておられますので、やはり生産意欲の喚起ということで、モデル実証ということで3地区、求名、永野、中津川、3地区に実証圃を設置して、そういった皆さんで研修をしたりする場所を設けていきたいということで、新たな事業としてこういったことも計上させていただいたところであります。

それと、水稻の6次産業化の関係であります。現在水稻で米粉等を直売所等で販売されているんですが、今そこでとまっていると、まだ加工までいってないという状況であります。

ですから、やはり、新たに製品までということでやればよいんですが、そういったことを今後できれば進めていきたいということで考えております。ただ、今ちくりん館のパン工房のほうで米粉パンとか、そういったものも全体の中の約1割程度だそうなんですが、販売をされておまして、ある程度固定客がいらっしゃるというふう聞いております。そういったことから、そういったものをできるだけ少しでも支援をして伸ばしていけたらということで思っております。

それと、集落営農グループの育成ということであります。所管事務調査の中で優良事例ということで御紹介ありましたけれども、本町の中でも集落営農グループの中で、加工まで取り組みたいというところも出てきております。24年度事業になるかもしれませんが、そういった新たな意欲ある集落営農グループがありますので、できる限りの支援をして、そういった農産加工の6次産業化の部分を推進をしていけたらと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

補足がありますか。ないですか。よろしいですか。

以上で、4番、米丸文武議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時5分とします。

休憩 午前10時53分

再開 午前11時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。次は、1番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

通告に従い2点の質問をいたします。

平成23年2月23日に開催されました鹿児島県医師会と薩摩郡医師会との現地懇談会に、町長、副町長、教育長、県議、私たち議会の議長、町民の代表者が数名、それから文教厚生委員も参加をさせていただきました。

その懇談会の中で、この私たちの地域の医療の大変厳しい現状が議題になり、さつま町にとっても重要な課題であると、私は非常に感じました。この大変な地域医療の現状と課題を文教厚生委員会以外の議員の皆さんや地域住民の皆さんに現状を知ってもらい理解してもらうために、私はこの一般質問を思い立ったところでございます。

懇談会の中では、最初にさつま町における救急医療搬送の現状報告がさつま町消防本部からございました。この報告の中で、さつま町消防本部が救急搬送している搬送先の49.5%が薩摩郡医師会病院であり、17.9%がさつま町の医療機関であり、そして23.8%が薩摩川内市の病院へ搬送されているという報告がございました。

2番目に懇談会の中で地元から鹿児島県医師会への質問、要望事項について、地元から医師確保関係など7項目の質問、要望に対して回答がありましたけれども、鹿児島市以外の病院においては、医師、看護師不足が非常に大きな課題となっているということがありました。

その大きな原因としては、小泉政権のとき、平成16年度からの新臨床研修医制度が始まったために、この制度によって研修医の大半が大都市圏の病院に勤務するようになり、地方の病院は医師不足になってきているという説明がございました。地元から小児科、産婦人科の開設の要望もありましたけれども、このような厳しい状況から具体的な回答はありませんでした。

懇談会ではフリートキングとして、薩摩郡医師会の草野会長から、この私たちの地域の医療の報告がございました。それによりますと、私たちの圏域の人口10万人当たりの医師数は135.9人と県の平均が236.9人で、これよりもはるかに低い医師数であると。

それから、薩摩郡医師会の医師の数が平成13年に常勤の先生が10名いたのが、現在6名、そしてこの4月からは5名になると。また、看護師も医師同様に不足をしているというような大変厳しい話もございました。また常勤医師の当直回数は、年々増加し、さらに当直の翌日の診療は通常勤務となり、体力的に既に限界であり苦慮しているという話もございました。

平成16年当時は外科医が3名もいたために、外科手術件数も150件余りあったものが、今はもうほとんどないと、激減しているとのことでございました。さらに、救急医療に携わる先生の話では、あと4～5年したら、現在の救急医療体制は保てないという大変厳しい発言もございました。

この懇談会においては、当地域の医療の大変厳しい現実を聞かされたところであります。そこで町長もこの現地懇談会を踏まえて、次の4点について町長の考えをお伺いいたします。

1点目は、懇談会の協議経過を踏まえ、町長の総合的な所感をお伺いいたします。

2点目は、県医師会への要望に対して答弁された内容に関し、町長の所感をお伺いいたします。

3点目は、町単独による医師、看護師の確保対策を講じる考えはないかお伺いをいたします。

4点目は、多重複受診に対し、施策を講じる考えはないのかお伺いをいたします。

次に、健康づくり対策についてでございますが、2月20日に町民大会の場において健康づくりまち宣言を町長はされました。町民が生涯にわたって健康で健やかな生活を送るということは、町民だれしもが願っていることであり、大変すばらしいことだというふうに思います。この宣言を踏まえて、今後どのような形で町民の健康づくりを推進されるのか、具体的な施策をお伺いいたします。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員から地域医療の確保対策についての御質問でございます。また、健康づくり対策ということにつきましても、お答えをさせていただきます。

去る2月23日に薩摩郡医師会病院におきまして、県の医師会及び郡の医師会との現地懇談会が開催をされまして、町内の医師を初め、各団体からの出席をいただきまして、当地域の救急医療の関係、それから医師不足等につきまして議論をされたところでございます。

その中で、ただいまございましたとおり、特に議論をされました当地域の医師不足につきまし

ては、本当に危機的な状況にあると改めて実感をいたしたところであります。したがって、あらゆる手だてを行い医師の確保に努めなければならないと、喫緊の課題であると痛感をいたしたところであります。

このような危機的な状況を打開するため、これまで本町としましても郡の医師会と提携しながら、本町出身の医師に対しますアンケートや帰郷の願いをしてありますが、また一方では医療機器の整備の支援も行ってきております。しかしながら、医師の確保につきましては、いまだ実現に至っていないところでございます。

懇談会でも議論されました行政と医師会及び住民が一体となった取り組みを推進するため、仮称であります。地域医療を考える会の設置につきまして、郡の医師会とも話し合いをいたしたところでございます。

その前段としまして、まず行政と郡の医師会との懇談会をこの議会が終わった段階で、新年度になるかと思えますけれども、そういう機会を設けまして、具体的な話し合いをする計画をいたしているところでございます。また、町単独の支援策としましても、地域医療を考える懇談会の中で、医師の確保や救急医療のあり方、そしていろんな地域医療の問題解決について話し合いをしていく場を設けていきたいと思っているところでございます。

やはりこういったことにつきましては、単に行政と医師会の問題だけにとどまらず、やはり住民の皆様方にもこういう実情というのを御理解をいただいて、診療のあり方、先ほどありましたコンビニ診療とか、そういうことがいろいろあるかと思えますので、こういう懇談会を設けまして、住民がすべきこと、行政がすべきこと、そしてドクターができることをそれぞれきちんと整理しながら、お互いに知恵を出し合って分担しながら取り組みをする必要があるかと思っているところでございます。

次に、多重受診についてでございますが、多重受診あるいは頻回受診というのは、医療費の高騰の原因でもあるところでございます。本町におきましては、国民健康保険についても高医療費市町村に指定をされているところであります。このことについても、いろいろと予防対策にも力を入れていくところでございます。

必要のない時間外受診とか、あるいは夜間受診等につきましても、医師の過労の要因とも言われているところでございまして、先ほどもございましたとおり、夜間勤務そしてまた引き続いて翌日の通常の勤務をしなければならない、そういう実態で、郡医師会においても医者の平均年齢が47歳を超え、非常に過重な労働で負担が大きいというようなお声も聞いているところでございます。

このようなことにつきましても、やはり地域住民としてしっかりと地域医療を守るための協力というのは、できるところはする必要があるかと思っておるところでございます。本町の国保事業におきましては、レセプト点検の中で重複受診とか、あるいは頻回数受診のチェックを行いまして、看護師による訪問指導等を行っているところでございます。

平成21年度は約60件の訪問指導も行っております。今後とも訪問指導を行うとともに、広報等を通じまして多重受診とか、あるいは必要のない夜間受診、いわゆるコンビニ受診等の抑制に努めてまいりたいと思っております。

それから、救急車の利用等につきましても、先般の広報誌でも町民の皆さん方にも啓発をいたしましたけれども、やはりタクシー代わりに安易に使う例というのが見受けられるということでございます。そういうことがないように、適正な緊急の医療というのができるようなことについても、十分話し合いをする必要があるかと思っているところでございます。

次に、健康づくり対策についてでございます。

去る2月の町民大会におきまして、健康づくり推進のまちの宣言をいたしたところでございます。その辺の今後の取り組みの関係でございますが、先日の宣言をした日におきましても、数多くのポスターとか標語もいただいて、町民の関心も深いものがあるところでございます。

今後の具体的な取り組みとしまして、今回の宣言についての懸垂幕を本庁や支所に掲示をしまして、広く啓発を行ってまいりますし、あるいは、これまでの優秀作品等については、ポスター等を作成し、全戸配布をしながら、広く町民に自分の健康は自分で守るという基本的なことも含めまして、PRをしていきたいと思っております。

必要によっては、またのぼり旗ということもあるかと思えますし、健診等の際には、そういうものを掲出しながら啓発をしていきたいと思っております。

さらに、特定健診、あるいはがんの検診、人間ドック、これらの予防事業を積極的に推進していきたいと思っておりますが、各地域に健康づくり推進員という方も配置をいたしておりますので、こういった方の御協力というのは、さらにお願いをしながら、特定健診の受診率の向上についても、ぜひとも早期発見、早期治療ということで医療費の抑制に努めていく必要があるかと思っております。

具体的などはこういうことでございますが、健康づくり推進大会、やっぱりこういうものを開きながら、町民ぐるみの健康推進の取り組みをしていきたいと思っております。時期を得てこれは年内には開催をしていきたいと思っております。そのほかの予防の関係につきましても、医療費高騰の抑制ということでもありますので、今申し上げましたこの特定健診、がん検診、人間ドック、こういった受診率向上について努力をしていきます。

それから、健康づくり推進員なり、そして、また食生活改善推進員という方もいらっしゃいますし、そういう組織の皆さん方の活動についてもさらにお願いをしてまいりたいと思えますし、各公民会ごとのそういう受診率の向上については、さらに啓発をしてまいります。

いろんな予防接種の関係についても、いろんな助成をしてきておるところでございます。とにかく病気になって医療費がどんどん上がるということにならないように、予防には力を入れて、できるだけ町民の皆さん方が健康でお過ごしできるような体制をしていきたいと思っております。

そのほかの自発的な健康づくりの推進ということも当然必要でございます。やはり各地域で、あるいは、個人的にもグループ的にもウォーキングもされておりますし、いろんなまた、グラウンドゴルフとかそういうスポーツ活動もされておりますので、そういったことも自主的な取り組みとして今後も促進をしていきたいと思っております。

そのほかの健康教室の開催でございます。現在でも温泉プールを使った水中ウォークとか、あるいは、いきいきヘルス教室と、そういうものやっておりますので、引き続きこういったものも推進をしてまいります。

そのほか平成23年度の新規の取り組みとしまして、健康づくりコーディネーターの設置を計画しておるところでございますが、これについては、町民の健康づくりのためにやっぱり専門的にいろんな企画をしながら、そしてまた、町全体的に推進をしていく意味でこういう方を配置をしながら、保健師、あるいはいろんな関係機関との連携をしながら、総合的に取り組んでいきたいと思っております。

それから、健康体操の関係でございますが、7月の27日に全国区のラジオ放送でございますNHKの朝の生中継でありますけれど、6時半からの体操、これも本町で実施することが決定をいたしておりますので、こういったことを通じまして、町民の皆さん方に広く呼びかけながら、健康体操にしましても、高齢者サロンとか、いろんな機会に深く職場でも取り組みができるよう

に進めていきたいと思っているところでございます。

医師の確保につきましては、医師会とされても、早速今月は、ある九州管内の大学のほうに、医師会長と前会長が一緒になって働きかけにきたいということも申し上げられておりますので、そういう目処がつかましたら、町としてできるところはまた御支援をしていきたいと思っているところでございます。

医師に限らず看護師の確保というのも、非常に今課題になっております。医師会とされても募集はしておりますけども、看護師も足りないという状況があって、看護師の皆さん方も労働の過重があるというようなことも聞いておりますので、何とか皆さん方におかれましては、いろんな情報をいただきまして、こういう体制が整うように御協力をいただければ大変ありがたいことだと思っております。

そのほかの八〇二〇運動とか心の健康づくり、自殺予防とか、心の電話の設置とか、いろいろ具体的に考えておりますので、これを実効性のある取り組みとして進めてまいるところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○森山 大議員

ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、町長もこの本町の厳しい地域医療の現状というのをただいま喫緊の課題としてとらえているということでございます。私も多分同じ思いであります。またこの地域医療を行政と医師会と住民が一緒になってするための地域医療を考える懇談会を設置されるということで、非常にいいことだというふうに思います。

そこで、これまで健康づくり推進協議会や健康さつま21というような組織があって、その委員の方々を見てみますと、議会の議員、医者、歯医者、地域の住民代表といった方々もいらっしゃいまして、その中ではこれまでこのような厳しい話は出なかったのか、お伺いをいたします。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

今健康づくり推進協議会及び健康さつま21の推進協議会につきまして、各委員の方々からの意見ですが、医師不足につきましては、健康づくり推進協議会の中でも言われておりますけれども、どういうふうにして活動しますという具体策についてはまだその中では協議されてないところでございます。

○森山 大議員

今担当課長のほうからまだ具体策は出てないということでございました。これはまたさて置きまして、これからこの過疎計画の中でも医師を確保するというところでございますし、過疎事業のソフト事業として地域医療対策というのはあるということなんですが。

過疎債を活用したことを検討するというところでございますが、過疎債を活用してのソフト的な対策というのはどんなのが考えられるのか、過疎法が想定している対策とか全国での地域医療での先進事例とか、そういうものがないものか。これは企画課長でもよろしいので、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

今度の過疎自立促進計画を既に策定をいたしまして、新しい法律が6年間ということで延長になったところでございますが、その中の新しい事業の項目としまして、ソフト事業という形で、先ほど議論になりました地域公共交通の関係、それから、医師確保の問題につきましても折り込まれております。

したがいまして、今議会の皆さん方にお配りしました計画の中には、そのことも折り込んでいるところでございます。そういうことで医師の確保については、この辺は医師会と十分詰める必

要があるかと思えますけれども。

この過疎債の中での対象と考える事業としましては、妊婦健診、出産時の旅費等の支援、乳幼児等の医療費助成、医療従事者等の奨学資金、診療所の整備、救急ヘリポートの整備、こういったことが主な事業として上げられておりますが。

団体によっては、こういう過疎債のソフト事業を使って医師の確保に対する支援を、人件費の支援ですかね、そういうことをやっているってこともありますので、この辺はどういう形で支援ができるかということについては、医師会とかそういうところと十分詰める必要があるかと思えます。

要は、確保するための一つの条件的なものを準備しておきますよということで医者確保を図っていくのか、来てから支援をするのか、いろいろやり方というのはあるかと思えますけれども。

やはりこの前もお話がありましたとおり、研修医制度というのがありますから、今の研修医の皆さんというのが、やはり都会のそういった設備、いろんな施設が整っているところ、そしてまた、医者としていろんな経験が積まれる症例がたくさんある、そういうところ、そしてまた、もちろん待遇のいいところに行かれる度合いが多くて、こういう田舎の地方においては、なかなか医師の派遣が難しいという実態にあるようでございます。

県とされましても、先ほど北薩地域の保健医療福祉協議会が開かれまして、そのときも県のほうにも強く鹿児島大学との連携というのをしっかりとって、その計画に従って医師の確保はきちんとできて地方のほうにも派遣ができるような体制をつくっていただきたいということも申し出をしてありますし、やはりその辺がうまく機能をしていけばいいんですけど。

なかなか実態としては鹿児島市内が中心で、この近辺の出水にしる、あるいは、北薩病院にしる、難しい状況が出てきておりますので、そこを何とか確保していきたいというのが、ここの郡医師会も全く同様でありますから、強くお願いしたいと思っておりますのでございます。

それで、先日もちょっとまたお願いしたところですが、この会でも申し上げましたけれども、やはり研修医制度が法的に何とか地方に3年ぐらいは派遣ができるような義務付けというんですかね、そういう方向が出ればいいんですけど。

研修医制度そのものを廃止せんとこれはできんよという意見もありますけど、その辺まで踏み込んで今後全国の、例えば町村会とか、そういう形で話題に上げながら法律改正までしていかないと、これは非常に解決は難しいなというのが実感として受けとめております。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいまの答弁にもありましたように、先進事例といたしましては、基金を設置して、そして、医師の確保をするために、就学資金の貸与事業というのを実施されている岩手県がございまして、医師が誕生するには最低6年かかるということで、その就学資金を例えば6年間貸与した方で、地元に戻って最低その6年医師をすればこの貸し付けた金額を免除するというので、同様に看護師等の不足にある地域にあっても、そのような事例でございまして。

それから、同じ医師確保の中で、専門医が不在であるということで、例えば整形外科であったり泌尿器科であったり産科、小児科、眼科とか、そういうことの専門医の招聘をする事業を、長崎県等が行っております。それから、今の先進技術を活用した遠隔医療をするということで、広島県あたりがやっているようではありますが、そのようなことで先進的には、この過疎の対策の中で進められているというのが実態であります。

○森山 大議員

今私は町長に、その新臨床研修医制度によって地方の医師不足が非常に生じたこと、あるいは国立病院の医師が国家公務員であることから、兼業禁止になっているという話がこの前も草野会

長のほうからありましたけれども、そのために国の制度を変えないといけないというような非常に大きな問題になりまして、それを要求をするために、町村会等でも町長は声を上げておったのかなあというようなことをお聞きしようかと思いましたが、先ほど述べられて、町村会の中でいろいろと声を上げていったと。

だからもう1回、日高町長は、こういったことにつきまして、何らかの取り組みをされる考えはないのか、再度お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

こういう本当に危機的な状況にあるということは、単に本町だけにとどまらず、先ほども申し上げましたとおり、各地方の現実の実態がございますので、やっぱり一緒になってこの問題については声を上げていかないと、なかなか解決できないと思いますので、県の町村会の間でも議題として上げながら、今後取り組みをしていきたいと思っております。

○森山 大議員

今町長のほうから声を上げて頑張って取り組んでいくという答弁でございましたので、要請をいたします。2点目の健康づくり対策でございますけれども、町長の答弁の中で、いろいろな啓発活動をしていると、そして、またいろんな健診とか予防接種とか、そういったものも充実していきたいということで、私も理解をいたしますけれども。

何といいましても、この健康づくりのためには、住民が自主的に主体的に健康増進に取り組むシステム体制をつくらないといけないと考えますが、そういう中で現在の健康づくり推進員の役割をもっと地域に密着した活動として工夫をしていかないといけないのではないかと、地域での健康づくりのリーダーとして活用しないといけないと思うんですが、今の健康づくり推進員の活動と現状を、また改善点はないものかお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

仰せのとおりだと思います。これだけ高齢化は進む、そして、またひとり暮らし、あるいは夫婦世帯も2割になってきておりますので、やはりこれから長生きしてこの住み慣れたふるさとに幸せを感じながら生涯をおくるということが非常に大事なことでございます。

健康づくりについては、やっぱり町だけで声をかけてもあれでしょうから、やはり今せっかく各地域公民会に健康づくり推進員を置いて、地域の実態も一番わかっていらっしゃるわけでありますので、これらの人たちを一堂に会して研修をする場がありますので、改めてこういった健康推進員の役割というのを意識をいただきながら、地域でどのように実践活動をしていただくかということがこれから大事になってくるかと思っております。

その辺のところの研修会をさらに充実をして、取り組みを強化していただくようお願いしたいと思います。非常に報酬的にもわずかなものなんですけれども、趣旨を御理解をいただくように、さらに啓発については努力をしていきたいと思っております。

そのほかのこれまでの関係については、担当課長からお答えさせていただきます。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

健康づくり推進員につきましては、各公民会にお願いしまして、100戸以下であれば1人、100戸以上であれば2人ということで、公民会にお願いしているわけですが、各健診につきましても、健康づくり推進員が主体となって受診の勧奨をいただいているところでございますけれども、そのほか各地区であるサロン、そういうものにつきましても、健康づくり推進員の方々、食改善推進員の方々の協力を得ながら開催しているところでございます。

今回23年度から国保の特定健診につきましては、一応本人負担を無料ということにしましたので、これからは健康づくり推進員の方々が、個々の家庭をまわりまして、無料になりましたの

でどんどん受診をお願いしますということで、今回また全体会の研修会の中でもその旨をお伝えしまして、特定健診の受診率を上げていただくと、そういうものにも協力をいただくというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○森山 大議員

健康づくりコーディネーターを今度新しく設置されまして、健康づくりを進めたいということですが、健康づくりコーディネーターは、先ほども町長が少しは話されたんですけど、具体的にどのような仕事をするのか、そして、またどのような役割を果たすのかについて、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

健康づくりのコーディネーターを新しく設置をするという考え方については、先ほどから申し上げますとおり、とにかく健康づくりを町民ぐるみで進めていきたいと思っておりますので、そのために先般の町民大会でその宣言をさせていただいたところでございます。

具体的に、いろんな取り組みを先ほど申し上げましたけれども、そういったことを総合的に企画をして実践をしていただく、保健師の皆さんとか、あるいは保健所、医療機関、そういう皆さんと十分な連携をとって、体系的に総合的に進めていきたいと、そういうことで専門的な方を配置をしながら実践をしていきたいと思っておりますので、そういう考え方で新しく設置をするものでございます。

○議長（中尾 正男議員）

何か補足がございますか。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

今町長が言われました各種の健康づくりに対します企画立案、それとあわせまして、本年度から開設します療育につきましても指導をいただくということを考えているところでございます。

それと、私どものところに、保健師、看護師、そういう専門職がいるわけですが、その職員の総合の企画立案も指導をいただくというふうに考えているところでございます。

○森山 大議員

ただいま町長のほうから、それから、担当課長のほうから健康づくりコーディネーターの役割、設置目的につきまして答弁がございました。大変私はすばらしいことだというふうに理解をいたしますので、今後とも町民の健康づくり推進のまちとして大事なことですので、積極的に取り組んでいただくよう要請をいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で森山議員の質問を終わります。

次は、8番、平田昇議員の発言を許します。8番、平田昇議員。

[平田 昇議員登壇]

○平田 昇議員

質問事項1と2について1回目の質問に入ります。

初めに、おわびを申し上げますが、ただいま口内炎が出ておりますので、日ごろの鈴を転がすようなきれいな声が出ません。（笑声）聞き苦しい点はお許してください。

先月22日の臨時議会で、私が町長にただしたことへの答弁の中に、本町の財政状況は好転しているというのがありました。また、今月6日、虎居公民館でもたれた式場でのあいさつの中でも、さつま町の財政事情はよくなったことを述べられた。そして、庁舎建設には合併特例債を充てがわずともよいかもしれないという見解も。この説明を受けた方だろう、1人の方は、庁舎建設に反対する理由はないと言われていた。

一方、町内からはいろいろたくさんの方が届きます。手紙も受け取ります。庁舎建設に向けられる財源は何をどう充てられるのかと。庁舎建設に多額の資本を投下することによって、これまでの行政サービスにどんな影響が出るのか。福祉サービスは大丈夫なのか。

また、こんな声があります。財政が厳しいこのとき、町長が一番力を入れるべき政策は何であると思っているのか。あれもやります、これもやります、と全部に花を咲かせられるときではないと。だから町長が今本町にとって大事な政策はこれですと、これを進めますと、いろいろ不自由なことも出てきますが、しばらく我慢して協力してくださいと町民に理解と協力を求めるときではないのかという非常に貴重な声を聞きます。

また、これまでのように20億円もかけて新しくつくらなくとも、合併前に持っていた庁舎を当分の間使う方法はないのかという声も出ています。こういう声に対する町長の説得を説明を、議会報を通して町内の方々に伝えたいと思います。判りやすく御答弁いただきたい。

質問事項2です。給食サービス利用者から届いている声、昼食、夜食の配達は適正な時間にしてもらえないかというものです。昼食が10時半、夜食が2時半に届くところもあると言われるのです。給食代に助成金を受けているので我慢しなければならないのでしょうかと寂しい笑顔で言われた。かわいそうだ、これはいけないと私は思いました。これが一般質問で取り上げた理由です。

10年以上も昔でしょうか、現在の給食サービスが老人給食と呼ばれていたころ、寝たきり、ひとり暮らしの御老人、子供のない老人夫婦だけの世帯に対する給食サービスの意義づけとして、身体的に苦痛を伴う日常生活を強いられている御老人、その人にかかわって調理し、それを届ける、それだけでなくあなたの近くにはあなたの役に立つ私たちがおりますよという地域社会の連帯感をつくり出し、お年寄りを孤独感から解放していくという、それがこの老人給食の意義なんだという文書を読んだかお話を聞いて感動を受けた記憶があります。

民間の業者さんに話を聞くと、私たち民間業者にも委託させていただくと誠意を込めて調理に取り組み、適正な時間に必ず配達しますと言われます。検討するお考えはないか質問いたすわけでございます。

私の質問を要約します。庁舎建設にどう財源を充て込むか。町長の基本的方針、町長は現在本町の最重点施策をどう考えておられるのか。庁舎建設に重点を置かれているのか。旧2町の庁舎をさつま町の庁舎の一部として活用する考えは、全く対象外とされているのか。

これについても改めてお聞きしたいのだが、これまでに統合庁舎方式が譲れない原則である説明をされていますので、これについては答弁は要りません。ただ、こういった声が根強くあるということを改めて申し上げておきます。

給食サービスについて、配達時間の改善策はないか。給食サービス事業の民間への分割委託についてお考えはないか。1回目の質問を終わります。

[平田 昇議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

平田昇議員からの御質問は、庁舎建設と食の自立支援事業、給食サービスの関係につきましてのお尋ねでございますので、お答えをさせていただきます。

まず、庁舎建設の関係でございます。財源をどう充て込むか、今やるべき最重点施策はどういうこと、旧2町の庁舎の使用の考え、そういったことかと思っております。庁舎建設につきましては、国や地方自治体など、極めて今厳しい財政事情にありますので、当町が進めております庁舎建設に対し一抹の不安を感じる、町民に対し建設計画概要を広く周知し、理解を求めるべきで

あると考えるがということでございます。

合併後の本庁舎の整備の問題につきましては、合併協議の中で、合併後調整をするということとされていたところでございます。それで、合併をいたしまして、私が就任をするまで4年あったわけですが、まだその辺の方向づけというのがしっかりとなされておりましたので、就任以来この問題につきましては、懸案として残っておりましたので、やはり方向づけをする必要があるということで取り組みをいたしたところでございます。

御案内のとおり、今までずっと国の三位一体改革ということで、市町村の財政というのが非常に厳しい状況があったわけでございます。その関係から行財政改革を一生懸命取り組みをしてきた経緯がございます。あわせて国のほうでもいろんな補正措置もありまして、景気対策の一環として取り組みがなされたところでございます。

御存知のとおり、本町の財政につきましては、合併当時経常収支比率が100%を超える、非常に財政の硬直化をしておりました。そして、また借金の累計につきましても240億円、そして、公債費比率も国が示す18%を超えた22%ということで、かなり高いということでございましたので、とにかく公債費のいわゆる借金を減らさんにかんということ等もございまして、そういう計画をずっと進めてまいりました。

そして、また行革の推進の中で事務事業のいろんな点検をしながら見直しも行ってきたところでございます。昨年、私が就任をしましてからは、経常収支比率91.4%まで一応おりこんでおります。そして、また公債費比率も18%、国が示すところまできております。来年以降はこの公債費比率はそう大きな変動はないかもしれませんが、実質公債費比率、いわゆる借金の返済をする割合も16%台まで落ち込むであろうというふうに考えております。

そういうことで、財政の健全化を基本においてこの町政を推進をしておりますので、その中でも何を重点をしていくかということについては、るる今まで重点施策を四つ抱えながら進めてきておりますし、さきの施政方針の中でも明らかにしておりますので、十分御理解をいただいているものと考えているところでございます。

この庁舎建設の関係でございますが、昭和29年の昭和の合併のときにできた庁舎でございますし、そして、またその後、事務量の増加に伴いまして、継ぎ足し継ぎ足しの増設をいたして今のような現状になっております。そして、また合併の当時に事務室が足りないということで、東別館ができ上がったところでございます。

町民の皆さん方にとりまして、どこに行ってもどう尋ねたらいいかが非常に判りにくいということで、5月から総合窓口を置きまして総合案内をするようにいたしました。町民の皆さん方からも非常に判りやすいということで好評をいただいておりますので、この庁舎がある以上はずっと続けてまいりたいと思っておりますのでございます。

そういうことでございまして、この庁舎をそのまま仮に使ったときに、耐震性が震度6強にいくともう倒壊の危険性がある、あるいは危険性が高いと、そういう診断も正式に専門家のほうからいただいております。そして、それなら耐震補強をしたらどうかという考えも当然でございます。

そうした場合、ただ補強するだけじゃなくて、やっぱり改造をする必要がありますので、それについては約9億円ぐらいかかります。そして、またそれをするために事務所を仮移転もしなければならぬ。役場全体をどこか土地を見つけて、その土地がどこにあるかということも一つは課題になるかと思いますが、そこに仮庁舎をつくる。それも2億～3億円かかります。

そして、またいろんな電算設備も移動しなければならない、そうするとまたものすごいお金が必要である。移転経費も必要である。そして、またでき上がってまたそれに移動せないかん、こ

うということになると余計な事務量と、また場所が変わるとなると、住民の皆さん方にとっても非常に利便性が悪くなる。

そして、補強ができてそうなったにしても、やっぱり十数億円のお金をかけなければならない。それがまたずっとそのまま耐えられるかとなりますと、いつかはまた建て替えをしなければならない時代が発生すると。そうなる、やっぱり経費の二重投資になってかえって余計なお金が必要とならざるを得ないのかと思っております。

それで、最近は非常に気象条件というのが不穏な状況にあります。きのうおととも岩手県のほうでも地震がございました。ニュージーランドでもああいう事態が発生をしております。しかし、そういう中で倒壊の危険性があるということがはっきりとわかった中で、全く手をこまねいて何もしないかと、いわゆる不作為行為ですね。そういうことをしなくて、もしの場合があったときにだれが責任を持つのか、そういうことまで考えていかなければならない。

そして、また財源の問題につきましては、今合併特例交付金というのが1億9,000万円、いろんな事業に使った残りがあるわけですね。それを使える期限というのが24年までです。それと合併特例交付金も3町合併をして100数億円ございましたが、「交付金じゃない合併特例債」と発言する者あり）特例債、まだそのお金が相当残っております。

これは借金ではありますけれども、元利償還の7割を国が交付税で見てくれるものであります。通常借金をしますと100%税金等でお返ししなければならないわけですね、元利償還を合わせて。これが元利償還の7割を国が見てくれるという非常に有利な起債でありますから、それも活用する期限というのが平成26年までです。

この期間を逃したら、また庁舎もつくらんにやいかんということになると、恐らくは税金で、あるいは100%返さなければならない借金をしなければならない。そうなる、当然として一般の事務事業に、おっしゃる福祉の関係とか、あるいは学校の関係とかいろいろあるかと思いますが、あるいは建設事業ですね、そういったところにしわ寄せがござるを得ないと私は思っています。そういうことにならないように、今のこの時期にやらないと私はできないと思っております。

そうしないとかえって町民の皆さん方に迷惑をかけると。それでできるだけ先ほども申し上げましたとおり、有利な起債を。起債もできたら今の計画では7億5,000万円と考えておりますけれども。

今庁舎建設基金を3億9,000万円積んでおりますが、これから3月の議会まで最終提案としましては、4億5,000万円ぐらい積み立てをしたいと思っておりますので、幾らですかね、8億4,000万円、それから、合併特例交付金が1億9,000万円ある、もう既に10億円ある。そして、また、まだこれからですので、23年度もまだ9億積み立てさせてもらえれば、だんだん特例債を借りる枠というのが7億5,000万円とか少なくなるわけです。

そして、また財政調整基金も積み増しを相当してますから、大規模工事については、この庁舎建設費のほかに使えるわけですね、それも。そういうことをしたら、余り合併特例債についても、そう大きな額を使う必要はないと。7億5,000万円の計画ですけど、それとできるだけ少なくしたいと思っておりますが、それも単年度で借りるんじゃなくて、3年で借りるということですから、3年に分けて。

例えば7億5,000万円あったら大体3年ですから、1億（「2億」と発言する者あり）2億ちょっとですかね、それぐらいですから。そのうちの元利償還7割ですから。毎年15億円今借りているわけですから、そのうちの2億円ですから、そう大きな影響というのは出ないわけですね。その辺のところも御理解をいただければありがたいと思っております。

それから、庁舎の利用の関係、今総合支所から支所になっております。このことについては、

町民の皆さん方を含めた合併協議会の中で、分庁方式はしませんよと、総合支所方式にしますということで、ずっとそういう形で流れてきております。行革のために合併をしたということもありますので、そういうためには総合支所方式でいきましょうということになってきておたわけでありまして、今になって分庁方式でやるとなると、これは皆さん方の議会で決めたことをまた翻すということになりますし、また、今まで語ってきたことを全部翻すということにならざるを得ないわけですね。

それで、そういうことのないように、有効活用をする問題で考えていったほうがいいたろうということで、鶴田にしましても薩摩にしましても、今いろいろ御提案をしているようなことで有効活用を図っていききたいと。そして、またさらに、そういう施設が効用を発揮するようにしていきたいと、そのように考えているわけでございます。

それで、これについてもいろいろ考え方はありますけども、この辺については、とにかく町民の皆さん方には、いろんな機会に御説明をしていきたいと。3月はいろんな総会シーズンになりますし、4月はまた花見もあります。そして、また年度初めの全公民館長、公民会長が集まる機会がございますので、判りやすく説明をしてみたいと。説明責任を果たしてみたいと。

それから、福祉サービスの関係でありますけど、この給食サービスについては、体力の低下等によりまして、調理が困難な高齢者等の在宅生活を支援をするということを目的に給食サービスのこういう取り組みを行っているわけです。もちろんこの福祉サービスの一環でございます。サービスをすると同時に、やっぱり安否確認ですね、元気でいらっしゃるかどうかということやら、声かけをする絶好の機会でありますから、そういうことも福祉サービスの一環としてやっていくということでございます。ただ単に弁当を配るだけじゃなくて、そういうことがございます。

それで、またこの配食サービスを始めたことについては、採算というのは見込まれませんけども、こういった安否確認ができて公共性が高いという理由で、多くの市町村がこの社会福祉協議会で実施をしまして、今日も続いているところでございます。

本町におきましても、町の社会福祉協議会に委託をしまして、約150名の方に配達をしております。そのうちテーブルにセッティングしなければならない方が27名、食べやすいように小さく刻んで食にしている方が33名、肉類が食べられずに特別食にしている方が8名ほどいらっしゃいます。年間365日、どこの場所でも配達できるように対応をいたしておるところでございます。

単に決められた時間に配達するだけじゃなくて、配達先で、例えば救急車を呼んだこととか、あるいは介護サービス事業所へ連絡をしたり、あるいは、離れている家族と連絡を取り合った例などもよくありまして、緊急を要する場面にも遭遇をしますので、状況によってはやっぱり社会福祉協議会職員という福祉の考え方が強い職員でありますので、そういった福祉サービスに的確に応じているということでございます。

また、大雨とか台風、今回の年末年始の大雪の際は、社協職員が2人で行動をする場合もあります。配達を待っている方は、食べる時間も早めの方が多くて、配達時間が多少おくれると、社会福祉協議会へ問い合わせの電話をされる方もあるようでございます。民間の参入を認めるのであれば、配達時間の問題だけじゃなくて、このように緊急時とか、あるいは天候不良時等のケースでの対処方法を想定をしなければならないというところがございます。

現在の配達コースから大きく離れた方からの申し込みが来ることも予想されますので、配達時間等につきましては、今後社会福祉協議会とも十分協議をしてみたいと思っております。こういう実態があるということで御理解いただきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

質問の途中ですが、ここでしばらく休憩します。再開はおおむね1時5分とします。

休憩 午後0時05分

再開 午後1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

平田議員の一般質問を続けます。町長から答弁の補足があります。町長。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

先ほどの平田議員の質問の中の給食サービスの利用者についてでございます。民間にもそういう希望もあるというようなことでございますが、その辺のところを申し上げたいと思います。

先ほども申し上げましたとおり、現在約150名の方に配食を行ってきておりますけども、ここにきましても昼だけの方、そしてまた夜だけの方、また曜日によって月水金の方、火木土の方など、150名の方がそれぞれ150通りのいろんな調整をしなければならないということがございます。

デイサービスとの調整とか、あるいは一時入院等によりまして、本人または家族、在宅介護支援センター、居宅介護支援事業所等といろいろ連絡をとりながら、もう変更がかなり生じてきておりますので、その連絡調整ということが、現在はこの社会福祉協議会が中心になって集中管理をしておりますので、それができるわけでありまして、民間でそれぞれ分散して行うということになりますと、こういった処理も行っていかなければならないということが出てまいります。

過去、鶴田町の時代、あるいは薩摩町の時代におきましても、民間事業者を入れて配達をした実績がございますけれども、余りにも申込者の、利用者の方の変更等が多くて、つくるのにも大変だからもうやめたいという意見も上がってたように聞いております。その際の配達についてはやっぱり、社会福祉協議会職員で実施をしなければならなかったり、またシルバー人材センターに一部委託をしなければならないと、そういう事態もあつたようでございます。やっぱり年間365日の実施となりますと負担も大きくて、非常に課題も大きいかと思っております。

屋地の二階堂商店に依頼していらっしゃる方もありますが、車の運転をされるなど町のサービス決定が却下された方等でありまして、配達範囲も限定をされたところでございます。今日の社会福祉協議会のように、連絡調整が1カ所で行えることによって、いろんなサービスができるわけでございますので、これが分散をいたすことになると、いろいろその辺の利用の便というのがいかなものかなと思っております。

継続的な配食サービスは難しい面が出てくるのではないかと思っておりますので、現在の体制を継続をしていきたいと思っております。答弁をさせていただきました。

[町長 日高 政勝君降壇]

○平田 昇議員

質問1について、2回目の質問をします。

本町の財政が好転しているとして、細かい数値で説明されている資料も受け取りました。町の

先頭に立つ町長、副町長、教育長が、自分の給料を削って行財政改革に取り組んだ成果であることは判ります。

しかし、一方には別の要因があります。例えば、平成20年、21年で9億2,700万円の国からの臨時交付金、これに町は1億2,100万円の一般財源を加え、合計10億4,800万円の財源でもろもろの事業に取り組んだ。

こうした国から地方への大盤振る舞いですよね、大盤振る舞いで、地方の財政に対する感覚が変わるのは不思議ではない。私の言いたいこと、町の財政事情が好転したのなら、その要因の1つは国からの交付金、いわゆるばらまき、ただし、行革への努力の成果を否定することはありません。

自分の子たちがそれぞれ独立して世帯を持った。両親は、子供たちがそれぞれ安全な生活ができるよう一定の基準に基づいて仕送りをする。例えば、このように国から地方に交付されるものには、負担金、補助金、補給金、交付金、委託金等、各種のものがあることを理解しております。

我が国は、このように中央集権的な政治体制であるため、地方行政の主導権は3割であるという、つまり3割自治と呼ばれてきました。この反省の上に立って、地方分権の推進に、ひところは地方主権とまで言っていたのに、国と地方のとの主従関係は変わっていない。例えば最近の例に上げますと、国は平成23年度から、都道府県に一括交付金を配賦する制度を始めます。

この進め方を評価するという県は、9県しかない。うち高く評価している県は1県だけ。残り8県はある程度の評価。評価しない県6県、うち全く評価しないのは神奈川県が1県。その理由は、国は地方に金は配るが、権限は今までのように国が握っていることを上げています。本県を入れて残りの32都道府県は、今のところ評価のしようがないという、これは先月新聞が伝えたことでございます。

私は、ここに地方分権論を持ち込もうとしているのではございません。ただ、地方は財政的にも国との主従関係、強者と弱者の関係に変化を来していないことを私たちは認識すべきであると。国に対して、地方はどのような立場にあるかということをしっかり認識しなければならないと思うんです。

国がくしゃみをすれば、地方は風邪を引く。国が風邪を引けば、地方は肺炎になるという例が盛んに言われた時期もありました。その地方財政の7割方を背負う国の借金は、1,000兆円に近づこうとしているんですよ。仮に、地方にとって親であるはずの国の財政が、巨額の借金で破たんして転んだとき、子供である地方自治体はどうなるでしょうか。これまで親、つまり国におんぶにだっこできた子供たち、つまり地方自治体も一緒に転ばなければならない。

私たち地方にあるものは、こういう厳しい状況に追い込まれる可能性もあることをしっかり認識して、町の重大な政策、例えば庁舎建設を方向づけしなければならないことを強調したいのです。町長の御見解を伺うわけでございます、この点について。以上です。

○議長（中尾 正男議員）

1問1答で。

○町長（日高 政勝君）

庁舎建設に関連をいたしましての御質問でございました。確かにこれまで前政権、そしてまた今の政権に引き続いて、失われた10年、20年と言われておりますが、特にまた、近年におきましてはリーマンショックがありまして、何とかこの辺の景気を持ち直さんないかんということで、いろんな対策が講じられてきたところでございます。それに応じて、地方におきましても一緒になりながら、地域経済の活性化のために取り組みをしてきた経緯がございます。

議員からございましたとおり、通算しますと10億円といういまだかつてない地域経済対策を

講じてきたわけですが、中には国債を発行して、それだけまた国の借金も膨れたという意味合いもありますけれども、本町におきましては、やはり計画の中で当然いずれはしなければならぬ事業がありましたので、この緊急対策の事業を活用しながら、これをやってきたわけがあります。

町の財政にとってはそれだけ負担がなくて、それだけ財政的な余裕ができたという結果になったことはもう事実でございます。一方で、行政改革も当然しながら、それなりの効果ができたと思っておるところでございます。

したがって、地域主権と言われる中で、御存じのとおり非常に権限そのものが、まあ増えてはおりますけれども、なかなか目に見える形での地域主権というのが進んできてない、これは事実であるかと思っております。なかなか中央の権限というのが、地方にいかない、渡らないということでございます。事務は増えても、一方では財源の問題がなかなか移譲になってきてないというのが事実でございます。

過去の三位一体改革等におきましては、特に地方交付税とかそういうものが減じられて、地方は非常に厳しい財政運営を強いられた経緯がございますけれども、何とかやっていける状況とまではいきませんが、今までとは若干違った状況には変わってきているというようなことになっておるところです。

一括交付金等につきましても、おっしゃるとおり使い勝手のいい、いわゆる地域が主権を持って企画をしながら、そしてまたそれを実行していくために、自由に使える、何でも使えますよという言い方ではございますけれども、平成23年度から都道府県を中心に配分をされるということですが、平成24年度からは市町村のほうまで一括交付金をしたいという考え方もあるのですが、これが今までの国庫補助金等を考え方ときに、総額として、果たしてそれまで確保できるのかというのが1つの懸念であります。

今まで結構補助金をもらって、補助事業をしておったのが、結果的にそれが人口とか面積だけの算出基礎でもって市町村にやるということになりますと、こういう過疎の小さな町にとっては相当な激減になるんじゃないかと思っ、心配をしておるところでございます。

この補助金に見合うような等しい額で地方におろしていただいて、そしてまた、地方がそれを使い勝手がよくて、地方の自立というんですか、いわゆる地方主権が発揮できるような財源の配分があればいいんですけれども、それが全く今のところ判っておりません。したがって、各都道府県におきましても、いろんな評価をされているんじゃないかと思っ、心配をしておるところでございます。

平成24年度になってこの辺がどのような形に動いていくのかということについては、私ども市町村にとっては大きな関心事でございます。とにかくいろんなアンケートもござい、心配をしておるところでございます。しっかりとその辺の総額の確保については要望をいたしてきておるところでございます。

そしてまた、今現状が、おっしゃるとおり国債、あるいは地方債を含めると1,000兆円ですか、そういう多額の債務国になっております。先進国の中でも、一番借金が多い国ということになっております。GDPが年500兆円ありますから、その倍の借金をしているということで、非常に危機的な状況になっております。

金利がもし上がると、デフレが解消してインフレになりますと、これはまた大変な金利や負担が出てきますので、その辺を考えますと、今後の国家の財政にしる、地方の財政にしる、相当な影響が出てくるかと思っ、心配をしておるところでございます。そういうことを想定しながら、今のうちにしっかりとした基金を積み立てをしながら、今後の財政運営に当たっていきたくと。

そのような基本的な考え方のもとに、今できるだけ節減を図りながら、基金のほうに貯金を進めているところでござい、心配をしておるところでございます。将来も町民の生活の安定のために、しっかりとやっていきたくと

思っておりますので、その辺のところは健全財政を基本に置きながら進めていきたいと思うところでございます。

○平田 昇議員

ただいまの答弁で、見識ある見解のもとに取り組まれている姿勢を伺うことができました。質問事項1について、3回目の質問をします。これまで庁舎建設について、どんな政策で進められるのだろうか、関心を持ち続けている私は、いろいろな機会で町長に質問してきたのですが、平成23年度の当初予算説明書の中にある庁舎建設計画推進事務費に6,960万円の設計等業務の委託料が目にとまりました。

まずお尋ねすることは、町長が庁舎建設の計画を説明する段階で、約20億円の建設費を見込んでいたことの説明がありましたが、この約20億円の額の積算は何を根拠になされたのか、算出されたのか。それを算出できるのは、プロの設計士であるはず。その方は、何を根拠に算出されたのか。

また、予算が決まってこの設計等の業務に取り組まれる方は、初めの段階で、庁舎建設には約20億円かかることを積算した業者さんに決まっているのではないかと。もう少し踏み込んだ言い方をさせてもらえば、予算の事前執行で設計図は作成されているのではないかと。なぜ私が、悪意とも受け取られかねないこのような質問をするのか。

現在の庁舎の老朽度は、建設してから何十年も経過しているから、その傷み具合は素人でも理解できる。また、地震等に十分耐えられるのかは、平成13年の地震により、庁舎の各所に多数の亀裂が生じた。これを見て、素人の私たちにも判断できると。危ない建物だと。なのに、なぜ本格的な調査が必要なのか。

このような本格的な工事には、その根拠となる本格的調査を必要とするとして、300万円の予算要求をされたわけでございます。私が、本格的調査に必要な予算を要求される前に行政は、既に庁舎建設に向けて動き出しているのではないかと問うと、調査はもう済んでいるんだとの説明だったことを記憶しております。

予算の事前執行、この例に倣って今議会に予算計上されている設計書の業務委託料6,960万円を、まだ議会が認めていない段階で、既に設計図はつくられたのではないかと疑いを持たされるのです。

だから、庁舎建設には約20億円を要しますと、積算された業者さんは何をもとにして計算されたのか、その算出に要した経費は幾らだったのか。約20億円を算出された方が、6,960万円の業務を引き受けることになっているのではないかと。その出てくる数字は20億円、そう対差はないのではないかと。設計図は既にできていたのではないかと。

最後に申し上げますが、私のこのぶしつけとも受け取られるような発言は、決して悪意からではありません。私に町への苦情、疑問を投げかけてこられる人は、町の将来を心配されている。これが皆共通している。ある外国人は、ザ・フリーダム・オブ・ライフという論の中で、例えば人から、他人から、厳しい批判を浴びても、それが仮に敵意、悪意、恨みに基づくものであっても、それを冷静に分析しなければならない。

たとえ悪意、敵意に基づく攻撃、批判であっても、それが間違っているとは限らないと。人は、特に指導者は、敵をつくらないという努力より、真に理解してくれる人をつくり出すために、根気強く努力すべきであることを言ったのだと受け取りました。

同じことを何回もくどくどと申し述べましたが、町の将来を思い、憂い、庁舎建設計画は凍結してくださいという声もある中で、町内の声に対して説得に努め、進める政策に理解を求めているとありがたい。

要約します。説明されている約20億円が概算的であるとしても、何を根拠に算出されたのか。それに要した費用は幾らか。庁舎建設には約20億円を要すると算出した方が、この当初予算で計上された6,960万円の設計等の業務を担当されることは、決まっているのではないか。もう1つ、既に設計図は作成されていたのではないか。

以上を質問をして、私の一般質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

庁舎建設の問題についてであります。まず設計の関係でありますけれども、20億円という数字を出しておりますけれども、これについては本体工事の規模、今の新しくつくる計画をしておりますその規模に応じて、おおむね机上で床面積は出ておりますので、例えば今、薩摩庁舎をつくっておりますが、薩摩支所ですね、あれの単価を参考にしたとき、大体17億円ぐらいという積算をしておるところでございます。

これは、設計者にお願いしたことは全くありません。全く概算です。それで、もう設計図が決まっているんじゃないかということですが、そういうことは全くありませんので。

職員が自前で、最近つくった例としまして薩摩支所のあの庁舎がありますから、あの場合が、大体単価が平米当たりこれぐらいだったろうから、今度新しくつくる庁舎の面積から乗じたときに、大体17億円ぐらいではないだろうかということの概算のあれですから、当たり前に設計委託をしたり、もうそういうことは全くしておりません。だれにお願いしているとか、そういうことはありません。これはもう自前の、ただ内部的な、事務的な概算の額であります。

また新しい庁舎ができて、この旧庁舎をやっぴり解体をしなければなりませんから、あるいはあとの駐車場の整備とか、そういう付帯工事が出てきますので、いろんなことを考えますと、それらがまあ3億円ぐらいかなということで、総体を概算で20億円と、これにとどめましょうということで考えているわけですね。これはもう内部のあれですから、全く概算の事業費。

もう既に業者は決めて、設計図も決まっているんじゃないかということですが、それは全くございませんので。これから、プロポーザル方式ということで、専門の設計業者の方にこちらの希望を取り入れて、提案をしていただく、企画書を出していただく、そういうやり方でやっていきたいと思っておりますので。これからです、設計は。具体的なところ。

それで、正式な事業費もこれから決まってくるわけですが、正式なところはですね。ということで、御理解をいただきと思えます。それから、先ほどからありますとおり、こういう厳しい時代でありますから、町民の皆さんの中には、非常に不安があるということで、それはもう承知をいたしております。

平田議員がもうこれまでも数回、そういう御意見を提言をさせていただいておりますので、とにかく財政的な問題が町民の皆さん方に影響をすることがないように、最大限の配慮をしながら財政の計画をしっかり立てて対応をしていきますので、その辺はまた説明責任、アカウントビリティはしっかりとこれからもいろんな機会で行っていきますので、御理解いただきたいと思えます。

○平田 昇議員

ただいまの説明で一応は判りましたが、確認させてください。この6,960万円の業務で、これに取り組むのはこれから決まるわけですか。そうした場合に、その約20億円という制約は、制限は、こちらから注文つけるわけですか、大体20億円という数字に決めてくださいと。それはこれから流動的なものなんですか、設計次第では。

○町長（日高 政勝君）

一応、私も最初これを決める場合に、とにかく余り華美にならない、一応最小限のものはせんにやいかんということで、事業費的にはおっしゃるとおり、非常に財政的な問題がありますから。

ほかのところはやっぱり30億円とかありますよ、やり方によっては。

しかし、まあ20億円の範囲でとどめていただきたい。そういう基本的な考え方を持っておりましたので、その中でやっていただくようにということで考えておりますので。このプロポーザルの関係についても、その辺のところもしっかりと説明しながら、提案をしていただきたいと思っていますところでございます。

少々は、予期しないものが出たりして、オーバーする嫌いはあるかもしれませんが、基本的には余り大きな変動がないようにやっていきたいと思っていますところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、8番、平田昇議員の質問を終わります。

次は、5番、川口憲男議員の発言を許します。

〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

私は、さきに通告いたしました景観づくりについて町長に質問をいたします。

明日には、新幹線の全線開通、青森から鹿兒島中央駅まで走ってきます。それから河川激特事業も、築堤分水路工事などの完成が、若干延びておりますけども、今月までには完成すると聞いております。私たちさつま町につきましても、地域発展の大きな転換期を迎える中にあります。各地域が持つ特徴ある景観資源を保全し、育成することにより、交流人口の増加が図られ、経済的波及が進むものと考えています。町長は、今後の景観行政施策をどのように進めるのか、次の2点についてお伺いいたします。

1件目は、河川景観の活用策、自然を生かした景観整備、保全の施策、2点目に、行政、住民が丸となった景観整備、資源の維持、保存のまちづくりはどのようにされていくのか、考えをお伺いいたします。1回目の質問とします。

〔川口 憲男議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

景観づくりについての川口議員からの御質問でございますので、お答えをさせていただきます。

初めに、河川景観の活用策、自然を生かした景観整備、保全の推進施策の質問でございますが、現在、川内川の河川激特事業も終盤を迎えております。築堤、推込の分水路など、順調に工事が進められまして、水害に強い安全、安心な地域づくりが進んでいるところであります。また、築堤、遊歩道等の工事進捗に伴いまして、住民の関心は完成後の景観、あるいはこれをどのように利活用するかということに向けられているところでもございます。

特に、虎居地区におきましては、虎居地区地域づくり活性化計画の策定の中で、遊歩道、河川敷でのウォーキング、グラウンドゴルフ、子供スケッチ大会、川遊びなど活用策と、草払い等の維持管理も含めて、こういった検討がなされているところでございます。

また、町におきましても、地域担当職員の活性化計画策定における支援に引き続きまして、計画推進段階での参画や、活性化計画に基づく事業への補助など、あくまでも地域住民を主体としながら、住民と行政が一体となった取り組みを目指してまいりたいと考えております。

次に、行政と住民が一体となった景観整備、資源の維持、保全のまちづくりについての御質問でございます。町全域で進める景観づくりと、地域で進める景観づくりに区分をいたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。

町全域で進める景観づくりにつきましては、良好な景観形成のため、私たちの生活や経済活動の中で、景観に及ぼす影響を考慮し、景観法に基づく行為を制限する事項を規定する考えであり

ます。一方、地域で進める景観づくりについては、昨年度から本年度にかけて、各地域で策定をさせていただいております地域づくり活性化計画書、これに基づきまして、地域が進める景観づくりを盛り込んでいただくようお願いをいたしておるところでございます。

景観支援団体の申請によりまして、良好な景観保全、活用を目指す範囲の協議ができています地区、具体的活動を実践している地区を景観推進地区として指定をし、また推進地区の中でも歴史的、文化的価値が高く、合意が得られた地域を景観の重点地区として指定をしていく考えであります。

いずれにいたしましても、良好な景観づくりへの役割としまして、行政、地域、住民、事業者の役割を明確にしながら、相互に連携して協同しながら心のふるさとづくりを目指して、総合的な景観づくりを進めていく考えでございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○川口 憲男議員

町長にお答えいただきました。

まず1点目の河川景観の活用策、自然を生かした景観整備、保全の施策のところ再度伺いますが、今度の激特事業で分水路、あるいは河川の築堤工事が轟の瀬、推込を含め神子から山崎まですばらしいものができていくし、景観上もすばらしい築堤ができ上がる。このようないい施設ができていくんですが、今後ここあたりの活用策、それと先ほど申されました地域職員等と一体となったまちづくりの中で、築堤の整備がキロ数的にも相当あるわけなんですけど、そこあたりを町としてどういうふうな考え方で進められていくのか。

先ほどおっしゃいましたけれども、地域の活性化づくりの中でしていかれるということでしたけれども、それを今後どういうふうなうたっていかれるのかをお聞きします。

○町長(日高 政勝君)

河川敷の関係につきましては、上流、下流、中流域それぞれありますが、特に広範囲なところであります先ほど申し上げました虎居地区、ここにつきましては、先だっても河川事務所にまいりまして、地域の皆さん方の要望をお伝えしながら協議をいたしてきたところでございますが。

特に推込地区につきましては、ちょうど樋門ができて、その付近がかなりのスペースが出てまいります。それでまた、上流域の轟原地区からずっと虎居橋、それから推込、そういうところまで遊歩道的なものができるかと思っておりますので、そういうところについてはジョギングコースとか、あるいは散策ができるコースとして活用したいということがございます。

そしてまた、遊歩道といいますか、いわゆる管理道路が入りますが、その辺のところ等につきましては、左右5メートルは張り芝をしていきたいというような考え方をお示しいただきましたので、その辺の景観にもなっていくのじゃないかなと思っておりますし。

またかなりのスペースのところについては、先ほど申し上げましたとおり、地域の方がグラウンドゴルフとか、あるいはスケッチ大会とか、いろいろ利用の計画もありますので、この辺の利活用ができるように、場合によっては町の占用許可もお願いするということになるかと思っておりますけれども、地域の皆さんのほうが一生懸命そういった維持管理等もやっていくということになりますと、町がやっぱり河川の占用をしながら、地域の活性化につなげていきたいということで考えておるところでございます。

グラウンドゴルフができるところについても、何とか張り芝をということでお願いをしましたが、吹きつけ型の、将来的には芝生になる、そういうもので対処をしていきたいというようなことも御回答をいただいております。

そのほか、それぞれの地域もいろんな活用策もございまして、ただ後々維持管理を地元でしつ

かりとやっていけるかどうかというのが、一つはありますので、とてもそういう広大な敷地についてはもう管理が大変だということになれば、これはもう占用もできませんし、もう河川としての利用しかできないということでもありますので、地域がどのように利活用を考えていくかということは、地元で十分話し合いをしていただいて、後々の維持管理がありますよということまで踏まえてやっていかないと、簡単にはいかないという面がございます。

とにかく、せっかくこうして景観的にもすばらしいものができますので、そういう親水的な利用の仕方、そういうことも考え合わせて利用ができるところは、やっぱり地元でしっかりと、先ほど申し上げました活性化計画の中で、お互いに地域の皆さん方が話し合いをして、こんな使い方をしましょうやと、こういうことで活性化を図っていきますよと、そのことが大事かと思っておりますので、その辺はまた地域とも連携をとっていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

その地域のほうを先に私は申し上げようともしたんですが、推込の分水路、あるいは虎居の下流域地域の公園のことが出されましたので、ちょっとそこにこだわってみたいと思うんですが。

非常に、散策あるいはジョギングをするにもいいところが出ております。私も2～3日前に行きまして、駐車場がどうなるのかなとか、いろんな利便性はどうなるのかなということも、工事関係者の方にちょっと聞いたんですけど、それは国交省でないと判らないということだったんですけど。

いずれにしろ、今までなかった虎居地区の公園といいますか、先般、臨時会の時にも町長にちょっと活用策を申し上げましたけれども、非常にいいものができておりますし、あの石積みというの、ややもすればどっかのお城かなというぐらいの築堤ができております。それと、分水路のほうも虎居側から見ますと、私たちが最初分水路計画が出たときに、想像してなかったような景観でできております。

その中に、先ほど町長お答えになられました地域、ここでいけば虎居地区の維持管理、そこあたりも必要性がでてきますと。まあ上流のほうはまた後で申し上げますけれども、非常に広大な敷地になると思います。それと、轟の瀬まで散歩道的なジョギングコースもできますけれども、そこらあたりにも手が必要になってくるんじゃないかなというふうに考えます。

そういうふうになったときに、虎居区のほうからも、館長名で要望書等が出ておりましたけれども、こういういい施設ができて、後々に維持管理していくとなったときには、町長のおっしゃるように地元の熱意があればできていくんだろうけれども、こうした高齢化の中で、どういうふうにしてそれを維持管理していくかというのは、これは非常に難しい点があると思います。

そこで、先般の12月の議会でも申し上げましたけれども、やっぱり維持管理するところになったときには、ある程度、行政もタッチしないとできないところがあるんじゃないかと思うんですけど、そこあたりの方向性について、町長お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

この施設がいろいろできることは、非常にありがたいわけですけども、できた後の管理をどのようにやって、それをさらに効果のあるものにしていくかということが、一番大事かと思っております。

したがいまして、やっぱり地域がいかに利用して、地域の元気を高めていくかということが大事でありますので、ある程度限界的なところもあるかと思いますが、いわゆる共生共同の社会の中で、地域もできるところはやっていただくということは大事でありますので、すべて行政でやるという時代はもう本当難しい時代になっておりますから、行政ができる守備範囲もはっきりしながら、地元ができるところは地元でやっていくことも、一つの新しい公共と言われておるぐら

いに、やっていく必要があるかと思っております。

それで、景観的な問題についても、とにかく隣の推込のこちらから見える部分については町木でありますモミジをもう既にこれは植えていただいております。そしてまた、のり面が非常に多いわけですが、虎居側から見て左側のほうはもうすべて1千6百幾らですかね、もうそれだけのたくさんの木をもう既に植えてあります。モミジとかいろんな景観的にも配慮した植樹をしていただいております。

そういうことで、地域の皆さん方が、やっぱりどういう利用するかということは、十分話し合いをしながら、これまでも川づくり懇談会の中で、それぞれ地元の皆さん方が熱心に協議をされてきておりますので、それをさらにまた地域のものとして生かしていただければありがたいことだと思っております。

行政も、確かにできる場所もありますが、もうそれはお互いにどこまでならしめようとか、その辺はまた今後の課題としてやっていきたいと思えます。

○川口 憲男議員

まだその虎居の公園のところ、もう少し突っ込んでお聞きしたかったんですが、もう分水路のところののり面のところも申されたんですけども、私も先般、河川事務所に行きまして活用策を聞きましてところが、今町長がおっしゃるようなところの回答を得られました。それで、その分水路ののり面のところもいろんな植栽をして、景観を考えるんだということでした。

それと、町長、もう一つは今公園的な名前がないんですけども、河川敷の公園ですかね、そこを活用させる、活用していく、それからいろんなことをしていく、そうした中であって向こうの島が、一つの完全な島としてどこからも行けないような状態、水がすんだときに推込の下流のほうからちょっと渡れるかなっちゃうけど、もうすぐ渡れない状況。

いまさっきあそこにもみじの植栽をして、活用策を図っていくということでした。私も一番思うのが、曾木の分水路を何回となく見に行くんですけども、曾木の滝を活用して分水路ができ、それから旧の発電所が姿をあらわし、そして橋もつながりました。同じような激特事業の中では活用策がうちはおくれをとってるんじゃないかなと思うぐらいなんですけれども、実際の、こっこの推込の分水路の周辺、それから虎居の公園を見ますと、向こうにも引けをとらないぐらいのいい景観ができているんじゃないかと思えます。

あその島のところに、私も中身を詳しく調べておりませんが、県有地と町有地、それと一部何か個人の方の土地があるということを知ったんですけども、一部の人には怒られてもいいから、あそこに船で渡って山桜かソメイヨシノでも植えてみるかいなと、がられるときは1回で済んだというのもありましたけども、あそこで連携して活用策を図られたら、まだすばらしい川辺公園ができるんじゃないかと思うんですが、ぜひそこを私はしてほしいと、せめて町有地があるんだしたら、いろんな事業もあると思えますから、そこに取り入れられてされるようなことはないのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

分水路の開削によりまして、島の形に残ってしまったわけですが、以前北薩広域公園の歴史ゾーンという形で活用の基本構想が出ておりました。

橋を2本かけて活用したいということでございましたけども、国の財政も大変厳しくなって、今のところはテーマゾーンをようやくちびちびとやっていただいているというところでありまして、歴史ゾーンまでどうしても活用をしていきたいということで、私どものほうからも、こういう構想はありましたので橋の1本でもいいですからかけていただきたいとか、あるいは、開削をした分水路のところにも、今の宮之城中学校から入れるような橋をかけていただければ本当ありが

たいんですがという要望は、県とかあるいは国交省のほうにも再々申し述べておったわけですが、激特の事業ではなかなか難しいというようなことでございます。

そしてまた、県の場合は事業の評価委員会のほうで非常に県立公園に対する見方が厳しいあれが出ておりました。それで、今歴史ゾーンまで手をかけるということまではいっていないようではありますが、とにかく歴史ゾーンの一つのところでもありますので、今後引き続きいろんな要望はしてまいりたいと思っているところでございます。

ただ、分水路には、なんか通れるような道をしたという案もあることはあります。島のところとかありますけど、まだ具体的にどうしようということまではいきませんが、とにかく水が流れんときには、渡れるようにしたらという話もあります。

上からも今の工事用の進入路がちょうど中学校の裏から入れるようになって、あそこに駐車ができるスペースがありますので、町があ道路からこの駐車スペースまで占用をするということが決まれば、あそこまではそういうことができる可能性があるかと思っております。ただし、町がもう占用しませんよとなると、もうあそこは全くシャットアウトになろうかと思っているところでもあります。

それで、下のほうの分水路の水が流れないところに、人が行き来できるぐらいのあれはするというお考えもあったと記憶をしておりますが、まだその辺は今のところ正式なものではございませんので、今後引き続きお願いはしていきたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

町長、私もその分水路を最初つくられるときには、向こうの島に渡れるっちゅう話は、聞いたことがあったんですけど、だんだん仕事が進んでいく中じゃ、今では高低差もあり、非常に危険であると。だけど、下までおりにていくには、相当階段があつて向こうまで上っていくのにどうなるかなという話もあるし、先ほど申し上げたように、具体的な話っちゅうか、これからのまた要望策はあるということでした。ですから、ぜひそういうような方向性をさせていただきたい。

それと、県有地、町有地、あるいは個人の土地でもお願いしてそういうのができたら、一つのメインの公園ができるんじゃないかと。そうすることによって、虎居の河川敷公園も相当生かされるような方向性があると思うんですが、そのような考えはどうなんですかね。町有地、県有地であったとすれば。

○町長（日高 政勝君）

あの突端の部分については、すべていわゆる北薩広域公園の区域内の県有地でありますので、今後県の構想の中で具体的にどういう利活用をするのか、歴史ゾーンでありますから、その辺は今後やっぱり引き続き要望をしていく以外にないかと思っております。

先ほど申し上げましたとおり、分水路ののり面については岩が出るところがありますから、そこはもうとても植栽ができる状況ではありませんが、こっちの虎居区から見て左側ののり面については、もうほとんど植樹をしてあります。それでまた、見える部分については、もみじを主体に植えてもらいましたので、時期によっては、成長によっては非常に景観的にもいいのかなと思っております。

島の部分の突端については、進入路を先に要望をしていきたいとは申しおきましたけど、いけな形のあれがいいか、県ともその辺は十分協議をしていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

例えば、県の歴史ゾーンのところで、旧宮之城町時代に、年代は定かでないんですけども、今の森林組合の前の空き地のところには、宿泊施設か何かを置いて、今の歴史資料館の辺から吊橋をかけるというような青写真の資料ももらったことがあるんですけども、ぜひ島への進入路、

そこあたりは今からの要望と、できたらこの激特事業が始まった中でそういう要望をしていかれたら、いち早くそういうのも近い将来には実を結んだのかなと思うんですけれども、これからも将来に向けて必要性はあると思います。

先ほど申しあげましたように、新幹線はあしたですよ、あさってですかね、来るということになりますけど、今から来るのに対して今からしたって、これは遅いんですけれども。新幹線開通しまして、さつまのまちに何で引き込むかと。先ほど建設経済の委員会の質問にもありましたように、農業の6次産業化ですかね、こういうことによってうちの町の活性化をしていくんだと。

これは今町長に申しあげても無理なことなんですけど、もう十数年前から町の特産物をつくって掘り起こさんにゃいかんとじゃないですかっていうことを申しあげておりましたけれども、だんだんそれがずれてきてこういうような状況ですから、すべてに思い立ったことをすぐにでもするような方向性を持っていかんと、また5年後、10年後というのはこういうような取り残された状況が起きてくるんじゃないかと思います。

それから宗功寺が今度浄化槽を設置していただき、通路も普通のコンクリートでしていただけるということをお聞きしておりますし、非常に喜んでおります。

そして町長、もう一つ孟宗竹、竹林があるんですけれども、詳しく私も調べてないんですけど、磯公園に竹の発祥地があって、そこから持って来て、島津の何らかの形の人がここに植えたという経過があるんですよ。それを含めまして、あそこあたりをさつま町の一大のメイン公園といいますか、歴史ゾーン、あるいはこういう景観施設、あるいは運動公園等ありますから、そこで一体化した活用策を図られるという考えはないんですかね。

○町長（日高 政勝君）

新幹線の関係につきましては、本定例会の冒頭の中でお知らせいたしました取り組みを、12日実施をいたしてまいります。そういうことでありますが、既に宗功寺については、南国交通の薩摩川内駅からのルートの中に入っておりますので、整備をやっぱりせんにゃいかんということで、先ほどあったようなことをやっていきたいと思っております。

それで、宗功寺周辺にありますこの孟宗竹林については、おっしゃるとおりこの地域に初めて入ってきた竹林であるということをおっしゃるので、そういう面からも下のほうには宮之城町のときに、ちくりん公園という形で、世界のいろいろな珍しい竹をあそこに植えて、そういう整備をしたいということで進めてきておりますので、孟宗竹林も一緒になって、できましたら竹のまちでありますから、よその方々に、整備された美しい竹林、そういうところを散策する、そういうところもあってほしいなと考えておるところであります。

それもやっぱりこの近場じゃないといかんちゅうところもありますので、そういう整備ができるようであれば、そういう構想のもとに進める必要もあるかと思っておりますので、県立公園もありますし、一体的なそういうこともよく考えていく必要があるかと思っております。

○川口 憲男議員

ぜひ町長、今おっしゃられたことを実現化に向けて取り組んでいただきたい。私はもう数回となくちくりん公園で、その世界の竹の部類も見ますし、その孟宗竹の公園のところも、先般の臨時会でも申しあげましたように、シルバーの方が一人じゃとてもこれだけきらんどということをおっしゃられたところを見ておりますし、以前、限りある資源じゃなくて、いっぱいある資源を活用していくんだということを町長答弁でいただいております。そこあたりは簡単にできるようなことじゃないかと思えます。

竹にしても、そのちくりん公園の事務所の裏側の広葉樹ですか、あそこにも耕地林業課のほうに指示をしていただきまして、竹を含ませた広葉樹林がありますから、一番先にでもやらせても

らって、あとは森林組合などに課長が委託されてすればいいことですから、そういうのはできるというふうに私感じております。

それやら歴史資料館の周りやら、もみじもたくさん植えてあるし、景観的にもここあたりを活性化することによれば、町政のいろんな視察に来られた方も、あそこに案内することができると思うんですよ。

ですから、ぜひ取り組んでいただけるように強く要望しておきます。そうすることによって、ダムも生かされてくるし、観音滝のもみじも、これから桜も、この前、3日ぐらい前に行きましたけど、桜もつぼみの状態で開花する時期がもうすぐかなというような感じを受けましたけれども、向こうなんかも活用策ができてくるんじゃないかと思います。

ぜひ町長、そういうようなことで、さつま町の持つ景観整備を生かして、先ほどいよしの的なところもおっしゃいましたけども、そういうような公園にしていかれるような考え方はないですかね。きょうの新聞に、加世田市で一個人の方だったですかね、子供たちやら、いろんな人が間伐材で階段をつくり、いよしの里をつくるようなことが載っておりました。

うちのまちにも、まちに近いところにああいう施設があるわけですから、いろんなボランティアの方にも呼びかけをされるとか、山に通じた方もいらっしゃいますから、そういうような面でぜひされるように切に希望するんですけど、町長、どうでしょう。早い時期にそういうような方向性が見出せるような考えはないですか。

○町長（日高 政勝君）

今のところ、先ほど申し上げましたとおり、本町で新幹線利用を通して入り込みしていただくのは宗功寺周辺でありますから、おっしゃるとおり、景観上、非常に歴史センターの広葉樹の関係、それから竹林としての整備、あの辺が一体的なそういう整備というのは、非常に大事なことかと思えます。歴史センターから眺めた川内川のところも、県立公園がここに誘致をできたのも、あそこから知事が、歴史センターから川内川を眺めて、これはすばらしいところだと言われて決まっただけきさつもありますので、確かに景観的にはすばらしいところであると思っておりますので、今後、一挙にはいかんかと思えますが、そういう足がかりをつけていきたいなと思っております。

○川口 憲男議員

こういう推進の分水路、あるいは隣の河川敷の公園のところの活性化、これはうちのまちにとって非常に意義あるものだと感じております。この歴史資料館を取り囲むちくりん公園と、ひいてはかぐや姫グラウンドにもそういうのが波及していくと思っておりますので、是が非でもするという言葉をいただきましたかたんですけども、そこまであれでしょうから、足がかりをつくっていくということでした。

それともう一つ、確認的なことでよろしいと思えます。違うところは違うとおっしゃっていただければ。推進の下の方に行く昔の道路がありましたよね。橋のところから、昔の旧道からこうして川沿いに、あの橋の、あの周辺のところは町有地になってますか。それとも個人のところですか。一部町有地があるということをお聞きしたんですけど、そこあたりは確認はとれてないですかね。

○議長（中尾 正男議員）

場所が、ちょっと。

○川口 憲男議員

今、新しい歴史資料館に上がる道路ができてますでしょ。あの右側の一带とか、左側の周辺が、あそこは町有地だよということをちょっと聞いたことがあったんですが、まだ管財のほうなんか

は調べてないんですけれども、どうなのかなと思ってですね。もしあれば、あそこあたりもいろんな活用策ができるんですよ。いろんな木を、アヤメとか植えて活性化ができていくと思うんですけど、あとで私も調べますけど、そのところはいいです。

○議長（中尾 正男議員）

ちょっと待ってくださいね。（発言する者あり）森林組合の下のほうですか。そこ辺ありますか。今確認ができないようですから、あとでまた。

○川口 憲男議員

そういうところで、有意義なところですから、資源的にも活用できる場所ですから、ぜひしていただきたい。

それとその河川区域について、町長、地域の協力、いろんなことが大事ということをおっしゃいました。柏原の、柏原橋下流のところにもきれいに整地ができましたし、それから私のところも掘削ができて、そのままです。何か対策を、今で何か。

例えば地域へもそういう呼びかけをされて、NPOなり、いろんなことで皆さんが地域のために活性化して頑張っていこうよという意欲を出されるような、町としてもある程度の筋書きはつくってくれる、その後は地域が頑張っていていただく、あるいはNPOが頑張っていていただく、あるいはほかの団体が頑張っていていただくというような道筋が必要だと思うんですよ。

以前から県の振興局なんか築堤の掃除はとてできないんだと、地域でもらわにゃいかんということもありましたけど、国交省はそういう景観上をきれいにさせていただくちゅう思いがあれば、先ほども町長が申しましたけれども、支援的なことはしていくと。そこをまた町がその人たちをお願いしていくということでした。

ここの1～2年は、今の状態できれいなところということになりますけど、5年なり10年なれば草やぶかと、さっき町長もおっしゃいましたけども、地域の力がないとそういうところになってしまうよということがありましたけれども、河川流域をきれいにしていこうという思いがあれば、何らかの思いを町民にアピールするところがあると思うんですけども、私はこういう考えですけど、町長はどういう考えですか。

○町長（日高 政勝君）

場所によりけりだと思うんですけども、地域が本当にいろんなレクリエーションとか、いろんなイベント等に活用できるようなスペース、広場があれば、そういう活用していただければ本当ありがたいなと思っておりますが。

要は皆さんが、地域みんながそういうことに頑張っていくぞというあれを持ってやれば、町としても占用許可をいただいて、地元が頑張って維持管理をしていくということが出来るかと思うんですけど、これはとてもじゃなかということになると、その辺も難しいところがありますので、地域のほうで十分御検討いただければありがたい。

また、町としましても、先ほどありましたとおり、活性化計画の中で、いろいろ一緒になって話し合いを進めておりますので、その中で河川敷の活用については、どうするかということも話題に上げながら検討していただくことは、またいいかと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるように、その地域の意気込みですかね、そういうことがないとちょっと無理といただきますか、無理じゃないんでしょうけれども、呼びかけはできないんじゃないかとは思いますが。しかし、ある程度、うちのまちはこういう自然と農林業を生かしていくことによって、まちの活性化がなっていくと思っておりますので、何らかの形でそういうことをやってほしいと思っております。

山崎の新川公園もできますし、新川公園の対岸も、あそこ一面はソフトボールグラウンドができ

るぐらいの広場ができたし、いろんな活用策があると思うんですけども、そこを住民だけでということは非常に難しい面があると思うんですけども、それは何らかの策を講じていただければと考えております。それは先ほど申されましたように、事あるごとにやっていくということですので、ぜひお願いいたします。

それと次の質問に移りますけど、景観づくりについては、平成18年の12月だったですかね、鹿児島県のほうから景観行政団体として認められ、いろんな活動を、動きをされております。これまでの答弁も、いろんな主体的な取り組みをしていくとか、されております。そこで、今回、景観協議会の検討、策定を進められておるとは思いますが、これは以前にも協議会的なのがあったと思うんですけども。5年経過したあと、町長、どんな考えでしょうかね、この景観団体。

建物規制とか、河川の今おっしゃった利用規制とか、たくさん問題点はあると思うんですけども、大まかに、河川行政団体として、うちのまちはこれだけはしていくんだということは、何らかの方向性を示されて、町民にも知っていただくということは必要じゃないかと思うんですけど、町長のお考えは。

○町長（日高 政勝君）

平成16年ですかね、景観法というのができまして、それに基づいて平成18年12月に県のほうに申し出をして、景観団体と指定を受けたところでございます。これまで地域、各公民館、それぞれ地域での景観について、どう考えるかということで、地域の皆さんがそれぞれの地域ごとに、我が地域のことについていろいろと話し合いをしていただいた経過がございます。

一地区一景観運動の展開とか、そういうことでいろんなセミナーやらやってきておるところでございます。22年度におきましては、景観計画の修正をしながら、地域が、自らが進める景観づくりのあり方を検討をしてきておまして、景観計画そのものの策定を今後、町民の皆さん方のいろんな意見を聞きながら、パブリックコメントをしながら策定をしていきたいと思っております。行く行くは景観条例ということも考えられるところでありますが。

景観条例をつくりますと、先ほど申し上げましたとおり、まちの段階としましては、例えば景観地域については、ある程度の規制を設ける必要が出てまいりますので、その辺のところの御理解とか、いろいろやらなければならぬ、公聴会もしなければならぬということがあるかと思っております。そういうことで、今後、いろんな皆さん方の御意見を聞いて、早目にこういった策定をしながら、一定の方向を見定めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

景観条例に関しましては、非常に中身的に、これを読んでも難しいところが出てくるとは承知しております。しかし、大まかに、うちは景観行政団体としてこういう方向性でいくという形はできてくるんじゃないかと思っております。そういうような方向で、それは厳しい面がありますけれども、18年の12月から、厳しいことを言えば、全然発展してないのが現実です。

そこあたりは、事務方もしていないということは申し上げませんが、非常に難しい点があつてできないところがあると思うんですけど、ぜひ取り組んでいただきたいと思っております。

それと一地区一景観運動、これもいろいろ申すことではございませんけども、地域が、あるいはいろんなグループ、NPO、あるいは景観支援団体、それから公民館、あるいは公民会を含めて、ボランティアを含めて、その気持ちにどういうふうにして起こさすか、この地域でこういう景観をよくしていくんですよということを起こさすのは、行政の取り組みとか方向性を示していかなければできてこないのじゃないかと思っております。

3月の初め、長島町をぐるっと回ってきてみたんですけども、知り合いの方に、議員の方にも

尋ねますと、まちが、行政が発想して、それに建設業組合とかいろんな方々の協力を得て、道路沿いの花いっぱい運動が起こってるんだということを申されておりました。行って、次の言葉がないというんじゃないんですけども、感心することしきりでしたんですけども。

そういう気運を生むちゅうのは、ある程度は行政の方々が、先ほど申し上げますように、いろんな団体の方に少しずつ呼びかけをしていかれることが大事じゃないかと思うんですが、町長、どうでしょうかね、そういう思い、考え方は。

○町長（日高 政勝君）

確かに行政として、そういう景観団体になった以上は、その辺の各地域ごとの特色ある景観のあり方というのは、一緒になって進めていく必要があるかと思っております。例えば紫尾温泉のところなんか、自然のたたずまいの中で非常にお客さんも多いと、ああいうところだからこそ、やっぱり県外からもいらっしゃるんだと。

あるいは、あんまり俗化して、近代化をすると、やっぱり雰囲気が壊れて、お客さんが減っていくということになりますから。例えば、ああいう自然景観を残していくということも一つの方策でありましょうし、また、一方では柘野地区の場合も、今、彼岸花まつりということで、いわゆるこの農村の原風景がしっかりととどまっている。

そういうことも特色のある景観づくりの方向ではないかと思っておりますので、それぞれ先ほどありますとおり、一地区一景観を、できるところはやっぱやっていただくことが大事でありますし、町として、まちの景観はどうしても守っていかなければならないということもありますし、あるいはまた、自然景観として守っていかなければならないところもあります。

そしてまた、一方では、ある程度人工的なものを加えて、さらに景観を高めていく、そういうところもあるかと思っておりますので、その辺はいろいろと今後またいろんな方の御意見をいただきながら、計画策定には努めていきたいと思っております。

○川口 憲男議員

おっしゃるとおりのことで、この一地区一景観づくりに対しては異論は申し上げないし、彼岸花も毎年行っておりまして、非常に感銘を受けております。その中で、久富木も桜を植えたりして、非常にいいあれはしてます。

桜も、植えてその日から、1年目から見られるということじゃなくて、木が大きくなり、3年目、5年目にその花が咲くということですから、やっぱり時間をかけて、いろんなことをしていかなければ、きょうしてきょう実がなるというもんじゃございませんので、ぜひそういうのを行政指導でも呼びかけをしていただきたいと強く要請しておきます。

それと、一番最後になりますけれども、昨年、口蹄疫の関係で、神子のホテル、あるいは二渡のホテルと、非常にショックと申しますか、ダメージを受けまして、ことしに燃える意気込みは相当強いんですけども、やっぱしこれなんかも町長、景観の一環じゃないかと思うんです。さつま町に来たら、ホテルがあると。町長がこの前示されましたこの、今度の新幹線が来るに当たるパンフレットをずっとのぞいてみますと、いろんな面にもホテルを相当うたってあるんですね、町長。

神子の周辺でホテルの関係者の方々にいろいろ聞きますと、もう今でも5月のホテル舟を運行するのに、ことしのホテルはどうだろうとか、大丈夫だろうとか、いろいろ危惧されてるようなところがあって、私などもちょっと慰めようもないし、大丈夫じゃがという言葉しかないんですけども。

先般、私がこの景観について、ホテルのところで申し上げましたら、今の激特事業とかいろいろな工事関係で、ホテルがすみやすいような工法も推進していくということをお答えいただいた

んですけど、やっぱりホテルに関しては、まだ私も未知ですけども、あんまり周りの草を切ったらいけないとか、いろんなのがあるんですけど、それには河川浄化といいますか、河川をきれいにする必要があるんですけど、建設関係のところ、どういうそういう要望をされたのか、形がありましたら、ちょっとお示し願いたいと思うんですけど。

○町長（日高 政勝君）

建設、土木工事で、例えば、河川の護岸等が崩れて災害復旧工事をしなければならないということになったとき、従来は、現場打ちのコンクリートとか、あるいはブロックでずっと積み上げてということで、全くすき間のない、草も生えないような状況があったわけですが。

今は非常に環境的に優いづくり方というのが言われておりますので、いわゆる環境ブロック、あとから草が生えたり、あるいは川の生きものがそこをすみかにするとか、そういうようなつくり方があるようですから、できるだけそういうつくり方をさせていただきたいというようなことは、申し上げておりますし、町の河川の場合は、そういう設計もやっておるようでありますから、そういう配慮は必要かと思っているところであります。

○川口 憲男議員

先般、役場庁舎内の若い人たちがホテルマンをして、私もテレビを見て感銘を受けたんですけども。私たちのさつま町は、このパンフレットにも書いてありますように、ホテルと出会えるまちというキャッチフレーズで、パンフレットもできております。そういった関係で、私はさつま町イコールホテルだというようなふうに思ってるんですけど、これは私の買いかぶりかもしれませんけれども。

推進の周辺、さっき申し上げました歴史資料センターを中心とした開発的なところ、それからこういうホテルのところ、あるいは彼岸花のところ、いろいろな資源がたくさんあるわけですから、それを生かせるような町政づくりには、景観行政団体としていろんな取り組みがなされていいはずだと思います。今後、そういうところをいち早く取り組んでいただけるような考えをお持ちということでしたので、担当課のほうに指示されまして、そこをさせていただきたいと思えます。

それともう一つは、町長が、景観づくりは目的ではないんだということを申されたところがあったと思います。よいまち、よりよいまちを実現するための重要な要素、すいません、これは、景観行政の中の一コマだったと思います。これなんかを考えますと、町長、私も農林業を活性化させんことには、このまちの潤いもないんだと。さっきから財政の問題も出てますけれども。

やっぱりうちのまちには交流人口を多く取り入れて、交流人口の発展をさせて、活性化していく方向しかないんじゃないかと思えます。先ほど申されましたように、国の一般財源の交付金ですか、一括交付金等もありますけれども、今の状況を見ますと、どういうふうになるか、非常に見えない状況の中じゃ、やっぱり自助努力が必要になってくるんじゃないかと思えます。

そういうことを考えますと、こういうような限りある資源というんじゃなくて、限り多くの資源をいかに生かしていくかということに取り組むべきと考えておりますが、私は、町長はどういうような考えでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

全くおっしゃるとおり、そのような見識に立ちまして、今回の施政方針の中にも、あるいはこの後期基本計画の中にも、そのようなことをうたい上げているところございまして、いろんな豊かな資源をいかに活用して、まちの活性化を図るか、人もおりますし、また、いろんなさまざまな資源がありますので、それを引き出して、有効活用していく、このことが大事かと思っておりますので、引き続き、これについては精力的に取り組むを進めてまいりたいと思っております。

○川口 憲男議員

町長、施政方針の中でもおっしゃったことですから、ぜひまちの活性化のために頑張っていたきたいと思います。最後に、私はリーダーに求められるのは、強い意気込みとやる気だと思います。町長、やっぱしそれがいかに職員、あるいは地域に伝わるかということだと思います。ぜひ強いやる気と実行力を持って取り組んでいただけるように要請して、質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、川口議員の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね2時35分とします。

休憩 午後2時26分

再開 午後2時36分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を再開します。

引き続き一般質問を続けます。次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

南日本新聞の記者の児島さんが、きょうは終始おつき合いいただき本町の議会の力強いこの姿を、内容を見ていただき、町民はもとよりですが県内にも広く知らしめていただければ幸いです。思っておりましたけれども、いつの間にかに空席になってしまいました。（笑声）何と申しますか、紅一点は議会にはおられますけど、傍聴席の記者席にまた紅一点の方がいらっしゃれば、きょうの最後に非常に華やかになるのではなかろうかと思いましたが残念ですが、このことを申し上げて私語ではございますが、質問に入らさせていただきます。

私は、通告に従って順次質問をさせていただきます。

まず、地域資源の活用についてでございますが、昭和56年菱刈町、現伊佐市においては推定金埋蔵量250トンの鉱脈に当てて、現在採掘がなされているところでありますが、昭和40年閉山した永野金山の掘削の促進についてお伺いいたします。

2点目に、高齢者の住宅問題でございますが、高齢化の進行により高齢化率50%を超える地域もある中、とりわけひとり暮らしの高齢者への対策が急がれるときではないかと。この点につきまして、町長の考えを次の2点についてお伺いいたします。対象高齢者の状況把握とその対策について。町の中央へ住居移転施策は考えられないか。この点についてお伺いいたします。

1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員の質問に対しまして、2つほどございましたがお答えをさせていただきたいと思います。

まず、地下資源の活用についてということで、昭和40年閉山した永野金山の再採掘促進についてということでありますが、永野金山につきましては江戸時代1640年に発見をされまして、その後日本でも有数の金山として知られておりましたけれども、昭和28年、産出量の減少によりまして事業を休止し休山となっているところでございます。

町内の資源調査につきましては、これまで、独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構、旧金属鉱業事業団であります。北薩地域を重点に調査をされまして、最近では平成7年に久富木地区が調査をされた経緯があります。

現在の地下資源の調査は、人工衛星リモートセンシングによりまして地下が画像解析をされまして金属成分の多い地域においては、その後地表調査、ボーリング調査が行われ、含有量の多い地域においては、その後操業となるところでございますが、最近におきましては、新たな鉱山事業はないと聞いております。

永野金山の鉱業権を持っております島津興業に今後の採掘等についての考え方をお伺いをしてみましたところ、休山の原因であります坑道への地下水の流入あるいは含有量の減少によりまして、採算性のほか再操業のための施設整備に数十億円の多額経費を考えると、現段階では事業再開の予定はないとのことでございます。

また、新たに他の企業が採掘したいと、こういった要望があれば対応を検討したいとのことでありましたが、これまで他の企業からの申し出等もないために、今後はこれまでどおり休鉱の維持管理に努めていきたいとのことでございます。

このようなことから、町といたしましては、永野金山再開に向けての促進は大変厳しい状況であると考えております。現在永野地区が、永野金山の跡を近代産業遺産として地域の活性化に取り組んでおられます。永野ウォーキング、先般も大変な盛況でございましたけれども、こういった取り組みに対しては町としましても支援をいたしてきておりますので、これからも地域の活性化の一環としましては、そのようなソフト事業については御支援をしていきたいと思っております。

それから、2番目の高齢者の住宅問題についてでございます。

高齢化率50%を超える地域もある中、とりわけひとり暮らしの高齢者の対策が急がれるが対象高齢者の状況把握とその対策をとということでございます。

本町の高齢者の実態としましては、65歳以上の方が約8,600人で高齢化率は約35%を超えまして、超高齢化社会と言われる状態が平成20年から続いているところでございます。この中で、ひとり暮らしの高齢者の方が約2,200人、高齢者だけの夫婦世帯の方が約1,550世帯の3,100人となっております。高齢者全体の6割を占めております。介護認定者につきましても約1,700人いらっしゃいますが、約1,500の方が介護サービスをお受けになっておられます。

高齢者の実態把握につきましては、毎年民生委員を通じまして高齢者全員の生活状態、健康状態、見守り対象などを調査しておりますが、普段困っていることにつきましても、昨年度から聞き取りを行っているところでございます。

また、来年度は高齢者福祉計画、介護保険事業計画の見直しの時期となっておりますことから、一般高齢者、在宅要介護認定者、施設入所者等に対しまして、住まいで困っていること、生活で困っていること、生きがいに感じていること、健康に関すること、介護サービスなどにつきまして、昨年12月からことしの1月にかけて約1,000件の抽出調査を実施をいたしまして、現在集計作業を実施しているところでございます。

自治公民会組織では、高齢化率が50%を超えるいわゆる今でいう限界集落と言われる公民会がございます。これらの調査結果や日ごろの実態把握を踏まえまして、高齢者のニーズに対応した福祉サービスなどの施策を検討していくこととしておりますが、平成22年度におきましては、見守り体制の支援強化をテーマに、公民会の無線放送施設に通報できる携帯型の福祉無線機の設置補助を、新規事業として4公民会に16基分実施したところでございます。今後におきまして

も、継続的に取り組んでいきたいと思っております。

次に、町の中央への住居移転施策は考えられないかということでございます。

高齢者の住宅問題に限らず、高齢者の日常生活をどのように支えていくかということは、行政各地域にとっても大きな課題でございます。昨年度から、各公民館が中心となって地域づくり活性化計画を策定をしていただいております。多くの公民館で高齢化の進行を理由に地域福祉の充実について触れておられるところであります。

今後、高齢者を取り込んだ形で地域社会を構築しなければ、地域の存続は困難になるということが予測されるところであります。今日の高齢者施策、介護保険制度あるいは町単独の福祉事業の多くは、住み慣れた地域であるいは家庭で最後まで誇りを持って生活したいと、このような高齢者の御希望がございますので、そういったことを取り入れて制度設計されたものであるかと思っております。

近年、民間事業者によるシルバーハウジング的な性格を持った高齢者向けの住宅の建設が進んでおりますが、建設する場所がやはり医療施設の附帯施設という位置づけでないと、設置された公民会にかえて大きな負担が生じるということじゃないかと思われております。

また、使用料の設定、入居基準の問題など行政施策として取り組むためには、時間をかけて町民の理解を得ていく必要があるかと思っておりますので、そういうことで不公平感を生じないように進めてまいる必要があります。

今後も、高齢化が進行していけば一つの選択として検討しなければなりません。昨年より推進しております地域の公民会等に福祉部の設置も確実に進んでおりますので、当面は地域住民の協力によりネットワークづくり、こういったことを推進をしますとともに、介護保険サービスや福祉サービスを中心にした形での在宅福祉のさらなる充実を目指してまいりたいと存じます。御理解いただきたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○内田 芳博議員

永野鉱山が閉山すると同時に、菱刈鉱山の方向は金鉱脈の探査が開始されたわけですが、16年の歳月をかけて鉱脈が発見されたわけですが。このときに菱刈鉱山が採掘し始めてから平成9年度で約83トンを採掘されたと。採掘方法も昔みたいじゃのうして、今はもう自動車を利用されたワイヤレス方式の方法がとられております。

現在、菱刈鉱山で採掘されている坑道は地下のほうに35度の傾斜の勾配で進められまして、現在大体600メートルから700メートルあたりを掘削されていると。地上から直角で示せば、400メートルから500メートルのところを採掘をされていると言われておりますが。坑道は左右に14の坑道で採掘がされまして、そして最後の一滴まで掘りつくすというような方向で採掘がなされておるわけですが。

この鉱脈が発見されるまで地下資源調査の内容と、鉱脈が発見後の約30年間継続して調査がなされているものか。その状況と島津興業との間の関係というのはどうであったものか。調査関係は、現在先ほど町長が言われました独立行政法人石油天然ガス金属鉱物資源機構等で調査が進められているものかと考えるわけですが、隣接町として調査の経緯内容、その内容を示されたことを十分聞いて対応しなければならぬと、このように考えるわけですが。

今町長が言われましたとおり、平成7年ですか久富木のほうも探索されたけれどもいい結果はないということであるわけですが。それと、衛星関係から探索をされると、非常に近代的な調査の方法でされていたと思うわけですが、現在の菱刈鉱山の採掘されるその進出が、地図で示した場合にはさつま町のほうには侵入していないものか。そこらはどうなっているのか、このように

考えます。

ただ、旧の永野鉦山の場合は縦坑でございますので、深さそのものがどのような深さまで掘り進められているか私は知りませんが、しかし現代の方法でいけばある程度の掘り方はできるのではないかと考えます。

それと、やはり永野鉦山の場合には、町長が言われたように水量というのが確かにあると。串木野金山の場合は水量がなかったものですから、鉦山内の観光ということができたわけですが、永野金山の場合にはその水を抜けば落盤をするという危険性がある、やはり観光ということには利用ができなかったと。

ですから、やはり見えたところを、旧跡を観光地として今生かされているということなんですが、結果的、先に申し上げましたとおり、さつま町側に今も菱刈の鉦山の進出は入っていないのか。これは地下権ですから、いろいろな問題もあろうと思えますけれど、そこらはどうなっているのか。まず、この点についてお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

このお尋ねの菱刈鉦山の関係でございますが、ここは1750年のころから始まっておるようでございます。1978年から旧金属鉦業事業団が調査をし、本町もこの年に対象地域として調査をされておるようでございます。鉦脈の有望な地域となって、1980年から81年に地質調査が行われまして、高品位の金銀、石英脈が発見をされまして、その後本格操業になったようでございます。

菱刈鉦山のほうは先ほどございましたとおり、鉦石1トン当たり平均40グラムを超える金を含有するというので、世界平均が約5グラムですから相当の含有量があるということになっておるようです。なお、この菱刈鉦山と永野金山との関係でございますけれども、菱刈鉦山を運営をする住友金属鉦山株式会社に永野金山との鉦脈の関連性についてお伺いしてみましたところ、菱刈鉦山の鉦脈は垂直に数本走っておりまして、永野金山と鉦脈は同じではないというお話をされておったところでございます。

○内田 芳博議員

町長、昔の永野金山の、文献に出てくる内容においては、もともとこのさつま町側というのは金の鉦脈というのは薄かったのか、やはり菱刈、現伊佐市のほうが主体であったのかということなんです。私は、そこで考えるのが、こういうすばらしい事業、企業が自分のまちに隣接するところにあると。今町長が言われたとおり、永野の鉦脈が菱刈の鉦脈とは違うと。そうであれば、さつま町側としては何にも言えないわけですが、

私は、ですからさつま町側は、やはり採掘して掘りつくしているのか、そこらの点ですが、これは、みんな見ていないし判らないわけですが、昭和40年に永野金山が閉山ということになったときの文書、そういういろんな書類等は残っていなかったものか。そして、私どものこのさつま町は、やはりそういう今の鉦脈というのは薄くて、先ほど申し上げましたとおり伊佐のほう为主体であったのか。それであれば、何にも私も言えないわけですが、

町長が菱刈鉦山のところに行き、いろいろな話し合いをした場合に、私はこのさつま町のほうに坑道がもし進出しておれば、このことを一つのことにして、我がまちからの雇用の場としてお願いもできるのではないかなと。一言小さな方向に回れば、そういうことはできるのではなからうかと思って、質問もさせていただいたわけですが、

今の町長の答弁をお聞きすると、非常にさつま町側は薄いようであるわけですが、やはり菱刈鉦山を16年かけて発見した、この探索、この方々からやはりさつま町側ということは聞かれないものか。そして、島津興業との金採掘の権利関係で、さつま町のほうは全然調査ができな

いのか。そこらはどうなっているものか、お伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり菱刈鉱山の場合は、この鉱脈というのは縦にずっと入っているというようなことで、掘り方はおっしゃるとおり35度角で掘っていらっしゃるかとは思いますが、そこの先がこちらに入っているか、そこまではちょっと詳しいところは聞いておらないところでございます。

この辺のところについては、まだ詳細なところはよく判りません。文献の関係についても、詳細については知るところに至っていないところでございます。詳しいところが判っておりませんので、これについてはこれ以上の答弁はできませんので。

○内田 芳博議員

町長、今度の、この振興計画の中に基本目標として「豊かな地域資源を核とした活力あふれる産業のまち」を目指してということがうたわれているわけですね。やはり目で見えるこの資源というのは非常に判りやすいわけですが、この地下の場合の資源というのはなかなか難しいわけですね。

今、町長が言うごと、あそこの金山の鉱脈は、まっすぐ、簡単に言えば下のほうに入っていると。だけど、我がまちへの地権ということでは判らないということであるわけですが。それは、やはりこれから十分そのことについて調べていただきたいと。そして、そういうことにちなんで、この質問に私は鑑みて、やはりできるものならば菱刈鉱山の方々とも、このことを十分合議をしていただきたい。

そして、そこでやはり町長のトップセールスですが、就職難というのは非常に厳しいわけですから、そういうところでまた一つの脈をつかまえて、やはり高校の就職の場へというお願いもできれば、またいろんなことで協議の成果が出てくるのではなかろうかと、このように考えるわけですが。

今本町では、町長、激特工事がいよいよことしぐらいで終わるわけですが、そうした場合、今は激特工事が主体でございましたが、その後は何かをこのまちに取り入れてこななければならない、町長もそういう時期に来ていらっしゃると思います。ですから、資源というのはやはり目で見える資源、そして地下資源、こういうところにも私は再度目を向けて、そしてそれを生かしていけるものは生かすと。それにまた追随して生かされるものは生かしていくということが大事じゃなかろうかと。

ですから、我がまちの近隣にこれだけの企業があるわけですから、そういうところにもいろんなこういうことを言うて、そして語る機会をつくっていただいて、やはりトップセールスと私が言いましたとおり、就職難のときのこういう高校生でも就職ができるような糸口でもつくっていただければ幸いかと思うわけですが。この点について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

確かに、こういう厳しい経済環境でありますので、雇用の問題というのは非常に重要な課題であるわけでございます。そういうことで、新しい雇用の創出というのはあらゆる機会に考えてしなければならぬことでございます。そういうことで、そういう面においてはいろんな機会にそれはお願いをしたり、またそういう場合が発生すれば、できるだけ地元雇用ができるような働きかけもしていきたいと思うところでございます。

しかし、この地下資源というのは、菱刈鉱山の動向をよく調べてみないと判りませんが、そういうところで本町のそういう雇用が発生するのかどうかということについては、まだ接触を試みる必要もあるかと思いますが、なかなかこの地下資源の鉱物というのは全国それぞれ

あるわけですがけれども。

要は含有量のところに大きな差があって、そしてまた採算性があるかどうかによってやっぱり事業に入るかの問題があるかと思っておりますので。その辺のところは、今後の状況を見なければ判らないと思っております。とにかく、こういう雇用創出についてはいろんな機会にまたいろんな場面で、お願いできるところはお願いをしていきたいと思っております。

○内田 芳博議員

ひとつ、そのようなふうには、町長、菱刈鉦山と協議ができる場を何とかつくっていただいて、状況の把握というのをしっかりとさせていただきたいと、このように考えます。

そして、やはり永野鉦山の場合には、言われるように再開するには相当な金額はかかると、ですから、企業としての経営というのは非常に厳しいということ、このことはそうだろうと思えます。やはり、300年という一つの年月を採掘されたわけですから、それほどの大きな採掘になっているわけですら。

しかし、考えるわけですが、こういうことに関しては、町長が今回の後期基本計画の中に、地域の資源を大事にすると、生かせると、そうして地域の豊かさも考えると、こういう一幕がうたっている以上は、やはりこういうことにも一つ目を向けて、新たにこの永野金山の姿というのはどういうものであるのか、現状どういうところに置かれているかということ、私たちがしっかりとこれは把握することがあるということ、次に入らささせていただきます。

高齢者の住宅問題でございますが、高度成長と繁栄の負で、我がまちは高齢化率35%、県下でトップ級の高齢化のまちとなったわけでございますが、高齢者への支援対策は、制度範囲内のできるだけのことはなされるようになっておるわけですが、高齢化率50%の地域、公民会では、私たちよりも地域で介護を支援される方々が介護関係については把握されております。地域で支援に積極的に取り組まれている方々には頭の下がる思いがあります。

高齢者の方々も地域の実情をよく見られております。そして、特に農村部、田舎の方々と話す機会があるときによく聞くことです。夫婦どちらか亡くなれば、まちなほうに住居を移すと。今の住んでいるところは放棄するということをよく言われます。そのことが、県外等に住む子供たちも安心し、自分も安心して暮らせると言われます。また、住めば都で、一生ここに住むと言われる方々もいらっしゃいます。

高齢者の方々が考える希望を一つ一つ状況を把握し、即取り組めるものは取り組み検討し、実現可能なことは生かし、新しい事業に新しい課題がついてくると考えます。家族、親族に迷惑がかからないうちに早目にまちなほうに住居を移し、安心して暮らせる体制をつくることも大事なことだと考えます。また、住居移転施策ができれば、まちな中央に住みたいという方々が多いと思えます。

高齢化が進行する本町では真剣に検討をする時期と考えますが、いずれにせよ状況把握を早目に実施し、その結果を見て対策の手法を真剣に考えるべきではないかと考えるんですが、この点について町長のお考えをお聞きしたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

高齢者の住宅問題につきましては、ほんとに、都会のほうにおきましても、町のほうにそういう集合住宅をつくってそこに住んでいただく、そういうことも政策的に取り上げたところもあるようでございますが、本町のおきましても、確かにそういう面もあるかと思えますけれども、過去におきましては、東谷のほうにそういった高齢者が住みやすいような住宅環境ということで整備をいたしましたけれども。

やはり、今は住み慣れたところで安心して住んでいきたいという気持ちが強いのかなというふ

うに思っております。お年を召してから、またそういうまちのほうへ出てきて新しい生活環境に慣れていかなければならないということがありますので、なかなか。都会の方はそういうことが実際行われておりますけれども、さつま町の場合、果たしてそういうことがすぐ受け入れられるのかということも確かにあるかと思っておりますので。その辺については、まだまだ。

今町が取り組んでおりますのは、それぞれ在宅福祉という形でいろんな福祉サービスをやっておる中でございます。できるだけ、地域あるいは家庭で安心して生活を送れる、そのことが、やっぱり求められてることではないのかなと思っておりますので、今のところそこまで踏み込んだ考えというのはなかなか見出すにはまだ足りない、私は、本町のところでは、今の段階ではそういうふうに考えておるところでございます。

○内田 芳博議員

やっぱり、町長、新しいそういう独居老人的みたいなものをまちの中心に建設するというのは、私は、それはいかがなものかと考えます。それは、やはり検討するというのは、そういう建設したものの中に入れるのではなくして、まちのアパートとかいろんなところがすいておるわけです。ですから、そういうところを利活用できれば非常にいいのではないかと。

やはり町長が言われるとおりの介護というのは在宅が基本であるわけですから、ただ我々のこの鹿児島県、本町にしてもですが、都会のほうに子供は出ていて、独居として1人寂しく暮らすという方々が多いわけですから、やはりそういう方々がまちのほうにこうして出てきて住みたいと言われると。そういうことは何らかの形で、私は生かしていくべきではないかと。

そうした場合に、新たな建設というのは非常に厳しい問題ですから、何とかアパートのすいたところなんかがあるわけですから、そういうところ等を十分何とか利活用して、そういう方々の対応をやっていただくべきではないかと。

親を見るというのは、子供のほうから家族を見ていくのが基本だと思いますけど、我々のまちには、子供が県外に出て、そうして自分一人でおるという方々も多いわけですから、これはどの公民会にも多くて、そしてみんなが支えおうて今住んで暮らしているというのが現実でございますから。

そういう方向に考えていらっしゃる方々があるわけですから、そういう方の考えも生かしていくということ。ですから、アパートなんかにそういうことを考えて住むような施策というのはいけないものかと考えるんですが、こういう点はどうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、そういうひとり暮らしの皆さんの中で、やっぱり買い物あるいは通院ということで大変不便を感じていると。そういう意味では、中心部に出て生活をするほうが利便性が高まるということのことは確かにあるかと思っております。今の高齢者賃貸住宅という特別なものでなくても、今おっしゃったアパートの空き室ですか、そういうことを活用した中で利用ができれば、それはもう希望者があれば確かにいいことだと思っておりますので。

それは、またそれぞれのお気持ちのことを大事にしながらできないこともないかと思っておりますので。その辺は、また福祉サービスの中でいろんな御意見をいただきながらそういうところはできるんじゃないかと思っております。

確かに、ひとり暮らしが今26%、そういうことであります。もし、病気とかいろんなことになりますと、お子さんたちがよそに出てらっしゃると心配な向きもありますので、そういう面では確かに安心ができる形もできるのかなと思っております。

行政が、どこまでそういうのが支援ができるのかというのは今後のあれですが、とにかくそういう空き室の利用ということになれば、民生委員とかいろいろありますので、そういうことは今

後検討していきたいと思っております。

○内田 芳博議員

町長、まちの中にいるから田舎にいるからということじゃなくして、今高齢者の非常に厳しい状況のことを、何とは言いませんけれども、耳にするときがあります。そして、やはり死というのに向い合って厳しい状況等々をよく聞くときがありますが、やはり一つ一つ高齢者のことを考えて、そうしてそういう方々が1人でもなくなるような施策も考えなければいけないのではないかと考えます。

ですから、先ほど申し上げましたとおり、まちの中心部にそういう件でお年寄りの方々が住みたいということがあれば、こういうことは私は確かに生かしていただきたいと。町長もこのことについては十分可能なことは考えると、このようなふうに言われるわけですから、そういう方向性で生かしていただきたいと、このように考えるわけです。

そうすることで、高齢者の厳しいことなんか一つでもなくなれば私はいいのじゃないかと考えますので。どうかこのことは慎重に考えて、福祉の方々、いろいろ受け入れをする方々もいらっしゃるわけですから、こういう事業に対しては。その方々の話も十分お聞きして、私は生かしていただきたいと、このことを申し上げて、町長の答弁をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

内田議員の質問の趣旨に対しまして、行政でできるところについてはまた十分検討をしてみたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、14番、内田議員の質問を終わります。

△延 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。したがって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は午前9時30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日はこれで延会します。

延会時刻 午後3時18分

平成23年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成23年3月11日

平成23年第2回定例会一般質問
平成23年3月11日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(13) 楠木園洋一	<p>1 健康づくりについて</p> <p>(1) 食を通じた健康づくりにおいて食育を推進される中、町民自らが取り組める実効性の高い食育推進計画をどのように推し進めていくか伺う</p> <p>(2) 食生活の変化により子どもたちの生活習慣病が増えつつあるといわれる中、子どもたちの血液検査を実施し予防に努める考えはないか伺う</p> <p>2 奥さつま米のブランド化について</p> <p>(1) 地域ブランド米として「奥さつま米」をこだわりのある米として、どのように販路拡大していくのか伺う</p> <p>3 県の空き施設の利活用について</p> <p>(1) 県の組織再編による空き施設が見られるが、今後の空き施設の利活用について県当局と協議を進める考えはないか伺う。</p>
2	(17) 新改 幸一	<p>1 行政サービスの推進について</p> <p>(1) 当町は過去、水害、口蹄疫、鳥インフルエンザ等々、町を揺るがす緊迫した事態を体験した。事態の沈静化にむけ、町職員等の昼夜を問わない取り組みに感謝しつつも、「日本一の行政サービス」をより以上推進するために「町民へ最大の奉仕」という観点から、緊急事態等に対応した職員の勤務態勢等について、職員団体と協定書を締結する考えはないか伺う</p>
3	(15) 桑園 憲一	<p>1 林業振興施策について</p> <p>(1) ことしは国連において「国際森林年」が定められ、将来の世代のために森林の保持、保全が重要視される中、本町における木材利活用の動向、取扱状況等を踏まえ、今後の林業振興施策を伺う</p> <p>2 農用地の保全対策について</p> <p>(1) 農用地の保全は、我が町の農業振興を推し進める上からも重要な業務であると認識しているが、耕作放棄地の現状とその対策について伺う</p>

4	(10) 岩元 涼一	<p>1 町管理施設の長寿命化対策について</p> <p>(1) 既設町営住宅については、今回、長寿命化計画を策定するとあるが、他の施設についても早期の対応を行うことによって長寿命化を図ることができるのではないかと思われる。町長の考え方を伺う</p> <p>2 子ども図書館の運営について</p> <p>(1) 薩摩支所の空きスペースを活用して子ども図書館が開設される。今後見込まれる運営経費とその具体的な運営方法について伺う</p>
---	---------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

平成23年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開議期日 平成23年3月11日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(19名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	9番	舟倉武則	議員
10番	岩元涼一	議員	11番	内之倉成功	議員
12番	柏木幸平	議員	13番	楠木園洋一	議員
14番	内田芳博	議員	15番	桑園憲一	議員
16番	市來修	議員	17番	新改幸一	議員
18番	木下敬子	議員	19番	木下賢治	議員
20番	中尾正男	議員			

欠席議員(1名)

8番 平田昇 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局 長	王子野建男	君	議事係 長	中間博巳	君
議事係 主幹	平木場達郎	君	議事係 主査	垣内浩隆	君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町 長	日高政勝	君	教 育 長	東 修一	君
副 町 長	和気純治	君	農 委 会 長	大野靖孝	君
企 画 課 長	湯下吉郎	君	教委総務課長	山口正展	君
健康増進課長	村山茂樹	君	学校教育課長	有馬修吾	君
総務課 長	紺屋一幸	君	社会教育課長	岩元義治	君
財政課 長	下市真義	君	耕地林業課長	山口良一	君
建設課 長	三浦広幸	君	農委事務局長	高橋哲郎	君
			農政課 長	平田孝一	君

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから、平成23年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の会議に、8番、平田昇議員から、欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

まず、13番、楠木園洋一議員の発言を許します。

〔楠木園洋一議員登壇〕

○楠木園洋一議員

おはようございます。あすから待ちに待った九州新幹線が全線開通するというので、これを機に地域がさらなる経済効果が進むものと考えております。それでは、通告に従いまして質問いたします。健康づくりについて。

生活水準の向上、ライフスタイルの欧米化、食に対する優先順位の低下と、生活環境の価値観の変化に現代人の食生活は大きく影響されています。今、栄養の偏りや肥満の増加、やせ身志向、そして糖尿病などに代表される生活習慣病の増大などさまざまな問題が指摘されています。食生活における食べるという行動には、精神的、文化的側面が強く、私たちの心身は食べるという行為を通じて豊かな人間性をはぐくんでいると言われます。

1点目の、食を通じた健康づくりにおいて、食育を推進される中、町民自らが取り組める実効性の高い食育推進計画をどのように進めていくか伺います。

2点目、食生活の変化により子供たちの生活習慣病が増えつつあるといわれる中、子供たちの血液検査を実施し、予防に努める考えはないか伺います。

次に、「奥さつま米」のブランド化について。地域ブランド米として「奥さつま米」のこだわりのある米として、どのように販路を拡大していくのか伺います。

次に、県の空き施設の利活用について。県の組織再編による空き施設が見られるが、今後の空き施設の利活用について県当局との協議を進める考えはないか伺います。

これで、1回目の質問終わります。

〔楠木園洋一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。ただいまの楠木園洋一議員からの質問が3点ほどございましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

まず、健康づくりについてでございますが、食を取り巻く環境の変化に対応するため、国は平成17年の6月に食育基本法を制定をいたしまして、翌年3月には食育推進基本計画を策定して、食育を国民運動として推進することといたしました。これに伴いまして鹿児島県におきましても、食育、地産地消を基本とした鹿児島の食交流推進計画が策定されたところであります。

本町におきましても、さつま町の地域性を生かした食育の推進を図るため、平成21年にさつま町食育推進計画を策定をいたしまして、食と農と健康を結びつけた総合的な食育の推進を基本理念に家庭、学校、地域等で食育に取り組んできているところであります。

基本方針としましては、まず1つに、望ましい食習慣や健全な食生活の実践により食の楽しさ、大切さを実感させる。

2つは、自分の心と体の健康は自分で守るという意識をはぐくみ、栄養のバランスや生活習慣を整えた健康な体と、心と体づくりを醸成する。

3つは、植えつけ、収穫などの農作業体験や地元食材を使った伝統料理教室などの食育活動を通じた物づくりの大切さと楽しさの実践に努める。

こういったことを定めまして、食育の推進を図ってきているところでございます。

一般の町民大会におきましても、健康づくり推進のまちの宣言を行いまして、一人一人が健康で楽しく生き生きと暮らすことのできることを願いまして、食育推進を含みます5つの項目を掲げて、健康づくりへの取り組みを推進していくことを決めたところでございます。

また、家庭における早寝・早起き・朝御飯の運動を推進するとともに、各学校においても食の教育に取り組み、食をテーマにした講演会等の開催や給食栄養教諭による食に関する指導等も行っているところであります。

乳幼児につきましては、すすく相談や遊びの広場等で食習慣や栄養バランス等の指導を行うとともに、成人につきましては、特定保健指導対象者には栄養管理や食事バランス、運動等の指導を行い、地域サロン等におきましても、口腔の健康を含め栄養管理の教室を開いて指導を行っているところであります。

なお、農政サイドにおきましても、地元産のヒノヒカリと鹿児島県産の牛肉を使った学校給食の実施を行っておりますし、さつまフェスタにおきましては地元食材を使った郷土料理の紹介、グリーンツーリズムにおける各種体験ツアーなども実施をいたしまして、食育に対する普及、啓発に努めているところでございます。今後におきましても、家庭、学校、保育所、地域などの関係機関と十分連携をとりながら取り組みを推進をしていきたいと思っております。

次に、食生活の変化により子供たちの生活習慣病が増えつつあるといわれる中で、子供たちの血液検査を実施して予防に努める考えはないかということでございます。今、御指摘にありますとおり、子供たちに生活習慣病、生活習慣病の予備軍が増えているといわれているところでございます。小中学生では、肥満児が全国においてこの20年間に3～4倍になっているとお伺いしております。

本町におけます児童生徒の健康の保持増進のための検査につきましては、学校保健安全法というのがございますので、これによって定められた項目に従って健康診断を実施をしているところでございます。

実施時期等につきましては、就学前の子供たちは入学前の10月までに実施をいたしまして、そしてまた、在学の児童生徒につきましては、毎年6月末までにそれぞれ実施をいたしているところでございます。検査項目につきましては、栄養の状況とか、あるいは尿検査等々、法で定められた12項目がございますので、それに従って実施をいたしております。

そして、生活習慣病の確認といたしましては、身長、体重測定により肥満度の測定をしたり、尿検査による糖尿の検査をしたりしておりますので、その結果によっては、この疑いがあった者については第2次の精密検査を行っているところでございます。

御質問の子供たちの生活習慣病の予防のための血液検査については、ただいま申し述べましたとおり、現在の学校保健安全法により定められました健康診断の診断項目で対応できると考えておりまして、血液検査までは現在のところ考えていないところでございます。

子供たちの生活習慣病を防ぐためには、正しい食生活を乳幼児期から習慣づけることが大切でありますので、早寝・早起き・朝御飯運動の推進、食育の推進等によりまして、保護者との連携

を図りながらその予防を図ってまいりたいと考えております。

次に、「奥さつま米」のブランド化についてでございますが、どのように販路拡大をしていくのかということでございます。平成22年産の水稻の作付面積は1,664.6ヘクタールでございます。そのうち78.4%の1,304.6ヘクタールがヒノヒカリの作付となっております。

御存じのように、旧さつま農協におきましては、管内で収穫したヒノヒカ리를「奥さつま米」という形でこのブランドで販売をしております。町といたしましても、JAと一体となった有利販売に努めてきたところでございます。

しかしながら、米の価格低迷や年々低くなりますヒノヒカリの一等米比率、これにつきましては御承知のとおり、昨年の実績を見ますと宮之城でヒノヒカリにおいては8.1%、鶴田の地域では3.4%、さつまの地域では26%、祁答院を含めたところのヒノヒカリの農協管内の状況では11%ということでございます。

なお、全体の品種の割合を見ますと、宮之城で14.45%、鶴田で6.24%、薩摩で43.34%、JA全体では21.26ということで非常に一等米比率が低かったところでございます。この傾向につきましては、昨年はもう全品種にわたったということでございますけれども、今後どのように「奥さつま米」のネーミングを広めていくかというのが重要な課題と考えております。

今後の計画につきましては、実際、販売促進に当たっておりますJA北さつまでは、1つは、この米の価格低迷が続く中で販売競争に打ち勝つような対策として、県下のAコープ、直売所、量販店、こういったところへの取り扱い量の拡大をしていきたい、そしてまた、系統組織と連携して推進をしていくということがございます。

2つは、産地性や安全性、栽培のこだわりなど、産地の特徴をさらに打ち出す対策としまして、特別栽培米、あるいは減化学肥料、減農薬栽培の米の特徴性を機会あるごとにPRしていきたいということと一緒に、店頭販売あるいはイベント販売を積極的に実施をする。

さらには販売機能強化のための外食産業、現在でも康正産業とかありますが、そういったところやら流通業界を含めた産地交流会を実施いたしまして、産地、生産者、消費者一体となった販売、宣伝を行っていく。

3つ目は、米の価格低迷に伴う流通、販売コストの見直し及び取り扱い量の拡大対策としまして、JA独自の精白米を積極的に販売することによって、流通コストの削減を図って生産者の手取り向上に努めていきたいと、このような考えを持っておられます。いろいろなこのような対応策を打ち出しまして、「奥さつま米」の販路拡大に向けた取り組みを推進していくということでございます。

町といたしましても、消費者の求める良食味で安全安心なこの「奥さつま米」の販路拡大に向けまして、JAと一緒になりまして十分協議をしてまいりたいと思っております。

また、昨年特に米を取り巻く情勢が厳しい状況にありましたので、緊急的対策としまして農政事務所、北薩振興局、JA、農業者、集落営農代表者等に呼びかけまして、米政策に係わる懇話会を今月の22日に開催をし、今後の方向づけを協議していきたいと、このような考えでいるところでございます。

次に、3番目の県の空き施設の利活用についてでございます。

御承知のとおり、鹿児島県におきましては平成17年に策定いたしました県政刷新大綱及び組織機構改革方針に基づきまして、市町村とのかかわりが深い業務等をまとめた総合事務所化の推進をするために、総合事務所設置計画を平成18年に策定いたしました。この計画に基づきまして県の出先機関の統合化が進められてきたところでございます。

これまで本町にあります県の施設につきましては、宮之城屋地にあります県農業改良普及所跡に町のシルバー人材センターの事務局、そして県の高等学校再編計画に基づく再編統合されました宮之城高校跡地につきましては、宮之城中学校を移転するなど、その空き施設の有効利用に努力をしてきたところでございます。

一方、虎居のこの合同庁舎につきましては、かつては土木事務所、保健所等、祁答院地方の地域振興には欠かすことのできない重要な機関として設置されておりましたけれど、今回のこういった広域化の関係に伴いまして、現在では農業改良普及業務を所管する部門と管内の道路整備を所管する道路整備部門が駐在している状況でございます。同施設内にはある程度スペースが存在していることも承知をいたしております。

町としましては、組織機構の分散化に伴います経費負担増とか、あるいは指揮命令系統の一元化、町民の利便性、いわゆるワンストップサービス等々を考えますと、基本的行政運営の観点からは同施設の具体的利活用については考えていないところでございます。

しかし、このような中心市街地にある公共スペースの有効利用と申しますか、有効的な利活用が図られることについてはやはり関心事として持っておりますので、今後県当局への十分な利活用ができるような要望は行ってまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○楠木園洋一議員

1点目の食育の基本法です。私も勉強不足でどんなものかと思って、食育基本法を調べてみましたら、家庭における食育の推進、学校、保育所等における食育の推進とか、地域における食生活の改善のための組織の推進、食育推進運動の展開、生産者と消費者の交流促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化と食文化の継承のための活動への支援等、それと食品の安全性、栄養その他食生活に関する調査研究情報の提供及び国際交流の推進となっております。

私、この食育ちゅうたら、教育委員会の早寝・早起き・朝御飯、それと食生活改善員と、それと地産地消、給食センターでの食育、これしか思ってなかったんですよ。それで、この食育推進会議ですね、これは主管はまずどこが行ってやるのか、私、教育委員会かなと思ったんですが、どこですかね、主管は。

○町長（日高 政勝君）

所管は農政課で担当をいたしております。

○楠木園洋一議員

それで、農政課が主管となって、教育委員会とか給食センターとか、何課ぐらいですか、これ。

○農政課長（平田 孝一君）

このさつま町食育推進協議会というのを平成20年に立ち上げておりますが、一応関係する課といたしましては、教育委員会学校教育課、それと給食センター、それと社会教育課、町長部局では健康増進課、農政課になっております。一応、私どものところで取りまとめをいたしておりますが、やはりこの各課の中でいろいろな活動に取り組んでもらっているというのが現状であります。

○楠木園洋一議員

大体5課ということですね。食育の推進に当たってキーワードは連携となってるんですよ。

青森県の鶴田町ですね、その人たちは、だれかがやってくれるだろうの食育の取り組みではなくて、鶴田町としては朝御飯条例をつくって御飯を中心とした食生活の改善、こっちも早寝早起き運動の推進とかありますが、食育推進の強化など6つの柱でさまざまな取り組みを実施しているといわれています。

注目すべきところは、子供たちの現状をきちんと把握して対策を考えているところだそうです。それで、町内の3歳以上15歳未満の子供たちの状況について保護者のアンケート調査を実施し、現状を把握しているとなってます。こういうことなんかはされたんでしょうか。こちらとしては、アンケートはしていませんか。

○農政課長（平田 孝一君）

平成20年に町食育推進協議会を立ち上げるときに、食育に関する住民アンケートということでアンケート調査を実施しております。対象者につきましては、小学5年生209人、中学1年生218人、合計427人ということで、こういったアンケート調査を実施したところでございます。

主には食生活に関する問題ですが、家族数とか、朝何時に起きますか、夜何時に寝ますか、朝御飯を食べてますか、というような、そういった感じでアンケート調査を実施したところでございます。

○楠木園洋一議員

学校給食での食べ残しとか、食育のキーワードで地域づくりを取り組もうと考えている方々の考えとか、そういうのは把握されなかったのでしょうか。その関係者が役割分担などしたりして連携して取り組んでいかれたのか、そういうところまでは進まなかったわけですか。

○農政課長（平田 孝一君）

町のほうでこの協議会立ち上げる際に、町の食育推進計画を策定いたしまして、その中でそれぞれ基本方針を定めまして、具体的取り組みとして、先ほど町長が申し上げましたように、家庭における食育の推進、あるいは食生活改善活動の推進、消費者と生産者との交流の推進というようなものを定め、これらの方針に基づきまして、先ほど申し上げました5課が、それぞれ自分たちの所管する仕事の中でこの食育に関する事業に取り組んでいるというところでございます。

○楠木園洋一議員

今、健康づくりや、早寝・早起き、それをみんな徹底しているということで、みんなに周知がちょっとされてないんじゃないかと、せっかく食育推進会議とかあつていろいろ会をされるようになってますけれども、会の回数、何回ぐらいされたのか、今まで、つくられてから。

○農政課長（平田 孝一君）

20年度に設立会議をいたしまして、21年度に協議、会議を実施しております。22年度につきましては実施をいたしておりません。

○楠木園洋一議員

ことし実施されなかったということですが、今、学校で子供たちと一緒に給食をするっちゃうことがありますね。2回ですかね。1回は老人クラブと、2回ですかね、それは。（発言する者あり）教育長のほうに。

○議長（中尾 正男議員）

質問用紙に教育長はないんですけれども、一応教育長、答弁ができましたらお願いします。

○教育長（東 修一君）

各学校によって違いますけれども、町全体ではこの前おにぎり給食とかそういうことを含めまして、週間を定めておりますので、そのようにやっております。それから、学校の給食センターにそれぞれ栄養教諭がおりますので、その栄養教諭が各学校に回って栄養指導等をやっているのが実情でございます。

○楠木園洋一議員

失礼しました。町長のほうだったんですけど、ちょっとエキサイトしまして。

健康づくりのまちのキーワードは食育じゃないかと、私、思ったんです。今、食生活が変わったから成人病が多いので、やっぱり町として食育を相当推進していかないと健康づくりだけじゃだめかなと、そう思ったもんですから、学校のほうにもなったわけですけども。

そこは教育委員会になりますので、もう次にかえますけど、子供たちの血液検査です。血液検査をすれば子供たちの血液の高脂血症ですか、それが判って親の人たちも食育に対して関心を持たれるそうです、なぜ高脂血症になるのかと。

今のところは計画してないちゅうことですけども、そうしていかないと相当高脂血症の子供がおると。いらいらするとか、キレやすいとか、疲れやすいとか。それで、せっかく健康づくりのまちとして食育も推進されてるんですけど、血液検査をして予防する考えがないかですね、町長に。

○町長（日高 政勝君）

先ほど申し上げましたとおり、学校保健安全法というのがございまして、それに基づいて小中学校の場合健康診査をやっているわけでございます。今ありましたとおり、12項目ございますので、その中でそういった肥満の状況とかそういうところは把握できております。現在のところ数も4%程度というところがございますので、そういった方についてはいろいろ2次検査等もしながら指導をしてるわけでありまして、特段そういう血液検査までもいかななくても。

またどんどん増えるという状況があればそういうことも考えられますけど、今のところこういう低い状況でありますし、今の検査の中で十分指導ができる場所でございますので、あえてそこまでは今のところは考えていないところでございます。

○楠木園洋一議員

これは東京都の予防医学会の資料なんですけど、小児生活習慣病の所見として小学生で41.5%です、中学生39.3%。生活習慣病は成人になってから出てくるんだそうです。以前は成人病といわれたんですけど、今は肥満、高血圧、高脂血症、心筋梗塞、糖尿病といった病気が増えてきてるんだそうです。今の時点で町として、高脂血症で生活習慣病が判るとなっておりますので、今後、そこを考えていかなくちやいけない。

それから、12項目の中でやれっていうことになっているんですけど、検査をすることによって高脂血症は判るんだそうです。保護者が子供の生活習慣病に気づくと食育に関心が出ると言われてるんです。それで、全体じゃなくて小学生の1、2年、3年はちょっと嫌がるんだそうです。それで4年生、中学生は1年生がよいと言われてます。

そういうとき、大きくなってから食育を考えてやるという意識が出てくるんです。再度、できないちゅうことでなくて、考えてほしいそう言ってるんです。生活習慣病に気づいたら、食育に関心を持つと言われてますので、12項目で済ませるんじゃなくて、予防のためにやっぱりそこまで進める。見識はもう変わらないか、もう1回質問いたします。

○町長（日高 政勝君）

確かにそういう健診は状況によっては必要かもわかりませんが、今、食育もいろいろ進める中でございますし、そしてまた、今のこの学校安全衛生法に基づいた健康診断の中で、もう結果が結局出てるわけです。

1次の検査で3%とか、あるいはこの2次の検査でも1%しかないと、そういう状況ですから、そういうことについては、全体から見ますと本当割合が少ないところがございますので、今後の推移を観察をしながらそういう状況がありましたら、もうおっしゃるとおり実施をする必要があるかと思っておりますけど、今の現状の中ではそういうところまでいってはおらないということでございますので、現在の法定の中での健診によって指導をしていきたいと思っておりますのでござい

ます。

○楠木園洋一議員

本町では4%ぐらいだからしなくてもいいと考えている。血液検査をして肝臓の疾患とか判って、学力がまた伸びたというデータなんかもあるんだそうです。今後考えてほしいと、そう思いますので、今後とも予防のために血液検査の実施をされることを望みますのでお願いいたします。

それとこの3点目、「奥さつま米」のブランド。一等米比率が11%、「奥さつま米」はヒノヒカリでしか出さない。米の生産なんか見ますと、今、別な品種も勤めてあるんですよ。同じ北さつま農協管内で、伊佐は伊佐米として相当伊佐市が販売戦略を立ててるんですよ。JAじゃなくて。行政で独自の販売戦略を持っていくちゅう考えがあるんですけど、そして同じ地域の農協としてどうなのかなと。

それと、振興計画に地域ブランド米として推進に努めると、低コスト稲作循環型農業や認証制度に沿った生産を推進する、こだわりのある米として販売に努める、と書いてあるんですけど、これがこだわりなのかな、特別栽培米と減農薬、これがこのこだわりのある米かなと。特別栽培米といたらこのヒノヒカリしか特別栽培米がないわけです。今せつかくあきほなみを勤めるのに。今後どう進んでいくのかなと、今、考えるわけです。

それで、減農薬とかいろいろ精白米とか言われましたけど、どのようなことがこだわりのある米なのか。

○議長（中尾 正男議員）

農政課長、判りますか、こだわり米。

○農政課長（平田 孝一君）

現在、さつま農協のほうでヒノヒカリを「奥さつま米」として小売りをされているんですが、ここ数年どうしても品質が安定しないというのが一番のネックだろうと思います。やはり、売れる米となりますと、どうしても、品質あるいは良食味、そういったものが出てまいります。そういった意味でこだわり米、特別栽培米、そういったものを進めていく、付加価値をつけていく、そういったことで、JAさんとの販売戦略を進めてきております。

ただ、先ほども申し上げましたが、この一等米比率の低下、精米したときに白い部分が大分あったりということで、品質面で若干問題があると思っております。伊佐にしましては、ことしの結果を聞いてみますと90%近い一等米比率だと聞いております。そういった中で、米の品質向上、そこを検討していかなければ、売れる米にはつながっていかないと考えております。

そういった意味で、今月の22日に、米政策を根本から考えてみようということでそういった会議を持つようにしております。そういった中で、いろいろな米生産農家の御意見もお聞きしながら、今後の米政策の進め方について、関係機関一緒になって協議をしていきたいと考えております。

○楠木園洋一議員

米の産地で有名な新潟県の魚沼のところ、そこは町がガイドラインに沿った減農薬とか特別栽培米、栽培履歴の確認ができる認証米に1俵当たり1,500円の補助金を支給して米の売れ行き状況を打破し、ブランド米として消費者からの支持拡大を図るとなってるんですよ。そこまではあんまりかと思うんですけど、売れる米としての政策、勧誘を行い、消費者のニーズにこたえたいとなっているんです。

今、米の値が低下してるんです、まだ下がるんじゃないかという。そうしたときに、みんな努力されてるんです、個々で。有機を使ったりいろいろされてるんで、そこは少し町として、このくらいならという、そういう基準を持って進めていけるような考えはないかですね。

米が安いからつくらない、売れる米はどうしたらいいかと。お金を幾らか出したらみんながやる気が出てくるんじゃないかと、町としてそのくらいの考えはないか。今、出費はちょっと難しいところなんですけれども、今後、米政策をもっていくにはどうでしょうか。

○議長（中尾 正男議員）

町長ですか。町長でないと、独自の助成なので。

○町長（日高 政勝君）

米を取り巻く環境は、非常に年々厳しくなってることはもう事実でございます。このさつま町においても米作地帯でありますので、何とかこの辺を乗り切らんといかんということであります。

そういうことで、先ほどから申し上げておりますとおり、こういう難局を何とか切り抜けるための方策をお互いに研究、検討しようじゃないかということで、こちらから呼びかけて今月の22日に開く予定にいたしておるところでございます。

その中で生産農家も、多くつくってる方も入ってらっしゃいますので、そういった皆さん方の声を聞いたり、あるいは販売促進の流通をやっておられるJAの皆さんも入ってもらうようにしておりますし、農政事務所とかあるいはそういう関係機関も入るようにしておりますので、とにかくいろいろ今の課題等を拾い上げながら、どういう解決策があるのか、そしてまた、「奥さつま米」としての販売促進のあり方というのをどうしていくか、そういうことを出し合いながら解決策を見出していく、そういうことを早速やっていきたいと思っております。

そういう中で、どういう手だてが行政として必要なかということも見えてくれば、そういうことはまた取り組みを進めていきたいと思っております。

○楠木園洋一議員

22日の会議、そのときに話し合われるということですけど、今後の課題は個別経営体の経営技術の解決支援ですよね。それと、今、優良品種の助成金もなくなったんですけど、やっぱり信頼される種子の産地の支援及び審査の実施です。

それと、やっぱり町としてめり張りのきく農政、食べ方、食文化を生かして食生活、料理で販売する、そのくらいして品質にこだわり、データに基づく200項目の残留農薬のない状態で、おいしくて安全で健康な物をしていく制度になってるんですけど、話し合いのときに話題に出して、私も米をつくってるんですけど、今後どうなるのか一番不安なもんですから、町として消費者のニーズにこたえていくような米政策に取り組めるように考えていただきたいと思います。

それと、3点目の県の施設の活用、空き施設の活用。町としてはワンストップサービスを考えているということですけど。県も、今、県の予算で、農政部の体制の強化というのが目立つようになってるんです。

せっかく県の職員もいるんです。そこを今度は町が攻めの体制で一カ所に、農政関連の施設を全部あそこに寄せて体制を強化していけばまた違うんじゃないかと。その空き施設の有効な活用を要望していくんじゃないかと、町としてこうしてやるんですよと、攻めの体制でいけるような、そういうのがないかですね。

今後空き施設をどうするんだって、みんな心配してるんです。せっかくいい施設があるのに農政事務所を一括したらどうか。そういうことはまだ、町としては考えてやらないわけですか。

○町長（日高 政勝君）

県の施設がああいう形で残っておりますので、何らかの活用はできないかという、これはもうだれもが考えるところでございますが、当然として町としましても行政の組織の一部を、今ありましたとおり、そういう形の活用はできないかということも考えたことは確かです。

今、担い手の関係がJAと県と、町、一緒になってワンフロア化しておりますので、できたら

この農業関係についてはあそこに営農センターみたいな物を設置ができないかなと思ったこともございますが。

ただ、きのうからもずっと申し上げておりますとおり、役場の組織を分散をすとかえってその組織の指揮命令系とか、あるいは事務の効率性、そしてまた、いろんな経費の負担が出てくる、負担増につながる、そして住民にとってもあちこち回ってかえって不便をもたらすということになりますので、結果的にあそこについては町としては考えないということで結論をいたしたところでございます。このことについては、もう先ほど申し上げたとおりでございます。

それで、ほかに何か有効活用のところがあるとするならば、それについてはいろいろまた協議をすることも必要ではありますが、県として何かお考えなのかその辺も全く判りませんので、それについては必要な時期にまたお願いもしていきたい、こういう考えでございます。

○楠木園洋一議員

せっかくあそこに薩摩中央高校という昔の農業高校、そういうのがあるんです。子供たちがおりていくときに農業関連があるんだちなれば、子供たちも農業をする気になるんじゃないか。

町として町民のため、住民のためにワンストップでないといけないというのは、それは行政として考えることであって住民はどう思っているか。水田協議会は農協の中、担い手はこうだ、一緒に一括してあれば一カ所ですむんですけど。こっちに担い手とか一緒にあるんだけど、水田協議会は農協にある、それで、どっち行ったりあっち行ったり。せっかく施設があるからこれを有効利用して、ワンストップじゃないといけない、それは行政側のあれであって、そうじゃなくて、そういうことを考えてほしいんです。

そしてまた、中央高校から帰るときに、その子供たちが立ち寄れるような、農業のよさ、それをアピールできるような施設、それといいスタッフがそろった同じ農業施設になるように、そういう施設が私は欲しいなと思ったんですけれど。ワンストップでないといけないということのようですけれども。今後の取り組みとして、県に伺いをして、再度、ワンストップでないといけないか、もう一度確認をお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

役場の組織を、例えば経済部門とか、先ほど言いました担い手の支援室とかそういうことを移したにしても、町民の皆さん方の利用と考えますと、向こうに行ったり、こっちの役場本庁に来たり、あるいは支所に行ったりということでそういう形が出るわけですから、そういう利便性を考えると、同じところで用は済ますというのが効率性が高いんじゃないかと、私はそう思っております。

向こうへ仮にそういった機能を移しますと、それなりにまたいろんな負担が出てくるわけです。電算のこういうパソコンにしる全部移しかえんにやいかんし、あるいはそういった管理経費というのが新たに発生をするということになりますので、それよりも、先ほどから申し上げてるとおり、ワンストップでしたほうが住民サービスが私はより向上できるというふうに考えております。

○楠木園洋一議員

効率、利用性ですけれども、今活力ある農村をつくるためには効率性よりもいかに活力を出させるか、そういうことを私は思うんです。いろいろ経費が要るからということで、今後考えていけるようお願いいたします。

最後に、食育とか農業でしたので、食生活のあり方は、私たちの体、健康、心の健康と大変かわりがあります。私たちの食生活は畜産物や油脂等をとる割合が増えてきたために栄養のバランスが崩れてきて、がん、糖尿病などの生活習慣病が増え始めています。また、私たちの周りだけじゃなく日本の食料自給率や地球の環境にも大きく影響します。

食生活を大事にすること、毎日の食事のときちょっと気をつけてみてください。その小さな積み重ねがあすの健康へとつながります。自分の食生活の特徴は自分一人ではわかりにくいものですし、家族や仲間と一緒に食生活を考えたり話し合ったりする機会を持つことが大切です。特に、よい食生活をして食事を心がける習慣は子供のころから養われます。

家庭、学校、地域社会など、さまざまな場面で豊かな食生活を実践し学ぶ機会をつくって、町民一人一人の主体的な健康づくりを推進ができますように願ひまして終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、13番、楠木園洋一議員の質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時35分とします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時34分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次は、17番、新改幸一議員の発言を許します。

〔新改 幸一議員登壇〕

○新改 幸一議員

おはようございます。一般質問の2日目の2番手として通告に従ひまして質問させていただきます。行政サービスのさらなる推進についてでございます。

昨日からテレビの放映を見ておりますと、鹿児島県出身の坂上二郎さんが亡くなられてまして御冥福をお祈りしたいと思いますが、あのテレビを見とって坂上二郎さんの言われておった言葉を、私は聞いてじんとききました。

それは、人を笑顔にするということ自分の人生の中での最大の目的、目標にしとったということが放映されておりましたけれども、この、人を笑顔にすることというのは、まさしく、見方によっては行政サービスも全くそういうことじゃないのかなということを感じた一人でございます。町長の政策で「日本一の行政サービス」を目指してということで、玄関や各課にも張り紙もしてございます。

昨年は宮崎県での口蹄疫の発生による緊急事態宣言の発令や、ことしに入ってから出水での鳥インフルエンザの発生により、感染拡大阻止に向けて迅速な初動防疫処置の自主体制を確立したということで、町長の施政方針のほうでも前段にうたってございます。私たちのこのまちも合併して5年が経過して、融和のとれた元気なまちということで力強く前進しているところでございます。

そういう中で、それぞれの自治体による独自の行政サービスが要求されているところでございます。行政の仕事内容には「ゆりかごから墓場まで」という言葉がありますように、幅広く大変なものだということは町民すべての方々は御理解をしてもらっているところでございます。

私たちは合併前に県北西部地震に遭遇いたしまして、緊迫した事態を体験いたしました。合併してから、水害、口蹄疫、鳥インフルエンザなどまちを揺るがす緊迫した災害を受け、沈静化に向けて町職員の初動体制で昼夜を問わない取り組みに、町民一同感謝しているところでございます。

町長の言われる「日本一の行政サービス」を目指して今まで以上に推進するため、「町民への最大の奉仕」という観点から緊急事態宣言を行った場合の将来に向けて、今後、非常事態等に対応した職員の勤務態勢等について職員団体と勤務協定書を締結する考えはないか、町長の見解を伺って1回目の質問といたします。

〔新改 幸一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

新改幸一議員から出されました行政サービスの推進についてということで、御質問に対するお答えをさせていただきます。

毎年のように発生する風水害、あるいは昨年宮崎県で発生しました口蹄疫、そして近くではお隣の出水市の養鶏場で発生した鳥インフルエンザなどの危機事案への対応につきましては、人命と財産を守るという観点からいち早く職員等でその体制をしきまして、所要の措置を講じてきたところでございます。

このようなことから、職員には常日ごろから危機管理に関する意識の高揚とその対策に万全を期するように指示をいたしておるところでございます。一たんこのような事象等が発生した場合には、組織を挙げて迅速かつ適切な対応に努めるようにいたしているところでございます。

申し上げるまでもなく、職員の時間外勤務手当の取り扱いにつきましては、労働基準法、地方公務員法及び町の条例等に基づきまして、その労働に伴う対価としてその勤務に応じて支給しなければならないと法に規定をされているところでございます。

しかしながら、勤務を要しない日、いわゆる土、日、祝祭日での勤務につきましては、原則振りかえ勤務とする取り扱いにいたしておりまして、時間外勤務手当につきましては必要最低限にとどめ、その抑制に努めてきているところでございます。

また、災害時の対応など町民の生命に直結するような危機事案につきましては、ボランティア的な取り扱いをすることにつきまして、その職務上でやはりこの公務災害上の問題とかあるいは責任の所在というのが不明確になるおそれがございます。

そしてまた、職員の使命感というところに欠如が出てまいることにもつながりかねませんので、その業務によりますが、作業従事の期間、ある程度限られるような事案への対応につきましては、その都度職員及び職員団体とも協議して、振りかえ休日など活用しながら適切に対処してまいっておりますので、今後におきましてもそのような方向で臨んでまいりたいと考えております。

なお、私が掲げております「日本一の行政サービス」への取り組みにつきましては、職員はその趣旨を当然として理解をしており、町民への最大の奉仕者として一人一人がしっかりと取り組んでいるものと思っておりますので、今後におきましてもさらに意識を啓発をしながら、継続をした取り組みを進めてまいりたいと思っております。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○新改 幸一議員

ただいま、町長のほうから答弁をいただきました。

私たちのまちは、こういう緊急事態宣言時のときの協定、災害協定といいますが、建友会とか、それからまた郵便事業会社とも、過去に協定書も締結しているところでございますけれども、そういう意味でこのボランティア的な考え方でまちに貢献していただく、また町民の幸せを願って努力してもらっているということになるわけで、大変ありがたいわけでございます。

私は過去に、2～3年前やったですか、ラジオ放送を聞いたら災害に遭った市民の方の生の放送が流れました。その中で、その災害時のときの役所の人間が無報酬で、とにかく日夜を間

わず市民のために一生懸命頑張ってもらったと、このことは本当に涙が出るぐらいうれしかったということで放送が流れました。

その市民の声の中に、役所の人間が無報酬でこっぴどくやらしてもらえれば、我々はこの後立ち直ったときには、行政にいろんな面で協力していきたいということがこの放送で流れて、まさにこれが本当の、町民と行政との一体化した一つの流れなのかなと、今後は各市町村がそういう流れをくんでいかななくてはならないのではないのかなということを、つくづくラジオ放送を聞いて感じたところでもございました。

全国的にそういう考え方が広がっていくことを願うわけでございます。実は、何で、今回のこの質問になったかといいますと、去年の口蹄疫で、臨時議会で職員の残業手当320万というのを先に提案されまして、確かに議会も可決をしたところでもございましたけれども、その後に畜産農家、それから農業委員の方、それから議員のOBの方、それぞれ私は意見も聞きましたが、もうそういう時代じゃないだろうということを全員が言われました。

そういう緊急事態での職員に対する残業手当というのは、もうおかしいんじゃないかということも言われました。町民が泣いてる、農家が苦しむときには、もう職員も全部ボランティアに切りかえるべきだと、金銭的なものは発生しないと、そういう振休なり時間差出勤とかそういうのに全部して、とにかく金銭は発生しないんだという、しないような形が、今、求められているんじゃないかということも言われました。

そしてまた一方では、こういう言葉使って、職員組合の役員の方とも私は話をしましたが、そういう町民、農家の声を話したところ、職員組合の役員の方も、まちのですね、議員の言われるとおりにということも言われました。

ですから、そういうことを総合的に判断しますと、今から先、本当はこういう緊急事態云々というのは、ないことが一番いいわけでもございますけれども、もし今後あった場合に、そこあたりはもうそういう時代じゃないでしょうと、そして我がさつま町はこういうことでやっていくんだということを全国に発信するぐらいのまちにあってほしいということを私は感ずるんですけれども、町長の見解はどんなものでしょう。

○町長（日高 政勝君）

職員のそういった緊急事態での対応のあり方でもございますが、宮崎の口蹄疫の関係につきましても、最初、若干予算のほうもお願いをしましたところでもございますが、そのあとはほとんど振りかえという形にしております。

確かに320万ぐらいの予算を計上させていただいたところですが、実際は仮に支給するとなりますと1千70万～1千80万のお金が要りますけれども、それが実際は23%ぐらいしか支給をしてないということでもあります。

それで、さっきの鳥インフルエンザの関係につきましても、24時間体制で派遣をいたしたところでもございますが、48名、16日間派遣をいたしておりますけれども、これも実際は85万3,000円の時間外が必要でしたけれども、全くもう振りかえで行っておりますので、そういう形で最近は取り扱いをいたしております。

これも職員団体とか職員の皆さん方の御理解をいただいて、こういうことについては協力をいただくということで振りかえをしておりますけれども、ただ振りかえをしましても、これだけ仕事量が増える、人員削減が進む中ではなかなか休めないという実態がございまして、振りかえをしましても、ほとんど消化をしてないというのが実態であります。

したがって、年次有給休暇もありますけれども、従来は10日から11日間、平均しますと休暇があったようですけれども、ほとんどもう今は8日ちょっとぐらいしかとれてない。20日間

はありますけれども、それでも病気とかあるいはいろんなそういうときだけしか休めないという実態があるようですから、職員としましてはよく頑張ってもらっているなど私は思っているところでございます。そういう気持ちがあつてのことだと理解をいたしております。

そしてまた、いろんな災害の派遣についても特別休暇制度というのがありますので、自主的にボランティア活動として、いろんな災害の発生した地域にボランティア活動として作業に従事したいという申し出がある職員については、積極的にまたそれらの休暇も与えておりますので、そういう活動に対してはそういう環境は整っていると思っておりますのでございます。

○新改 幸一議員

今の町長の答弁は、私も理解いたします。

職員が本当に頑張ってもらっているということに関しましては、もう大感謝するところでございます。そのことについては、もう恐らく町民の皆さん方も判ってはもらっていると思います。

ただ、口蹄疫のことにまた返りますけれども、畜産農家が、市場も開設されない、そして牛は売れない、収入がない、えさ代はかさむ、本当に畜産農家が泣いた、そういう実態なのに公務員はいいなど、確かにそういう初動体制で消毒云々で本当に朝早くから夜遅くまで消毒してもらったことには大感謝するけれども、そこが町民と公務員は違うのか、格差があるのかと。そりゃ、確かに法律もでございます。労働基準法もでございます。

しかし、そういうことはあるんですけれども、こういう御時世だ、こういう時代だというときにやっぱりまちは変わってもいいんじゃないか。確かに、そういう例規集を見ますと残業手当云々の支払いの第17条ですか、細かく載っておりますけれども、通常の場合は、ぴしっと支払っていくということは私はもう大賛成でございますけれども、とにかくこういう緊急事態の場合、町民が泣いてる、農家が苦しい、泣いてるというときの残業部分だけを私は言ってるわけでございます。

町長も過去に言われた言葉がでございます。町長選に出馬されるときに、とにかく一時期議員をさしてもらったと、そして町民の声を聞きましたと、私は町民の目線で行政運営に携わってみたいということも言われました。まさしく、私は、そこだと思います。今、本当にこういう災害時の町民の声というのが、まさしくそこに、今、出てきてるわけでございます。阿久根市の問題もありますけれども、そういう格差の問題云々というのが問われる一つの時代でございます。

そういう流れでございますから、こういう質問をしているわけでございますので、そこあたりの考え方、そしてまたこの職員団体との協定書、これもきっちり、今までとは違った形の中で私はこの協定書をつくって将来に向かって、いかなる町長がかわっても、きちっとした同じ方向づけの流れが一番いいんじゃないかという考えのもとにこういう質問してるんですけれども。

町長は、職員団体との協定書の中に、今私が言うようなことを盛り込みながら、締結するという考え方を持っていらっしゃらないでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

趣旨はもう十分理解をいたしております。そういうことで緊急事態の場合は、現在は、例えば休日に出たら、通常の時間外よりも割り増しがつくわけですがけれども、それも全くしてないんですよ。いわゆる振りかえにもう今やっていますので、時間外が発生しない形になっております。

そういうことで、今後の運用についてはやっぱり職員の皆さん方の御理解をいただいた上で、時間外じゃなくて、もう緊急事態の場合は、振りかえとかそういう取り扱いができるようであれば、その辺の確認はお互いにとできるところはしていきたいと思っております。

○新改 幸一議員

職員団体と話し合い、先ほど言いましたように職員組合の幹部の方もそういう気持ちは持って

いらっしゃいますので、またさらなるこの中身を充実した話をしながら、そういう協定書もぜひ今後つくって締結していただければ大変ありがたいと思っております。

「日本一の行政サービス」ということでございますが、この口蹄疫もですけれども、鳥インフルエンザ、まさしく出ないことを一番願うわけですけれども、この鳥インフルエンザ、野鳥の関係の問題から、それから口蹄疫の問題、韓国でも相当な口蹄疫も出ましたけれども、いついかなるところでまた発生することがあるかもしれません。

この口蹄疫、鳥インフルエンザの関係につきまして、この苦い経験を本当にいい方向に持っていくような形の中で、模擬訓練ですか、さつま町にこういうのが発生したときの模擬訓練というのをするというような考え方というのはあるものでしょうか。その点ちょっと判っておれば教えていただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

口蹄疫につきましても、それから今回の鳥インフルエンザについても、鹿児島県が県としての対応のあり方というものをそれぞれ定めて、関係の市町村にはもう説明をしてありますので、そういった場合には当然として、また、県全体とかですね、あるいは必要なブロックごとに、そういう機会もあるかと思っております。

具体的なところは判りましたら、また担当課長からお答えさせていただきます。

○農政課長（平田 孝一君）

模擬訓練の件であります。防疫対策は国が行うもので、それを県が準用して鳥インフルあるいは口蹄疫対策に取り組んでおられますが、口蹄疫が一応7月下旬に終了した時点から、たしか11月、鹿屋のほうで、串良ですか、県下一斉のそういった模擬訓練がなされました。

鳥インフルエンザが1月になってから発生しましたが、隣県では発生しつつある状況の中で、まだ県内でも模擬訓練までいっておりません。まだ防疫の段階でありまして、済まれた段階でまた県のほうで考えていかれるのかなと思えます。

もしやられるとすれば、やはり県か、あるいは川薩家畜保健衛生所、そういったところが主体となって本町でやるなり、そういった管内でというものあるかもしれませんが、今の段階では県下でそういった模擬訓練等は実施されているところであります。

○新改 幸一議員

県の流れで、そういう模擬訓練云々というのは今後やるということでございますが、さつま町にはもう皆さん御承知のとおり、牛については本当にすばらしい種雄牛がおりまして、畜産農家の方々も大変喜んでもらっているわけでございます。

その反面、こういう口蹄疫云々というのがまた発生しますと本当に打撃を受けるわけですから、県の流れももちろんですけれども、さつま町はさつま町ならではのこういう訓練というの、年に1回ぐらいはきちっとやっぱりさつま町自体でも持つておくべきじゃないかなということを感じます。このことを質問したところでございます。

今後はそういうことも検討しながら、本当に将来に向かって安心した畜産経営ができるような形で、ぜひ努力をしていただきたいということでございます。

それと、もう1点、最後になりますが、「日本一の行政サービス」という面で、行政サービスというのは、先ほど言いますように「ゆりかごから墓場まで」という幅広いものがございまして、本当に一つ一つ大変なものがあると思えます。その中で、実際これは町民から受けた言葉なんです。職員の中で、みんながみんなじゃないと思えます、ごく一部の人だとは思いますが、

役所の人間は、外にいろんな交渉事、いろんな相談事、また一方では町民のほうから来てくれ

んかとか、いろんな相談があると思います。その中で、田舎は田舎のなれこずいというのがありますから、私も当然そういう一人なのかもしれませんが、いろんな、出向いていくときの町民の方々との約束事です。

午前中にお伺いしますという言い方、午後からお伺いしますという言い方、それと、一方では10時にはお伺いしますという言い方、3時にはお伺いしますと時間を言う言い方。実際には、午前中に来もんでとか、昼から来もんでという言い方で、待ってるほうは朝午前中ちゅうのはもう目いっぱい長いと、その不満を言われる町民があります。

ですから、「日本一の行政サービス」の中にも入ると思いますが、こうやってきちっと時間を言って出向いていくと、そしてまた、おくれる場合にはおくれるなりの電話を入れる、そういう細かい配慮が「日本一の行政サービス」にもなるんじゃないかなということをも感ずる一人でございます。

私も含めて、昔に言います、なれこずいという、言葉が悪いですけども、そういう形で田舎の人間はそれで通っていくというやり方は今後いけないと。こういうことを言われた方は東京で外国とのつき合いで仕事された方なもんですから、ふるさとに帰ってきてそういうことのずさんさということを指摘されました。

守っている職員もいらっしゃるかもしれませんが、一方ではまだ気づいていないという職員もいるということで、実際そういう苦情を言われましたので、そこあたりを、ぜひ、今後も改めていただくような「日本一の行政サービス」を目指してお願いするところでございます。町長に最後のそこあたりの見解をお聞きいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○町長（日高 政勝君）

町民と直接接する立場の公務員でありますので、常日ごろからそういった対応については、御指摘にありますとおり、きめ細かな対応というのは求められると思っておりますので、今後も注意を喚起しながら適切な対応ができるように指導をしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、17番、新改幸一議員の質問を終わります。

次は、15番、桑園憲一議員の発言を許します。

〔桑園 憲一議員登壇〕

○桑園 憲一議員

質問通告に従いまして質問をさせていただきます。

まず、1点目の本町の林業振興策についてでございますが、ことしは国連によります「国際森林年」の年に当たります。将来の世代のために森林の持続、利用、保全が現在重要視されつつあります。日本の森林面積は国土面積の3分の2を占めており、しかも4割は人工林であるといわれております。この豊かな森林を活用する林業は長期的な停滞傾向が続いており、木材自給率の低下とともに就業者の減少にもつながっております。

しかし、我々の生活面においては森林から多くの恩恵を受けて成り立っておることも忘れてはならないと思います。森林の働きによって湧水や洪水を緩和し、良質な水をはぐぐむ水源涵養機能を初め、生物や動植物の生態系の保全、景観、地域の多面的な役割も果たしております。そこで、現在の本町における木材の利活用の動向、取り扱い状況を踏まえまして、今後の林業振興策について町長の見解をお伺いいたします。

2番目でございますが、農用地の保全対策についてでございます。農用地の保全は、我がまちの農業振興を推し進める上からも重要な業務であると認識をいたしておりますが、農村地帯の農業者はほとんどが高齢者化し、先祖伝来の農地を守るがために日夜頑張っておられるのは

言うまでもありません。しかし、現実的には圃場整備されたところでも、耕作放棄地、遊休農地が目立つようになりつつあります。

一昨年の3月議会での農業農村支援策の中で、現状を踏まえて耕作放棄地対策協議会を設立し、復元可能な農地については、中山間地域等直接支払制度の集落協定農地に編入していただくよう集落に依頼して農地の保全に努めるとともに、将来は集落営農の足がかりにしたいとの町長の答弁をいただいております。

その後、どのような取り組みがなされたのか。また、協議会の活動状況の内容はどうであったのか、そして農地の集落営農の取り組みにつきましての実施期については町の広報紙等でも周知したいと述べておられます。これらを含めて町長の見解をお伺いします。これで1回目の質問を終わります。

[桑園 憲一議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

桑園議員、今の2点目は農業委員会会長ですね。町長にと言われましたが、2点目ののは農業委員会の会長でしょ。農用地の保全については。

○桑園 憲一議員

よかですよ。農業委員会会長でいいですよ。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

桑園憲一議員から林業振興政策についてお尋ねがございました。お答えをさせていただきます。議員の仰せのとおり、ことしは、フォレスト・フォア・ピープル、人々のための森林というテーマのもとに、世界中の森林の持続可能な経営と保全の重要性を広く認識してもらうことを目的としました「国際森林年」であります。各国でさまざまな取り組みが展開されることになっております。

日本におきましても「森を歩く」というテーマのもと、国土緑化推進機構や美しい森林づくりの全国推進協議会が協力しまして、森林の保護あるいはこの育成、木材についての正しい理解促進などを目的とした、官民挙げての活動が展開されることになっております。森林林業再生プランの実施元年でもある本年は、国民一人一人の意識の高まりが期待をされるところでございます。

本町の森林率におきましても67%ということで、森林資源は量的にも豊富になってきておるところでございます。木材需要の約4割を占めるといわれます住宅部門での積極的な木材利用が、有効な対策の1つであると思われまます。そのためには、適切な伐採によりまして伐採した木材の需要先を確保していくということが肝要かと考えております。

しかしながら、長引く不況によりまして、全国的なこの住宅着工戸数、これを見ますと、昭和48年に190万戸を超える住宅の着工戸数がございましたけれども、近年におきましては114万とか125万あるいは100万を切るような低迷の状況になってきておるところでございます。やはり、木材価格の下落等の影響で、林業、木材産業の活力が低下しておりまして、木材の利用拡大の政策が極めて重要な課題となっているところでございます。

本町の木造住宅の着工戸数を見ますと、平成19年度で113戸、平成20年度で104戸、平成21年度で80戸ということで、これも年々下回ってきてる状況でございます。

また、町の建築工事等におけます木材利用につきましては、平成22年度事業としまして、本年度でございますが、中津川の小学校と宮之城中学校の木造倉庫の建設、鶴田中学校の教室の間仕切り壁の設置、白男川小学校の木製の机、いすの購入など、こういった計画で実施をしてきておりますし、これからもこれを着工する予定にいたしております。

木材の取り扱い量につきましては、北薩木材流通センターの数字で見ますと、平成6年度に1万3,162立方メートルであったものが、平成19年度で3万6,373立方メートル、平成20年度で4万2,482立方メートル、平成21年度におきましては、若干下がっておりますが、3万3,575立方メートルとなっております。本年度におきましては、3万5,000立方メートル以上を見込んでいるとのことでございます。

一方、本町の平川地区へチップ工場を誘致をいたしまして、既に稼動をいたしておるところでございますが、今後やはり間伐材とか、あるいは竹材の需要というのが増大が予定されておりますので、今後森林資源等の有効活用が促進されるものと期待をいたしております。今後の林業振興につきましては、木材を供給する森林整備の分野も、あるいは木材需要としての利活用の分野も、総合的に考える必要があるかと思っております。

新しく公共建築物木材利用促進法というのが定められまして、国の森林林業再生プラン、これによりまして、現在の木材自給率27.8%から、2020年におきましては、まず木材自給率を50%まで引き上げようと、こういう目標もされておりますので、今を好機ととらえまして、関係機関が協力して地域の林業振興を促してまいりたいと考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔農委会長 大野 靖孝君登壇〕

○農委会長（大野 靖孝君）

それでは、農業委員会における農地のあっせん状況についてをお答えいたします。

農業委員会の活動業務の中に、優良農地の確保と有効活用の推進、耕作放棄地の発生防止と解消などがございます。農業委員会は、担当地域の農地情報に最も精通している者で、日常活動の中で、農地パトロールや認定農業者等への農地利用集積等に取り組んでおります。

御質問の平成22年の農地あっせん状況につきましては、農地法第3条関係が97件で約18.7ヘクタール、農業経営基盤強化促進法の利用権設定促進事業では、貸し借りが86件で21ヘクタール、売買が9件で約2.7ヘクタール、交換が2件で約1ヘクタール、贈与が3件で約2ヘクタールとなっております。また、平成22年までの認定農業者の集積は、265ヘクタールとなっております。

これまでに農地あっせんを行う中で、あっせんが成立できなかったことは、未相続地によるものや、農地の用排水や道路等の立地条件等によるものでございます。

〔農委会長 大野 靖孝君降壇〕

○桑園 憲一議員

2回目の質問に入りますが、林業振興の関係でございますが、町長の答弁の中で、町としても木材の利用については、公共の場において多面的に活用されているということは本当に喜ばしいことだと思います。また、木材の取り扱い量についても、横ばいの状態と認識をいたしております。今後の景気の動向を見きわめて、活発になることを期待したいと思います。

国の木材動向を調べてみますと、輸入自由化によりまして、外材の供給量が増加いたしております。木材供給量と自給率の推移を調べたところ、5年間で我が国の国産林の供給量は上回っております。しかし、新興国の木材需要の高まりによりまして、最近では国内の木材の自給率が、少しであるが上向き始めていると、これは輸入減といった、いわゆる外的な要因が考えられるということでございます。

その木材の自給率低下は、国内の林業就業者の減少を引き起こし、一方では、高齢化とともに林業所得も厳しい状況にあると聞いております。農林水産省の調査によりまして、08年度で山林を20ヘクタール以上保有している林業経営者の林業所得は年間で10万3,000円、

07年度は約29万、06年度は約48万円であると。

年々、家族経営で林業にたずさわる人たちが減少し、林業収入が最大といわれる世帯は、全国で約1.7%にすぎないと言われております。そういうところから考えまして、本町の林業就業者の実態はどのような状況であるのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

本町の就業人口の関係でございますが、町民所得推計によりますと、産業別の就業者数で見ますと、林業の就業者数というのは平成18年で48人、19年度で44人、20年度で42人ということで、少しずつやはり減少をいたしてきておるようでございます。なお、国勢調査によります林業就業者数についても同様の傾向にあると思っております。

ただ、農林業センサスの林業経営体ということで調べますと、林業経営体について、育林とかあるいは伐採を行うことができる山林の面積が3ヘクタール以上の規模の林業で、育林または伐採を適切に実施するものと限定をしておりますけれども、そのほか、委託を受けて行う育林あるいは素材生産、または立木を購入して行う素材生産の事業を行ってを林業経営体と呼んでおりますが、これらにつきましては、2005年で147名、それから2010年におきましては78名ということで、46.9%の減と、非常に激減という形の数字が出ております。

○桑園 憲一議員

5年間で約半分に減というような実態が出ていますようですが、そこで、このように林業が停滞した大きな原因、そこあたりについて町長の考えがあればお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

林業を取り巻く環境というのは、本当に、木材を供給するという一つの役割とともに、水源涵養とか、あるいは保健休養とか、いろんな公益的な機能を有して、何とかこの辺も改善をしなければならぬということで、国のほうもCO₂の削減の一環としまして、6%のうちの3.8%が森林が役割を持っているんだということで、こういった山の整備については力を入れる方向にはありますけれども。

過去、林業が停滞をした大きな要因と考えられますのは、やはり長引く経済の不況も当然としてございます。そういうことで、木材の需要というのがなかなか伸びない、木材加工そのものが、先ほどありましたとおり、従来の外国からの輸入というのが、外材が安いということで、もう加工におきましては国内の供給率というのは20%台であります、近い数字では27.8%のところに来ておりますけれども。

やはり外国が輸出をストップをした関係で、先ほどもありましたとおり国産材が伸びたという要因になっておるようですけれども、今回そういうことで、少しずつではありますけれども伸びてはおりますけれども、やはり過去においてそれだけ停滞した要因というのは、なかなか木材の需要がなかったというようなことでございます。

木材価格も当然として低迷をしたということが、大きな、最大の原因ではなかったかと思っております。そういうことで、山の整備というのが、遅々として進まなかったということもあるんじゃないかと思っております。

林家の皆さん方も、そういうことで、生産意欲が低下をしてきたのではないかというふうに思っております。そのほかにも、高齢化の問題とかいろいろあるかと思っておりますけれども、最大の要因というのはそういうことではないかというふうに理解をいたしております。

○桑園 憲一議員

確かに、町長の今言われた水源涵養、これなんかも一番大事なところでございますが、一番いけなかったは木材の需要がなかったというようなことを言われますが、やはり山林の所有者、非

常に高齢化してきて不在地主になっている、いわゆる県外に住んでいらっしゃる、あるいは山はあるけど亡くなられたりして所有者が判らないとか、そういう山も相当出てきていると思うんです。

それから2つ目は、下刈りとか除伐、間伐、伐採などの作業の集約化が進まなかったと、しかも森林自体の荒廃を招いた間伐のおくれなどが見られて、光合成による栄養が十分に得られなければ土壌がやせて、保水力も、大雨のときなどに水を蓄える力がなくて、災害の原因を起すというようなことも専門家は言われております。

それと一つは、やっぱり林業に従事する人たちが高齢化してきているということも、一つの要因になってるんじゃないかと。

もう一つは、林道とか作業道が入っておりますけど、入れて2～3年まではいいんです。特に作業道なんかについてはほとんど通れない、人の行けない、車も通らないと、荒れ放題というところは、非常にあるような気がします。林道についても、普通のライフラインとは違ってなかなか整備が進んでいないと。このような悪循環が、いわゆるこういう要因を引き起こしているんじゃないかなというのも考えられるわけです。

外材の輸入あるいは国内の木材の流通が悪くなったというの、一理あると思います。せっかく平川のほうにチップ工場ができておりますから、林道の整備あるいは作業道の整備、いわゆる山に入るところの玄関口でございます。高齢化すればなおさら歩いてまで行かない、ほとんどが現場まで車で行けるような林道でなければますます森林は荒れてくると思うんですが、そういうところについての町長の考えをお聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

山が荒れないようにということで、これまでも、町有林あるいは民有林も同じように作業道を入れたり、あるいは林道も今はずっと継続した路線もありますけれども、そういう形で、必要な希望のあるところは、除間伐の促進をするためのいろんな補助事業も準備をしておりますし、森林組合等を通じて、そういった取り組みをしていただいておりますのでございます。

これはもう營々とずーっと今までもやってきておるわけでございます、いかにやっぱり林業家の皆さん方が、意欲を持って今後の山の造成ということを考えて活用していただくかということがあるかと思っておりますので、これについても、今までも関係の皆さん方には、町を通じまして、あるいは森林組合関係者の皆さんを通じましてお願いをしているところでございますので、引き続き作業道にしましても、あるいは除間伐についても、促進がされるように努力はしていきたいと思っておりますのでございます。

○桑園 憲一議員

本町における一番の今後の課題とするのは、林業就業者の確保を図るということではないかと思うんですが、これはまた農業にも言えることで、全く待ったなしの状況であると認識いたしております。林業を利益のある産業に育てる、いわゆる林業が盛んであった地域は、今、過疎と高齢化に非常に見舞われているのが現状ではないかと思っております。

町長は、施政方針の中で、国が作成した森林林業再生プランに基づき、本町の森林整備においても、飛躍的な森林施業の推進や効率的な林道等の整備の促進に努めてまいると述べておられますが、昨年の5月には、公共建築物等の木材利用促進法も成立いたしております。これらを含めた森林振興策を関係機関団体と連携をとり、本町の森林再生に対する具体的な考え方があれば、いま一度ここで町長の考えをお伺いしたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

国のほうも、今ありましたとおり、新しく公共建築物等についてもできるだけ木材を使って、木材の、いわゆる供給を増やしなさいというような状況がありますので、先ほどもちょっと申し

上げましたとおり、本年度におきましても、学校の机、いすとかあるいは間仕切りとか、あるいは体育倉庫、そういったものも木造でということで進めておるところでございます。

できるだけそういう方向で、今後の公共施設についても、整備ができる部分については、木材利用については考えていきたいと思っているところでございます。そしてまた、再生プランができております。

これも2020年、先ほど申し上げましたとおり、木材自給率を50%まで引き上げようということでございますから、それについては、国もいろいろと手だてを考えてくれると思っておりますので、それを有効活用しながら、今後も除間伐の推進、あるいは林道、作業道等の整備についても、施業体と一緒に進めてまいりたいと思うところでございます。

○桑園 憲一議員

2問目の農用地の保全対策については、これは、私の手落ちで、通告を町長と農業委員会長に渡すべきところをうっかりしたということで、やむを得ません。これにつきましては、さっき農業委員会長のほうで農業委員会の取り組み状況を報告していただきました。耕作放棄地の所有者に対する指導、勧告ちゅうのは、もう農業委員会のほうでやるようになっておりますので、これは法律上。

耕作放棄地が出ないように、そしてまた、町のほうにございます耕作放棄地対策協議会ですか、これをやっぱり軸にいたしまして、農用地域内だけでも、荒廃農地あるいは遊休農地が目立たないような対策を講じていただくようお願いして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、15番、桑園憲一議員の質問を終わります。

次は、10番、岩元涼一議員の発言を許します。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○岩元 涼一議員

通告に従いまして、2点についてお伺いいたします。

初めに、町が管理する施設の長寿命化対策についてであります。既設の町営住宅につきましては、今定例会初日に、長寿命化計画を策定して、早期の管理、修繕を行うことで、更新コストの削減を目指したい、との町長の方針が示されました。建設されてから長年経過した施設については、経年劣化による老朽化が避けられないことから、時期を得た対策ではないかと感じたところでありますが、町が管理する施設は町営住宅だけではなく、ほかにも多くの施設が存在します。

学校施設の耐震化対策については、耐力度調査の結果をもとに、耐震補強工事などの対策が計画的に講じられておりますが、中には校舎の一部あるいは体育館等で雨漏りが発生している学校もあることから、早期の改修や補修をすることによって、施設の寿命を延ばせるのではないかと考えます。また、学校施設以外の町が管理する施設についても、早い段階で補修や改修をすることにより、結果的に管理費や更新コストの削減につながる事案もあるのではないのでしょうか。

現在、指定管理されている施設につきましても、高額な補修、改修などについては、町が負担をせざるを得ない状況にあることから、経年劣化や老朽化に計画的に対応することによって、長寿命化を図れるのではないかと考えられます。町が管理する他の施設についても、同様の計画を策定して、施設の延命化を図りながら、安全性や快適性を求めていく考えはないか、これからの管理体制について町長の考え方をお聞かせください。

次に、「子ども図書館」についてであります。

この図書館については、幼児期から本と触れ合うことの大切さや家庭教育における親子の触れ合いが、子供の成長に大きく影響することから、触れ合い、交流の場として利用され、心豊かな

さつまの子供を育成したいとの強い思いから、薩摩支所の空きスペースを活用して、県下初となる子ども図書館が開設されることとなったところであります。

年間利用者の見込みについては、薩摩中央公民館の図書室利用者数をもとに、約7,000人を見込んでいるとのことですが、子育てに悩むお母さん方のおしゃべりの場や子供同士が遊べる場所としての「子ども図書館」となると、利用者はある程度限定されてくるのではないかとと思われます。

既設の図書室を維持しながら、新たな図書館を開設する以上、利用される方の視点を大事にした施設でなければなりません。開設に至るまでに協議された運営方法、及び運営に必要な年間の維持管理費、経費の計画についてお伺いいたします。以上、1回目の質問とします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から出されました1点目の町管理施設の長寿命化対策についてお答えをさせていただきます。

既設町営住宅の長寿命化計画策定に伴いまして、他の施設についても、早急の対応を行うことによって長寿命化を図ることができるのではないかとということでございますが、今回の長寿命化計画策定につきましては、国の社会資本整備総合交付金の補助を受けまして、これまでの対症療法的対応から予防・保全型の維持管理にかかわることによりまして、町営住宅の長期的な維持管理を実現していくことを目的として、計画、策定をするものでございます。

お尋ねにあります他の公共施設の維持管理につきましては、関係法令及び町の例規集に定めておりますとおり、適正かつ効果的な管理に努めながら、特に、これまで国の経済対策交付金事業等を積極的に活用いたしまして、公共施設の長寿命化を図ってきているところでございます。

例えば、流水小学校等の屋内運動場の改修工事を初め、薩摩農村環境改善センターや永野交流館、鶴田中央公民館、神子地区コミュニティーセンター等の集会施設の改修、宮之城総合体育館あるいは宮之城温泉プール、B&G海洋センターなど社会体育施設の改修工事、宮之城歴史研修センター、文化センターなど文化施設の改修、町営住宅につきましては、野中団地の屋根の外壁工事等々、それぞれの施設について対応をしまいつけてきたところでございます。

このように、公共施設の維持管理につきましては、必要な改修工事等を初め、定期的な点検作業や設備交換を行うなど、良好な施設管理に向けた取り組みをいたしてきておるところでございますが、財政投資額の規模、応急措置などによりまして、すべての施設で対応が十分であるとはまだ言えない部分がございます。

御質問にもありますように、施設の長寿命化を図るための計画的維持管理、予防、保全を行うことで、ライフサイクルコストの縮減あるいは重大事故の未然防止、施設の寿命の延伸などに役立つものと考えております。

しかし、合併後、町の管理の多くの公共施設が存在する現状を踏まえまして、財政的な面からもありますし、今後の動向も考えますと、やはり公共施設の適正化ということを考えていく必要があるかと思っておりますので、現在もそういったことで進めておりますが、今、公の施設の管理のあり方についての検討委員会を立ち上げておりますので、さらに研究を進めてまいりたいと思っております。

公共施設の適正化を目指しまして、今後も施設ごとの状態を見きわめながら、適切な時期に、施設等々の計画的な改修や維持、工事等を進めていく必要があるだろうと考えております。公共施設全体の今後の管理を考えますときに、施設が存在する以上は、一定の維持費というのは当然

として必要となりますので、今後はこうした経費に備えるための基金等の造成等も考える必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、施設ごとの将来の利活用計画等を見きわめた上で、必要な施設に所要の投資を行うことで、施設の適正な管理体制の構築と延命化を図ってまいりたいと考えております。なお、今でも、その他の施設の中でも橋梁の長寿化のそういった作業も進めているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

薩摩支所に今回開設する「子ども図書館」についての運営経費、運営方法等についてでございますが、まず「子ども図書館」の運営についてであります。

現在、町内には3つの図書室が設置されておりますが、この運営方法につきましては、さつま町図書館等運営規則に基づき、管理、運営されております。このため、「子ども図書館」として設置しましても、町内で管理、運営が異なりますと、利用者の皆さんが混乱されますので、同様の取り扱いの運営を考えております。

具体的には、現在、休館日が月曜日と毎月第3日曜日、この場合月曜日を開館しておりますが、薩摩支所庁舎の「子ども図書館」部分は、基本的に土、日、祝日も開館することにしております。

また、管理体制につきましては、一部は現在の薩摩図書館が移転することになりますので、その職員が1名おります。現在その運営は、その1名体制で行っておりますが、「子ども図書館」として設置することになりますと、読み聞かせなどの指導や、例えば読書祭りなどのイベント、絵本などの企画展等、読書活動の充実を図っていく必要がございますので、司書補等の専門職員を嘱託職員として配置し、土、日、祝日、イベントや行事開催などの日によっては、2人体制で運営したいと考えております。

具体的な活動内容についてですが、先にお示ししました「子ども図書館」整備計画の設置目的やコンセプトを踏まえた取り組みを進めますとともに、よりよい取り組みや充実した内容のものとなるよう、読書グループや利用者の代表、学識経験者などを委員とする読書活動推進協議会を立ち上げて、幅広く意見を聞きながら検討してまいりたいと考えております。

次に、運営経費でございますけれども、平成23年度当初予算におきまして、町内3つの図書室の運営費は、全体で約976万円でございますが、共通経費を除きますと、現在の薩摩図書館の運営経費は約215万円でございます。「子ども図書館」としましたときに増加する経費としましては、主に、さきに述べましたイベント行事などを行う場合の人件費の部分が約70万円の増加、また休日等の開館におきます光熱水費などへの影響が約60万円と見込んでおりますので、これらを合わせますと、現薩摩図書館の増減では、約130万円の増と見込んでおります。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○岩元 涼一議員

町営住宅の長寿命化計画については、国からの交付金等が今回示されたということで、それを活用して予防・保全をということでございますが、具体的に予防・保全というのはどのような形を考えておられるのか、ちょっとお聞きいたします。

○建設課長（三浦 広幸君）

具体的には、まず長寿命化の策定内容としまして、ストックの状況、入居者の状況、それからこれまでの維持補修の、どういうことをやったかという取り組み、それらを調査しまして、それに基づきまして団地別、それから住棟別の状況の整理をいたしまして、それに対してそれぞれの

利用計画を立てると。

具体的には、ここでどうこうというのは言えませんが、それらを調査した上で、今まで従来的に行っております外壁とか屋根とか、そういう個別の大きな計画を立てて、中期的には10年計画、それを5年ごとに見直すということで考えております。そこら辺の、短期間に大きな修理が発生しないように、それを調査して計画的に実施するというで考えております。

○岩元 涼一議員

日ごろの管理体制といいますか、そういうものをしっかりやっておけば、計画、策定された計画にのっとった実施ができるというような感じでございますが、他の建築物、町内の他の公共施設といいますか、その施設について国が示している耐震基準っていうか、そういうものを満たしていないというような施設というのが別にあるものかどうか、ちょっとその点についてお聞かせいただけます。

○議長（中尾 正男議員）

判りますか。判る範囲で、財政課長。

○財政課長（下市 真義君）

じゃ、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

年次的に耐震診断をこれまで進めてまいりまして、いわゆる耐震診断で基準を満たさないものにつきましては、これまで順次整備を進めてまいっております。

ほとんどは基準を満たしているという状況でございますが、近年におきましては、求名小学校の関係あるいはまた薩摩中学校の校舎の関係というのが基準を満たしていないということから、24年度から一応年次的に解消していこうという計画ではいるところでございます。

○岩元 涼一議員

学校施設については、そういう形で今までも耐震調査がなされて、計画的に改修される予定であるというのはもう判っておりましたけど、その点を除いてという形の質問をしようかなと思ってたんですが、ちょっと舌足らずで失礼をいたしました。

私が申し上げたかったのは、学校施設を除いたほかのいろんな公共施設があるんですが、それについての耐震基準っていうか、そういうものが把握されているのかどうかと、その点についてだったんですが、これはもうその他の施設については、大体耐震基準をクリアしてるという考え方で理解すればいいんですか。

○財政課長（下市 真義君）

町内の学校以外の施設につきましても、ほとんど耐震診断を実施いたしてきております。まだ実施していないのが薩摩地区の3交流館、それと文化センターのいわゆる本館のほう、これについてはまだ未実施という状況でございます。

あとこの庁舎が一応満たしていないということでございますけれども、ほかの施設については一応満たしているということで、どうしても満たしていない場合には、当然補強しなければならないということでは計画をいたしております。

○岩元 涼一議員

耐震基準を満たしていないというか、まだ調査が手つかずというような施設については早急な対応をすべきであると、やはり不特定多数の方が利用される施設でありますので、いついかなる事例が発生するかもしれませんので、早急な対応を求めたいと思います。

それと、学校施設についても、県の補助金等の関係もございまして一概には言えないかもしれませんが、23年度から実施計画もあるようですので、できるだけ前倒しで。と申しますのも、昨日も話があったんですけれども、庁舎建設の問題等の絡み等もございまして、やは

り町民が安心して活動できる施設にはするべきであろうと思うところでございます。

あと、耐震基準だけではなくて、例えば給水施設とか空調施設、設備、そういう点について、これまでの厳しい予算であった関係で、先延ばしされてきたようなそういう事例、事案というようなものは把握されていないか、財政課サイドで結構です。

○財政課長（下市 真義君）

それぞれの行政財産につきましては、それらの所管課のほうで管理をいたしておりますけれども、ほとんどそういった危険性が予測される場合には、その旨予算計上されて、その分については、もう最優先的に予算化をしていっている状況でございます。

○岩元 涼一議員

これまでも見ておりますと、的確に、適切に判断されまして、いろんな事案等が発生した場合は、対応されてきたように感じているところでございますが、まだこれからも、施設の経年劣化というものは当然発生しますので、建物の耐震化については当然最重要課題でありますので、その点については計画的なところもありましょうし。

ただ、先ほど申しあげました学校施設の軽微な雨漏りですね、こういう点についても、早急な対応といいますか、そういうことをされておいたほうが長寿命化にそれこそつながるのではないかなという気がいたしますので、それは所管課とまた財政課サイドで協議をされまして、対応しておいていただきたいと思えます。

学校施設につきましては、特に、今まだいろんな問題がありますので、現時点でということ、まだちょっと判断に迷われるというか、そういうケースもあろうかと思えますけれども、児童生徒が在籍しております以上は、この安全面の確保、この点についてはどうしても担保されなければならないわけでございます。

また、公共施設についても同様に、不特定多数の方が利用されますので、その安全性の確保、それとまた、快適性、それから利便性、そういう点についても対応していただきたいと。

先ほどからありますように、緊急経済対策の交付金があった関係で、総合体育館の屋根補修とか、そういうのもできておりますので、その分については前倒ししてできたというか、その点がありますので、他の施設についても、点検といいますか、確実な長寿命化についての対策、それをぜひやっていただきたいと思うところでございます。

先ほど町長のほうからも、公共施設については、建てかえとかそういうのをするときには、木材を使った方針も考えていきたいというような答弁もされておりますので、この点については執行部サイドの適切な対応を求めたいと思えます。続けてよろしいですか。

○議長（中尾 正男議員）

2番目に行かれますか。

○岩元 涼一議員

はい、2番目に行きます。

○議長（中尾 正男議員）

質問の途中でありますけれども、ここで休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時53分

再開 午後 1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

○岩元 涼一議員

午後から2問目についてということをおもってございましたけれども、町長のほうに、さきの1問目の点について、最初の答弁の中で、そのような形で対応していくというような答弁をいただいたわけですが、

耐震化による安全性はもちろんですけれども、やはり町民が使われる施設については、ある程度利便性とか快適性というのも当然必要とされますので、そういう点については、それぞれの担当課と協議をして、財政も好転してきているというような話もあったところでございますので、そういうきめ細かな対応をしていく考えをお持ちかどうか、その点についてだけ聞かせをいただきたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

公共施設につきましては、もう広く一般特定多数の方が御利用いただいておりますので、やはり基本的には安全を期するということが大事なことでございます。したがって、耐震診断の関係につきましては、先ほどありましたとおり、まだ実施をしていないところもあるようでございますから、これについては、財政の状況を見きわめながら計画的に進めていきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

次に、「子ども図書館」の件についてですけれども、さきの臨時会におきまして、図書館を開設したいということで、1,200万程度可決されて、これからされるわけですが、先ほど教育長の答弁にもありましたように、図書館のこれからの運営費、これについては975万程度当初予算に計上されておりますけれども、

先ほど、現在の中央公民館の図書室との関係で、ちょっと130万というようなあれも出てきたわけですが、「子ども図書館」に係る運営費というのは、今予定されてるのは975万、施設の管理費については支所の管理費の中に含まれているという、こういう認識でよろしいでしょうか。

○教育長（東 修一君）

基本的には薩摩図書費の運営費が、大体215万ぐらいですので、それにプラス130万という形で考えていただければというふうに思っております。

○岩元 涼一議員

ということは、「子ども図書館」の運営費については、345万程度を予定されているということよろしいですね。

○教育長（東 修一君）

先ほども申しましたように、薩摩図書室がありますので、それを移しますので、若干あそこの図書室も移しますので、「子ども図書館」の中に一般の図書も入れますが、そういうことを、いわゆる下に移したそこの運営費が、今、議員御指摘のとおり額になるというふうに考えていただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

これについては運営費であって、人件費は含まれないということですか。

○教育長（東 修一君）

人件費が、今、トータルとして増えますのが130万増えるわけですが、その中の人件費が増える部分が70万、残りの60万が、土、日とかいろいろ運営をしますので、光熱費とい

う、そういう管理運営費ということで、人件費は今のところ70万今までにプラス増えるということでございます。

○岩元 涼一議員

先ほど、土、日、祝日も開館したいということでしたけれども、そうなりますと人件費については、その程度で足りるんですか、年間の維持費からいけば。

○社会教育課長（岩元 義治君）

人件費のほうで70万程度増えるということで申し上げましたが、一応基本的に今は1人体制で運営しております。「子ども図書館」としたときに、毎日を2人体制ということではなくて、土、日であったり、あるいはいろんなイベントをしたり、行事をしたり読み聞かせ指導をしたり、そういう、不定期といえれば不定期な中で、こういったイベントがあるときに2人体制でしていきたいというふうに思いますので、その分が70万円増えるということで思っております。

人件費的には、現在、薩摩図書室が165万8,000円ですけれども、これに70万程度加えて、一応人件費総額では、235万6,000円程度を新しい「子ども図書館」になったときには見込んでいますのでございます。以上です。

○岩元 涼一議員

それから、今回の予算にも、現在の中央公民館の係の方の分の人件費も計上されているわけですが、これについては、もう図書館が開設されてそちらのほうに移られるまでという考えなのか、移ってからのやつも入っているという考え方でいいのか、その点についてちょっとお聞かせください。

○社会教育課長（岩元 義治君）

図書館運営費については、図書館費ということで、3図書室同時に予算を計上しておりますが、これが、先ほど申し上げましたように、23年度で975万程度あるわけです。薩摩図書室については、この人件費が165万8,000円今組んでおりますが、当初の段階では、一応今の体制の人件費しか組んでおりませんので、2人体制になる部分の予算につきましては、開館する前の補正予算等で対応していくということで考えております。以上です。

○岩元 涼一議員

年間の運営費、そういうものについて、どの程度かかるか、総額でということ、それが345万ということございました。

この図書館のこのコンセプトから考えますと、子供を持つお母さん方の交流の場とか、それから子供たちが、これまでの図書館は静かにするのが通常なだけけれども、この図書館についてはそこまで制限しないというか、使いやすいというのを考えて設置したいというようなことございますが。

そうなりますと、先ほど中央公民館の図書室の関係もございませうけれども、大人、一般の方の利用というのはもう全然対象とされないか、本は移したいというような話もあったわけですが、そうなってくると一般の方は使いづらい施設じゃないかなという気がするんですが、そこ辺についてはどのようにお考えか。

○教育長（東 修一君）

大きな目的が2つございまして、もちろん「子ども図書館」もそうですけれども、この話をしましたときに、薩摩図書室の活用がなされていないと、なされていないという語弊がありますが、ほかの図書館とすると、ということございまして、これの活用の方策も図るということでございますので、一般の方々も大いに対象にしてるというふうに考えていただきたいと思っております。

ただ、子供が暴れたりいろいろして邪魔になるんじゃないかというような御心配かと思っております。

けど、これにつきましては、本棚等である程度の仕切りをしたり、あるいは子供が主にそういう活用するところは、御案内と申しますが、町長室等の壁でブロックされているところがございませぬ、ああいうところを主に活用をするような形で検討をしまして、できるだけ両方が大いに活用されるような方策を検討していきたいというふうに考えております。

○岩元 涼一議員

運営の小さな細かなことについては、開設されて運用される中で改善すべきは改善されていくべきであろうと考えるところですが、子供の声、施設を間仕切りというか、そういうものをして防音対策、当然そこになればセキュリティーの面との関連も出てくると思うんですが、職員の執務に影響がないような体制が開館時でとれるのかどうか、その点についてお伺いします。

○教育長（東 修一君）

大きく分けて行政の執務部分と図書館部分で2つに分けます。その中は、特に土、日を利用する関係もございませぬので、何か間仕切りの壁、白い、何ていうんでしょうか、ガラスじゃないんですが、そういうもので仕切って、まず行政等と図書館は分けるというようなこと。そして図書館の中は、今、先ほどございましたような形で、大人が利用するところと子供が利用するところはある程度分けると、そのような形で対応して、セキュリティー、それから騒音の対策です。

それから特に、この前も質問ございましたけれども、中学生あたりが静かに勉強したいとか、そういうのにつきましては、また今後、薩摩図書室が下のほうに移りますので、その空きスペースもございませぬので、そういうところもある程度は、これは中高生用のそういうのに対応できないか、そういうことも考えてまいりたいというふうに考えております。

○岩元 涼一議員

自分の体験を踏まえまして、やっぱり学習、勉強は静かな環境のほうが集中できていいかなという気がいたしますので、中央公民館の図書室あたりは十分学習の場として活用できるようにしていただきたい。そうなりますと、しかし図書の貸し出しというのは、もう上のほうではやらないということによろしいですね。

○教育長（東 修一君）

図書につきましては、もう全部下のほうに移すということで考えていただきたいと思っております。

○岩元 涼一議員

それから、図書館となりますと、やはりそれを管理するといいますが、設置するための条例が必要になるかと思っておりますが、この点については条例を制定して運用されるのか、それとも規則といいますが、そういうので運用をされるのか、そこら辺についてお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（東 修一君）

運営管理等は、あるいは運営内容等も、今までお示ししましたとおりのことをやりたいと。

今おっしゃるその手法でございませぬけれども、それにつきましては、今後条例で定めたほうがいいのか、といいますのは、今、ほかのところ規則で定めておりますので、先ほど言いますように、そういうバランスといいたいまいしょうか、町民の皆様の利便性も含めながら今後検討をさせていただきたいというふうに思います。

○岩元 涼一議員

当然施設の改修をして、そして開館へ向けていろいろ手順を踏まれるわけですがけれども、その中で設置条例も考えていきたいと。先ほど申しましたように、住民生活に光をそそぐ交付金の関係で、しかも薩摩支所のほうの空きスペースがあるということで、その有効利用という、ここがちょうど一致したといいたいまいしょうか、そういう形での運営になろうかと思っております。

条例についても今後検討して設置したいとか、そういう形がちょっとあるような気がしますので、これまでに開館に向けての協議というか、そういう時点でそういうものについては、既に方向性を定めて準備に入っておくべきじゃないかなという気がするんですが、今後検討しなければならぬ理由とございますか、そこについてお聞かせいただきたいと思っております。

○教育長（東 修一君）

トータル的ないろんな細かなことも含めまして、年度内に、先ほど来申し上げますように、この読書活動推進協議会を起こしまして、そういうことも含めながら細かに検討していきたいと、年度内には会議は持てないと思っておりますけれども、できるだけ4月の早い機会にはそういうのを持ちながら、できますれば23年度中には開館ができるような形で努力をしていきたいというふうに思っております。

○岩元 涼一議員

23年度中の開館を目指しておられるんですか。（「そうです」と発言する者あり。）
大体いつごろというか、そういうのではなくて、23年度中という幅広い。

○教育長（東 修一君）

今おっしゃいますように、細かなことの検討もある程度、もう予算もあれしましたので、できるだけ早くとは思っておりますけれども、いつまでという期日はまだ今のところ決めておりませんが、できるだけ23年中の、早いといいましても、今のところまだ具体的な期日まではしませんが、できるだけ早い機会に開館できるように努力をしたいと思っております。

○岩元 涼一議員

先ほど言いましたように、開設に係る事業費等についてはもう既に決まっておりますので、そこ辺を考えれば、まあ、検討する内容もあるんでしょうけれども、ある程度の目安を、いつごろまでには開館するというような方向性を決めていかないと、準備が整い次第とかそういう形でいきあまだまだ開館がおくれていくんじゃないかなという気がするんですが、そこ辺についてももう少し意気込みをお聞かせください。（発言する者あり）

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩にします。

休憩 午後1時23分

再開 午後1時23分

○議長（中尾 正男議員）

会議を再開します。

○教育長（東 修一君）

大変済みませんでした。一応目途としましては10月ごろの、できますれば、読書週間がのころございますので、そこを目途にできるだけ急いでいろんなことを進めていきたいというふうに思います。

○岩元 涼一議員

内容自体は、これまでもいろいろ説明がございまして、大変すばらしい施設であるということで、開館したいということでございますが、先ほども言いましたように、タイミングがよかったのか悪かったのかというような感じもちょっと受けますので、今、教育長のほうから、10月の開館へ向けて準備を急ぎたいというようなことでございますので善処されるように。

先ほども申し上げましたように、幼児期にこういう環境といいますか、そういう場を与えることが、子供にとっては将来の人間形成に大きく影響するというのは、これはもう言われているわけでございます。

その中でそういう場を提供したいという理念のもとに開設されるわけですので、年間7,000人程度の入館者見込みということでございますが、目標は大きく持って進めていただきたいと思います。我々もまた、これを注視しながらいかなければならないなど考えるところであります。

先ほど、読書活動推進協議会ですか、これをつくってこういう意見も踏まえながら進めていきたいということでございますので、利用者から好まれるような図書館、あるいは設置目的の理念に基づいたような図書館となるように進めていただきたいと思いますという感じに思うところでございます。

目標の入館者数を上回るような利用者があることを期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

以上で、岩元議員の質問を終わります。

これで、通告に基づく一般質問を終わります。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

3月14日は午前9時30分から本会議を開き、総括質疑を行います。

本日はこれで散会します。

散会時刻 午後1時26分

平成23年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成23年3月14日

平成23年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開議期日 平成23年3月14日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(19名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
4番	米丸文武	議員	5番	川口憲男	議員
6番	新改秀作	議員	7番	平八重光輝	議員
8番	平田昇	議員	9番	舟倉武則	議員
10番	岩元涼一	議員	11番	内之倉成功	議員
12番	柏木幸平	議員	13番	楠木園洋一	議員
14番	内田芳博	議員	15番	桑園憲一	議員
16番	市來修	議員	17番	新改幸一	議員
18番	木下敬子	議員	19番	木下賢治	議員
20番	中尾正男	議員			

欠席議員(1名)

3番 麥田博稔 議員

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	社会教育課長	岩元義治君
環境課長	貴島晃人君	建設課長	三浦広幸君
介護保険課長	中村慎一君	農政課長	平田孝一君
健康増進課長	村山茂樹君	耕地林業課長	山口良一君
総務課長	紺屋一幸君	水道課長	脇黒丸猛君
財政課長	下市真義君	商工観光課長	赤崎敬一郎君
税務課長	萩原康正君	建築技術調整監	濱崎茂君
福祉課長	二階堂清一君		
消防長	高木卓朗君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 4号 さつま町環境基本条例の制定について
- 第 3 議案第 5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 5 議案第 7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について
- 第 6 議案第 8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9号 平成23年度さつま町一般会計予算
- 第 8 議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 9 議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第11 議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第12 議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算
- 第14 議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第15 議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 常任委員会 (第2委員会室)	3	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
	5	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	6	さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
	9	平成23年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳入
		1款 町税
		2款 地方譲与税
		3款 利子割交付金
	4款 配当割交付金	
	5款 株式等譲渡所得割交付金	
	6款 地方消費税交付金	
	7款 ゴルフ場利用税交付金	
	8款 自動車取得税交付金	
	9款 地方特例交付金	
	10款 地方交付税	
	11款 交通安全対策特別交付金	
	13款 使用料及び手数料（関係分）	
	14款 国庫支出金（関係分）	
	15款 県支出金（関係分）	
	16款 財産収入（関係分）	
	17款 寄付金	
	18款 繰入金（関係分）	
	19款 繰越金	
	20款 諸収入（関係分）	
	21款 町債	
	歳出	
	1款 議会費	
	2款 総務費	
	3款 民生費（関係分）	
	7款 商工費（関係分）	
	8款 土木費（関係分）	
	9款 消防費	
	12款 公債費	
	14款 予備費	
	人件費全部	
	第2条 債務負担行為（関係分）	
	第3条 地方債	

委員会	議案番号	件名
	17	第4条 一時借入金 第5条 歳出予算の流用 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について
文教厚生 常任委員会 (第1委員会室)	49	さつま町環境基本条例の制定について 平成23年度さつま町一般会計予算(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金(関係分) 13款 使用料及び手数料(関係分) 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入(関係分) 18款 繰入金(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 3款 民生費(関係分) 4款 衛生費 10款 教育費 第2条 債務負担行為(関係分)
	10	平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
	11	平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
	12	平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算
	13	平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
	14	平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
建設経済 常任委員会 (議場)	7	さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について
	8	さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について
	9	平成23年度さつま町一般会計予算(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金(関係分) 13款 使用料及び手数料(関係分) 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 6款 農林水産業費 7款 商工費(関係分)

委員会	議案番号	件名
		8款 土木費（関係分） 11款 災害復旧費 第2条 債務負担行為（関係分）
	15	平成23年度さつま町水道事業会計予算
	16	平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算

△開 議 午前9時33分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。開会に当たりまして一言申し上げます。

去る3月11日、東北・関東地区を中心にマグニチュード9.0という世界最大級の巨大地震が発生しました。この地震により大津波が発生し、家屋、建物はもちろんのこと、犠牲者、行方不明者等は数万人に上がるという膨大な被害が発生したところであります。まことに痛恨のきわみであります。被災された方、犠牲となった方に対し心から哀悼の意を表し、衷心より御冥福をお祈りいたします。

本日の議会開会に当たり、黙禱をささげたいと思います。

○事務局長（王子野建男君）

全員起立され、30秒間黙禱をお願いいたします。黙禱。

[黙禱]

○事務局長（王子野建男君）

黙禱を終わります。御着席ください。

○議長（中尾 正男議員）

本日の会議に3番、麥田博稔議員から欠席する旨、また17番、新改幸一議員から途中退席する旨届出がありましたので、お知らせします。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

これから、3月3日提案がありました議案第3号から議案第17号までの議案15件について総括質疑を行います。なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第1「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第2「議案第4号 さつま町環境基本条例の制定について」

○議長（中尾 正男議員）

まず、日程第1「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」及び日程第2「議案第4号 さつま町環境基本条例の制定について」の議案2件を一括して議題とします。各議案の提案理由については説明済みであります。

これからただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第3「議案第5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」日程第5「議案第7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について」日程第6「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一

部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第3「議案第5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」から、日程第6「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」まで、以上の議案4件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これからただいまの議案4件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。7番、平八重光輝議員。

○平八重光輝議員

さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。これまで支払っていた日当等を減額するということではあります。この見直しの減額の対象といたしますか、一番低いところの金額だけが対象になっているようではあります。ほかのこの日当等については検討されなかったものか、お尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

これまで常勤はもちろんでございますが、一般職、そしてまた議会議員の皆さん方、ずっと減額の方向がここ1年ございまして、やはりこの非常勤、特別職等につきましても見直しをやっぱりすべきではないかと、今日のこういう経済情勢もありますということで、いろいろ他町との比較検討もいたしました。

減額をしてないもの、ここには提案してございせんが、ほかのところと比較した場合、本町の場合は高い位置ではないというようなことではございました。ただここに出ております日額報酬については、高いというところが見受けられましたので、今回均衡を保つ上からも減額をいたしたところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案4件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第7「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計 予算」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第7「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

議案の提案理由については説明済みであります。これから本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。8番、平田昇議員。

○平田 昇議員

ただいま町長から報告がございましたが、その報告とダブるところがありますけれども、町内の声があるということも申し伝えたいので質問させていただきます。

一般会計予算の54ページ最下段、ねぶたに関して、92ページ、民生費の中の災害救済医療費、199ページの災害復旧費に関連して質疑させていただきます。

連日報道される全国の地震、津波によるむごたらしい実情を目にして、日本は大丈夫なのだろうか、今自分たちは何をすべきかとの思いを抱かない人はいないと思います。日常の会話で交

わされることです。

昨日の朝、ある御婦人から電話を受けました。「近くに住むまだ二十歳にならない甥が、さつま町は何かをすべきですと、過去の地震、水害でさつま町はいろんな救いを受けたと、今私たちがどこよりも早く被災者の救済に取り組まなければならないと思うと。これから友人たちと協力して募金活動、献金運動、いろんなことに取り組む考えですというのです。私も全く同じ思いです」と、この御婦人も申されました。

また、昨夜は1人の男性から電話がありました。「おじが、家、屋敷等多くの家財を残して世を去った。生きていて今日の地震、津波による惨状を知ればとても悲しむはず。だから、おじが私に残してくれた布団等や家具材を被災者に提供したいと思うが、どうすればよいのか」と言われ、私は町も間もなく立ち上がるはず、しばらく待ってくださいと言っておいた。

私は自分のことを考えた。自分は議員としてどうすべきか。それには絶好のものがある。私たち議員は月々5,000円積み立てることにしているが、これを半年、または1年間、またはさらに1年間積み立てて被災者救済に当てればよいと、ねぶた交流を願った思いが最大限に生かされる、被災地全域に、これは私の思いです。

町長は全国各地の皆さんが悲惨な思いに打ち沈んでいるとき、そして何とかできないかと心を痛めているとき、さつま町が心をつなげてどう取り組むべきか、町長の強烈な町民に対する訴えを期待したいわけですが、町長、お考えをいただきたい。

○町長（日高 政勝君）

今回の本当にこの悲惨な災害を見聞きする中で、私どものこのまちにおいても、昭和47年4月6日、そして平成18年7月22日の大水害、そしてまた平成9年3月26日、5月13日、こういった地震の被害、これらはやっぱり本当に経験をしている中でございますので、こういった水害を受けられた地域の皆さんの気持ちというのは、同じ気持ちだと思っております。

本当に自分のこととして決して他人事じゃないと、そういう感じで皆さんお受けとめでございますから、できる場所で早くそういう被災地区の皆さん方にこういった気持ちを届けていきたいというようなことで、募金活動をしようじゃないかということで、町民の皆さん方にも呼びかけていこうということに決定をいたしましたところでございます。

救援物資とか、そういうこともありますけれども、当座はやっぱりそういう活動を早く立ち上げて、そういう思いを伝えていきたいと、こういう感じでございます。

○川口 憲男議員

私もおなじようなことで、安全安心対策課のほうでいろいろ防災無線、災害対策費等が今年度も計上されておりますけれども、地震を踏まえて一番感じるところが、情報が全然伝わっていないということを強く言われました。

我々の水害を受けたときにも、情報が伝わらないということを重々されたわけですが、この予算の中で例えば旧3町の防災無線といいますか、無線システムが各社バラバラやったということを知り、消防署ではそれを統一するちゅうような話があったんですが。

町長、ここあたりのところは、いち早くこの一体化を図らにゃならないし、そういう防災に向けた方向性がとられるべきと思うんですが、今後こういう災害対策、それから防災無線の設置でどのような方向性を考えておられるのか、ちょっとお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

旧町ごとにそのメーカーがそれぞれ違いましたので、その辺の合併をいたしまして一緒にまとめるということがなかなかできなくて、私も放送するときには本庁でして、各両支所に行って放送をするというような実態でございました。

非常に不効率な面がございますので、ことしは統合卓をこの本庁のほうに設置をして、統合卓の中で、1カ所で放送ができるように整備をいたしたところでございます。

今後の方向性としましては、やはりこのデジタル方式というのが出ておりますので、今後そういうデジタル化の取り組みにつきまして、今計画を進めつつあるところでございます。この辺については、また今後具体的になるところで、議員の皆さん方にもいろいろとお諮りをしながら、御判断をいただければありがたいことだと思っておりますのでございます。

○川口 憲男議員

理解しました。聞いてましてやっぱり無線ですから、有線よりかより高度に情報が伝わるんじゃないかと思えますけれども、予算も伴うことですから、ぜひそこは取り入れていただけるように要望しておきます。

それから、総務課長のほうにちょっとお聞きしたいんですが、健康増進とか健康関係のところでは、地域の皆さんには人間ドックとか、いろんなことで健康増進を図ってるわけですが、総務課のほうで、予算書の43ページ、款目の2の1の1ですか、職員福利厚生費の職員健康診断が実施されてるわけですが、その中で結核検診、それから人間ドック未受診者の約200人を対象にして実施されておりますけれども。

これは毎年同じような状況の中で200人を対象というような形で出てきておるんですけども、実際退職された方、いろんな方を見ますと、病気といいますか、いろんなことがあって体を病んでいらっしゃる方がいらっしゃると思っておりますけれども、ここの職員に対する健康診断の対応ですか、どういうふうに行われているのか。

人間ドック未受診者200人を対象ということでもありますけれども、これ全く22年と同じような文章で、同じ人たちを同じように通していかれるというような感じなんですけど、町民60%ぐらいだったですか、を達成をしなきゃならないということもありますけど、職員のそういうような健康診断のあり方はどういうふうにご考えていらっしゃるのか、お聞きします。

○総務課長（紺屋 一幸君）

職員の健康診断の取り扱いでございますが、人間ドックにつきましては、前年度におきまして人間ドックの申し込みを各自していただいた中で、毎年人間ドック受診される方、あるいは人間ドックじゃなくて職場健診という形で健康診断を受診される方、いろいろございます。

人間ドックにつきましては、基本的には全員の職員が交代で隔年でも確実に実施できるようにローテーションを組みながらということで、枠が余裕があれば続けて受診をしていただくということで。人間ドックを受けておられない方につきましては、健康診断を受けていただくという形の取り扱いをしてきております。

受診されました結果につきましては、すべて情報をいただきながら、要精密あるいは要診療、経過を見る方、いろいろ状況は別々でございますので、必要であれば健康指導等を繰り返し行いながら、健康保持に努めていただくように取り組んでいるところでございます。

○新改 幸一議員

23年度の一般会計の総額が127億8,600万ということで提示されているわけですが、これは先ほど出ておりますように、地震云々がないときの流れの中での国、県の一つの交付税絡みもあると思うんですが、ここらあたりが1年間の中でこういう交付金あたり云々というのが、若干変わってくる可能性というものはないものか、そこだけの流れというのがわかっておれば、教えていただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

確かに、今度の大震災によりまして、国の予算というのが補正予算とか、あるいはいろんな手

立てが講じられるかと思えます。その辺をどのように国が対応していくのかというのは、今後の推移を見なければわからないわけですが。

今の各地方団体の予算の編成については、それぞれ国の予算、それから町財政計画等に基づいて編成をいたしておりますので、今後大きな変動があれば、それなりの組み替えということも生じてまいりますけれども、今のところは具体的なその辺のところの見通しが立っておりませんので、今後の状況を見極めるしかないと思っております。

○桑園 憲一議員

所管が違いますので、お伺いしますが、まず庁舎建設のことなんですが、町長は施政方針の中で、昨年12月に策定した基本構想、基本計画に基づいて準備を進めると、そして、4月から庁舎建設推進室の体制を整備すると述べておられるわけですが、先般同僚議員のほうからも、町民に広く周知、理解を求めることの質問があったわけですが、全くそのとおりでと思うんです。

町村合併時の、確かに当時の合併協議会においては、庁舎建設については新市、新町後検討するというような文言があったわけですが、それから足かけ約6年、そして人口も約3,000人ぐらい減ってきている。また、町民が行政に求めている声も大分変化してきていると思うんです。

そういう中で庁舎建設の予算が基本設計、実施設計ほか6,960万、23年度予算の中に今出てきておりますので、そこあたりを含めてさらに20地区の公民館に対しての説明会を開くという考えがあるのか、再度お尋ねいたします。

○町長(日高 政勝君)

背景としては、最後の国調からしますと今3,000人と申し上げましたけれども、1,500人、その半分ですから、減の方向にですね。その辺の数字はしっかりと把握をしていただきたいと思っております。

庁舎建設に当たりましては、もうこれまでずっと、るる御説明をしてきておるところでございます、いろんな地域審議会とか、あるいは公民館長の皆さん方、そしてまた行革の中での委員会とか、それぞれの場でも説明をいたしてきておりますし、いろんな会合のときもそれぞれ町民のお集まりの席では、これまでもやってまいりましたが。

これからまた具体的にになってまいりますので、4月のいろんなお集まりの機会、総会、その場を利用して具体的に明らかにしてまいりますし、この前も申し上げましたとおり、4月は新しい公民館長、公民会長さん、いわゆる行政推進員、行政連絡員の研修会もございますので、具体的にわかりやすくそういった財源的なものを含めて説明をしてまいりたいと思っております。

とにかく、こういう時世ですから、ただその数字の20億だけが先行して行って、こげなそがあれし金をこういうようなときにつくてという話がありますが、要はこの財源的なしっかりとした計画を立てていけば、私は申し上げておりますように、町民生活のいろんな事務事業等に支障があるようなことはできませんので、そこだけはもうはっきりと、また今後も説明をしていきたいと思っております。

○桑園 憲一議員

数字については、若干のとらえ方が差異があったわけですが、ぜひ20地区の公民館に対しては、何らかの形でやはり町民にしっかりとおろしていただきたいと思えます。

それからもう一点ですが、債務負担行為の関係ですが、平成22年12月の定例議会において、平成23年度からの指定管理者の指定についての議案が提案されたわけですが、指定期間が5年間にわたるのであれば、債務負担行為を設定すべきではないかと私は質問をいたしております。

その質問に対しまして、5年間にわたる基本協定を行ったあと、年度協定ということで当該年度分の契約を5年間繰り返して今後は行っていくと、従来とは違ったやり方でいきますという答

弁をいただいております。ところが、今回の3月議会の23年度当初予算には債務負担行為が計上されておるわけですが、この答弁との関係について説明をお願いします。

○総務課長（紺屋 一幸君）

債務負担行為につきまして御質問をいただきました。12月議会では債務負担行為をお願いすることなく、指定管理の議案としてお願いをしたところでございます。

その時点では、他の自治体等の状況等を把握しながら調査し、債務負担行為を行う自治体、毎年度の当初予算での計上でお願いする自治体ということで、取り扱いがバラバラでございましたが、隣接の大きい自治体がこの形を採用している部分が多ございましたので、私どもとしましてもそういう形で実施をしたいということととらえておりましたけれども、12月28日付で総務省より8項目にわたる指定管理者の運用についてという指導がなされております。

この中で、最終の項目の中で、5年間にわたる債務負担につきましては設定する方向が望ましいという指導が新たになされたことを受けまして、再度調査を行いまして、他の自治体においても検討をしていくということでございました。23年度分につきましては当初予算でお願いをし、24年度以降につきましては、改めて債務負担行為を設定するというので、今回お願いをさせていただきたいということでございます。

○桑園 憲一議員

債務負担行為はしないと、いわゆる基本協定を行っていくということで、平成22年12月の定例議会の際には説明を受けとるわけですね。

そして、今回当初予算の中でこういう形で提案をするんだったら、やっぱり事前に議会のほうにも、こういう形で今回は12月議会ではこういう説明をしたんですが、いろいろ総務省のほうからの指摘に基づきまして今回はこういう形で予算を計上させていただきたいというふうな、事前に説明があつてしるべきではないかと思うんですが、そこあたりについて町長の見解をお願いします。

○町長（日高 政勝君）

正式にはこうして議案として提案をしているわけですので、正式な論議というのは提案をされてから正式にいろいろと議論をしていただきたい、そういう場であるかと思っておりますので、特にしなかったから要望的なものとか、そういうことにはならないと思っておりますので、こうして議案という形で、予算の中に第2表として御提案をしているわけですので。

総務省からもありましてとおり、通常は、今まではそういう方向があったわけですけれども、あえてこの総務省のほうから通知がありましたので、今回正式に予算として、議案として一つの審議として上げてあるということでございますので、これから十分御審議をいただければありがたいことだと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

4回目になりますが、関連でどうしてもですか。

○桑園 憲一議員

じゃあ、もうよかです。

○内田 芳博議員

ただいま出ましたこの庁舎建設についてお伺いいたします。

本年度は実施計画の年でございますので、設計が進められて設計書ができてくるわけですが、いつごろ議会に提出されるものかお尋ねをいたします、設計書を。

○建築技術調整監（濱崎 茂君）

今回基本設計、実施設計等を予算を上程してあるわけですが、基本設計を大体4カ月ぐらいを

考えております。実施設計を5カ月から6カ月、それで来年の5月ごろをめどに全体の実施設計が上ってくることで今計画しているところであります。以上です。

○内田 芳博議員

できるものなら、設計の姿図、やはり東西南北から見た姿図を提出していただきたいと。

これはなぜ申し上げるかと申しますと、私も庁舎建設について一般質問をした経緯があります。このときに、屋根についてはやはりかわらを利用してくださいますと、そのことがあとあとのやはり管理時に非常に有意義性があると。この庁舎を見ても、何回となく雨漏りの修繕をした経緯があります。盈進小学校もそうです。

そういうことを考えたときに、私はひまわり館のあの建設をするときに、かわらにしてくださいと申し上げました。そのとおりにしていただきました。今日まで修繕とか何とかということは一つもございません。そういう有意義性がございまして、今回の場合もそういうことを含めて検討していただきたいということを、あわせて強く要望しておりますので、十分そのことを検討してください。

そして、姿図を概略早目に出していただければ、その姿図を東西南北のほうから見た姿で、やはり専門者はわかりますけど、素人の方々はなかなかわかりませんから、そのことが出てくれば、なおまた審議もしやすいですから、早目にできれば姿図だけは出していただきたいと、検討するために。こう考えますが、この点についてどう考えられるのか。

○建築技術調整監（濱崎 茂君）

基本設計を4カ月程度見ております。その中で、いろんな基本的な考え方、そういうのを提示しまして、いろんな御意見を聞きながら進めてまいります。基本設計を十分に詰めないと実施設計に入っていきませんので、概略的といいますか、基本的なものが浮かんできますので、そのときは皆さんとか、地元の住民の方とかにお知らせしまして、進めていくことに考えております。

○内田 芳博議員

来年度の当初に館長、公民会長、集まって会議があるときに、町長が言われましたとおりに、十分このことについて説明をするということになっておりますので、4月というのはもう来月ですから、間に合わないわけですけれども。

早目に私が言うように概略をつくっていただいて、そしてやはり館長、公民会長にも説明が浸透するようにしなければ、ただ具体的に話だけでも、なかなか実施計画という年に入って、そこらが町民に納得いけるような、館長、公民会長に納得いけるような何かの姿がなければ、あげん説明しやっただん、私どもにや判らんでやというのが私は筋だと。

これはもう素人とやはり玄人の差があるわけですから、これは私も理解しますが、できればそういうふうにして説明していただきたいと、この分は強く要望させていただきます。

○木下 敬子議員

済みません、健康増進課のことでちょっとお尋ねしたいんですが、健康づくり推進のまち宣言もなされまして、また健康づくりコーディネーターを設置し、いろいろ健康づくりについて積極的に進んでいかれるということはとてもいいことだと思うんですが、私ども町民のほうで健康づくり推進員というのを請け負っております。

福祉のほうは在宅福祉アドバイザーをさせていただいて、謝金を3,000円ずつ町のほうから支払いをされておるんですが、お金をもらったから云々ということではないんですけれども、健康づくり推進員に限っては、余り活動が見えてこないような気がするんです。

ですから、せっかくコーディネーターを設置したりして取り組んでいこうとするときに、その手足となって動いてくださる健康推進員の方に対しても、町は何らかの措置をすべきではないか

なと思っているんですが、その点をお聞かせいただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

健康づくり推進のまちのこの宣言をいたしたところでごさいます、町民ぐるみのやはりこの健康づくりを推進をしていくためには、どうしても今ありましたとおり、各地区公民会のほうに設置をしていただいておりますこの健康推進員の皆さん方のこの御活躍というのが、一番期待が持てるところでございます。

特定健診の受診率アップ等についても、その辺の受診啓発をさらに取り組んでいただきたいと思っておりますし、これから具体的に進める健康づくり等については、高齢者のサロンもありますし、そういう場での活躍とか、いろんなところが今後役割を果たしていただく場面が出てくるかと思っておりますので、さらに、御指摘にありますような取り組みについては、健康づくり推進員の皆さん方が、いろいろ活動が目に見える形で進めてまいりたいと思っておりますのでございます。

○市来 修議員

西郷梅のことでちょっとお尋ねしますが、和歌山のほうの大手の業者が、仲買業者に対してこの買い付けのコピーが出回ったというのが新聞に出ていることを、先般のこの議会でも私は申し上げたんですが、ここあたりは調査されたと思うんですが、それはどんなことだったんだろうかということと、もう一点は、梅の加工のキロ単価が非常に下がってきております。

ですから、生産者はもう大変収入が少なくなってきておりますので、生活にも大分影響が出てきてるんじゃないかと思うわけで、そういうことで和歌山の仲買業者、取引をやっております東農園さんですか、ここあたりともまたいろいろ交渉もされているんじゃないかと思うんですが、23年度のここあたりの交渉がどのように進んでいるんだろうかと、ここあたりをちょっと伺いたいと思っております。

○農政課長（平田 孝一君）

御質問の第1点目の闇カルテルの件だと思いますが、去年の議会の中で議員のほうから御質問がございました。公正取引委員会のほうが調査に入ってるということで、私どもも知りませんでして、経済連の大阪事務所を通じて調査をさせていただきましたけれども、その後はもう進展もないといえますか、農業新聞等で2回ほど取り上げられましたけれども、あとはもうそのまま事態は収束といえますか、大きな動きはなかったように聞いております。

経済連のほうからも、大きな動きはないというようなふう聞いております。それと、西郷梅の価格の問題でありますがおっしゃるとおり価格が低迷をしております。青梅につきましては、結構有利販売されたんですが、ただいかにせん、22年産につきましては量が足りませんで、青梅が大体40トンから45トン、完熟梅で大体40トン程度ということで、総体で84～85トン程度しか収穫ができませんでした。

そういった中で、青梅については250円から300円ぐらいの間で有利販売ができたと思っておりますが、加工のほうやはり手取りの100円ぐらいというふうにお聞きしております。そういった意味で、大変厳しい状況であると思っております。

そういった中で、ことし振興会のほうでは、これまで梅の精算払いといえますか、販売がなされてから普通は農家のほうにはお支払いをするんですが、出荷をされて、そのあと1カ月から2カ月以内で概算払いで生産農家のほうにお支払いをされて、そういった影響対策といえますか、とられたと聞いております。

ただ、この梅の価格の問題は、やはり市場流通ですので、なかなか思うようにこちらが言うような値で取り引きできないところもありますけれども、できるだけいいものを生産して、できるだけ有利販売できるような形で振興会の方々と一緒になって、またそういった品質向上といいま

すか、そういったことに取り組んでいけたらというふうに考えております。

○森山 大議員

所管が違うんですけど、ちょっとお尋ねをしたいんですけど、当初予算説明資料の総務課の5ページと、それと予算書の59ページの中に、公民会合併推進員謝金といたしまして、新規事業で1万円を組んでございますけど、この中身はどうなっているのか御説明をお願いしたいんですけど。

○総務課長（紺屋 一幸君）

公民会の合併推進員の謝金でございますが、23年度新たに、額は小そうございますけれども1万円という額で新規で設定をさせていただきました。

公民会合併がなかなか計画どおりに進まないという状況もございまして、内部での協議を踏まえた中で実際にその各公民会にあって合併を推進していただくために、協議をしていただくその方々に対して、1人2,000円ずつでございますけれども、食糧費を含む使途でも構わないということで、ぜひ会合をたくさんしていただきながら、より合併がスムーズに進むような動きをしていただきたいということで、今回設定をさせていただいたところでございます。

○平田 昇議員

ただいま出ました公民会の合併について、なかなか進まないということで説明を受けているわけですが、その説明には1年ごとに公民会長がかわるところにも原因があるというようなことでございましたが。

課長、実際合意まで至っているのか、合意まで至らずに先送りになっているのか、もし話はずいたというふうになれば、そこで協定書か何か仮に結ぶ方法等はないものか、でないとい一生懸命積み重ねて実が実らないということは、これは非常に残念なことでございますので。どうなんですか、事実上は。

○社会教育課長（岩元 義治君）

公民会の合併の関係でございます。公民会合併につきましては、合併時156あったものが、一応来年度の当初では139になる予定でございますが、これまでもいろいろ言われておりますけれども、なかなかこの目標とするところまでいかないということで、目標としましては100ぐらいの公民会というふうに思っておりますが。

今出ました中で、具体的に公民会の合併協議が進んで、最終的に役員がかわったりして、今までの協議が全部なかったことになっているものがあるのかというような趣旨ではないかと思っておりますが、具体的に役員がかわっていきますけれども、その前の段階で公民会の合併の推進員とか、いろいろ前の段階での話がありますから、役員がそのときかわったから、前の協議が全部なくなるというような形にはなっていない状況です。

それで、公民会合併がある程度具体的に進む中では、それぞれ合併推進員等がいらっしゃって、その前で合併の仮協定を結ぶ形をとっておりますから、そういう形で具体的には進んでおります。

今まで具体的に協議をして、だめになったということは余りないです。具体的に話が進めば、もう最終的にある程度は進んでいくというような形になっておりますので、そういう形で今の段階では進んでいるところです。以上です。

○東 哲雄議員

この合併に関連をいたしまして質問いたしますが、企画のほうで今年度からですか、名称を変えた形で地域元気再生事業ですか、これまで地域活動支援事業ですか、これを名前を変えて進めるということでございますけれども、それに向けて各公民会、今回この地域づくり活性化計画書の策定ですかね、そういうことでヒアリング等もされたと思うんですけども、今合併の話が出

ておりますけれども、その事業の項目の中に、この合併の話し合い活動をするというような、そういう内容等がやはり各区盛り込まれているものか、その点についてお尋ねいたします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいま質問の地域元気再生事業の関係ですが、今地域では地域づくり活性化計画を現在策定の途中でございます。一応3月31日までに計画書を策定していただいて、そして新しい年度になりましてから町長との協議ということをさせていただく計画でおります。

ですから、新しい計画書は、まだ私たちも見ておりませんので、今後になるかと思いますが、ただ23年度事業のヒアリングというか、それをするとき、一部はその合併のことが出てきましたけれども、全体的にはその計画書の中で現れてきますので、23年度予算協議においては、まだそれが出てきてないというのが現状でございます。

○東 哲雄議員

その計画書が出てきてヒアリングされていく場合、やはりこの各区で、やっぱり意識をもって進めていかなければ、これはもう公民会の合併というのは絶対進まないわけでございますから。

そういう計画書が出てきた場合には、これはもう各区で自主的に進めることですが、やはり町としてもそこを推進しているのであれば、そういう計画書ができた場合には、こういう参考事例等を説明をしながらも、やはりその部分をその中に折り込んで、各区で話し合い活動を進めていく、そういうことがこの公民会の合併につながると思いますので、そういう点については、またいろいろと指導をしていただきたいと、このように思っております。

○新改 秀作議員

所管が違いますので、私は健康づくり推進のほうに、課長のほうで結構でございます。

予防接種のことですけれども、県下ではいち早く規格外接種ですか、そういうのも取り入れてさつま町はやっていただけでございますが、今までのこのワクチンの供給率とか、あと接種率とか、そういうのがわかっていたらちょっとお伺いしますけれども。（発言する者あり）いや、定期外の分、今度新しく始められたそれで結構です。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

受診率はわかってないんですけど、今まで3月3日までに受診された数は出ております。今回22年度入れました5つの任意接種の分についてでございますが、ヒブワクチンが73名、肺炎球菌が83名、水ぼうそうが16名、おたふく風邪が21名、子宮頸がんが3名の接種を受けていられるということでございます。

○新改 秀作議員

今この子宮頸がんのワクチンなんかがやっぱり相当品薄であるというようないろいろ報道もあるわけですが、この町内は3名しかない。予算書を見ても、高校1年生から3年生まで300人などいろいろ書いてありますけれども、この辺の自己負担率の問題もあるものか、もうちょっと周知が足らないのか、その辺なんかをどのように考えていらっしゃるものか。

母親にやっぱり周知をしなくちゃ、母親の理解も得られないところもあるんじゃないかと思われるわけですが、その辺をどのように考えていらっしゃるものか。この肺炎球菌とヒブワクチン問題は、確かに今いろいろ問題になっているわけですから、これはもう子供も親も、受ける不安、する不安、しない不安とかいろいろそういうので今みんな戸惑っていらっしゃる、もうちょっとしたら厚生労働省のほうから結果が出てからになると思いますけれども。

とりあえずこの子宮頸がんのワクチンについてその接種の周知、あるいはその自己負担率が、ここは1万円、どひこでしたかね、どひこかあったと思いますけれども。その辺がどんなものか、ちょっと町長でもわかっていたら、担当課でもいいですよ。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

子宮頸がんのことについてでございますが、受診者数が少ないところは、私どもも大変危惧しております。それで、23年度からにつきましては、国の補助事業を導入しまして、ほぼ100%に近い補助率で実施をしたいというふうに考えております。

ただ、広報につきましても、町報を使いましてしてるんですけども、やはり受診者が少のうございますので、新年度に向けましては、学校教育課のほうにお願いして、学校の中でも広報をしたいなと思ってるんですけども。

その中で言われるのが、やはり性教育の問題も絡んできますというところで、健康増進課だけではどうしても生徒さんに対しては、広報がかなり難しゅうございます。ですから、一番受けていただくために、親御さんたちに説明をしていけば、ある程度の受診率は上がるんじゃないのかなと思っておりますので、また新年度になりましたら、広報等を活用しまして周知を図っていきたいというふうに考えております。

○新改 秀作議員

ぜひ周知を図ってもらいたいと思います。

それと、ちょっと違うんですけど、インフルエンザがめっきりあんまり聞こえてこないんですけども、今の状態は、相当かかっている方がいらっしゃるものか。

それと、私はいつも言うんですけども、今度も鶴田でも聞いたんですけども、先生がかかっているのに、先生が予防接種をしないんですよというのを聞くんですけど、そういう徹底はどこがしたらいいんですか、だれが、教育委員会のほうからするべきなんですかね。

先生がまずかかって、子供たちが先生からうつったちゅうのをよく聞くんですよ。盈進小学校でも聞いたんですよ。先生は予防接種はしないんですか、してないちゅうわけですよ。それで、ああいう場ではやっぱり先生も子供も予防接種はせんやいかんのじゃないかと思うんですけども、その先生たちを指導するのはどこが係ですか、ちょっとお聞きしたい。

○教育長（東 修一君）

職員を指導するのは教育委員会なんですけど、その前に、先ほど子宮頸がんのことがございましたけれども、これは町の施策を受けまして、校長会ではすぐ資料をつくりまして、啓発をしていただくようお願いをいたしました。後は、PTAに説明をするか、せんかというのは学校長の判断に任せてございますけれども、今後は今指摘がありますような関係でまた指導を進めていきたいと。

それから、インフルエンザにかかる学校の職員のことについてですが、これにつきましては、生徒に指導をするのと同じように、職員もちゃんと受けるようにという指導はしておりますが、私どものほうでだれとだれが受けたかということは、しておりません。

それで、学校保健安全会というのもございまして、学校医とも相談をするわけですが、学校医のほうも先生方には必ず受けるように指導をしてくれというようなこととございまして、今後またそういうことは、機会をとらえて指導はしていきたいと。それを指導する私どもも、これをしなくちゃいけませんので、教育委員会の職員にも、ちゃんとするよというところで指導はしているところでございます。

○平八重光輝議員

129ページの有害鳥獣捕獲事業についてお尋ねしますが、何年もかかってこの捕獲の報奨金ちゅうのは上がりましたけれども、これは大体中身がもう毎年同じですが、これは日当を幾らか支払う方向にはできないかということをお尋ねします。といいますのが、少し時間がかかりますけれども、時間をいただいて説明をさせていただきますが、この中に狩猟免許取得講習会の助成

というのもあります。

実はこの講習会というのは、一生に1回なんです。講習会が別にありますけれども、免許をとるための講習会は1回なんです。先般、鳥獣駆除の代表質問がありました。その中で、耕地林業課長が今後は非常に厳しい状況にあると控えめにおっしゃいましたけれども、その中身を少しだけ私ができる範囲で説明させていただきますけれども。

いろいろなお金が要ります。といたしますのが、狩猟免許をとるには、私の場合、課長もそうでしょうけど、4万円前後の狩猟税が要ります。そのほかに、年間1回か2回の銃検査があつて、それに1回5,000円ぐらいかかります。免許更新時、大体7,000円ぐらいかかります。もちろん、たま代も要ります。

あと、昨年法律が変わりまして、免許を更新する場合は実際の講習証明をもらわんといかん。1回だけは免除されますけれども、その次から。3年から5年あとには、もうほとんどその講習を受けたくないちゅうか、受けられないためにやめられる方が非常に多くなると思います。今150何名とおっしゃいましたけれども、恐らく100人を割るんじゃないかというふうに危惧されます。

といたしますのが、散弾銃の場合は加治木とか鹿児島に射撃場がありまして、そこに行けば大体1回1万円ぐらいかかります。ライフルの場合は福岡でという話ですが、福岡がダメなら京都まで行きます。京都まで行きますと、日帰り一番で行って最終で帰っても、4万円と交通費、それから射撃場の費用、たま代と、やっぱり2万~3万かかちまして、6万~7万かかちます。それは3年に1回です。

そういうお金が要る中で、シカ等は1万円というふうになっておりますが、これはとれたらの話なんです。行って1頭もとれない場合もあるわけです。その日はそういう報償とか1円もないわけです。だから、例えばこのシカなんかも5,000円ぐらいにして、とれてもとれなくても、日当1,000円とか2,000円ぐらいは、油代ぐらいが出るような形にしないと。

とればいいんですが、とれない場合が非常に多いんです。そういう方は一日丸々、健康づくりにはなるかもしれませんが、収入はゼロになります。シカの場合はとっても販売できませんから、ほとんどただでありますから、1万円も5人で行ったら2,000円ぐらいになります。イノシシは5人で1頭とったら1,000円ぐらいになりますが、イノシシは若干肉の値段がしますから、その肉の分け前で我慢してもらうところもありますが。

こういうことで非常にこれから3年あとから厳しい状況になります。もう高齢化も言われました。3年たったら3年歳をとりますから。若い人がどんどんとってくればいいんですが、昔は射撃、狩猟というのは趣味であり、道楽でありおもしろかったんですが、今若い人はほとんどされません。趣味がもう変わっております。

そういう中で高齢化していくと、高齢の方はそういう射撃場に行かんにやならんとかつていうのもあれば、もう行かないでやめるという方も結構出てこられて、恐らく鳥獣駆除の参加される人間も相当減ってくると思いますが、その日当を幾らかこの中に入れるというようなことは考えられなかったものか、お尋ねいたします。

○耕地林業課長（山口 良一君）

有害鳥獣関係でございますけれども、その報償費の関係であります。以前県の補助事業の中で、有害鳥獣の出勤に対する助成というのがある時期ありました。それも一つの方法ということで、県も一応補助事業として計画をされ、実施をされ、我々市町村もそれを一応受けてしたことがございますけれども。

その中で出勤された方々の把握というのが、ちょっと難しかったというのがございました。県

のほうでもいろいろ市町村の意向を聞かれて、結局一定の期間だけしかそれがなかったと。また従来の1頭当たり幾らという助成に戻された経緯がございます。

現在、県のほうもその1頭幾らの助成ももうなくなったということで、いわゆる町の単独事業でしているわけですが、その日当制にということではありますが、そういう過去の経緯を考えてみますと、どうしても今の1頭当たり幾らという形でのほうが進めやすい、あるいは効果も出てくるんじゃないかということから、そういう方向で23年度もやろうということにしているところであります。

あわせて猟友会に対する委託料というのも、別途に年間79万円計上をしておりますので、ある面そちらのほうでカバーができるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。

○木下 敬子議員

ただいまの件の関連なんですけれども、私はいつも皆さんといろいろお話をしたときに、その狩猟免許を役場の職員の方がもっていただければ一番いいんじゃないかっていう話がよく出るんです。役場のほうに連絡をして、さあ今度は猟友会に連絡をして、その間に獲物はいなくなってしまうと。だったら、すぐに役場職員が2~3人免許を。

いろいろ今経費のこともありましたし、いろいろ一般の人たちはそういうことに対して足を遠のかせてしまうけれども、やはりよそにばかり頼るんじゃなくて、自分たち自らが免許でもとって、そういうものに向かっていくというその姿勢も大事じゃないかなと思います。どうでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

確かに、特にサルの関係等は、すぐ対応しないともう行ったときはいないというようなことも起こり得るわけでありまして、地域によりましては、役場にもそういう駆除隊を編制をするとか、今度の鳥獣のこの法律の場合も、そういったものはできるようなことはなっているんですが。

職員にもたしか狩猟免許を持ってる職員もいるかと思いますが、まだそこまで具体的にこの話を詰めておりませんので、その辺の対応がどうなるかについては、また今後研究をさせていただきますと思います。

○桑園 憲一議員

所管が違いますのでお尋ねしますが、地籍調査の関係です。

○議長（中尾 正男議員）

桑園議員、一応もう3回の規定の質問回数を超えています、議案に対する。

○内之倉成功議員

今それぞれ町長の施政方針で当初予算のほうに計上されておりますけれども、私はこの高齢化社会の。

○議長（中尾 正男議員）

マイクを入れてください。

○内之倉成功議員

高齢化社会の中で、この農業をやっている経験の年齢がどの程度いつてるのか、調査がされているものか、お聞かせ願いたいと思います。それは申しますと、それぞれの地域とにかく荒廃する土地がふえていくという、耕作放棄地がふえていつてるんですけれども、私の地域もですけれども、ほとんどの中山間地になれば土地が荒廃していくわけなんですけれども。

この土地を今後どうして維持していくかという基本的な姿勢というのは、町長もここにも書いてあるようなんですけれども、なかなかこの集落には若者がいなくて、この土地を集約してやろうという人たちが少ないんですが、今後の大きな課題になっていくと思うんですけれども、そこいら

をちょっと所管が違いますので、きょうお尋ねしてるんですけども、お聞かせ願いたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

農業者の高齢化の関係であります。国のほうの農業者の平均年齢が66歳というふうに、最近の資料ではなっておりますが、実は昨年農林業センサス、5年に1回行われますが、センサスが行われた速報値が出ておりますが、本町につきましては、平均年齢が67.9歳というふうになっております。これはもう主たる経営者の数字でありまして、合計で2,728人の中で、平均年齢67.9歳というような状況になっております。

5年前のセンサスでも、もう65歳以上が7割近くを締めるということで、この高齢化というのはもう大変厳しい状況なんですけれども、今国の中でも、所得保障制度、畑地、水田、そういったもので何とか農業の所得を高めていこうというような、そういった施策も行われておりますけれども、なかなか私どもの中山間地域では、大規模的なそういった集約的農業も厳しいところがございます。

そういった中で、耕地の6割を占める水田、そういったものを有効的に活用し、また国の制度をうまく活用して、何とか農業所得を高めて、後継者の確保、農地保全、そういったものに取り組んでいきたいと考えております。

○内之倉成功議員

今そういう話をお聞きするんですけれども、このように米価が下がって本当に米をつくっても、ほとんどの農家が赤字という状況は続いていくと思うんですが。

今後の大きな課題として、JAとしては10町歩から20町歩のこういう農家を育てていきたいと言ってますけども、実際そういう耕作する人たちがたくさんいないわけなんですけれども、そういう中でやっとこの年寄りの人たちが自分の地域の耕地を守っていかうとしているわけなんですけれども、年齢によってできなくなっていくというのが実情だと思います。

実際、私にしても今2町幾らつくってますけれども、もうとてもじゃないがこれ以上はやりきれんと。その私が預かってる土地というのは、ほとんど高齢者の土地なんですけれども、私が返したらすぐその土地が耕作放棄地になるという、そういう状況がすごく進んでいるんですけれども、私らの地域だけじゃなくて、本町はほとんどそういう場所がたくさんあると思うんですけれども、今後計画的にどれだけの土地が毎年毎年この耕作放棄地がふえていくと思うんですけれども、この対応の仕方を、行政としてどういう形にもっていかうと。

若い人たちがたくさんつくる方がいらっしゃいますけれども、その方たちが山間地まで入ってきてやるということになれば、やっぱり農道とか土地の小規模の整備とか、それをやらなければ、恐らくつくり手はなくなっていくんじゃないかと思うんですけれども、そこいらの今後の考え方というのは、どう思っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

内之倉議員、一応予算の審議でありますから、予算に関連した質疑を行っていきたい。一般質問的になってると感じてるわけですが、予算の審議でありますから、予算に係る質疑を行っていただくように要請いたします。

○内之倉成功議員

私は、これは予算もですけども、この予算案の中の金額にしても、ほとんどこういう耕地の荒廃していくものに対する裏づけっていうのがないもんですから、それをちょっと聞いているんです。

ですから、今後の大きな課題として、そこいらを町長も施政方針の中でも述べていらっしゃいますけれども、これはやっぱり具体的にこの問題を出していつてもらいたいというのが、私のお

願いですので、計画性をもったそれはできるのか、できないかをお聞かせ願いたいということです。

○町長（日高 政勝君）

耕作放棄地の関係につきましては、これまでも一般質問とか出ておりますけれども、とにかく高齢化がどんどん進行していくということでございまして、それに伴いまして、やっぱりこの荒廃地も進んでいるという状況がありますので、これまで中山間地域の直接支払い制度、いわゆるこの共同活動の中でそういう荒廃がなくなるように、農地の復元とか、そういうことに努力をしておりますし、また新しく第3期対策も始まったわけでございますから、なおそういう共同活動の中で取り組みをしていくことも大事でございます。

それで、また農地・水・環境のそういう水土里ネットの中で、お互いまたそういう環境整備をしていくことも大事でありますし、町のほうでも耕作放棄地対策の協議会もつくっております、これまで14町歩余り復元ということにもなっておりますが。

やっぱりこの地域ぐるみと申しましょうか、あるいはこういった集落営農も進んでまいりましたので、そういう形の取り組みを進める中で、できるだけ農地の荒廃を防いでいくということが大事じゃないかと思っております。

担い手の確保の問題というのがございまして、これも今国のほうでは認定農業者の制度も見直しをせにゃいかんというようなことにもなっておりますけれども、やはり多様な担い手を育成していくということが大事でありますから、これらについてはやっぱりしっかりと、今後の自給率向上のためにも、今申し上げたようなことを今後さらに推進をしていきたいと思っております。

○内之倉成功議員

そういう形の町長の考えがあるとするなら、今後の大きな課題だと思うんですけども、この中山間地の農家というのが、とにかくもう水田を放棄してるというのがすごくふえてるんですけども、そういう中で今こういう農業をやりたいという、そういう人たちが実際いらっしゃるということで、どこのまちかはちょっと調べてませんけれども、農業をやりたい人たちを募集をすると。

そういう形で、何か展開をやってるまちもあるようですけれども、それぞれもう子供たちがみんなよそに出て、残っているのはじいちゃん、ばあちゃん。亡くなればその家はそのままという形の空家がすごく多いんですけれども、そういうものを使った形の中で、定年になって何か農業を楽しんでみようかという、そういう人たちの募集とか、そういうものを今後の課題として、検討願えればいいんじゃないかと思うんです。

そういうような形で、少しでもこの山間地が崩壊していかないような、そういう方策ちゅうのをぜひ今後検討していただきたいと思います。終わります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割してそれぞれの常任委員会に審査を付託します。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時49分

再開 午前11時01分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引続き会議を開きます。

△日程第8「議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第9「議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第10「議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第11「議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第12「議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第13「議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算」、日程第14「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第8「議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第14「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案7件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これからただいまの議案7件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題の議案7件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第15「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第15「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」を議題とします。

本案の審査に当たり、私は地方自治法第117条に規定する除斥に該当しますので、副議長と交代して退席させていただきます。

〔議長交代・退席〕

○副議長（木下 賢治議員）

引続き審議を続けます。

ただいま議題の議案第17号の提案理由については説明済みであります。

これから本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。ありませんか。5番、川口議員。

○川口 憲男議員

このふれあい公園の指定管理、あび〜る館一帯のところから外された経緯があるんですが、この公園だけが外された経緯を、前回質問があったと思うんですけど、再度していただきたいと思いをします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

前回までは健康ふれあいセンターあび〜る館の指定管理と同じくして指定管理を行っていたわけですが、今回これを分離した理由と申しますと、実質的には健康ふれあい公園については、地域の皆さんが特にゲートボール場として利用されておられました。

指定管理者は定期的に公園外周部とかの草払い、トイレなどの清掃を行ってきたんですけど、今回は地域の方々が随時清掃とか、そういう管理を行っておられましたので、今後そうした施設の見直しの中で、公共施設のそのあり方の中で、他の類似施設との整合を図るというようなこと、それから今公共施設の指定管理についても、譲渡とか売却も含めた検討をする中では、今回健康ふれあいセンターから切り離したという経緯がございます。

○副議長（木下 賢治議員）

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案は、手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

ここで、20番、中尾議長の入場を許し、議長と交代いたします。

〔議長入場・交代〕

○議長（中尾 正男議員）

本日から3月18日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程は全部終了しました。3月25日は午前9時30分から本会議を開き、各議案の審議を行います。本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午前11時06分

平成23年第2回さつま町議会定例会

第 5 日

平成23年3月25日

平成23年第2回さつま町議会定例会会議録

(第5日)

○開議期日 平成23年3月25日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	平木場達郎君	議事係主査	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	社会教育課長	岩元義治君
介護保険課長	中村慎一君	農政課長	平田孝一君
健康増進課長	村山茂樹君	耕地林業課長	山口良一君
環境課長	貴島晃人君	建設課長	三浦広幸君
総務課長	紺屋一幸君	水道課長	脇黒丸猛君
財政課長	下市真義君	企業誘致対策室長	湯下吉郎君
安全安心対策室長	松尾英行君	担い手育成支援室長	小椎八重廣樹君
消防長	高木卓朗君		
福祉課長	二階堂清一君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 4号 さつま町環境基本条例の制定について
- 第 3 議案第 5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第 5 議案第 7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について
- 第 6 議案第 8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9号 平成23年度さつま町一般会計予算
- 第 8 議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 9 議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第10 議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第11 議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第12 議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第13 議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算
- 第14 議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第15 議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について
- 第16 議案第22号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について
- 第17 議案第23号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第11号）
- 第18 議案第24号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第19 議案第25号 平成22年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）
- 第20 議案第26号 平成22年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第21 議案第27号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
- 第22 議案第28号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第23 議案第29号 平成22年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第24 議案第30号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第25 議案第31号 患者監視装置（生体情報モニタ）購入契約の締結について
- 第26 平成22年陳情第10号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する陳情書
- 第27 発議第 1号 東北地方太平洋沖地震に関する決議
- 第28 発議第 2号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 第29 発議第 3号 町長の専決処分事項の指定について
- 第30 発議第 4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書（案）の提出について
- 第31 報告第 1号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について
- 第32 報告第 2号 平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第33 議員派遣の件
- 第34 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成23年第2回さつま町議会定例会第5日の会議を開きます。

本日の日程は、お手許に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第2「議案第4号 さつま町環境基本条例の制定について」、日程第3「議案第5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第4「議案第6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、日程第5「議案第7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について」、日程第6「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」、日程第7「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」、日程第8「議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第9「議案第11号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第10「議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第11「議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第12「議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第13「議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算」、日程第14「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から日程第14「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの、議案14件を一括して議題とします。

これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

おはようございます。総務常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、「議案第5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、「議案第6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」、「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」関係分、以上、議案4件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。雇用状況等経済情勢が厳しいことから、町長、副町長、教育長の給料月額を減じようとするもので、町長の給料を20%、副町長を5%、教育長を3%減額しようとするため制定するものである。平成22年度に引き続き、平成23年4月支給分から適用し、期間は平成24年3月31日までとのことであります。

次に、「議案第5号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、健康づくりコーディネーター、環境審議会委員及び選挙投票事務に従事する者に対する報酬を定めるとともに、各種委員等の報酬額を適正な額に改めようとするものであります。

質疑の中で、その他の委員の日額報酬5,500円を4,700円に減額するとのことだが、全体的に見て、もう少し下げてもよいのではないかとただしましたところ、県内の12自治体の実例と比較した中で、本町のその他の委員の日額報酬が突出して一番高い額だった。

それ以外の委員の日額報酬なり月額報酬を比較した場合、本町は決して高い位置にない状況だったので、今回については、その他の委員の日額報酬の部分だけの提案をしたとの説明であります。

次に、「議案第6号 さつま町職員の給与に関する条例等の一部改正について」であります。今回の条例改正は、人事院勧告に基づき、本町職員の期末、勤勉手当の支給率を改定しようとするもので、6月期と12月期の支給率をそれぞれ改定するが、年間の合計支給率について変動はないとのことであります。

「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項総務管理費防災事業費の中で、防犯灯について、これまでの水銀灯の電気料は月780円であるが、LED電球は月150円で約5分の1の電気料であることから、町管理の防犯灯のうち、修理を要するものについては電気料軽減のため、今後LED電球に交換していく予定であるとのことであります。

なお、公民会で設置される防犯灯の設置補助については、23年度からLED電球で設置する場合、設置費の2分の1、補助限度額を1万5,000円として助成をする予定であるとのことであります。

次に、庁舎建設計画については、今でも住民の一部に反対意見があるが、一方では基本設計、実施設計も進めなければならない。どのような形で住民の意見を取り入れていくのかとただしましたところ、基本構想は昨年10月にできたが、3階建てであるとか面積はこれだけということだけで、まだ漠然としており、実施設計が完成しないと町民の皆さんもわからない部分があると思う。

今後、この説明にあたっては、いろんな資料を用いながら、町長、職員が出向いて行って説明をしなければならないと思っている。町民の要望もあると思うので、内部の検討委員会と併せて庁舎建設検討委員会や専門家の意見も聞き、両立しながら進めていかなければならないと思っているとの説明であります。

次に、2款7項地籍管理費地籍調査事業費について、平成23年度で調査が終了予定だが、調査後の新たな面積で課税を始めた場合、税収増はどれぐらいと見込んでいるかとただしましたところ、宅地等については、ほとんど面積は広がることはない。山林が主ではないと考えるが、現在、さつま町の山林の平均単価が1平米当たり22円程なので、税額にして3,000万円程の増になるのではないかと説明であります。

次に、平成23年4月1日より引き続き5年間指定管理をお願いする7款1項商工費の中のガラス工芸館と、8款4項都市計画費の中の観音滝公園等について、指定管理者同士で連携することにより、さらに施設の効果を上げるよう、行政として仲介するべきではないかとたどしましたところ、連絡会を定期的に開くようにしており、行政も含めてしっかり連携がうまくいくように提案等もしながら、利用促進に向けて努力していきたいとの説明であります。

次に、9款1項消防費消防業務費の中で、応急手当普及啓発事業の講習会への参加状況についてたどしましたところ、普通救命講習と一般救命講習の大きく2つに分けられる。普通救命講習は、法に基づいて3時間のカリキュラムに沿った講習会である。一般救命講習は心肺蘇生法やけが人の応急手当等を1時間から2時間単位で行うものである。

平成22年の受講状況は、普通救命講習が34回、594名、一般救命講習が34回、880名となっており、年々増加している状況であるとの説明であります。

次に、非常備消防施設費の中で、川原分団車庫建設用地については、現地調査をした上で審査しました。この建設予定地について検討の余地があるのではないかとたどしたところ、地元分団や地元後援会の意見を尊重しなければならないし、また、一帯の町有地の有効活用も考慮しながら、再度関係者で協議し決定したいとの説明であります。

次に、防災行政無線のデジタル化への対応はどのように考えているのかとたどしましたところ、デジタル化は多額の経費を必要とすることから、庁舎建設の推移を見ながらできるだけ早急に整備を進めたいとの説明であります。

また、各公民会で整備する公民会無線については、現在複数使われている無線周波数帯について、150メガヘルツ帯の使用期限は定まっていないが、300、400メガヘルツ帯については平成34年11月までの使用期限となっている。現在設置されている公民会は、300、400メガヘルツ帯が混信していないので、これを利用しているところが多いが、平成34年11月までの使用期限であるとの説明はしている。

これからは34年問題をなくすために、平成22年度にできた地域振興波を使っていたくように説明をしている。地域振興波を使用すれば若干経費が高くなるが、これまで地域振興波を使用して、2つの公民会が設置をされたとの説明であります。

このほか次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず1点目として、合併特例債の今後の活用について、今回の一般質問の答弁の中で、新庁舎建設については合併特例債を借りず、合併特例交付金や庁舎建設基金を充当して建設できるのではないかと答弁されたが、庁舎建設には有利な合併特例債を活用し、将来のために基金を蓄えておくべきではないかと考える。

今後の特例債の活用を含めた町財政運営の基本的な考え方についてたどしましたところ、現在での庁舎建設計画での事業費20億円に対する合併特例債の充当上限額は7億5,000万円としているが、今年度については庁舎建設基金への積み立てを予定しており、平成23年度、24年度についても積み立てが可能と思っているので、充当上限額の7億5,000万円を下回って、借り入れを少なくできるのではないかという見通しをもっている。

これまで合併特例債については、旧町間の町道整備等のために13億5,520万円借り入れている。合併特例債の全体の借入枠については106億円であり、残りが9億2,480万円となっている。これが平成26年度で失効するので、この中でどのように活用していくかが今後の課題であるが、合併特例債を活用できる適債事業があるので、そうい

った事業に充当していきたいし、また、場合によっては特例債を活用して基金に積み立て、将来のいろんな事務事業に充当していく方法もあるのではないかと考えている。これについては、借り入れをして基金への積み立てとなるので、今後の実質公債費比率がどういう状況になるかといった指数等も見据えて判断していきたいと考えている。

今後の財政運営が厳しい状況であるので、できるだけ年度間の財政が円滑に運営できるように、必要な積立は当然していきたいと考えている。特例債も庁舎建設を含めてある程度活用して、必要なところに使い、また一方ではそのことによって積立もできる部分があるので、年度ごとに十分考えていきたいとの答弁であります。

2点目として、水害や原子力発電所の事故等の災害対策について、今回の東日本大震災は大災害となったが、また、その上に原子力発電所の事故も起き、コントロールもできない状況で非常に心配されるところである。そういう中で、本町にもダムがあり、原子力発電所も近くにある。

これまで安全安心対策課でいろいろと検討をされたとは思いますが、ダムの決壊や原子力発電所の事故等に備えた放射能レベル測定器の設置、避難マニュアルの見直しを含めた災害対策等について、今後どのように考えているのかとただしましたところ、これまで水防演習については、川内川の上流と下流で隔年ごとに訓練を実施している。21年度は薩摩川内市が本部、山崎地区がサテライト会場という形で実施した。

それから町独自の防災訓練も行っており、去年は柏原地区で実施した。ほかにも町独自の土砂災害訓練についても実施をしているところである。ダムの決壊まで想定した訓練は行っていないが、川内川の洪水に対する訓練という形で行っている。

もしものことを考えたときに、どこの地区はどこに避難したほうが安全なのかという想定の訓練はこれまでないが、そういうことも考えられるのでこういった形で訓練するのか、水防演習の中でもそこまで含めた形で想定訓練をするのか、関係機関とも十分協議をしながら実施できるかどうか検討していきたいと考えている。

また、原子力発電所の関係については、恐らく今回の福島原発事故を大教訓としながら、原発のある地域については、マニュアルや避難訓練といったものが示されてくるのではないかと考えている。

原発を近くに抱えている住民にとって、非常に重要な課題として受けとめ、その対処は非常に大事なことであると考えているので、国・県と一緒に今後いろんな機会に関係機関に申し入れをし、また、必要な場合には町民の皆さん方にも呼びかけをしながら訓練の機会をつくっていくことも必要であるかと考えているので、十分検討したいとの答弁であります。以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから総務常任委員長への報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

文教厚生常任委員会の審査と経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案 7 件につきましては、現地調査を行い慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程の主な論議について申し上げます。

初めに、「議案第 4 号 さつま町環境基本条例の制定について」であります。本条例は、現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的に、本町の環境保全について基本理念を定め、また、町・事業者・町民の責務、施策の基本事項及び施策の総合的かつ計画的な推進等について定めるものであるとの説明であります。

本町の環境保全施策を総合的かつ計画的に推進するために、国における環境基本法と環境基本計画の関係にならい、本町においても本条例に基づき町環境基本計画を作成し、必要な施策を進めようとするものであります。

質疑の中で、環境保全の基準や規制といった具体的施策をどのように考えているかたどしましたところ、今回の条例では町の環境保全の基本理念を定めようとするものであり、環境保全に努めることを宣言する意義もある。基準や規制といったものは、現在ある国の関係法律や県、町の関係条例のほか、町において必要なものがあれば、今後個別に条例を定め対応していくとのことであります。

次は、「議案第 9 号 平成 23 年度 さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

当委員会関係の主な質疑等について申し上げます。

まず、3 款 1 項 社会福祉費に新規計上された児童デイサービス事業の負担金についてただしましたところ、今回、障害児の療育支援施策の一つとして発達支援センター「クオラバンビーノ」が町内に 4 月開設されることになった。

本町からの負担金については、事業者の収入見込みに対する法律上の経費負担のうち、国・県負担金と利用者負担金を差し引いた額となるが、このうち町内利用者分を本町で負担しようとするものである。なお、町内利用者が負担する利用料については、別途、心身障害児通園事業により町が負担するとのことであります。

次に、4 款 1 項 保健衛生費に新規計上された健康づくりコーディネーターの活動の方向性をただしましたところ、町としては特定健診や人間ドック、職場検診等を通じて自分の健康は自分で守るという意識づけの向上が一番重要と感じている。

健康づくりコーディネーターについては、先の健康づくり推進のまち宣言を推進するため、町全体の取り組みの中でこういった意識向上を図る企画の立案や、保健師等の指導等について活動いただくとのことであります。

また、同じく保健衛生費に新規計上された「このとり支援事業補助」についてただしましたところ、一人当たり 20 万円を限度として不妊治療の経済的負担を町が支援するものであり、受診後の償還払いを想定しているとのことであります。

次に、4 款 2 項 清掃費でし尿処理の膜設備改良や、ごみ処理の施設補修等のため取り崩された一般廃棄物処理施設維持補修基金の今後の対応についてただしましたところ、この基金の取り扱いについては、薩摩川内市との協議が必要となっている。

現在、薩摩川内市とは平成 24 年度以降の受託業務継続について協議中であるが、継続できるか不明であるため、基金は一旦清算したほうがよいということになった。今後については清算後において、改めて基金造成を考えているとのことであります。

次に、10 款 2 項 小学校費及び 3 項 中学校費に計上された学校活性化推進事業の状況についてただしましたところ、本事業は各学校の取り組み内容に応じて支援するもので、一般的な特色ある学校づくり部門と、町長マニフェストにある子ども健やか育成部門に助成対象を

分類し、各学校の取り組み内容に応じて助成している。子ども健やか育成部門では、平成22年度で8小中学校に助成した。平成23年度は小学校で20万円、中学校で10万円を増額し予算計上しているとのことであります。

次に、10款3項中学校費に計上された鶴田中学校プール改修工事についてただしましたところ、漏水原因となっているひび割れ部分等を補修したあと、防水シートを全面に張る工法を考えているとのことであります。

次に、10款5項社会教育費に計上された図書館運営費の中で、薩摩図書室を薩摩支所庁舎へ移転し、「子ども図書館」を設置するに当たり、図書室の運営体制をただしましたところ、町内の3つの図書室には現在、司書嘱託職員1名と臨時職員6名の人員で、屋地楽習館では常時2名、鶴田図書室及び薩摩図書室ではそれぞれ常時1名の体制となっている。

今後、移転して「子ども図書館」を設置する薩摩図書室では、イベント開催日など必要に応じて2名体制で運営していくことを検討している。また、司書資格所持者を雇用することも検討しているとのことであります。なお、「子ども図書館」についてはイベント開催も大切であるが、日ごろからふれあいの場所として活用されていければと考えているとのことであります。

これに対して委員から、目標利用者数7,200名を達成するためにも、有効な対策を講じてほしい。また、「子ども図書館」の対象者は、育児中の親や子供たちと明確であることから、対象者に直接招待状を送るなど、呼びかけの方法も大事ではないかとの意見がありました。

また、同じく社会教育費に計上された緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費で、歴史資料センター等にある貴重な資料等をデータベース化することに関連し、鶴田及び薩摩にある収蔵物の活用策をただしましたところ、データベース化し整理する中で、薩摩の館では民具を主に展示し、歴史資料センターでは歴史・文化の紹介という形で、施設を位置づけできればと考えている。また、収蔵量の多い民具のうち、小学校の学習用資材として活用できるものは貸与することも考えているとのことであります。

次に、10款6項保健体育費に計上されたみんなのラジオ体操会についてただしましたところ、本年7月27日の開催ということで、平日の開催となるが2,000人を目標に参加を広く呼びかけていくとのことであります。

また、同じく保健体育費に計上された学校給食センター費の各種業務委託についてただしましたところ、3センターの同じ業務については事務改善及び経費抑制の観点から、できる限り1つにまとめ委託するよう改めたとのことであります。

次は、「議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。質疑の中で、特定健診の受診率向上対策等についてただしましたところ、特定健診の受診率については、平成24年度で受診率65%が目標となっている。仮にこれが未達成となった場合、現制度下においては後期高齢者支援金としての負担が10%増額され、逆に達成すれば10%減額されることになっている。

平成22年度の特定健診受診率は速報値で43%となっているが、平成23年度は目標達成に向けて特定健診の無料化や、医療機関からの情報提供を受けて治療中の検査状況が特定健診の対象となっていないか把握も行い、合わせて同検査が特定健診の対象となるよう、医療機関との連携を図っていきたいとのことであります。

次は、「議案第12号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計予算」及び「議案第13号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」についてであります。

質疑の中で、介護保険事業特別会計における借入金の経緯についてただしましたところ、平成22年度は介護給付費準備基金を取り崩して対応したが、決算見込みでは介護給付費が4～5%程度さらに増えるとみている。このことからまた、平成23年度の介護給付費の伸びも見込んだとき、今回、当基金による対応は困難であると想定されたため、平成23年度は鹿児島県財政安定化基金から無利子で借り入れる予算を編成したとのことであります。

また、平成24年度から平成26年度の第5期介護保険事業計画の展望についてただしましたところ、第5期介護保険事業計画については、平成23年度に作成することになっているが、第4期の実績において計画を超える介護保険給付費の伸びとなっていることから、第4期で月額4,100円であった介護保険料も見直しが必要と思われる。

なお、介護保険料については、国や県でも平均5,000円は超えるという説明であり、また現制度下における負担割合等の問題等もあることから、現時点での見通しは難しい。ただ第4期の介護保険費の実績に基づき、現行制度により算定してみると、平成24年度以降、第5期の介護保険料は6,000円近くになることも想定されるとのことであります。

次は、「議案第14号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。質疑の中で、対象地域内では高齢化とともに佐志ニュータウン等での新築供用を期待するしかない状況の中で、供用率向上対策として一般会計で計上されている単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切りかえ助成を農業集落排水への切りかえにも助成できないのかただしましたところ、どれだけ対象があるか判らないが、検討する必要がある。

ただし、単独処理浄化槽からの切りかえ助成は、浄化槽を設置することが国の交付条件となっていることから、補助対象外なるようである。今後助成するのであれば、要綱を改正し町単独で取り組むことになるとのことであります。

以上の外、審査を通じて論議された次の2点について、特に町長の見解をただしたところであります。

まず1点目に、健康づくり推進のまち宣言を推進するための健康や食育に係る取り組みの庁舎内連携についてであります。この件に対して答弁では、先般の町民大会の中で健康づくり推進のまち宣言を行ったところであり、全庁を上げて関係課十分な連絡調整を図り、一つの方向に向かって取り組んでいくことが大事であるので、連絡調整会議というものをしっかり内部で組織しながら推進していきたい。

その中で、健康づくり推進について企画を専門にさせていただくコーディネーターがどうしても必要であると認識したので、今回そういう専門を配置しながら体制を築いていきたい。なお、関係する現在の各組織については、やがては統合できるものは統合してスリム化することも必要と思うが、当面はそのまま、いかに連携を深めていくかが大事だと思っている。

また、健康づくりにも関係する各地域での福祉部設置についても、各地区で活性化計画を作成していただいているところであるが、ぜひ議論いただいて福祉部の位置づけをしていただければありがたいとの答弁であります。

次に2点目として、学校施設の耐震補強への早期対応についてであります。

この件に対して答弁では、耐震補強は財政負担が軽減されるよう文部科学省の補助事業を導入して進めたほうがよいと考えている。

平成23年度は宮之城中学校屋内運動場の耐震補強計画を行うこととしているが、最近の地震の状況を見ると、児童・生徒の安全を守るという観点から優先されるべき事業であると認識している。現時点では平成24年度に薩摩中学校校舎、平成25年度に求名小学校屋内運動場、平成26年度に宮之城中学校屋内運動場ということで計画しているところである。

財政的には、耐震補強計画を作成済みである薩摩中学校や求名小学校では、それぞれ1億3,000万円の経費が必要ということであるが、一般財源を試算してみると2,000万円から4,000万円といったところであり、引き寄せてできるものであれば、できないこともないと思っている。ただ、一挙にできる状況であるかどうか補助金の配分にもよることから、今のところ1年に1施設というふうに計画しているとの答弁であります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わりますが、報告の中で直接触れなかった部分や議案についても慎重に審査を行った次第であります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○平田 昇議員

一昨年度の本町における介護給付率は高いと、増えていくということの原因として認定率が高いという説明があって、そこで調査・分析に取り組むという説明がなされた記憶があるわけですが、その調査・分析の結果については触れておられませんか、当委員会で。その点を。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

ただいまの御質問でございますが、当委員会におきましてはその点については、質疑はいたしておりませんでした。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔米丸 文武議員登壇〕

○建設経済常任委員長（米丸 文武議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえて慎重に審査を行った結果、「議案第7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について」、「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」、「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算」、「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算」、以上の議案5件については、すべて原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程の主な論議について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第7号 さつま町神の湯ふれあい公園条例の一部改正について」であります。

今回の改正は、現在、紫尾区公民館が指定管理を行っている施設のうち、パターゴルフ場として利用されている神の湯ふれあい公園を平成23年4月1日から直営管理とすることに伴う条例の一部改正であります。

質疑の中で、直営とすることとした具体的な理由についてただしましたところ、平成9年3月の県北西部地震により、数ホールに亀裂が入り段差が生じ、これまでは補修をしながら

維持に努めてきたが限界にきており、地元との協議を重ねる中で、要望もあり指定管理施設から外し、直営にすることとしたとのことであります。

次に、「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」であります。今回の改正は、鶴田ダム公園のうち、鶴田ダムヘラブナ岬公園を平成23年4月から平成27年3月までのダム再開発の管理ヤードとして国が使用する予定があるため、指定管理施設から外し、直営管理施設として観光公園条例に移行することに伴う条例の一部改正であります。

次は、「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

6款1項農業費の農地調査・農地基本台帳整備費に計上された借り上げ料36万8,000円は、平成23年度から鹿児島県土地改良事業団体連合会が提供する「水土里ネット鹿児島GISシステム」により、町内の農地の地形図、空中写真などの情報を必要に応じて編集し、利用できる農地地図情報システム導入に係る経費であります。

次は、同じく農業費の特産振興対策事業費の実証モデル事業及び「薩摩のさつま」ブランドの確立に向けた取り組みについてたまたましたところ、実証モデル事業では、梅、ジャンボインゲン及び白ネギの展示圃設置を予定しており、ジャンボインゲンについては、現在出水地区を中心に栽培がなされ、関東地方に出荷され人気もあり、商品性の高い作物と考えている。

「薩摩のさつま」ブランドは、推進を図る過程においてJAの合併があったが、JA北さつまとされても当分の間はこのブランドを推進していくこととなったことから、一緒になってブランド確立を図っていくとのことであります。なお、実証モデル事業については、これまで奨励をされてきた野菜で定着しなかった品目もあるので、実証圃の設置による検証を行い、確実に定着が図られるように要望したところであります。

さらに、ふるさと雇用再生特別基金事業（梅産地向上対策事業）実施についてたまたましたところ、梅栽培農家の高齢化、労働力不足等により荒廃園が増えつつあり、町梅振興会とされても、これまで築き上げてきた梅産地を何とかしたいという気持ちから、梅園の貸し借りや受託作業を行うことができる農業生産法人を、本年7月をめどに設立して、薩摩西郷梅の産地存続を図っていききたいとのことで、基金事業を活用した準備作業支援として委託料300万円を計上しているとのことであります。

同じく、農業費のフレッシュファーマー育成事業の就農支援資金償還助成についてたまたましたところ、就農支援資金は、県知事から就農計画の認定を受けた者が就農し、また新たに就農しようとする青年等を農業に就農させるのに必要な資金であり、今回計上されている229万5,000円は、この資金償還を助成するものであります。

現在、施設園芸就農者を中心に6名の農業経営者に助成を行っており、また、就農計画または経営改善計画に基づいた、町、JA、県の担当者による評価及び達成状況を見ながらの支援も行っているとのことであります。

次に、6款2項林業費の里山林機能回復事業費についてたまたましたところ、この事業の前身は、主要幹線道路沿いの竹林景観保全のために実施された竹林健全化事業であり、本年度は本事業により面積2ヘクタール、伐採2,500本を計画、委託料220万2,000円を計上し、本町における竹林整備と適正な維持管理を推進し、景観の保全を始め森林の多面的機能の維持向上を図っていくとのことであります。

この中で、事業推進に当っては、タケノコ生産への波及、継続的な竹林の景観整備が図られるよう追跡調査及び指導等を要望したところであります。

次に、8款2項道路橋りょう費の、道路台帳整備業務について、現状と今後の見通しについていただきましたところ、道路台帳整備は道路改良と平行して整備が行われるので改良事業が実施される限り続き、今後も新規認定路線分の整備等があるとのことであります。

また、現在策定中である橋梁長寿命化修繕計画の基礎資料となる橋梁台帳整備に関連し、計画策定と今後の予算措置についていただきましたところ、橋梁長寿命化修繕計画は、計画策定委員会を数回開催し、本年7月までをめどに計画書をまとめることにしている。

計画策定委員である大学教授は、できれば老朽化した橋梁は架け替えが望ましいとの意見を述べており、計画書策定後は、修繕計画の実実施スケジュールを立て、町の基本計画等への位置づけを行い、スケジュールの進行管理をすべきとの見解を示されている。なお、この計画に基づく予算措置は、平成24年度以降になるとのことです。

次に、8款4項都市計画費の堤防等周辺美化について、管理に関する国の考えについていただきましたところ、現在、河川事務所と協議をしているが、地域からの要望がある場合は管理をお願いする。ただし、河川敷において、地域からの要望により整備された施設は、基本的に地域での管理をお願いすることとなるため、管理経費として堤防等周辺美化に係る委託金の一部を充てる方法も考えられるとのことです。

次は、8款5項住宅費の公営住宅等長寿命化計画策定業務についていただきましたところ、管理している51団地、516戸について、ストックの状況把握、住民意向調査、関連計画の位置づけ及び住宅政策の目標などから全体的把握を行い、長寿命化を図るべき住宅等の選定として、維持管理戸別改善建てかえ及び用途廃止等を検討し、維持管理のための修繕計画または建てかえ事業の実施方針を作成するものであるとのことです。

次は、「議案第15号 平成23年度さつま町水道事業会計予算」についてであります。上水道及び簡易水道の今後の事業計画及び料金の統一化等についていただきましたところ、簡易水道事業については国の補助金制度の見直しにより、今後、施設整備の国庫補助金を要望する場合、簡易水道事業の統合計画書が策定されないと採択を受けられなくなるもので、平成28年度までに事業統合を目指すものであり、昨年度、計画書を国へ提出したところである。

これに伴い、給水人口が5,000人を超えることから上水道となり、今後、上水道との統合及び料金の見直し等、検討する必要があるが、将来計画等も考慮し、また住民の合意形成も必要なことから、慎重に対応する必要があるとのことです。

次に、「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計」についてであります。収益的支出の中の鶴田中央浄水場管理者の調査委託料50万円についていただきましたところ、現在、管理人を置いて浄水場の管理を行っているが、管理人が退去されることから、管理舎の今後の対策について検討するための土地及び建物の鑑定業務委託料であり、今後、処分または貸し付けるか検討する必要があるが、貸し付ける場合の維持管理費等を考慮すると処分の方向が望ましいとのことです。

最後に、次の4点について、特に、町長の見解を求めたところであります。

まず1点目は、水閘門の管理委託単価の違いに対する対応策についてであります。管理委託の単価が国と県とで大きく差があり、特に、同地区において管理する場合には問題が生じる恐れがある。

国・県からの委託金ではあるが、町としての対応策の考えについていただきましたところ、このことは、昨年、県議会の企画建設委員会が行政視察を行った際の意見交換の中でも課題となり、町としても企画建設委員会を通じて要望を行い、県の関係部署にも直接お願いをし

た。同じ場所で単価が異なると管理人に対して不都合が生じるので、本町の場合においては、水閘門操作に関する単価については、国・県管理とも同額の設定が望ましいと考えており、あわせて単価の差額解消に向けた県への要望は引き続き行っていきたいとの答弁であります。

次に、第2点目は、MBCラジオ紹介を通した町民意識の高揚策についてであります。

ラジオ番組を通して本町の紹介を行うこの事業は、堅実に進めてほしいと考えていると同時に、さつま町民もこのPRを通して我がまちを十分理解し、認識を高める自己啓発が必要であり、来町者に対するもてなしの心を醸成すべきではないかとたどしましたところ、観光のすばらしさは食べ物がおいしいこと、風光明媚なことと並んで、そこに住んでいる方もてなしの心や親切心に触れることが最も印象に残るものとする。

全町民が郷土愛にあふれ、自分のまちを誇りに思う、その気持ちを伝えていくことが大事であり、そのことにより、観光客等に対し、自然体で親切に対応できるものとするので、いろんな機会を通して、このことを啓発していきたいとの答弁であります。

次に、第3点目は、公設卸売市場の借地に対する今後の考えについてであります。本年度も当初予算に公設卸売市場の借地料が計上されているが、今後もこのような形で借地を継続するのか、土地交換の交渉を進めていくのか、その考えについてたどしましたところ、この件は長年の懸案事項となっており、3年ごとに覚書を交わし、借地を継続してきている。

当該土地の所有者は、JA北さつまで以前から町有地との交換について話し合いを行ってきたところであるが、交渉を進める過程において、町の合併、JAの合併等があり、話し合いが先送りとなった経緯がある。このようなことから、本年5月には、JA北さつまの理事改選が行われ新体制となることから、改めて協議をしていきたいと考えているとの答弁であります。

最後に、第4点目は、広く商工業振興策を図る観点から、商工会未加入者に対する考えについてであります。

当初予算に、商工会後継者祝い金、小売業等店舗改装支援事業、商工会新規参入者支援補助等が計上されており、これらは商工会会員でなければ対象とならない事業であるが、町民に対する公平性の観点から商工会未加入者も対象とし、広く商工業の振興を図るべきではないかとたどしましたところ、本町の商工会加入率は約59%で、県内においてもほぼ同じような状況であるが、高齢化や後継者不足等により加入率は大幅に減少してきている。

このような中で、さつま町商工会とされても、会員の減少は商工会自体の弱体化に結びつくので、このことを重く受けとめ、「百縁祭」などの活発な取り組みを行い、会員の加入促進に努められている。

商工会会員であることにより、各種支援制度が受けられるメリットがあり、商工会という組織の中で、いろんな情報交換をしながら制度活用をすべきと考え、商工業者全員を対象とした場合、商工会に加入するメリットがなくなり、会員離れを助長することも懸念される。ただ、行政としては、町全体の商工業振興策を図る観点から、中小企業災害復旧資金利子補助や特定中小企業緊急補償制度利子補助等は、会員外でも対象としている。

また、商工会においては、会員外の方の経営相談、商品券発行など、できる範囲でさらに努力をしてもらうことが会員増にもつながると考えるので、今後も商工会との連携を図っていきたいとの答弁であります。以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔米丸 文武議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、建設経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで、建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから、順に討論・採決を行います。

まず、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から、「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」までの、議案6件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案6件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から、「議案第8号 さつま町鶴田ダム公園等条例及びさつま町観光公園条例の一部改正について」までの議案6件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第9号 平成23年度さつま町一般会計予算」は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案7件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案7件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第10号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会

計予算」から、「議案第16号 平成23年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案7件は、各委員長報告のとおり原案可決されました。

△日程第15「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第15「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」を議題とします。本案の審査に当たり、私は地方自治法第117条に規定する除斥に該当しますので、副議長と交代し、退席をいたします。

〔議長交代・退席〕

○副議長（木下 賢治議員）

引き続き、審議を続けます。

本案に対する総務常任委員長の審査報告を求めます。6番、新改秀作委員長。

〔新改 秀作議員登壇〕

○総務常任委員長（新改 秀作議員）

総務常任委員会に付託されました、「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

付託されました議案については、慎重な審査を行った結果、可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程の主な質疑について、その概要を申し上げます。

今回、平成23年4月1日から、平成28年3月31日までの5年間、神子区公民館を指定管理者に指定しようとするものであります。これまで、健康ふれあいセンターと一体的に管理を委託しておりましたが、今回より公園部分については分離し、管理をお願いしようとするものであります。以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔新改 秀作議員降壇〕

○副議長（木下 賢治議員）

これから、総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

質疑なしと認めます。これで、総務常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、本案を採決します。

お諮りします。本案に対する総務常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（木下 賢治議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第17号 さつま町健康ふれあい公園の指定管理者の指定について」は、総務常任委員長報告のとおり可決されました。

ここで、20番、中尾議長の入場を許し、議長と交代します。

〔議長入場・交代〕

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時45分とします。

休憩 午前10時33分

再開 午前10時45分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第16「議案第22号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」、日程第17「議案第23号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」、日程第18「議案第24号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第19「議案第25号 平成22年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第20「議案第26号 平成22年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第21「議案第27号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」、日程第22「議案第28号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第23「議案第29号 平成22年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第16「議案第22号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」から、日程第23「議案第29号 平成22年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの、議案8件を一括して議題とします。各議案について、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

議案第22号から議案第29号につきまして、一括説明を申し上げます。

まず、「議案第22号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」であります。これにつきましては、土地開発基金の総額を変更することに伴いまして、本条例の一部を改めようとするものでございます。

次に、「議案第23号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」についてであります。今回の補正につきましては、本庁費に要する経費及び財政調整基金費、行政事務費、町営住宅の管理費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億8,945万4,000円追加をいたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145億9,910万4,000円とするものでございます。

今、申し上げましたとおり、プラス要因としまして、主に基金積み立てがでございます。財政調整基金に3億7,820万円、庁舎建設基金に4億8,022万2,000円、職員の退職手当組合負担金基金へ7,000万円、減債基金へ4,972万8,000円ということで9億7,815万円でございます。

なお、今回の予算に、3月の11日に発生しました東北地方太平洋沖地震の義援金といたしまして、本町から1,000万円、予算の支出を計画をいたしております。

これにつきましては、先ほどの全員協議会でお話し申し上げましたとおり、本町におきましても、過去、昭和47年の7月6日において、先般の平成18年の7月22日、そしてまた、これらの大水害、それから平成9年の3月26日、5月13日におけます県北西部地震におきまして、大変な被害を受けて全国の皆様方から大変温かい義援金をいただいておりますので、町としてましての、そういう今回の犠牲に対しますお見舞いという形で、支出をしていきたいということで御提案申し上げたところでございます。

そのほか、町の支援策につきましても、先般の全員協議会で申し上げましたところでございますが、現在のところ、義援金の状況について申し上げますと、職員共済会、3役、それから一般職員含めまして、きのう現在で210万円、それから町の議会議員の皆さんから10万円、川原公民会から10万円、本庁及び両支所の義援金箱に一般町民からいただいた義援金が254万6,212円ということでございまして、本町の現在の見込みでは、予算計上を含めまして、1,484万6,212円というところになっておるところでございます。

そのほかの町の支援策としては、先般申し上げましたとおり、一般住宅の公営住宅含めまして6戸ほど、被災者の皆さん方のそういう希望がありましたら対応していきたいということで考えております。3カ月の家賃の免除とか、あるいは入居期間は最高1年まではできるというふうに考えておるところでございます。

それから、「空き家バンク」についても、先般申し上げましたとおり、今後、そういう状況がありましたら、対応をしていきたいということでございます。

そのほか、水道の関係につきましては、もし転入をされた被災者の皆さんがいらっしゃいましたら、開栓手数料とか、あるいは水道料につきましても開栓後3カ月については免除をしていきたいと、最長免除期間は1年はできるかと思っております。

そのほかの幼稚園、保育園の入園の支援、これにつきましても、3カ月は受け入れができるということでございます。保育料についても、減免規定があるところでございます。山崎、佐志、つるだ同朋保育園、しび保育園、太陽保育所、信教寺、吉祥園、クオラキッズ、旭、上宮、恵光、錦光、鶴田、以上の幼稚園、保育園でございます。そのほか、児童・生徒の受け入れにつきましては、小中学校。

教科書がない場合についても、無償で給与するという考えであります。そのほか、生活支援としまして、生活保護の申請あるいは生活福祉資金貸付事業、それと保険証、健康診査の関係、本人の申し出があれば発行していきたい。また、予防接種、妊婦検診とか乳幼児の医療健診につきましても、従来どおり、できるかと思っております。そのほかの介護サービスの関係につきましても、サービスを考えているところでございます。

税の関係におきましても、それぞれの税につきまして、困難となられた方々に対しては、申請により、納付期限を延長するということができるようになっております。

住民票の関係の届け出につきましても、転出証明をとるということで、転入があるわけですが、なくても手続はできるようにいたしたいとこのようなことを考えているところでございますので申し述べさせていただきます。

なお、職員の派遣等につきましては、今後、状況によって、全国市町村会、県の市町村会等を通じまして、要請があれば対応をしていきたいと思っております。

次に、「議案第24号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。

今回の補正は保険給付費、共同事業拠出金、諸支出金並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,820万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億3,375万2,000円とするものであります。

次に、「議案第25号 平成22年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、医療給付費、諸支出金並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,155万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,701万8,000円とするものであります。

次に、「議案第26号 平成22年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、保健事業費、諸支出金並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ135万7,000円減額しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億287万6,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第27号 平成22年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」についてであります。

今回の補正は、保険給付費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,690万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億9,586万8,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第28号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。

今回の補正は、一般管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,360万円にしようとするものであります。

次に、「議案第29号 平成22年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。

今回の補正は、農業集落排水事業施設管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ250万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,600万7,000円にしようとするものであります。内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。

先ほど町の支援策の一つで、幼稚園、保育園の入園の支援の関係で3カ月と申し上げました、あるいは2カ月もありますが、受け入れ開始の月齢が2カ月から3カ月ということ、あるいは4歳児、5歳児、そういうことでございましたので訂正をさせていただきます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第22号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○財政課長（下市 真義君）

「議案第23号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、「議案第24号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

続きまして、「議案第25号 平成22年度さつま町老人保健医療特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

続きまして、「議案第26号 平成22年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、議案第27号でございます。「議案第27号 平成22年度介護保険事業特別会計補正予算（第4号）」につきまして内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

続きまして、議案第28号でございます。「議案第28号 平成22年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（貴島 晃人君）

「議案第29号 平成22年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの議案8件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。17番、新改幸一議員。

○新改 幸一議員

この一般会計の補正の関係についてお伺いいたしますが、今る説明があったわけでございますけれども、過去に、合併前を含めて地震、水害もろもろありがたい義援金をいただいたという答弁ではございましたけれども、それぞれの我がまちが過去に、そういうありがたい義援金が総額どれぐらい累計的に実績として上がっているものか、判っておれば教えてくださいと思います。

それと、今回の東北地方太平洋沖地震義援金に1,000万円という説明でございましたけれども、この1,000万円という金額に今回補正を組まれた根拠、それぞれ議論もされ

たと思うんですけれども、そこあたりの1,000万円になった根拠がわかっておれば教えていただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

過去の義援金の状況でございますが、昭和47年の7月の全国からの義援金は1,243万4,500円という数字が上がっております。それから、平成18年の7月の北部の豪雨災害でございますが、町で直接受け入れたのが5,901万9,779円、それから被災市町へのNHK分が、日赤とか受け入れた分が8,860万64円ということになっております。

1,000万円の根拠については、これは具体的に計算基礎はないわけでありまして、これはもうこういう町からこうして義援金を出すということは初めてなことであります。

これだけ大きな日本の歴史の中でも、過去あったのかどうか判りませんが、近年においては数件にわたる未曾有の、それこそ大災害でございますので、町としましても先ほど申し上げましたような、過去のいろんな水害なり地震とかに全国から温かい義援金もいただいておりますので、そういう気持ちをあらわすという意味で、県内でもそういう数字を出しているところもありますけれども、私のほうとしては、これが適当ではないかなということで判断をしたところでございます。

また、改めてきょうも県の町村会でも、どうした取り扱いをするかという話し合いもあるようですが、私のほうとしましても何らかの基準的なものがあって、そしてまたそれにこういう災害の経験のある町については何らかのプラスアルファをしたものがあればやりやすいんだけどなという気持ちはありますけども。

なかなか町村会としても、こういうことについてはいろんな事情がありますし、財政事情もありますし一律的にどうということも決められないんじゃないと思っております。それぞれの自治体の判断によらざるを得ないのかなと私は思っております。

○新改 幸一議員

町長の答弁を聞いて、ある程度納得するところもございまして。実は、今説明を聞いて、こういう言葉を使っていいのか判りませんが、今回の災害を新聞、テレビで見たときに、同じ日本列島、日本人という立場から考えたときに、親戚ち考ぐれば、今答弁である程度は理解をするんですが、ほいじゃあさつま町は過去にも相当な義援をいただいております。

そして、また一方では、今出ました庁舎建設基金が4億8,000万円組まれます。このことも、今までの流れからいけば大事なことなんですが。私の考えるところによれば、そういう同じ日本民族の中で親戚と考えれば、親戚の方は家はつくられない、これから先5年、10年先、そういう方々がいらっしゃる。

ほいで、一方じゃあ、さつま町はのうのと立派な庁舎をつくっていくのかと。そのために、その積立金もしっかりとしていくのかと私は考えたところでございます。

であれば、1,000万円の根拠も言われましたけれども、庁舎建設基金を4億8,000万円されるのであれば、そのうちの基金の額のほうを落として、その分の5,000万円ぐらいをまだ上乘せして、6,000万円ぐらいはやってもいいんじゃないかというようなふうの気持ちを持つ一人でございます。そういうところの感覚ちゅうのは、町長はどう思われますか。

○町長（日高 政勝君）

これについては、さまざま、それぞれの考えがあるかと思っております。額は大きいか、あるいはちょっと大き過ぎるのじゃないかという見方もありますし、町民の皆さん方もいろいろあるかと思っております。全く被害を受けられなかった方の気持ちからしたときに、災害を受

けられた方はそれなりの気持ちも持っていらっしゃるでしょうけど。

今まで財政が厳しい厳しいとずっと言ってきていて、こういうテレビ報道等があって、新聞とか、十分この傷みは判っていらっしゃることと思います。この辺の額の決め方というのは、やっぱりいろんな方たちの意見もきょう聞きながら、また県内の状況も聞いたりしております。

都城の場合が200万円だったですかね。南種子が600万円、それから今出しておるのが長島が、あれは赤潮で相当な被害が出たちゅうことでそういう対策の法律ができております。それは1,100万円ということになっておりますが。

やはりこの辺の決め方は非常に難しいところがありまして、私どもの今の額はいかかなものということで御提案をしているわけでありますので、募金も、町民の皆さん方の気持ちも非常に高く、過去にないような額が集まってきておりますけれども、これは先行的に幾らとおっしゃるとおりしたときに、やっぱりこのほかの市町村の場合もやっぱりどうするかということ、非常にこの問題については頭を悩ませているんじゃないかと思えます。

先ほど申し上げましたように、支援策というのはいろんなことを考えておるわけですから、ただお金の問題だけでもないと思えます。これを、先におっしゃるとおり5千万～6千万円と出したときに、ほかの市町村に与える影響というののもかなりありますので、その辺のところをやっぱり慎重に考えた上での判断が必要かと私は思っております。

○新改 幸一議員

大体判りました。それと、もう1点最後にお聞きしますが、金額的なことじゃないんですが、私たちのまちは去年、青森県の鶴田町との姉妹町の提携もしました。公式的に、この新聞、テレビでは原発関係しか出てこないんですが、せっかく姉妹町とした青森県の鶴田町の状況というのを、執行部としては電話なりして、ある程度詳しい状況を判っている範囲内で教えていただきたいと思えます。

○町長（日高 政勝君）

やはり、青森県の六ヶ所村でもそういった事故がありまして、姉妹じゃありませんが、友好交流の町村の盟約も結びましたので、担当課長には指示をいたしまして状況を聞いたところ、ちょうど津軽平野の真ん中でございますので、特に異常はないというような状況でございましたので、こちらから特に見舞とか、そういうところまでは入れておりません。

○川口 憲男議員

町長、同じような関連質問で、この私も1,000万円町が出されたということは非常に感銘を受けているし、いち早い対応でよかったんじゃないかと思うし、また町民の募金ですか、庁舎内、庁舎外含めてそれが出たのはいいと思うんですが、2点確認をさせていただきたいちゅうのがございます。

まず、この東北地方太平洋沖地震を受けて、いろいろ新聞でも、いろいろなので想定外というのなのが出てきているんですが、総務常任委員会の町長総括の中にもダムの決壊までを含めた想定外のことを感知しているのかということがありまして、さつま町は今、18年災害を受けて、例えば毛布とか、それから水とか、それから乾パン、食事類とか、町内で備蓄がどれだけなされているのか。

それと、もう1点、虎居の公民館、何ていいますか、避難場所が水害を受けると。それと、一部情報をあとで聞いたところによりますと、もうあと80センチで湯田の町がだめだと。そして、区の公民館も危ないと。それで、上の高台の鶴田の体育館のほうに避難しなきゃいけないという情報も流れたと。

こういう今度の震災を受けて、避難所のあり方ですが、今の東北の震災を見てましても、体育館等が避難場所になっておりますけれども、まああつちはちょっと寒いところですけど、床で非常に高齢者の方が冷えて、それから受けられる影響があるということでした。

うちのまちでも、小学校の体育館等のいろんな改築とか、いろいろ工夫されていますけど、体育館等のこれからのつくり方に、そういう避難の設備を備えた考え方というのがあるのか。町長、そこ2点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

備蓄の関係については、これについては、やっぱり町独自での備蓄としては特にしてございません。これは、お互いに広域連携の中で、社会協定とかそういう中で対応していく必要があるかと思っております。

それから、この避難場所のあり方でございますが、確かに目的としましては、それぞれのスポーツ施設なり、あるいは公民館活動としての施設でありますので、あくまでもそういうところをこの避難所として使わせてもらっていると、臨時的にですね。

体育館等については、おっしゃるとおり今回の地震等の場合も、東北地方でありますし、雪もまだ降っている、そういうことで、油もなかなか届かないと、あるいは一時的に毛布も届かないということで、高齢者等の皆さん方が非常に悲惨な避難状況にあったということは報道で十分承知をいたしておりますが、避難場所としてただ特定をしているだけでございまして、避難場所としての特定施設をつくっているわけではございませんので。

そこはやはりそういう状況において、どういう災害の想定をしなければいけないかということも、今回の場合を十分教訓としながら対応の仕方というのは出てくるかと思っておりますけれども、その時々への対応については、やっぱり的確に判断ができて、そういう迅速な対応ができるような形をする必要があるかとは思っております。

施設整備そのものについて、避難場所として暖房、冷房ができるようなところちゅうことまでは、今のところは考えておりません。

○川口 憲男議員

今回の場合は津波で大きな影響を受けていますから、うちのまちとしては津波までは想定できないと思うんですけれども。きのう、おとといの新聞じゃったですか、これは、我々が言葉を上げて出さなきゃいかんことだろうけれども。始良市の方が、原発がもしもの場合、今の福島市の原発が30キロ圏内ですか、20キロ圏内をさしたときに、我がまちは全部それ入るんですよ。薩摩、鶴田、宮之城含めて、全部それに入っているような状況。

その中で、例えば中央高校の体育館に避難して、また次のまちに避難せなきゃいかんちゅうような状態が起こってくる。想定外のことを議論するなというようなテレビでも言われていますけれども、やっぱりそこあたりまで心配してうちの対策は講じていかなければならないんじゃないかと。その中で、やっぱり、水害とか土石流とか、そんなのがうちのまちじゃ一番心配だろうと。

そうした場合に、18年災害を見ても、長期間にしても1カ月以上というようなのはなかったと思うんですけれども、やっぱりそこあたり考えたときには、高台にある区の公民館を優先して使われていたら、暖房とかそういうのを確保ができていくんじゃないかと思っておりますけども、今後の対策で講じていかなければならない点じゃないかと思っております。

だから、今後そういう、例えば区の公民館の新設とか改造とかいろんなのが出てくるんじゃないかと思っておりますから、そういうところに、そういう気配りをしていただけるようなことができないのか。

それと、平成9年の地震がありましたよね。その時点で、まだ合併前だったんですけども、伊豆のほうに地震に対する視察というのがあったんですよ。そこに行って、区の公民館の施設を見たときに、区の公民館だったんですけど、その1階の奥のところに毛布と乾パンとか、いろんな備蓄をしてあったんですよ。平成9年なんですよ、町長。

旧の町るときでも申し上げたんですけど、早いところはやっぱり地震に備えて、そういうことをしていらっしゃる。また区の総会がありますから、区でもそういうのができないのかということをお話していきたいと思うんですけども。

やはり最低限毛布とか、食料品、例えば缶詰類は長期にできるわけです。それと、衣料品ですね。長期にできるような衣料品。その町がしとったのは、半年に一回それを切りかえていくんだと。それはまたバザー等で安く欲しい方には売るんだと、そういうような回転をするちゅうようなことをされましたけど、それはまたいろいろ方法があると思うんですけど。

何らかの形でやっぱりそういう備蓄をしとって、例えば1,000万円の支援をされますけれども、いち早くしていかれるのは、そういうある分をすぐ送れるとかいう方法もあるんじゃないかと思います。東京都の上水道が赤ちゃんに水を飲まさないでくださいちゅう情報が流れまして、相当東京でパニックになりまして、個人的なことですけど私の家にも電話が来たんです。水の確保をしてくれと。

それで、蒸留水とか、水を販売してるところに行っただけですけども、1カ所はもう満杯で対応ができませんというようなのがあったんですけど、もう1つのところはかろうじて随時取ってもらったから、そこは確保してあげますよちゅうことがありましたけど。

町内にそういう施設が2カ所ぐらいあるわけですから、そういう水類も備蓄しとって、そういうところに出すという考え方が、これは今後のことですから、そういう対応ができるかどうかお聞きします。

○町長（日高 政勝君）

確かに、こういう災害をいつどこで受けるか、本当に予測がしがたい時代になっております。本当に、かねての備えというんですかね。今ありました避難用具は、貴重品を含めてかねがねリュックに詰めて準備をしていくと。やっぱり個人個人のそういう配慮も非常に必要かなと思っております。

やっぱり、この辺の避難に対する考え方の意識というのを、自主防災組織もありますので、そういうことで各家庭にそういう体制を改めて啓発をしていくことも大事なかなと思っておるところであります。

今、新聞とかに、こういうものをそろえて準備をしとったほうがいいですよという品物やら、そういうことまで記事が出ておるようですけども、そういうことも身近な問題として受けとめることが大事かなと思っております。決して人ごとではないということが大事であります。

公民館についても、自主防災組織がせつかく100%近くになってきておりますので、その活動がいかにあるべきか、そしてまたそれを意識することによって、例えば避難場所にそういういろんな必要なものをそろえていくということも大事なかなと思います。

その辺については、また町としてやっぱり必要なものは、いろんな関係のところと、応援協定とかそういうものを締結をしながら、そういうところから自主的に提供をしていただくことも必要になってくるかなと思っておりますので、それもまた十分今後対応をしていきたいと思っておるところでございます。

○川口 憲男議員

最後、ちょっと要望ですけど、今おっしゃった災害マニュアル的なのがありますから、見直しとかいろいろなので、そこあたりもできるならぜひ取り組んでいただきたいと思います。

それと、町長、私たちが18年度災害を受けたときに、全壊した方に、超党派の議員立法で被災者生活再建支援法というのがあって、非常に国の対応というのか難しくて、それが該当しないとかいうのがあって、こっちも苦勞して議員のほうにもそういうお願いがあったんですけれども。

これは今多くの首長さん方が声を上げていらっしゃいますから、県のほうの市町村長会のところでも、これの緩和をしていただくように。これをいけんかせんことには、今の東北の方々も、これに該当する人たちが物すごく減っていくというようなことです。

これはいい議員立法ですので、被災したまちですから、ぜひ声を荒げて、町長のほうから出していただきたいと思います。と要望しておきます。

○町長（日高 政勝君）

お答えをさせていただきますが、今ありました生活再建支援法に基づく基準の緩和については、水害を受けましてから、もうたびたび県とか国のほうには要望をしております。

若干、前からすると改善になってきておりますので、それでまたその災害のいろんな対応によって、地震とか水害でもまた違いますし、とにかくそういう被災者の皆さん方が本当に再建ができるような形というのが、非常に大事でありますので、これはまた機会をもって、今もやっておりますけども、引き続きやっぱりやっていきたいと思っております。

それから、またこの原子力に対しましてもですが、当然としてやっぱりこの地域防災計画の見直しというのは国とか県とか、おそらく今回の例をもって見直しをしなければならないというのが出てくるかと思っております。

今まで、10キロ範囲でしか想定がされておりましたので、今回20キロとか、あるいは30キロというところまで屋内避難とか出ておるようでありますから、おそらくその辺の見直しが出てくるかと思っておりますので、私どももそういったところの見直しを一緒にしながら、とにかく町民の安全については今後も十分努力をしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時05分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長より答弁の補足があります。

○町長（日高 政勝君）

先ほどの川口議員の質問の中に災害時のいろんな食料とか毛布、備蓄の関係が御質問いただいたところですが、実際はそういった備蓄をするにはそれだけの保管場所とかまた定期的に管理をしなければならないとか、また食料品についてはまた入れかえも大事でございますので、そういうことをするといろいろ課題も多いですので、現在はこの災害復興基金で対応したいということで今7,030万余りですが、それだけを基金として蓄えておりますので、そちらのほうで対応はできるかと思っておりますのでございます。

状況が想定ができないわけですが、場合によっちゃまた積み増しも今後必要になるかと思えますけれども、今そういう対応をしたいというふうな考え方でおるところでございます。

○平田 昇議員

一般会計について、国からの5億5,000万円の地方交付税、プラス特別会計及び基金より1億1,000万円の繰り入れ、8,700万の雑入、これから庁舎建設基金に約4億8,000万、財政調整基金として3億8,000万、減債基金として5,000万円を積み立てることができる。

さらに初めは16億3,000万円借金をする予定だったが、それを1億5,800万減らして14億7,000万に抑えられた、こうした一面を見る限り立派な取り組みとは言えず、と思うわけですが。

しかし、歳出では4億8,000万円の庁舎建設基金積み立てなどの総務管理費以外は児童福祉費、社会福祉費、災害復旧費、農業費、教育費、土木費、各款ごとに減額とされています。これは別な言い方では町民に痛みを迫ることになる。

町民は、やがて実感としてくるわけですが、このことを、町長、根気強く説得していただきたいと、実はこうだ、こうだからこうなんだという説得をして、日ごろ私が言いたいことを言ってるわけですが。町長、よろしくお願いします。

○町長（日高 政勝君）

今回の最終補正であります、通常、当初予算そしてまた何回かの補正を組み上げながらこの執行に努めるわけですが、結果的に執行してみて、今行革もありますし、その予算をつけた以上は、過去においてはもう全額執行せないかんというような嫌いもあった時代もあったかと思うんです。

今はできるだけ節約に努めるというような努力もいたしております、執行の実績としまして、結果的に歳出のほうは減額がこのように毎年出てまいります。そういった余剰金も不用額というのがありますので、実際やってみて努力の結果ということもありますし、実際執行の結果によってこういう減額が出てくるわけですが、そういったものについては今後の繰越財源ということになっていくわけでありまして。

あるいはこの基金の積み立ての財源としてなっていくわけですが、今回の特にこの積立金等の財源ができた関係については、歳入におきましては地方交付税がことしは1兆1,000億円、町のほうにプラスが出たということもあります。そして、また特別交付税がつい先日正式にこの3月分がまいりまして、6億3,400万余りでございますが、これも当初は厳しいだろうなど見込んでおりました。

例年ずっと通常の災害がないわけでありまして、特別な財政事情というのがございませんで、相当下回った額の5億5,000万ぐらいしか見込んでおりませんでしたけど、いろいろ御配慮をいただいた結果等もございまして、こういう6億を超えるような金額になってきたということもございまして。そして、また歳入の中でいわゆる町有財産の売り払いというのもいたしました。

今後利用の計画のないところがございましたので、これらの不動産売り払い収入が2,100万ぐらい。それから、先ほどのこの都市開発基金の運用の関係2億6,000万を、今後の先行取得というのではないだろうということで2億まで落としておりますけど、そういった財源が6,200万、そのほかの一般廃棄物関係の維持補修基金の繰り入れとかございまして、歳入が増えた感じでございます。

そしてまた一方、歳出においては、人件費等については人事院勧告に基づく減額がありますし、職員採用を相当抑えてきておりますので、そういった関係の分が等々出てくるのだと思っております。それから公債費ですね、借金の返済の分がやっぱりどんどん減ってきます。繰り上げ償還もいたしますけれども、そういうことで年々下がってきておる。

こういう関係から財源が相当減額分も含めて出てまいりましたので、その分は将来のこの財政の運用を考えますと、庁舎もありますけども、これだけ日本が大打撃を受けるような災害が出ますと、国家財政についても恐らくはいろんなこれから手だてがあるかと思えますけれども。

これらが地方財政にどう影響するのかというのがある面においては懸念をされますので、そういうことを見越してやっぱり積み立てをしていかないと非常にこれからの財政運営というのは厳しくなるだろうということで、財政調整基金を十分積み上げているわけでございます。

そしてまた庁舎におきましても、できるだけ私がずっと申し上げておりますとおり、通常のこの事務事業にしわ寄せがこないところの財政計画をしっかりと立てる、そういう意味合いからやっぱりこういう財政の見通しがあるうちに積み立てをしっかりと、町民が心配をされるような事態にならないようにしていきたいと、そういう思いがありますので積み立てをいたしておるわけでありまして。そのほかの減債基金、いわゆる借金を返済するための基金、こういうものがございます。

また、職員の退職手当の関係も積み立てをいたしておりますが、これも将来また退職者も増えてまいりますし、また合併後から10年間、26年度までのこの関係の退職手当の負担金についてはあとで精算をするということになっておりますので、このようになりますと当然と積み立てをしていかないと、一般財源で丸々そういう退職手当加算の分も返していくとなるとこれは大変なことでありますから、これも幾らかやっぱ積み立てをしていくことが大事であるというようなことで考えておるわけでございます。

庁舎におきましては今回で8億7,700万、減債基金で2億、それから財政調整基金が2億4,000万ということでありまして。財政調整基金についてはさらにまた決算剰余金が出ますとその半分は法的に積み立てる必要がありますので、さらに27億、28億まではいけるんじゃないかと思っておりますので、とにかく年度間の財政調整がうまくいきますように、先々非常に不透明感もある世の中でありまして、しっかりと基金を持って対応ができるようにしていきたい、このような気持ちでございます。

○議長（中尾 正男議員）

よろしいですか。

○楠木園洋一議員

先ほども言いましたこの庁舎建設基金ですね。財政調整基金とか全部昨年度と同じぐらいの基金積み立てなのに、この庁舎建設基金が大体前年度は1億8,000万ほどの2億近くで、今度は4億8,000万ほど積み立てになってるんですよね、倍近くになっておる、その根拠ですね、判っていれば。

○町長（日高 政勝君）

財政運営のやり方で相当変わってきます。例えばこういう形でいろんな政策がありますから、あるところには重点配分をしながら、また一方では無駄を省きながら、行政改革を進めながら、とにかく将来に向かって健全な財政運営をせないかんという根本的な考え方がありますので、そういう方向でやってるわけで。

その年によって歳入が増えたり、あるいは行政改革によって歳出が予定どおり見込んでたよりも減ったということで積み立てるその額というのは毎年決まったものではないわけですね。その年の財政運営のやり方でその見通しによってやっぱり積み立てる額というのは当然と変わってくるわけですから。

去年2億積み立てました。そのときは初めての年で今後やっぱり庁舎をつくらにやいかんだろうなということで、そういう初年度年の積み立ての額でありました。ほかにも財政調整基金とか積み立てましたけれども、もう目の前に近づいてくると、先ほどから申し上げるとおり、借金をどんどんするわけいきませんので、とにかく余裕のあるうちに積み立てをして一般の事務事業に影響が出ないようにしたいと、そういう思いでやってるわけでありますので。

今後財政運営のやり方一つで額が変わってきます。そういう方向でとにかく健全な方向に向かうような努力をするということで、財政調整基金にしろ、先ほど申し上げました庁舎にしろ、できるところでしっかりと計画に基づいてやっていきたいと思っております。

○楠木園洋一議員

この予算ですけど、ちょっと確認の意味で、この前もらった新年度のあれを見たら、23年度末ぐらいで7億ぐらいになるとなってるんだけど、22年度末はそこまで考えてなかったですかね。ことしの予算だけど、これまで23年度末で今度の4億を足した金額ぐらいになるとなってるもんだから。これとは違うわけですかね、予算と。

○町長（日高 政勝君）

先ほどから申し上げておりますとおり、そのときどきのこの財政というのは、いろんな経済の状況も変わってきますし、国のいろんな政策でも変わってきます。特に本町の場合は7割がこの依存財源ですので、この景気の状態あるいは国の政策によって大きく左右をされる、それがありますので、今みたいに先の見通しがどんどん変わるような時代になれば、なかなかその的確な見通しというのは立てにくいところがございます。

今年みたいにまたこういった大きな災害があると、来年の地方財政に、先ほど申し上げましたとおり、いけな影響が出くっとか判らんというようなことがありますので、今のうちにしっかりと貯金はしていかないと、いろんな町民の皆さん方の要望にはこたえていけないというところがありますから、しっかりと対応ができるように、いろんな環境の変化にも順応ができるように、財政運営というのはやっぱり一定の行政水準を保っていく必要があるかと思っておりますので、そのために基金も積み立てをさせていただいてるところであります。

○楠木園洋一議員

それぞれ違うということで了解しました。それと予算書の21ページの財産収入のこの基金の利子なんか減額になってるんですね。財政調整基金が180万、それと減債基金、それと庁舎建設基金の利子は増えてるんだけど、これはどこが違うんですか。

○財政課長（下市 真義君）

22年度の当初予算と比較しての今回の減額あるいは増額でございますけども、大体当初予算をつくる段階での見込みとその後のいわゆる基金を積み立てる時期とか、そういった関係、またいわゆる1年の定期でほとんどやりますので、そのとき利率の低下とかそういった変動もあった関係で、いわゆる基金の積み増しをしたものは増えたりとか、そういった調整の結果のこういったいわゆる減額あるいはまた増額ということでございます。

いわゆる当初予算を編成した段階と今の時点での情勢が違うということを御理解いただきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

22ページの一般廃棄物処理施設の繰入金3,000万に関連してちょっとお伺いしますが、これは先の委員長報告書の中で、薩摩川内市と24年度以降で継続ができるか不明であるために清算をするというようなあれがあったんですけど、合併時の前に一応清算して、それで資産が7億とかあるから川内はこの基金には全然関係ないのではないかなと思うんです。その辺の事情をちょっと執行部のほうから話があったそうですからお伺いいたします。

それから、ふるさとさつま応援寄附金が230万ですか、なってますけれども、これが何人ぐらいで何口ぐらいとか、その辺が判ってたらお知らせを、今後どのようにしてその啓発されていくつもりか、お願いをします。

それと雑入で24ページですけれども、市町村の振興協会交付金ですけれども、これが600万の当初の予算が7,600万と7,000万ぐらい増えてるんですけども、この辺がどうなのか、宝くじの市町村が持っているやつを地域にも何かせえとかちゅうのを新聞記事で見たような気がするんですけども、その辺もお願いします。

それから27ページ、2款1項2目行政管理費の、先ほど町長が言われましたけど、退職手当組合負担金の基金に7,000万の積み立てをするということで、合併後10年後、26年にその精算をしなければいけないということですが、現在までに1億5,000万ですかね、積んであるんですけども、今度で2億2,000万ですけども、どれぐらいまで積み立てないといけないものなのかお伺いします。

それから、東北地方のこの義援金の1,000万に関連してですけれども、先ほど川口議員からもあって今町長のほうから災害復興の基金を積み立ててであると。これは前の18災があったときに私なんかも主張したんですけども。

町長のほうから話があったように、とにかく品物で持っていると布団なんかも日干しもせないかんし、それで保管場所も要るし、食料も買いかえもせないかんし大変な負担になるから一応お金で持ってなきやいかんのじゃないかと、そっちのほうがいいんじゃないかというようなことでそういう復興資金ということになったんですが。

今までのようなこの基金のあり方、状態、先ほど町長もちょっと積み増しをせないかんかなと言われましたけれども、やはり一たん事があると、前私が言ったときには町長は財政調整基金があるからそっちでと言われましたけれども、やはり財政調整基金のほうはいろんなことに使いたくなりますので、今後の町民の安心感とかなりますと、やっぱりこうして災害に対する基金を積んで、そしてやはりいろんな人たちが変わっていても、この基金だけはさつま町に生まれた人は、何か災害に遭ったときにはこういうことでありますよということで、やはりもう少し積み立てをする必要があるのではないかなと思うんですが、再度町長にその件についてお伺いします。

それから、47ページに子ども手当の200万円の減があるんですが、22年度にどのような状況だったのか、これは担当課で結構ですので、その辺の推移についてお伺いをいたしたいと思います。

それから、国民健康保険特別事業についてですが、特定健診のこの170万円の減ですけども、委員長報告にもありましたように、なかなか町民の理解が得られなくて受診率というかそれがうまくいってないと。それで今年度は無料にしてなんとかしよう。

それで、昨年もやはりマイクロバスを出したりいろんな手だてをされましたけれども、なかなか厳しいということで、それが65%いかんと10%の減額で約3,000万というような話ですね。そうするとそれがうまくいくと3,000万くるんですから、プラスマイナ

スで6,000万です。

そうなりますとやはり国民健康保険税に対するあれが非常に大きくなると思いますので、介護のほうも先ほど報告ありましたように6,000円ぐらいにせないかんというようなことで町民の負担が非常に増えてきますので、ここを何としてもやはり65%にいく手だてをせないかんと思うんですね。

4月になって館長会とか公民会長会とかいろいろありますので、やはりその席でもその辺のその金額のことについては詳しく説明をして、そして町民の方に理解をしてもらわないと、国民健康保険税にはね返ってくるということを強く知らしめるべきじゃないかと思うんですけども、その辺の考えをお伺いしときたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

まず、一般廃棄物の基金の問題であります、今回取り崩しを計画いたしたところでありますけども、当初の合併協議会の際は、一応借金いわゆる地方債の残高それから建物、土地等の資産の比較をしながら、いわゆるもうペイにしようというようなことで協議が調ったわけで、あとはもう委託をする分については委託料で払いましょうということになっておるわけですが。

基金につきましても取り崩す場合は、一応双方協議をしましょうということになっておりましたので、毎年協議をしながら取り崩しをしているいろんなこの修繕に充てているわけであり

ます。したがって、いよいよ薩摩川内市におかれましても、平成24年度からし尿関係が稼働をするということでもありますから、その辺になったときに一般のごみをどうするかという問題もありますので、2回ほど市長といろいろ話し合いをしておりますが、基本的には向こうの考えとしましては、し尿とあわせてごみについてもすべて24年度からもうスタートをしたいというようなお考えを示されましたけれども。

やはり祁答院、入来の方を含めて、ごみについてもし尿についてもですが、施設を建設してありますのでその辺の維持管理というのが非常に負担が大きいというようなことを申し上げながら、24年度から稼働をするこのし尿の分については、これはもう合併協議のときからも建設が始まっておりましたので、祁答院、入来まで含んだところで施設の建設をしてある以上は、そしてまたそういうことで議会にもお諮りをして建設をされておりますので、今さら引き続き、し尿の分まで使ってくださいということはちょっと筋が通らないことになってるんじゃないかと思っておりますので、それはやむを得ないんじゃないでしょうかということは言ってますが。

このごみについては祁答院、入来の皆さん方も業者の皆さんが収集をして向こうの施設まで運んでいらっしゃるんですけど、例えば年末あたりになるとやはりそればかりじゃいかんということがありますし、やっぱり遠隔になるし、サービスを落とさんとなると、どっかストックヤードをまた中継基地をつくらないかんだろうし、そういった余計なお金も要るでしょうから、引き続きうちを使っていただきたいということも申し入れをしてあります。

向こうとしては祁答院、入来分がきても十分処理能力はありますからできたらそうしたいというお話でございましたが、それについては、こちらも起債も残っておりますから、25年までは何とかできませんかということでお願いをしてきておったわけであり

ます。そういうことで最初はトップ会談の中ではそういう方向でいきましようかねということだったんですけども、ただ、1回目のときに24年度からすべて両方ともやるというような方向、考え方が示されて、担当部署のほうで議会にも24年度からどっちもやりますと答弁を

したというようなこともあったみたいで、それでなかなかその辺もちょっといきさつがあったみたいで、それで改めてまた何とか24年まではできませんかというようなこととお話を申し上げて、それについては市長が責任持ってやりたいというようなことでありましたので、ごみについては24年まではできるじゃないかと思っております。

正式な詰めはこれからですが、そういう方向まで流れがきております。そうしますと、25年度までできればいいんですけども、25年度を見ますと、起債の借金は1,700万程度しかもう残りませんので、24年までいったらほとんどもう借金も終わるような状況になっております。したがって、そう大きな影響というのは出ないのかなと思っております。

そうした場合に、基金が相当な金額残っておりますから、これをそのまま残しておく、向こうの立場としては当然として御理解いただけるような状況になるんじゃないかと思っておりますので、今必要な施設の整備をしっかりとこの基金でやって、その延命を図っていくことのほうが得策ではないかというふうなことでこのような措置をとらせていただいたところでございます。

それから、ふるさとさつま応援寄附金の関係でございますが、(発言する者あり)いいですか。これは毎年関西さつま会それから関東さつま会へ行って、それぞれの出席者の皆さん方にもこのことについては県の職員と一緒にお願いをしておりますし、今でも非常にありがたく思っております。それぞれ毎月そういう形で入ってきておるようでございまして、本当有効に活用していきたいと思っておるところでございます。あと課長が答弁をいたします。

それから、退職手当の関係でございますが、先ほど申し上げましたとおり、平成17年から平成26年までのこの10年間にしましては、職員が合併によって物すごく増えたというようなことで、それを行政改革の一環としまして適正管理をせないかんというようなことで、早期退職のための基金の造成もして、相当な職員数もやめていったわけですが。

今後におきましてもやはり相当、年によっては10名を超えるような年次が出てまいるところでございます。多いときには21名とかあるようでありますから、とにかくこうなると、こういう10年間のこの精算ということになりますけれども、調整特別負担金という形で納めんといかんということになりますので、そうなったときに予算ですぐ出せる状況があればいいんですけど、基金として積み立てをしてそれに対応できるように準備をしていく必要があるかということで、このような積み立てを計画をしているところでございます。

どこまで積み立てるかということ等については、また今後の退職後の職員数に応じて違いますので、あともって担当課長から説明をさせます。それから、宝くじの関係も今回宝くじ振興協会、いわゆるサマージャンボの関係、いろいろ仕分けの関係で御存じのとおり、非常にいろいろありましたけれども、本町で7,624万6,000円というのが入ってまいりましたので、これを一つの積み立ての資金財源にしようというわけでありまして。

あと災害復興基金につきましては、やはり先ほどありましたとおり、どういう災害がいつ発生するか判りませんので、やはり特定目的基金としてしっかり持つていくほうが安心はできるかと思えます。財政調整基金のこの目的からいっても使えないことはないんですけども、それは多岐にわたっておりますので、できたら財政の余裕を見ながら積み増しができれば積み足しの努力はしていきたいと思っておるところでございます。子ども手当の関係については、担当課長からお答えをさせていただきます。

特定健診の関係であります。現在まで43%ですかね、それぐらいになっております。

本年度におきましては60%を持っていかないと、とても24年度は65%までは到達せんよということで、とにかく健康づくり推進の宣言もいたしましたし、いろんな手だてをしながら町民ぐるみのこの健康づくりを推進をして、この受診率をいかに高めていくかというのが大事でございますので、いろんな機会を通じて、先ほどありましたとおり、仮に受診率が到達しない、そしてまたいろんな国の補助金がダウンをしますと、今まで行ってきたいいろんな健診にしましてもサービス事業を落とさなければならないという面があります。

一方によっては、地域もそれだけ負担増をしてもらわないかんという問題がありますので、その辺も十分やっぱり町民の皆さんに御理解をいただく、そういう手だてが必要かと思っております。

とにかく自分の健康は自分で守るという意識をいかに高めて、やっぱり元気うちに早期発見、早期治療に努めるためには受診率を高めて予防に力を入れる、そのことが大事かと思っておりますので、いろんな機会にまたこれは訴えていきたいと思っておりますのでございます。私のほうからは以上です。

○企画課長（湯下 吉郎君）

歳入の22ページのふるさとさつま応援寄附金の関係でございますが、22年度はさつま町への直接分が18件で169万6,000円、それから県協議会を通じてくる分が件数は34件になりますけれども、特にさつま町指定してある分については52万7,000円、それから指定のない分については7万8,000円、あわせて60万5,000円ということで230万1,000円となっております。

なお、昨年、一昨年のトータルであります、合わせまして昨年度は40件の212万5,000円、20年度は40件の225万8,000円ということになっております。

○福祉課長（二階堂清一君）

22年度子ども手当の状況であります、2月がもう最後の月ということで支払いました。全体で1,499世帯が対象でありまして、3,004名です。全体的に支払ったお金が児童手当と合わせまして3億6,660万円です。

○麥田 博稔議員

今、町長、課長から答弁をいただきましたけれども、一般廃棄物のこの処理施設の維持費につきましては、前も言いましたけど今町長から話を聞きますと、基金があると川内市との話の中でということですが、結局21年度にも経済対策で7千7百万～7千8百万修理費を使ってるんですね。それで、そのあと去年はまた電源立地ですか、これで1千何百万使って車を買ってかえています。

となりますと、ことしもやはり予算的にはし尿処理のほうで9,900万ぐらい一般需用費を組んであるし、それからごみのほうでも6,700万ぐらい、だから毎年1億、21年度はちょっとそれより下がりますけれども、1億幾らのその一般需用費が修理代が要ってるということで、安定的にやっぱり自分たちのまちでやっていくとなると、今もう少し積んどかないと非常に厳しいのなかと。

それで、先ほど町長も言われましたが、この財政調整基金に積んでればと言われますけれども、特に財政調整基金と先ほど出た庁舎建設基金なんかも、きょうの総務委員長の答弁の中にもありますけれども、この前一般質問の中で無借金でつくるというような、つくれるかもというような話も出たりしてびっくりしたんですけれども、やはりそのあと総務委員会の委員長報告書を見ますと、合併特例債を使ってやるというようなことですが。

私から考えますと、し尿処理なんかのやつは、合併当時に幾らですかね、一般廃棄物2億

円ぐらいあったやつが、それで今度で3,000万、当初で6,000万、完全にゼロになるわけです。それで安定的にすると、先ほど言われたいつ何があるか判らないと言われるんですけど、この処理場はどうしても町民生活に直結していますので、やはりここは積み足してある程度安定的にできるという状態をつくらないかなと思うんですよ。

それで、庁舎は無借金ですよといいながら、くどくなりますけど片一方のほうはゼロになる。町民には借金をしなくても庁舎はつくれますよと言いますけれども、内実はこっちのほうは金がないという状況で、財政調整基金に積んであるからと言われますけれども。

先ほどあったように今度の東北なんかの地震を見ますと今後交付税なんかについてもどうなるか、交付税については地方の絶対の権限のある交付税ですけども、采配によっては前の政権のときには三位一体の改革だとかいって落ちてきたわけですから、何があるか判らない状況ですので、やはりこういうのはもうちょっと積んでいくべきじゃないかなというふうに思います。

それから、退職手当については、あとどれぐらいか判らないということだったんですが、やはり試算をしてこれぐらいだということを出してもらって、それで計画的に今度7,000万積むと2億2千万～2億3千万になるわけですから、やはりその辺はどこまでぐらいが要るんだという必要的な経費を出していく必要があると。

特に負担金なんかの割合も100分の何と、市町村が減ってきたりして増えてきているようですから、やっぱりその辺はしっかりと試算をして、そしてやるべきじゃないかというふうに思います。

災害復興基金につきましては、今後積み立てるということですけど、この辺を全体的に考えていったときに、いろんな意見があって庁舎には4億8,000万も積んで、それでこの計画書でいきますと、先ほど楠木園議員からありましたように7億7,000万が23年度末です。それで前倒しでも8億7,000万、1億ぐらい増えるわけですから、22年度末。

それで来年度も積むと、庁舎についてはやはりどんどん増えていくということになりまして、それでこれがあれば町民の理解は得やすいでしょう、借金額が少なくなるから。だけど、実際の中身としてはやはりそういう事情があるということですから、やっぱり先ほど言ったようにこの総務委員会では7億5,000万か幾らか合併特例債を使うというような話もされてますけれども、やはりそういうふうにして使っていくべきだというふうに思うんですけど、その辺の考えを再度お伺いします。

○町長（日高 政勝君）

この退職手当の関係につきましては、今の予定の退職者数というのも判って試算もいたしておりますので、それはもう判っております。大体どひこばっかい積みばよかちゅうところも試算はしておりますけども、2億5千万～2億6千万ですかね、というところになるかと思えます。

それから、この一般廃棄物の基金の関係ですが、これは先ほど申し上げましたとおり、22年度それから23年度で、ある程度の今後修繕が見込まれるものについては、基金を充てて整備をしたら大体この2～3年は大きなものはそんなに出てこないというふうに考えておりますので、そういう考え方で今回は出しております。

今後当然として、施設は経年劣化していくわけでありまして、町民に密接な業務でありますから、支障がないような基金の積み立てというのは必要であると思っております、施政方針にも述べたとおり今後積み立てをしていきますというようなことでございます。

それから、庁舎の関係につきましては、やり方によってはこの前申し上げましたとおり、財政調整基金とかそんなのを充てていったらできないことはないんです。（「理解します」と発言する者あり）ないんですよ。

それで、ただそういうわけもいかないところがあるというようなことで、そうするという意味ではございませんので、先ほども委員長報告にありましたとおり、これを使って今後のいろんな整備のための基金に積み立てをしていくのかとか、あるいは合併特例債を必要な分だけは借りて、これは70%の補助金がついたというものと全く一緒ですから、そういう有効活用をしていったほうが将来の財政運営にはなるんだということでございますので、その辺はそのときの財政状況を見ながら、特例債も必要なところは借入れをしながら進めていきたいと思っているところでございます。

○ 田 博稔議員

町長から説明を受けましたけれども、ぜひやはりそういうところは理解してやっていただきたいというふうに思います。

庁舎につきましては、私は個人的にはつくるべきだと思ってるんですけども、やっぱりいろんな意見がありますので、これは前から町長も言われてますけれど、町民の方に理解を得るためにやっぱりせないかんし、私から見ますと、やはりそうして23年度末でこうして7億7,000万ぐらいのやつが1億幾ら増えてくると、何とかして町民に理解を得るためにこっちを積んであんまり借金をせんちよかだというような話になっていくのかなという気持ちがしますけれども。

やはり町民の理解が一番大事でありますし、またこうして災害を受けて庁舎がつぶれますと、うちの電算室なんかは前つくるときに震度7ということだったんですが、どこにそういう戸籍事務とか入ったやつを保管してあるのかなと、やっぱりそういうのも不安になります。だから、ここだけじゃなくていろんなところにもしてあるんでしょうけれども。

いろんなところにとすると今度は個人情報漏れるとかいろいろありますけれど、いろんな災害があってもそういうところはないように、やっぱりしっかりと保管をしていただくように、これは要望をしておきたいというふうに思います。

それと、特定健診につきましては、非常に担当課も心配してますし、私たちの公民会が一番さつま町でも昨年ですか、ワーストツーとかだったって、前も言いましたけれども、公民会長がおとといの役員会の中でも、何とかしてこれを脱却したいというようなことで今度の総会でも話をするというようなことですけれども。

みんなが行かんでもいいのにと思っちゃいやっけど、やはりお金がこうして上がっていきまよとか、プラスマイナスで6,000万ぐらいの金になりますので、10%引かれるのと10%くるのでは20%ですから、物すごくなりますので、やっぱりその辺は町民の方に理解してもらおうと。

健康づくり推進員の方も今私たちの公民会で一生懸命行かないかんちゅうで運動してますけれども、やはりそういう公民会長会なんかで数字を出してある程度こうなりますよみたいなことをして、そして何とかしてクリアする努力をしていただきますように要望しておきます。

○ 町長（日高 政勝君）

庁舎建設の問題で、確かに十分な説明責任を果たしていかないと、そがし錢を使てと、今のこういう厳しい時代に、という見方も確かにあると思っておりますので、ただ、その総額だけの論議じゃなくて財源的にどうなっているかということをやっぱり十分説明をする必要

があるかと思っております。

特に今回の東日本大震災を見たり、あるいは先般のニュージーランドのああい地震とか見まして、耐震調査をして、その結果も出ておりますし、そのまま不作為行為をずっと続けていくのかというのは、町の責任者としてやっぱり見過ごすことはできないことだと私は思っております。

このような事件、事故が発生をしてる中でこういう公の施設で一般の町民の皆さん方が日ごろから出入りをする場所でありまして、住民サービスを高めていく一つの拠点でありますから、その辺のところも十分御理解をいただきたいなと思っております。

岩手県の大槌町が、それこそ町長もお亡くなりになりまして、司令塔が亡くなって本当の住民の災害復興がどのような形で進んでいくのかというのが非常に人ごとではないような感じがいたしておりますが、ああい事態を見たときやっぱりできるときにしないと、いつかはしなければならぬわけですので、この大規模改造をいたしましても、この前から申し上げますとおり、相当数のお金が要ってそしてまた何年かするとまたしなければいけない。

かえて二重投資になって町民負担というのは増えていくんじゃないかと思っておりますので、その辺のところも十分御理解をいただくような説明をしていかにやいかんなど思っております。

それと、特定健診の関係であります。とにかく町内に健康推進員がそれぞれ公民会のところにもいらっしゃいますので、公民会の会長さんを中心にもうデータを示して、おたくの公民会は受診率はこれだけですと、ここまではぜひとも高めていただきたいと、そういう取り組みをそれぞれぜひやっていきたいと思っております。

公民会の皆さん方が一致協力して本当に元気で助け合いの世の中ができるような形ができれば非常にありがたいことですので、しっかりと取り組みをしていきたいと思っております。

○平八重光輝議員

二、三お尋ねいたします。

一つは地震の見舞金の関係であります。これは東北、関東地方の災害ということもありますが、国の災害、国難ではないかと思っております。

先般、災害が起こった明くる日かその明くる日ぐらいに、国連の事務総長が、日本は世界じゅうのいろんな災害とか困難に手助けをしてくれたと、今度はそのお返しをする番だということで、けさの新聞を見ますと世界じゅうで132カ国の地域、国が支援を申し出たり、実際に来ていらっしゃるそうであります。

そういうことを踏まえましてお尋ねいたしますが、我がまちも過去3回の災害で金銭的な面もありますが、物的な面、それとボランティアを含めた人的な援助というのは金額には換算できませんけれども、恐らく数億円以上のものであったろうと思います。

先ほど、新改幸一議員のほうからもありましたけれども、また18年の水害においては中種子町から、専決でされたかどうか判りませんが、町長がわざわざ我がまちのために100万円という大金を持参していただいた経緯もあります。

この一般会計を見ますと、5億数千万の増額であります。実際は9億数千万の積立金とあと4億幾らのいろんな事業の減額となっております。いろんな努力をされて、使わなくていいお金は使わないということでこういうお金が出てきたんだろうと思いますが、それと年度末に向けてといたしますか、国からの特別交付税等もあってこういうのが出てきたんだろうと思いますが、1,000万は大金でありますから多い少ないは言いませんけれども、先ほ

ど5,000万か6,000万かというお話もありましたけれども、私は1億円ぐらいい出していいんじゃないかと個人的には思っております。

10億近い特別交付税をいただいて9億ぐらい余剰金が出て、もう少し出るんじゃないかというお話でしたから、せめて1割ぐらいいは。国がお金が余ってくれたお金ならいいんですが、国も借金をし、これから災害復旧には恐らく1年に何兆円とお金が10年ぐらいいかかるんじゃないかというようなお話もあります。

そういう国の非常に逼迫した財政が予想される中で、災害地に見舞金として送るのもいいんですが、全国の県、自治体が国にお返しするんだとって20億～30億円つくって返すぐらいいの気概は持てないかと思っております。それも町長の英断であり決断であります。私の考えがなっとるとは言いませんが、町長はそういう考えないよとおっしゃればそれで結構ですが、やはりそれぐらいい大変な時代だということ認識していく必要があるんじゃないかと思っております。

赤字子会社には親会社が資金を補てんします。子会社が回転がうまくいったときに、親会社が危なくなったら子会社がまた逆に補てんをします。国も同じようなシステムではないかと思っております。ほかの市町村の関係もあるからここだけはこのお話も町長の答弁の中ありましたが、こういうのは町長がさつま町は先頭を切ってやるぐらいいの度胸と決断があればと私は思っております。

中身についても一つ、後期高齢、国保等の人間ドックの減額が非常に大きくなっております。どれぐらいい予定されて受診率がどれぐらいいだったのかお尋ねいたします。

先ほど受診率を65%にせんと10%の増減があるというようなお話でしたけれども、さっきありました6,000万円の差があるということであれば、もう3,000万円ぐらいいはただでいいですから受診してくださいと、町民の健康も含めて、やってもいいぐらいいの金額ではないかと思っております。

もちろん64%と50%では減額率も違うんじゃないかと思っておりますけれども、65%に満たんやつは全部10%ということなのかどうか判りませんが、その辺もぜひ検討していただきたい。

それと、合併浄化槽であります。1,677万の減になっておりますが、これも予定数がどれだけで実数がどれだけあったのか。もしたくさんの方がされないのであれば、その制度自体が見直しをする必要はないのか、その辺も含めてお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

金額は先ほどからいろいろありますとおり、いろんな見方があるかと思っております。多いという見方もありますし、少ないという方もありますし、それはさまざまだと思いますが、さつま町の場合、いち早くこうして町民の皆様方にも募金を呼びかけし、町としましてもこういう方向づけをしながら御提案申し上げたところでございます。

金額の多寡についてはいろいろあるかと思っておりますが、とにかく我々もこの被災を受けたまちとしてそういう気持ちを早く表して早く元気になっていただきたいという気持ちから御提案をしているわけでありまして。

おっしゃるとおり状況を見ながらあとでということも考えられることもありましたけれども、せつかくこうして議会も開かれておりますし、議員の皆さん方の考え方もお聞きしながらこうして予算も出しているわけでありまして。今後きょうの町村会の結果でどのような各市町の取り組みがあるか判りませんが、さつま町においては早く決断をしてこうしてやっておりますから、その辺はまた十分御理解をいただければありがたいことだと思っております。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

先ほどの人間ドックの質問でございますが、国保のドックの受診率につきましては、今資料を持ち合わせておりませんので、後ほど回答させていただきます。

後期高齢の人間ドックでございますが、これにつきましては本年度当初で組んだわけですが、けれども、連合会との連携が悪くて特定健診を申し込んでいらっしゃる方がもう既に受診されておりまして、その方々につきましては人間ドックが受けられないことになっておりまして、不公平が出るということで本年度は後期高齢につきましては連合会のほうと協議して人間ドックのほうは廃止させていただいたところでございます。来年度は当初から説明しまして、ドックか健診か受けられるようにしてるところでございます。

以上でございます。

○環境課長（貴島 晃人君）

合併処理浄化槽の件でございますが、本年度の実績が121基でございます。当初160基の見込みでございましたが、39基ほど減額したところでございまして、やはり社会的なこういう状況なのか、新築の住宅が少なくなっているということで減ったのではないかと考えております。

○議長（中尾 正男議員）

浄化槽の補助のあり方の考え方についてどうかと。

○環境課長（貴島 晃人君）

補助のあり方でございますが、補助につきましては国県それぞれ町につきましても国と同額の補助を実施してるところでございまして、これを町の上乗せ補助とかそういうことにつきましては今のところは考えていないところでございます。

○平八重光輝議員

新築もですが、既存の住宅の合併浄化槽につきましては、環境の美化といいますか河川の浄化のためにもぜひ上乗せ等も検討される必要があるのではないかと思います。

それと、もう一つ別になります。し尿処理場、それとごみの焼却場ですが、毎年1億円近いお金が、毎年といいますかここ何年か必要であると、設備が古くなったりしますというんな修繕費等もかさんでまいります。

ある程度借金の返済も済んで形がつくのであれば、薩摩川内市といいますか、祁答院町のほうの話でもですけども、もう古くなってまた作りかえにやならんと、それと修繕費が非常に高くなって大変だと、財政負担が大変だということであれば、逆に薩摩川内市のほうにお願いしてお金を払って向こうのほうと一緒にさしていただいけませんかというぐらいのことをまた考える必要もあるんじゃないかと思うんですけど、町長はその辺はまだそういうお考えはございませんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

今のところありません。

○平田 昇議員

午前中の委員長報告について介護認定率のことでお尋ねしたわけですが、そこまでは審議は至らなかったという答弁でしたので担当課長に伺いたいと思います。一昨年の本町における介護認定率は、一昨年です、20%で非常に高いと。ちなみに近隣には12%の例もあるという説明がある中で、調査分析を進めているとのことでありました。その調査分析の結果が出ているならお示し願いたい。この確認をしたいということです。

もう一つ、これは集落排水についてでございますが、今回の補正では事業費という名目で

250万が出されております。どんな事業であったのか。以前の説明では、これも以前の説明です、施設の補修費については年間360万を見込んでいるという説明でしたが、毎年度予想されている補修費の内容はどんなものがあるのか。

当然老朽化は想定できます、古くなってるということで。この補修費に値したのがこの事業費260万ですか、これがどうだったのか、その説明でいいです。

○介護保険課長（中村 慎一君）

認定率の関係であります。さつま町の場合は20%を超えておりますが、県内のこの近隣の市町村等のこの認定率の資料をちょっと手元に持ち合わせておりませんので、若干そのところは御容赦をいただきたいと思いますが。

さつま町のこの認定率が非常に高いわけがございますけれども、やはりこの65歳以上の高齢化が進んでおりますけれども、この認定率が高いという原因につきましても、75歳以上の後期高齢の人口の数が多いということが一つ大きな要因であるというのは、これはもう県の説明でもそういった説明をしておりますし、どこでもそういった説明がなされているようであります。

要するに高齢化率が高い中で、高年齢化が進んできているというふうにとらえております。これはもうやむを得ない部分であるというふうに思うところでございます。

それともう一つは、さつま町の場合は、施設介護と在宅介護とそれぞれ分かれておりますが、施設介護に係る入所をする定数、第4期の場合、定数はもう一応そのまま据え置いておりますので増床の余地がないわけがございます。

ただ、介護の重度化が進んでいきますと、どうしても在宅介護だけで賄えない部分というのは出てまいります。そうなりますと、施設を持っているところに短期的にショートステイ等をするようになります。その回数がやはり頻度が多くなるということでもあります。

21年度と22年度の比較をしてみましても、在宅サービスの中で比較的に金額が大きく伸びておりますのが、短期入所の関係、生活介護、老人介護といったようなそういうショートステイの関係等が伸びてきているようであります。

それと、もう一つが、福祉用具の貸与の部分とかそれから在宅サービスの回数が増えてきているといったようなことでもございまして、施設に入所できない部分、在宅でのサービスの頻度というのが限度額いっぱい伸びてきていると、そういうふうに見ているところでございます。

やはり第5期の計画の中で、こういう施設介護に係る部分と在宅サービスに係る部分、それとあと在宅となりますとどうしても家族の皆さん方のこのかかわりの度合いといったようなものも出てまいりますので、そこらをくろめてサービス事業所との協議、どういった方向づけがいいのか、そういったところなんかを協議をさしていただければというふうに思っております。

県内いろいろ認定率を見ますと、さつま町の場合は20%、それから現在のところ昨年の12月時点で21%を超えております。そういう状況になってきておりまして、ちょっと県内いろんな海岸端のそういう市町村を見て見ますと、やっぱり10%台の中盤ぐらいにあっていったようなところでございますので、そういう市町村の状況等いろいろ調査してみたいなといったようなそういう気持ちは持っているところでございます。説明になりませんが、そういったような分析を現在のところはいたしております。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

申しわけございません。国民健康保険事業によります平成22年度の人間ドックの実数で

ございます。一般ドックが34名、女性ドックが31名、PETドックが16名の計81名の人間ドックの助成を行ったところでございます。以上でございます。

○環境課長（貴島 晃人君）

農業集落排水事業の関係でございますが、本年度の維持補修費につきましては360万ほど計上しております、その範囲内で実施をしております。今回積立金をお願いしたところでございますが、これにつきましては今後大規模な改修とかそういうのが予想されますので、それに向けての積み立てでございます、繰越金の留保がございましたので、その分を積立金に回したということでございます。

○平田 昇議員

この250万円の事業内容についてちょっとお知らせください。

○環境課長（貴島 晃人君）

250万円につきましては、維持補修基金へ積み立てると。（「積立金」と発言する者あり）はい、積立金でございます。

○桑園 憲一議員

済みません。農林水産業費でお伺いたします。

55ページですが、賃金の指導員、たしか梅の指導員を配置するというので当初予算で説明を受けとったわけですが、これの減額の理由を教えてくださいと思います。

それから56ページ、水田重点作物助成250万円の減額ですが、重点作物のゴボウ、里芋、カボチャ、10アール当たり1万円、25町歩の定着化図するという説明を受けておったわけですが、これの減額の理由を教えてください。

それから59ページ、フレッシュファーマー育成事業費、新規就農等の祝い金が20万円減額になってるんですが、本年度の新規就農者は何名おったのか。担当課長で結構です。

○農政課長（平田 孝一君）

お尋ねの6、1、5の農産園芸事務費の賃金、指導員の96万円の減額であります、これにつきましてはおっしゃられるように梅の技術員の雇用ということで予定をしておりましたが、梅の産地づくりを進めていく中で完熟梅の一次加工技術がやや低いというようなことがございまして、そういった技術向上のために雇用をするということでしたんですが。

この事業は21年の後半から進めておまして、一応22年度も8万円の12月分と、1カ月に10日間8,000円の結局12月分ということで96万円計上させていただきましたけれども、22年度当初に口蹄疫等がございまして、なかなか予定者との交渉がうまくいかず、そしてまた口蹄疫終了後、ハローワーク等にも募集をかけ候補者との交渉を持ったんですけども、なかなかそういう時間が持てないということがございまして、そういった雇用をあきらめたところでありまして、全額96万円を今回減額したところであります。

この事業につきましては、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して進めるということではしております。そして、また23年度につきましては、町の梅振興会のほうが7月をめどに農業生産法人を設立したいというような意向がございまして、またこちらのほうで対応していただけたらということで、23年度では計上しませんでした。

それと、もう1点の水田の重点作物助成であります、これにつきましては米の生産助成が進められる中で水田を活用して米以上の所得が得られる野菜、果樹など重点品目、それと振興作物、そういったものを関係機関と一体となって推進を図っているところでありますけれども。

そのような中で平成22年度から国における生産調整制度が戸別所得補償制度モデル対策

となってスタートすることが予定されておりましたけれども、私ども町段階における予算要求時点が12月時点でございます、国から何ら具体策が示されないことから、水田利活用部分、従来の転作に係る部分が前年度からすると大幅に減額されるのではないかとといった情報もありました。

そういったことから、国の制度が未確定の中で町単独で重点作物に対する助成金を計上させていただいたところであります。3月時点になりまして国県の説明会が実施され、助成金が大幅に減る部分については激変緩和措置ということで前年度並みに近い助成金となったことから全額を未執行ということで、今回全額をまた減額をしたところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ちょっと答弁を保留します。答弁の担い手室長が見えてないようです。答弁を保留しておきます。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

ないですね。

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね2時25分とします。

休憩 午後2時16分

再開 午後2時24分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○担い手育成支援室長（小椎八重廣樹君）

失礼いたしました。フレッシュファーマー育成事業の新規就農者等祝い金の20万円の減でございますが、予算としましては4名分を計上いたしておりました。

2名が新規就農となられ、残り2名分の減額という形になったわけですが、お一方は勤務の関係でまだそちらのほうの継続をされとるということで対象にならないということで減、もう一方は今しばらくまだ勉強をしたいということでまだ就農されていらっしゃいませんので、2名分の減を行ったところでございます。22年度の祝い金の対象者は2名ということでございます。

○桑園 憲一議員

この2名の新規就農者の職種を教えてください。

○担い手育成支援室長（小椎八重廣樹君）

1名は佐志の方で畜産でございます。もう一方は中津川の方で園芸についていらっしゃいます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいまの議案8件については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案8件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、順番に討論、採決を行います。

まず、議案第22号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第22号 さつま町土地開発基金条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

次は、議案第23号について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第23号 平成22年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」は原案のとおり可決されました。

次は、「議案第24号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から「議案第29号 平成22年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案6件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案6件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案第24号から議案第29号までの議案6件は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第24号 平成22年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から「議案第29号 平成22年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案6件は原案のとおり可決されました。

△日程第24「議案第30号 さつま町教育委員会委員
の任命について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第24「議案第30号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第30号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち、熊田岐利氏が平成23年5月9日付をもって任期満了となることに伴いまして、新たに神囿和昭氏を任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めます。内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

「議案第30号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明させていただきます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案はこれを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第30号 さつま町教育委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

△日程第25「議案第31号 患者監視装置（生体情報
モニタ）購入契約の締結について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第25「議案第31号 患者監視装置（生体情報モニタ）購入契約の締結について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第31号 患者監視装置（生体情報モニタ）購入契約の締結について」であります。これはきめ細かな交付金事業によります患者監視装置の購入契約を締結しようとするものであります。さつま町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては健康増進課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、「議案第31号 患者監視装置（生体情報モニタ）購入契約の締結について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

1点だけお尋ねします。平成21年度に本町は国の経済危機対策臨時交付金により高度医療機器を購入し、医療機関に無償貸与しておりますが、これと全く同じパターンであると解してよいのか。

この医療機器により医療機関は大変喜ばれているとの説明がなされているわけですが、この装置により医療技術上どんな効果を期待できるのか、この一連の無償貸与は医療機関からの強い要望にこたえる形でなされたものか、この2点をお伺いします。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

今度導入しようと思っております患者監視装置につきましては、ICU、CCU等の重症の病院患者の監視のために設置しようとするものでございまして、現在6基のモニタがあるわけですが、高齢化や重度化が進みまして、CCU、ICU等で不足が生じている状態でありまして、それらと連携して作動しようとするものでございます。

今回のものは前回のものとは全然違って、別にICUとCCUで使用するというものでございます。

○平田 昇議員

機械が違うという意味ですか。

○議長（中尾 正男議員）

平田議員、今回の場合は予算は通過した契約案件でございますので、契約に関して関連はありますけれども、既に購入の予算関連は通過しておりますから、契約案件についての質問にさせていただきたいと。（「聞くなということですね」と発言する者あり）いや、ちょっと何か本件の中身が少し違うんじゃないかというふうに取り扱います。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

前回21年度に入れたものと機械は別のものでございます。（「パターンは一緒でしょって私は言ってるわけですよ」と発言する者あり）考え方という意味ですか。（「貸与のパターンですよ、貸与のやり方」と呼ぶ者あり）その点につきましては、町で購入して医師会等に。

○議長（中尾 正男議員）

議長の発言許可を得て発言してください。（「申しわけございません」と発言する者あり）

○健康増進課長（村山 茂樹君）

21年度と同様に町で購入しまして郡の医師会病院のほうに無償貸与するものでございます。申しわけございません。

○麥田 博稔議員

契約の方法についてお伺いしますけれども、随意契約による契約となっておりますが、先ほど平田議員が言われましたように、医師会のほうから要請があったのか、それともこの機械というのが物すごくいいということでされたのか、その随意契約になった理由を説明をお願いいたします。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

現在ICU、CCUでも生体情報モニタを使用しておりますが、今回導入しようというのは、先ほど申しましたように、重症患者が増えているという部分もございまして、今回8床分のモニタを設置しようとするものでございます。

その随意契約につきましては現在使っている会社と同会社でないとはやはり操作性のミスが。それと今回導入しようというものは、1つのモニタからそのほかの7床のモニタまで見れるということで、わざわざナースステーションに行かなくてもほかの病室の症状が判るということで今回導入しようとするものでございます。以上でございます。

○麥田 博稔議員

今言われましたように、確認をしますけれども、結局今までの機械と全く同じようなもので操作性とかそういうことが同じだからミスが出ないようにということでされたということですね。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

そのように医師会のほうから強い要望がございまして、それに従ったところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本件は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本件を採決します。

お諮りします。本件はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第31号 患者監視装置（生体情報モニタ）購入契約の締結について」は可決されました。

△日程第26「平成22年陳情第10号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する陳情書」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第26「平成22年陳情第10号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する陳情書」を議題とします。

文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「平成22年陳情第10号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する陳情書」について、審査の過程と結果を御報告申し上げます。

本陳情は、さつま町虎居町1779番地1、川薩保育連合会会長、永田隆生氏から平成22年1月15日に提出されたものであります。

陳情の趣旨であります。政府は、昨年、子ども・子育て新システム検討会議を設置し、「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」を示した。その後、2011年関係法律の改正、2013年度実施を目指し検討が進められている。この新システムは、現在の保育制度を大きく変えるもので、子どもの権利保障の観点から看過できない問題がある。

新システムは、保育制度を市場化し、営利企業の参入などを認め、公費の大幅な増額なしに安上がり、保育サービスの供給量の増大を図ろうとするもので、まさに介護保険と同じ仕組みである。

市町村の保育実施義務をなくし、国の保育責任を放棄する新システムは、最も保育や支援を必要としている子どもたちや家族が、必要な保育や支援が受けられなくなる可能性をはらんでいる。そればかりか、公的責任の後退や保育料応益負担化による児童虐待の増大、保育の質の低下、保育従事者不足をもたらす可能性がある。また、保育所最低基準が廃止され地方ごとに条例でゆだねることになれば、ますます自治体間格差が拡大することが考えられる。

今、国がやるべきことは、現在の公的保育制度を充実させ、早急に待機児童解消のための保育所整備計画を策定し、必要な財政支援を行い、認可保育所を増やすことと考える。憲法25条と児童福祉法24条に基づく現在の公的保育制度こそ、子どもの権利、保護者や保育労働者の人間らしく働く権利を保障し得る制度であり、子どもの最善の利益の保障にかなう制度である。

こういった観点から、公的保育制度を変えようとする「子ども・子育て新システム」の導入に反対するため、意見書提出を求めるというものであります。当委員会といたしましては、執行部から現状等の意見を聞き、また、閉会中において保育所の現状を調査し意見の聞き取りを行いました。

その中で、聞き取り調査においては、先に申し上げました陳情趣旨のほか特に、障害者や貧困家庭、保育料未納などによる保育格差など福祉上の懸念が払拭されていないまま進めてよいか。幼保一元化のビジョンには不透明な部分が多く、性急過ぎるのではないか。

保育問題は、単に都市部の待機児童問題だけではない。保育事業の改革は必要であるが、

もっと現場サイドと連携しながら進めるべき事案ではないか、といった意見等も出たところ
であります。

以上を踏まえ、今回、当委員会としまして慎重に審査を行った結果、陳情の趣旨を「了」
として、採択すべきものと決定した次第であります。以上で報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの文教厚生常任委員長の報告につ
いて質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから平成22年陳情第10号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定するこ
とに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「平成22年陳情第10号 「子ども・子育て新システムの
の基本制度案要綱」に反対する陳情書」は、委員長報告のとおり採択とすることに決定しま
した。

△日程第27「発議第1号 東北地方太平洋沖地震に関
する決議」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第27「発議第1号 東北地方太平洋沖地震に関する決議」を議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。

〔木下 賢治議員登壇〕

○木下 賢治議員

ただいま議題となりました、「発議第1号 東北地方太平洋沖地震に関する決議」につい
て趣旨の説明を申し上げます。提出者は、さつま町議会議員木下賢治であります。賛成者は、
同じく新改秀作議員、岩元涼一議員、米丸文武議員であります。

平成23年3月11日、東北から関東地方にかけて巨大な地震が発生し、東北地方を中心
にした大きな津波の到来により、甚大な被害が発生しました。被災後、14日が経過した今、
現地におきましては、被災者救済とあわせ復興に向けた懸命な活動が続けられているところ
です。

この震災により犠牲となった数多くの方々や御遺族に対し深く哀悼の意を表するとともに、
余震が続く中、避難所等で不便な生活を余儀なくされている被災者の皆様に心からお見舞い
を申し上げます。当町議会としては、今回の震災の早急な復興を祈り、被災者の皆様方の救
援に向け、最大限の努力を行うべく、次のとおり決議するものです。

東北地方太平洋沖地震に関する決議。

平成23年3月11日に発生した「東北地方太平洋沖地震」は、東北を中心に北海道から関東に至る広範囲にわたり、巨大地震と大津波による多数の死傷者と行方不明者をもたらす、沿岸の地区に壊滅的な被害が発生した。加えて、福島第一、第二原子力発電所において、過去に例のない重大な事故が発生するなど、極めて憂慮すべき事態となっている。

被災地においては、懸命の救助作業が行われているものの、被害の全容は明らかになっておらず、家屋の倒壊・流出や道路の損壊など、広範囲にわたる生活・産業基盤の崩壊は、我が国経済にも深刻な影響を及ぼすことが予想される。こうした現状を踏まえ、政府においては、被災地域の緊急の救援対策、復旧・復興対策等に、総合的かつ主導的に取り組むとともに、全国自治体の協力を得て最大限の協力体制をもって臨むよう求めるものである。

本町においても情報収集に努め、被災者救済と復興支援等のため、国・県や関係自治体等との連携を図りながら、人的派遣、生活物資の提供等、必要な支援を積極的に行うよう求めるものである。

また、防災対策においては、今回の大震災の被害等を教訓に必要な見直しを行い、最適な方策を講ずることはもとより、特に原子力発電所に関しては、本町も20キロメートル圏内に位置している地域があることから、国及び県において震災や津波など、自然災害に対し十分な安全が確保されるよう、基準の見直し、また避難体制や監視体制等、抜本的な防災対策を講じられるよう強く要望する。

あわせて、今後の国の対応等を踏まえ、国、県、九州電力等の関係機関においては、相互に緊密な連携を図りながら、徹底した情報公開と川内原子力発電所の安全対策及び防災対策並びに住民の安全確保に万全を期せられるよう要望する。以上、決議する。

平成23年3月25日。鹿児島県さつま町議会。

以上、趣旨の説明を終わります。議員各位の審議方、よろしくお願いいたします。

〔木下 賢治議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第1号 東北地方太平洋沖地震に関する決議」は、原案のとおり可決されました。

△日程第28「発議第2号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第28「発議第2号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔平八重光輝議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（平八重光輝議員）

ただいま議題となりました「発議第2号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について」、提案の趣旨説明を申し上げます。

厳しい雇用、経済情勢、また、本町の行財政改革の推進にかんがみ、平成23年4月から平成24年3月までの1年間の報酬について、議長の報酬月額から5%、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬月額から3%を、それぞれ減額するものであります。

本条例施行による減額の総額を183万円と見込んでおります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第2号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第29「発議第3号 町長の専決処分事項の指定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第29「発議第3号 町長の専決処分事項の指定について」を議題とします。
提出者の趣旨説明を求めます。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○議会運営委員長（柏木 幸平議員）

ただいま議題となりました、「発議第3号 町長の専決処分事項の指定について」趣旨の説明を申し上げます。

本案は、地方自治法第180条第1項に基づき、議会の委任により町長の専決処分事項を5項目指定しようとするものでございます。

第1号については、法律上、町の義務に属する1件50万円以下の損害賠償の額を定めること。ただし、損害賠償の額が保険等で全額補償される場合は、損害賠償の額が1件50万円を超える場合も同様とするものでございます。

第2号では、前号に係る歳入歳出予算の補正を行うこととしてございます。

第3号については、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更並びに財産処分に関すること。

また、第4号におきましては、年度末における地方債等、特定財源の確定に伴う関係予算の補正を行うこと。

さらに第5号では、町営住宅の家賃等の請求及び明渡しの請求に係る訴えの提起及び和解（家賃の滞納を原因とするものに限る）に関することとあります。

以上、地方自治法第109条の2第5項及びさつま町議会会議規則第14条第3項の規定により提出するものであります。

議員各位の御審議のほどよろしくお願いいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第3号 町長の専決処分事項の指定について」は、

原案のとおり可決されました。

△日程第30「発議第4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第30「発議第4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○文教厚生常任委員長（岩元 涼一議員）

ただいま議題となりました「発議第4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書（案）の提出について」、趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「平成22年陳情第10号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する陳情書」と同趣旨であります。

お手元に配付してある意見書のとおり、公的保育制度を変えようとする今回の「子ども・子育て新システム」の導入に反対するため、衆参両院議長及び内閣総理大臣ほか関係大臣に対し、意見書を提出しようとするものであります。

議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第4号 「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」に反対する意見書（案）の提出について」は、原案のとおり可決されました。

△日程第31「報告第1号 平成22年度さつま町土地
開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第
2号）について」、日程第32「報告第2号 平成
23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計
予算について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第31「報告第1号 平成22年度さつま町土地開発公社事業変更計画及び事業会計補正予算（第2号）について」及び日程第32「報告第2号 平成23年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を一括して議題とします。

報告の内容については説明済みであります。何かお聞きしたいことはありませんか。

○新改 幸一議員

直接、土地公社の金額的な部分じゃないんですが、先ほどから出る出ておりますが、東北地方の震災云々の流れの中に、空き家バンクの関係も説明があって、空き家バンクの関係もさらに充実して進めていきたいということなんですけれども、この空き家バンクは空き家バンクで、そういう流れは大変重要なことだと思ってるんですが。

これから先、3年、5年先は、10年かかるかもしれないけれども、今までは、定年後はこっち田舎には帰ってこないという考え方でおった方々が、今回の東北のほうの地震なんですけれども、ずっと下ってきて、東京近辺、それぞれこっちの出身者あたりも、この際、将来はさつま町に帰ろうかなという方々が今後出てくる可能性も私はあると思うんですが。

開発公社が持ってる、佐志ニュータウンとか鶴田とか、それぞれあるんですけれども、今まで以上にそういう方々に対する、こっちに帰ってきたいという考え方を持っていられっしやる方、そういう方々に気持ちよく提供するような、さらに突っ込んだ、ニュータウンに対する減額といいますか、流れを変えてみようかなというような将来的な考え方は持っていられっしないものか、お聞きいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに福島原発を機会にして、できるだけ遠くに避難をしたいという方もいらっしゃいますし、町内にも、既に一 가족が公営住宅に入れるような手続もしてもらっておりますけれども、出身者の中で、あるいは職場も失ったという方も、なきにしもあらずかと思っております。

そういう意向の人が帰ってくる一つの機運というんですかね、あるかも判りませんので、先ほど説明しました空き家バンクの関係も含めて、公社が持っております分譲住宅、この辺については広くPRをしながら、そういうIターンとか、あるいは町内に関係のない人についても、そういう機会の窓口をあけておくことは大事かと思っております。

そのことはまた定住の促進にもなるわけですので、これもまた十分PRの仕方については工夫をしながらやっていきたいと思っております。

○平田 昇議員

開発公社の土地の処分について、永野工業団地用地1件だけは、これを開発用地として保持したいという方針を示されているわけですのでございます。これは所有してから11年が経過しておりますが、この間、どのような企業に売り込む努力をされたのか。

当地は、これまでに企業が当地進出の目的で当局に打診するか、または協議に至った例はまだないのか。そのことについてお聞きしたいと思います。実勢価格は幾らになってるか、そこら辺は判ってないでしょうか。

○議長（中尾 正男議員）

薩摩工業団地のあの分だと思います。基金との関連で。

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

この土地開発事業に関する説明の中では、この完成土地には開発公社には入っておりませんので、資料としては提示をしてないところであります。ただそういう企業の誘致については、それぞれ旧町から努力をしておりますけれども、実際には分譲には至っていないということであります。

○議長（中尾 正男議員）

先ほどありましたが、この分については、土地開発基金のほうで保有をしてると。借りたりはやってないということであります。（発言する者あり）のり面は、土地開発基金の分ですね。町長から補足する分はありませんか。取引の話とか別にないわけですね。

○町長（日高 政勝君）

永野の工業団地についても、だんだん空港の道路についても整備をされて、近くになってきておりますので、過去においても町内の企業さんのほうにも紹介をして検討されたいきさつはありますし、これまでも数件現地を見てもらったことはありますけど、契約の段階まで至っていないというのが事実でございます。これからもいろんなところには紹介をしながら努力はしていきたいと思っております。

ただ先ほどの一般会計の中でも申し上げましたとおり、平面の部分は公社で残っておりますけど、下ののり面を構成する分は土地開発基金という形で残っているところがございます。

なかなか工業団地の用地として、のり部分まで含めて処分となりますと、相当価格は上がって、買い手も難しくなるかなというのがありまして、基金においてあるのかなという感じがございます。そういういきさつがあるようですから、それについては今後、どのようにやっていくのか、町有地として今後も確保していくのか、その辺はいろいろ課題がありますので、検討させていただきたいと思っております。

○麥田 博稔議員

23年度の予算ですけれども、この前の説明で広告宣伝費38万7,000円ですが、4万5,000部ということでしたけれども、それから旅費も組んであるんですけれども、積極的に売りに行くということではありますが、説明書によれば、ただ理事会の費用弁償とかその辺で、一般会計で食糧費も20万ぐらい組んであるんですよ。

だけど、売るためにはもうちょっとやらんと、こっちはほうは3億借りて、次また組まれるんでしょうけれども、いろいろ財政が逼迫してるからということなんですけれども、一般会計のほうから20%やって、昨年も4区画か5区画か売れて、ことしも2区画は売れるということなんですけれども、その辺をどのようにお考えなのか。

やっぱりこうなってきますと、先ほどあったように、もうちょっと入れてでも、よそからの人が帰ってくるといえば安く売るとか、これは一般会計のほうになりますけれども、どうしても一般会計とこっちと言いますけれども、親子というか、完全に一心同体ですから、土地開発基金等はこっちに移行してるだけで、しかも連結にせにやいかんちゅうことですから、どうしてもこっちを早く処分してやりたいという気があるんですけれども。

広告宣伝費が38万7,000円、それから旅費が8万2,000円ですけど、これはさっき言ったような状態ですけど、その辺の基本的な考えはどのようにお考えなのか、お伺いします。

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

ただいま御指摘の点でありますけど、3月31日まで売却を見込みということで、当初予算

についてはこの金額で出しておりますけれども、5月の段階でまた理事会をして、そして補正予算という形で旅費等の予算を計上するというようになっております。

言われましたように、これは非常に早く販売をして、そしてこれを軽くするというのは、私どもの使命でございますので、町長のトップセールスを初めとして、県内外のチラシ配布、そして先ほど提案にありました空き家バンクとあわせて、県外の固定資産の所有者についてもこれを活用しながら、また販売を促進していきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで報告を終わります。

△日程第33「議員派遣の件」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第33「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第121条の規定により、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について、議員を派遣したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第34「閉会中の継続審査・調査について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第34「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって会議を閉じ、これをもって平成23年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午後3時14分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議員 中 尾 正 男

さつま町議会副議長 木 下 賢 治

さつま町議会議員 市 來 修

さつま町議会議員 新 改 幸 一

